

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第46号
2011.3

目次

巻頭言

- 「法整備支援のリクルート担当」
弁護士・ニューヨーク州弁護士・大阪大学法科大学院客員教授 池田 裕彦…… 1

特集

- パワーアップサマー2010
「サマーシンポ 私たちの法整備支援2010」シンポジウム(2010.9.3開催)
国際協力部教官 上坂 和央…… 4

参加者感想

- 名古屋大学大学院法学研究科長・法学部長 教授 鮎京 正訓 …… 17
名古屋大学大学院法学研究科・特任講師 中村 真咲 …… 19
名古屋大学学生グループA …… 23
名古屋大学学生グループB …… 25
慶應義塾大学学生グループ …… 27

議事録

- 研究発表Ⅰ 名古屋大学学生グループA …… 36
研究発表Ⅱ 名古屋大学学生グループB …… 50
研究発表Ⅲ 慶應義塾大学学生グループ …… 63
パネルディスカッション …… 77
講評・総括 名古屋大学大学院法学研究科長・法学部長 教授 鮎京 正訓…… 96

資料

- 資料 …… 104

国際研修

- 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト 第5回本邦研修
国際協力部教官 江藤美紀音…… 126
第12回日韓パートナーシップ研修(日本セッション)
国際協力部教官 朝山 直木…… 135
第8回カンボジア法曹養成支援研修
国際協力部教官 上坂 和央…… 139
国際協力人材育成研修(第2回)
国際協力部教官 松原 禎夫…… 148
第35回ベトナム法整備支援研修
国際協力部教官 松原 禎夫…… 173
第1回インドネシア裁判官人材育成強化支援研修
国際協力部教官 松川 充康…… 177
第3回中央アジア比較法制研究セミナー
国際協力部教官 朝山 直木…… 188

活動報告

- 国際会議出席報告 国際協力部教官 森永 太郎…… 193

国際協力の現場から

- 「雑感ー法整備支援に関わってー」 JICAガーナ事務所 西畑 絵美…… 205
「法整備支援に携わってみませんか」
国際協力事務部門統括国際協力専門官 田中 充…… 209

～ 巻頭言 ～



法整備支援のリクルート担当

弁護士・ニューヨーク州弁護士
大阪大学法科大学院客員教授

池田 裕彦

- 1 法整備支援というものを知ったのは、弁護士登録から3年余りを経過した、米国ロースクール留学中のことであつたと思う。

憲法・国際法担当の教授が、アフリカの新興国で憲法の起草を支援するため現地へ出掛けることになり、しばらく授業が休講になったのである。「へえー、憲法の起草かあ」と驚いていると、米国人の同級生が次のように教えてくれた。「新興国を親米的な国にすることは米国の国益にかなう。そして、その国の法制度を米国法に類似した法制度にすれば、米国企業の進出が容易になるし、米国弁護士の新たなマーケットにもなる」というのである。

なるほど、アメリカという国はすごいことを考えるなあ、と感心したが、自分にはおよそ関係のないことだと思っていた。

- 2 ところが、米国のロースクールを卒業して10年以上たった2003年、法整備支援に少し関わることになった。

この年、最高裁・法務省・日弁連がそれぞれ人材を出し、JICAと協力して、インドネシアにおける法整備支援のニーズについて調査を行うことになっていた。当時、日弁連の国際交流委員会の委員長を務めていた、同じ法律事務所にも所属する国谷史朗弁護士から「男と見込んで頼みがある」などとおだてられて、私も参加することになった。山下輝年・現国際協力部長も法務省から参加された。

現地に行ってみると、驚きの連続であつた。社会全体に賄賂が横行しており、裁判所も例外ではなかった。1審で敗訴しても納得せず、控訴率はほぼ100%であると聞いた。裁判所が信用されていないからであろう。それは、賄賂を多く払えば逆転勝訴できるという思いと無縁ではあるまい。現地の裁判所でこのことを尋ねると「裁判官の給料だけでは生活できないから」と臆面もなく答えられた。裁判の勝ち負けが賄賂の多寡で決まるようでは、弁護士の職業意識も低くなるのは道理である。コネや賄賂に頼るよりも、法律のプロとして報酬をもらえるようになった方が、あなた方の収入は増えると思いますよ、というような話をした。

また、ちょうど我々が現地を訪れた時、東ティモール特別人権法廷が開かれていた。東ティモールの独立運動に関連して、インドネシア国軍の兵士や民兵らが、東ティモールの住民を虐殺したとされる事件の刑事裁判である。国際世論は国際機関による裁判を求めているが、インドネシア政府はこれを拒否して、インドネシア単独で特別人権法廷なるものを開いていた。行ってみると、各国の記者が法廷の外まであふれていた。しかし、記者たちに座る席はなく、皆、傍聴席の後ろに立っていた。傍聴席を埋め尽くしていたのは、全員、軍服姿の国軍兵士たちであった。裁判に対する露骨な圧力であり、異様な光景だった。この状況で公正な裁判などできるのか、と感じた。結局、この裁判では被告は全員無罪になった。証拠の詳細は知る由もないので判断しかねるが、その光景に接した者としては驚く結果ではなかった。

もっとも、司法の汚職といい、傍聴席からの圧力といい、それが隠されるよりも、表に出て語られるだけましなのかもしれない。そういう国を相手にしないことは簡単であるが、逆にそういう状況だからこそ、地道に支援する必要があるとも言えよう。

もちろん、調査の合間には、インドネシア料理に舌鼓を打ったり、民族舞踊を鑑賞させてもらったりした。世界遺産であるボロブドゥールまで飛行機で遠征したつわものもいた。

短い期間ではあったが、インドネシアの法制度や社会・文化を学ぶ貴重な経験となった。また、米国留学でも感じたことではあるが、他国の法制度を知ることは日本の法制度をよりよく理解することでもある。そのような機会を与えていただいたことに今でも深く感謝している。

3 2010年9月に法務総合研究所で「私たちの法整備支援2010」と名付けられたシンポジウムがあり、傍聴に出かけた。仮想の国について法整備支援のプロジェクトを立案せよという課題について、幾つかの大学の学生たちが発表をした。そもそも法整備支援について深く勉強している学生たちがいること自体が驚きであった。弁護士になってようやく法整備支援というものを知った私とは、えらい違いである。しかも、その発表内容たるや、いずれもよく考え抜かれたものであり、感銘を受けた（その詳細は、本号に掲載されている）。

法整備支援の裾野の広がりを感じた瞬間であり、とても頼もしかった。これもひとえに関係各位の地道でたゆまぬ努力の成果なのであろう。

4 いうまでもなく、法整備支援には様々な専門領域の法律家の参加が必要である。そのためには、法整備支援に関わる幅広い人材の育成や確保が不可欠である。

私の所属する法律事務所では、ホームページを作ったり、就職説明会を開催するなどして、司法修習生に事務所の魅力をアピールし、新人弁護士のリクルートに努めている。裁判所や法務省・検察庁でも、同様にリクルート活動に力を入れておられる。法整備支援においても、法律家の卵たちに対して、その魅力を知ってもらい、将来の担い手を長期的視点で育てていく必要がある。上記の大学における取組などは正にその実践であり、素晴

らしいことと思う。

私のインドネシアにおける経験はごく短期間のものであり、事前調査に関わっただけである。ところが、実際の法整備支援は、期間はずっと長く、現地の関係者と協働しながら法制度を作り上げていくわけであるから、その苦労たるや並大抵のものではないだろう。その意味では、私には法整備支援を語る資格などない。ただ、私も法整備支援の魅力のごく一端をかいま見せていただいたように思っている。また、米国ロースクールの同級生が語った米国の法整備支援は、自国の国益に相当に比重を置いたもののように聞こえたが、日本の法整備支援はそのような偏ったものではないはずだ。また、一国の法整備に貢献できたときの達成感は、我々弁護士が日常の業務では決して味わうことのできないものであろうということは分かる。

したがって、これからも折に触れ、司法修習生や法科大学院の教え子たちに対し、私の経験した範囲で法整備支援の魅力をアピールし、法整備支援のいわば「リクルート担当」として末席を汚させていただければ、誠に光栄であると思う。

～ 特集 ～

パワーアップサマー2010
「サマーシンポ 私たちの法整備支援2010」
シンポジウム

国際協力部教官

上 坂 和 央

第1 開催状況

- 1 日時 2010年9月3日（金）午前11時から午後6時まで
- 2 場所 法務総合研究所国際協力部国際会議室
名古屋大学会場（CALE）
慶應義塾大学
（テレビ会議システムにより接続）
- 3 主催 法務総合研究所
名古屋大学大学院法学研究科
名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）
独立行政法人日本学術振興会
財団法人国際民商事法センター
- 4 後援 外務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会
国連アジア極東犯罪防止研究所
慶應義塾大学，神戸大学大学院国際協力研究科
財団法人アジア刑政財団，独立行政法人国際協力機構（JICA）
- 5 次第 「プログラム」参照

第2 本シンポジウムの概要

- 1 法務総合研究所は，主としてJICAの枠組みの中で支援実施機関として，他の法整備支援に関係する研究者，実務家の方々と共に，法整備支援に関わってまいりました。
これまでの法整備支援活動の多くは，既に法整備支援とは別の分野の第一線で活躍していた研究者や実務家の方々により行われてきました。そして，これらの方々の高度な知見や専門的な経験に基づく活動により，質の高い支援がなされ，支援対象国や他の支援国からも高く評価をされてきました。このようなこれまでの成果を受けて，多くの学生や若手人材が，法整備支援という分野そのものに興味を持ち，参加を志すようになって

ております。

我が国が、これまでと同様、あるいはこれまで以上に、充実した質の高い法整備支援を続けていくには、このような意欲的な若手人材を育成する必要があります。そして、幅広い人材育成を行うには、組織の枠を超え、研究者、実務家など、法整備支援に関わる各機関が協力して、いろいろな視点から人材育成を図ることが重要になってきております。

法務総合研究所では、このような視点から、2009年8月には、「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムを開催いたしました。同シンポジウムは、学生の方々や法整備支援に係る諸機関の方々などの御参加を得て、新たな試みとして積極的な評価をいただきました。

そこで、今年度には、人材育成における組織の枠を超えた連携を推し進め、早くから人材育成に力を入れている名古屋大学と協力し、名古屋大学が夏に実施しているサマースクールと連携したシンポジウムを開催することといたしました。

また、内容面でも、参加する学生の方々に、サマースクールで学んだ結果を更に研究し、発表してもらうことで主体的に関与してもらい、これを広く関係機関でサポートする体制をとることを目的として実施することとしたものです。

2 上記目的を達するため、プログラムは、主として次のとおりといたしました。

(1) 参加学生3チームによる発表及び評価

主に名古屋大学サマースクールの参加者から募った学生グループに対し、架空の被支援国を提示し、支援方法を研究し、発表してもらい、これに対する評価を行うこととしました。

(2) 元長期専門家によるパネルディスカッション

元長期専門家3名の参加を得て、上記の学生チームによる発表に関してパネルディスカッションを実施することとしました。

3 2009年8月に引き続き、2010年9月3日、第1のとおり、「私たちの法整備支援2010」シンポジウムを開催し、学生の方々（大学生、法科大学院生等）及び法整備支援に係る諸機関の方々（大学関係者、法曹関係者等）を中心とする100名余りの方々に御出席いただきました。

4 今回の課題は、架空の国に対する支援方法を問うもので相当難しい課題でした。しかしながら、参加者の学生の方々は果敢にこれに挑戦し、主催者側が予想していたものをはるかに上回るレベルの発表をしてくれ、出席いただいた先生方からも驚きの声が出るほどでした。また、研究者や実務家など幅広い出席者の方々から、発表に対する意見や提言等が出され、参加者の学生の方々の問題意識を刺激することもできたように思われます。

また、当日のアンケートでも、本シンポジウムでは、これまで余り行われなかった手法（ケーススタディとロールプレイング）を用いた画期的なものであったとの高い評価をいただくことができました。

本シンポジウムについては、所期の目的を達したところですが、今後の参考にしていただくため、その詳細を御紹介する次第です。

第3 本特集の構成

- 1 プログラム
- 2 課題
- 3 参加者感想
- 4 議事録
- 5 当日発表にかかるパワーポイント資料

サマーシンポ
私たちの法整備支援2010



開催日

平成 22 年 9 月 3 日

会場

法務総合研究所国際協力部 国際会議室

主催

法務省法務総合研究所／財団法人国際民事法センター
名古屋大学大学院法学研究科／名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）
日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム
『国際的発信のできるアジア諸国法研究者・アジア法整備支援研究者の育成プログラム』」

後援

最高裁判所／外務省／文部科学省／日本弁護士連合会／国連アジア極東犯罪防止研修所
慶應義塾大学／神戸大学大学院国際協力研究科／財団法人アジア刑政財団／独立行政法人国際協力機構（JICA）

プログラム

午 前 の 部	11:00～	■開会の辞 <div style="text-align: right;">法務省 法務総合研究所 所長 麻生光洋</div>
		■主催者あいさつ <div style="text-align: right;">法務大臣政務官 中村哲治</div>
		■概要説明 <div style="text-align: right;">名古屋大学法政国際教育協力研究センター 特任講師 中村真咲</div>
		■ 研究発表 I <div style="text-align: center;">名古屋大学学生グループA</div> <div style="text-align: center;">曾根加奈子 菅野満美 小山夏生 サッピーソバ・ギュゼール 加藤博子 吉野絵吏</div>
	12:20～	【 休 憩 】
午 後 の 部	13:30～	■ 研究発表 II <div style="text-align: center;">名古屋大学学生グループB</div> <div style="text-align: center;">金井怜己 上杉謙二郎 河嶋春菜 宮川 享 三輪 恵 イプロヒモフ・ディリヨール</div>
	14:20～	【 休 憩 】
	14:30～	■ 研究発表 III <div style="text-align: center;">慶應義塾大学学生グループ</div> <div style="text-align: center;">内田春菜 遠藤菜摘 杉村奈緒子 山下拓郎 渡 匡 ウミリデノブ・アリシエル</div>
	15:20～	【 休 憩 】
	15:30～	■パネルディスカッション <div style="text-align: center;">コーディネータ：（元長期派遣専門家） <ベトナム> 森永太郎 国際協力部教官</div> <div style="text-align: center;">パネリスト：（元長期派遣専門家） ①<ベトナム> 中島朋宏 裁判官 ②<カンボジア> 坂野一生 氏 ③<インドネシア> 角田多真紀 弁護士</div> <div style="text-align: center;">コメンテーター：慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授 松尾 弘</div>
	16:50～	【 休 憩 】
	17:10～	■結果発表・講評 <div style="text-align: center;">結果発表：法務省法務総合研究所国際協力部 部長 山下輝年</div> <div style="text-align: center;">講 評：名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長 教授 鮎京正訓</div>
		■総 括 <div style="text-align: center;">名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長 教授 鮎京正訓</div>
	■閉会の辞 <div style="text-align: right;">財団法人国際民事法センター 理事 加納駿亮</div>	

パネリスト プロフィール

中島朋宏

(なかじま ともひろ)

東京地方裁判所判事補

元JICA長期派遣専門家 (ベトナム法・司法改革支援プロジェクト)

ベトナムの現プロジェクト(2007年4月開始)の前半約2年にわたり、長期派遣専門家として、法整備支援に携わりました。2000年10月に裁判官に任官し、東京地裁で民事事件を担当した後、1年間、アメリカのロースクールに留学しましたが、その際、しばしば“Judge”という肩書ゆえに受ける厚遇に対し、専門的な知識経験に基づいて自分からできる情報発信があまりに未熟だと痛感する機会が少なくなかったことから、自己の経験を国際的に活かせればとの思いを持ち、更に宮崎地裁で民事、刑事、人事、少年及び破産再生事件を担当して一定の経験を積んだ上で、ハノイに赴くこととなりました。在任中は、主として、最高人民裁判所をカウンターパートとし、民事訴訟法及び刑事訴訟法の実務運用に関するサーベイの実施やその結果の分析、それに基づく執務資料の原稿作成、判例の利用に関する活動のほか、行政訴訟法に関する情報収集活動等に関与しました。

坂野一生

(さかの いっせい)

コンサルタント

神戸大学大学院国際協力研究科

元JICA長期派遣専門家 (カンボジア法制度整備プロジェクト)

1992年よりカンボジアに在住し、1998年よりカンボジアの司法省をカウンターパートとする法制度整備プロジェクトに関与してきました。

同プロジェクトでは、1999年からのフェーズ1において民事訴訟法草案及び民法草案の起草を支援し、2004年からのフェーズ2では両法案の立法化支援及び関連法令の起草支援を行いました。その結果、民事訴訟法は2006年7月に公布され、2007年7月に適用(施行)されました。一方、民法は2007年12月に公布され、現在適用期を待っている状態です。また、起草された関連法令には、人事訴訟法、民事非訴訟事件手続法、民事過料手続法、執行官法、民法適用法などがあります。

2008年4月からはフェーズ3に入り、さらに必要な関連法令の起草、民法・民事訴訟法の普及とともに、司法省の人材育成を柱とした活動を行っています。

角田多真紀

(かくだ たまき)

弁護士(弁護士法人 田中彰寿法律事務所)

元JICA長期派遣専門家 (インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト)

2003年弁護士登録(56期)。

企業法務、一般民事、倒産、医療、消費者事件等に従事したのち、2007年4月から2年間、インドネシア最高裁において、裁判所付設の和解・調停制度の改善・強化のための規則起草、調停人養成プログラムの開発、調停人研修の実施等に携わりました。

新たな和解・調停制度に関する最高裁規則が2008年7月に施行され、現在、最高裁司法研修所において新規則に基づき開発された研修プログラムによる調停研修が実施されるなど、インドネシア最高裁による調停制度の発展のための試みが続けられています。



サマージンポ「私たちの法整備支援」研究発表課題

トラモンターナ民主共和国からわが国に対し、法整備支援の要請がありました。以下の資料を基に、

- ① **何を目標に**（要請内容から判断して必要と考えられることをすべて目標とするか、その一部にとどめるか、どのような状態が達成できたら目標が達成されたことになるのかなど）、
- ② **いかなる手法で**（プログラムあるいはプロジェクトを実施するか、長期専門家を派遣するか否か、派遣するとしたらどのような専門家を何人派遣するか、日本における研修や現地における短期のセミナー等を実施するか、どのような資料を提供するか、設備・機器等の提供をするか、留学受け入れをするか、資金援助もするか、他の国際機関・先進国との共同事業とするか否かなど）、
- ③ **誰を相手に**（支援の直接の相手方を国家機関とするか、するとすればいかなる国家機関か、地方組織、大学、NGO、企業団体などを対象とするか、するとすれば対象はどのような組織あるいは集団を対象とすべきか、一般市民も直接の対象とするか、単一の機関あるいは組織のみを対象とするか、あるいは複数の機関・組織あるいは集団を同時に対象とするかなど）、
- ④ **何をリソースとして**（どのような人材・機材・資金を投入するか、日本のリソースに限るか、外国あるいは現地のリソースも活用するかなど）、
- ⑤ **どこまでの支援をすべきか**（調査研究とその結果提供とにとどめるか、具体的改善活動も支援するか、支援するとすれば、どのような改善が行われた段階で撤退するか、それまでにどのくらいの時間を要すると見込まれるかなど）
- ⑥ **支援するに際して特に注意すべき点は何か**

を考え、支援計画を作成し、そのような支援計画を作成した理由を説明してください。

資料：

トラモンターナ民主共和国（Democratic Republic of Tramontana）

1 トラモンターナ民主共和国概要

面積： 約28万平方キロメートル
人口： 約3,200万人
首都： タンソン（人口約250万人）
民族： ラモン族80%，少数民族20%
言語： ラモン語（オーストロ・アジア語族），その他少数言語
識字率： 75%
宗教： 仏教・キリスト教
政体： 民主共和制・多党制
元首： サーリ・ソムチャック大統領
独立： 1992年
旧宗主国： ブルディガラ共和国
国連加盟： 1993年
G D P： 約180億米ドル
主要産業： 農林水産業（GDPの約42%），観光・サービス業（約24%），鉱業（約17%），
軽工業（約15%），

略史：

16世紀後半，多数の部族国家が群雄割拠する状態からラモン族が台頭，ほぼ現在の国境線をもつ「ラモン王国」を樹立，上座部仏教を国教とし，一時栄華を誇ったが，その後，王室の失政により衰退し，19世紀初頭，欧州諸国による周辺地域の植民地化の波に抗しきれず，1872年にブルディガラ大公国の保護国となった。1920年代から，第一次世界大戦の影響で疲弊した宗主国の支配力が一時弱まったことにより，独立運動が始まり，一時は内戦状態となったが，1936年に王室・宗主国側が勢力を回復し，独立運動は鎮圧された。ところが，第二次世界大戦勃発をきっかけに，宗主国に社会主義革命が起こったことから，ラモン王国においても，1947年には王室が権力を失い，ラモン王国は社会主義国へと変貌した。その後，ソビエト連邦及び中国の軍事・経済面での支援を受けたラモン人民党の一方独裁の下，「ラモン人民共和国」として社会主義国家建設を進めてきたが，1980年代後半に，相次ぐ周辺社会主義国の開放政策・市場経済化に同調する形で，全方位外交，市場経済化政策を進めた結果，社会主義は形骸化した。結局，1991年のソビエト連邦崩壊を機に，ラモン人民共和国は，社会主義体制を放棄するとともに，1992年6月1日に宗主国から正式に独立し，新たに「ラモン人だけではない国」を意味する「トラモンターナ」を国名とし，多党制，三権分立制などを盛り込んだ新憲法の下に新たな民主国家建設のスタートを切った。しかし，翌年1月の国際連合加盟後間もなく，北部地方において一部のラモン族と少数民族を中心とする資本主義体制への移行に反対する勢力が武装蜂起して内乱となり，国際連合の仲介によって1999年に和平がもたらされるまでは，国家機能の一部が麻痺した状態で，経済状態も極端に悪化した。和平達成後は，回復した治安状況の下，国連や先進各国の支援を受け，民主国家としての新たな社会基盤の構築と民族融和へ向けた努

力が継続されている。

2 トラモンターナ民主共和国からの支援要請

「わが国は、すでに近代的な民主憲法は制定したものの、過去の社会主義体制とその後の内乱の影響が未だ残存しており、資本主義国としての近代的な法制度・司法制度が未熟で、本来の機能を果たしていないと考えられる。国民の人権を守り、健全な民主主義・資本主義を育成するのに必要な法制度とその運用体制の整備に力を貸してほしい。さらには、ASEAN及びWTOにも加盟したいと希望しているので、そのために必要な法律の整備も必要である。」

3 予備調査の結果

トラモンターナからの要請を受け、わが国は調査団を派遣して協力予備調査を実施したところ、次のようなことが判明した。

- (1) 現在のトラモンターナの法制度は、社会主義化する前の宗主国であるブルディガラ大公国の法制度の影響が見られ、大陸法系に属すると言える。
- (2) 中央の統治機構は、一院制の議会（立法）、首相・閣僚評議会（行政）、裁判所・検察庁（司法）の三権分立制を採用し、国家元首である大統領（公選）は主として儀式的な機能をもつのみである。中央集権制であり、3つの特別市と24の省に分かれる地方については任命制の知事が行政をつかさどっている。議会の定員は317名で、議員は国民の直接選挙により選ばれる。首相は議会により任命され、閣僚を任命する。閣僚評議会の下にある行政庁は、首相府、内務省、外務省、国家防衛省、公安省、司法省、商業省、保健省、情報文化省、教育省、農林水産省、環境観光省の1府11省である。
- (3) 裁判制度は、合議制の職権主義を基本とし、地方裁判所（27か所）、控訴裁判所（5か所）、最高裁判所（1か所）の三級三審制を採用している。陪審制、参審制はない。検察庁は行政府には属さず、司法の一部門とされている。過去の社会主義法制の影響が若干みられ、特別裁判所はないものの、いずれの級の裁判所にも刑事部、行政部、労働部、民事部、経済部の5か部が設けられている。1992年の憲法で初めて最高裁判所に違憲審査権が認められ、その権限は最高裁判所連合部（上記5か部の裁判官各3名で構成される15名の合議体）が行使するが、これまで審理が行われた事例はない。
- (4) 2010年現在の法曹人口は、裁判官1,280名、検察官967名、登録弁護士684名。裁判官は法学士号取得者の中から閣僚評議会が指名、大統領が任命し、1年間の実務研修を受けた後に裁判に携わる。検察官も同様。弁護士は、法学士号を取得し、司法省に登録をした後、6ヶ月間の研修を受ければ開業可能である。
- (5) 法学教育は、王室が権力を失った1947年までは王立大学法学部ほか3か所の大学で行われ、一部特権階級の子弟に対し、主として欧州の大陸法を中心に行われていたが、社会主義化に伴い、法学教育は停止された。その後、開放政策に伴い、1987年に国立タン

ソン大学において法学教育が再開され、社会主義法を中心とする教育が行われていた。独立後は、法学部を設置する大学がタンソン大学を含めて4校に増え、主として欧州の大陸法の授業を行っており、徐々に英米法の授業も増加している。現在では、入学試験の受験資格に地位や身分、人種・民族などを理由とする差別はないが、授業料が高額に上るため、事実上、裕福な家庭の子弟しか入学できない。

4 問題点

トラモンターナの法制度とその運用については、次のような問題点があることが明らかになってきた。

(1) 立法分野

独立後、資本主義体制に移行するために経済関係法令を中心に大幅な法改正が急務となったが、立法技術が拙劣なため、法律間の食い違いが甚だしい上、用語の不統一が頻繁にみられる。また、議会でのコンセンサスが得られない問題について行政任せにしてしまう傾向がみられるため、重要事項についての規律や国民の権利を制限するような規制が法律ではなく行政命令や通達で行われてしまい、かつ、規定が不明確なために恣意的運用を招き、透明性を欠いているなどの問題がある。さらに、条約などの国際法への理解が不十分なため、実質的にこれらに違反してしまい、一部外国の不評を買っている法律もある。

市場経済体制への不慣れにより、これに適合した法律の制定に難渋を極めている。特に、法案を起草する官庁が、取引の安全を保護する制度に習熟していない結果、第三者の利益が不当に害されるとして諸外国からも批判を浴びており、外国からの対内投資に悪影響を及ぼしている。

また、民法や刑法あるいは訴訟法といった基本法令についても、王政時代の大陸法系の法典を修正して運用しているため、これらが時代にそぐわず、裁判規範として機能しないなどの問題も起こしている。

(2) 行政分野

未だ民間の力の弱いトラモンターナでは、経済の発展と国際競争力の強化のために、行政が主導的役割を果たさざるを得ず、必然的に事前規制型の社会・経済運営が行われているが、行政行為に関するルールが不明確であることも手伝って、恣意的・不透明な行政行為が国内外の批判を浴びており、行政に携わる公務員の汚職のうわさも絶えない。国民の事業活動についても許認可制が多く、煩雑で時間のかかる手続きがさまざまな場面で要求される上、縦割り行政の弊害が著しく、外国投資家からは「会社ひとつ作るのに1年も待たなければならない」などといった不満の声が聞かれる。

地方行政においては、任命制の知事の権限が強いが、これに対する中央のコントロールが必ずしも適正に及んでいないとは言えず、いくつかの省においては知事の独断・恣意

を許す結果となっており「あれは知事ではない、君主だ」などといった陰口も聞かれる。数年前、ある省の知事に対して同省の地方検察庁が大規模な汚職事件の捜査を開始したが、さまざまな理由で結局失敗に終わり、そのことが、その後の汚職事件の捜査に影響を及ぼしていると言われている。

(3) 司法分野

司法制度の一応形式は整っているものの、司法に対する国民の信頼は一般的に低い。相当数の裁判官が存在し、それなりに勤勉に職務を遂行していると思われるにもかかわらず、裁判手続は遅々として進まず、売買代金請求などといった比較的単純な民事訴訟でも第一審判決まで数年かかることも珍しくない。刑事分野においては、警察・検察の捜査能力に問題がある上、捜査に政治的圧力がかかることがあるため、処罰されるべき者がしかるべき処罰を受けないという問題が生じているほか、逆に、ずさんな事実認定と法適用の誤りにより、冤罪につながりかねない誤判の件数も多く、最高裁判所による破棄事案が年間約400件、再審無罪の件数が年間約60件に上っている。さらに問題なのは、多くの判決に合理的な理由が示されていないばかりか、主文が不明確で、二義を許すようなものがあるため、執行が不可能なものが多いことである。

このような状況であるため、国民は裁判所による紛争解決にはさほど期待しておらず、多くの紛争は伝統的・慣習的な村落の長などによる非公式な調停において解決されているが、中には自力救済に走る者も少なくなく、それが喧嘩やひいては村落同士の衝突などに発展する場合もある。商事の分野においては、最近進出し始めた外国企業のみならず、国内企業でも紛争解決をシンガポールでの仲裁に委ねる傾向が見られる。

また、刑事の分野でも、警察や裁判所への地理的アクセスが悪い山岳地域などでは、事件が発生しても届出は行わず、地域コミュニティの中での私刑が行われているという報告もある。

(4) その他

① 土地問題

トラモンターナでは、独立以前は、土地は全人民の所有とされ、土地私有は認められていなかったが、独立後は、さまざまな規制はあるものの、土地の私有を認めるようになったため、境界紛争が数多く発生しており、また、前述した取引安全の保護の不徹底や、土地法制あるいは土地登録制度の不備もあって、土地取引を巡るトラブルが急増している。この状況に乗じて、地方ではいわゆる土地の「囲い込み」が横行し、地位や経済力のある者が農民などから土地を取り上げてしまう事例が頻発しており、これが地方における乱開発の原因となり、かつ、貧富の格差をさらに助長するものとして社会問題になりつつある。

② ジェンダー・民族問題

ラモン王国の時代には、元来、宗教の影響もあって、男尊女卑の風潮があり、相

続法や労働法の分野で制度上も一部男性を優遇する措置がとられていたが、社会主義化した後は男女差別が撤廃され、女性の社会進出が促進された。しかし、社会主義を放棄した後、形式的には男女平等は保たれたものの、再び男尊女卑の風潮が社会の一部で復活し、制度上は平等でも、私立学校のへ入学や、就職などの場面で、実質的に女性が差別的な扱いを受ける事例が増えている。トラモンターナ政府はこのような状況を憂慮し、内務省の中に特に女性問題対策局を設け、啓発活動を行うとともに、法制度上の対策を検討しているが、功を奏していない。

また、ラモン族と国民の2割を占める少数民族との対立・格差の解消もトラモンターナ政府の最重要課題のひとつとなっている。これらの少数民族は、現在判明しているだけでも17民族あり、主として北部山岳地帯で、狩猟や焼き畑農業を営み、伝統とそれぞれの固有の宗教を守りながらラモン族とは異なった生活を送っている。言語がいずれもラモン語とは異なり、識字率も低く、中には文字文化を持たない民族もいることから、教育制度、法制度などの普及に困難を伴うという状況にある。また、最近では少なくなったものの、これらの少数民族同士の争い、あるいはラモン族との争いが発生し、まれには武装闘争に及ぶこともある。トラモンターナ政府は、これら少数民族の保護とラモン族との共存共栄に懸命に取り組んでおり、法制度上の措置も検討しているが、いかなる効果的な施策が取れるか、考えあぐねている。

以 上

～ 参加者感想 ～

法整備支援とは何か それにどのように取り組むか —若い人々へ—

名古屋大学大学院法学研究科長・法学部長

教授 鮎 京 正 訓

1 日本において、「法整備支援」、「法制度整備支援」、「国際司法支援」などの用語で行われている様々なプロジェクトは、一般的に言えば、主としてアジアの体制移行国、途上国に対する法の分野の開発援助、国際協力というように理解されている。そして、立法支援、法曹養成支援、法学教育支援などからなる「法整備支援」（筆者は、この用語を用いる）は、日本では既に15年以上の歴史をもち、このプロジェクトに対してこれまで多くの法曹・法学研究者が携わり、大きな成果をあげてきた。

そして、法整備支援とは、内容的にはアジアと世界全体における新しい法秩序の形成に寄与するプロジェクトであることが、次第に明らかになってきた。したがって、法整備支援というものを「アジアと世界全体における新しい法秩序の形成に寄与するプロジェクトである」という性格づけを行った場合には、このような大きな射程をもつプロジェクトを実施するために、日本の法学教育の在り方自体を改めて考えてみる必要が生じてくる。

2 先般、中国及び韓国の基幹諸大学の法学院、法学部を訪れ、法整備支援について議論を行う機会を得た。中国の大学では、一方では、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）と同様の性格をもったアジア諸国法研究センターの設立を目指していることが分かり、東南アジア、中央アジアを始めとするアジア諸国の法研究に中国がいよいよ本格的に関与していく様子であることが分かった。また、他方、中国は、単にアジア諸国法への関心だけではなく、例えばアメリカのハーバード大学との学生交流を始め、ヨーロッパ人権裁判所（フランス、ストラスブール）への学生研修など欧米の法機関・大学との積極的な学生・研究者交流を行っている。韓国の場合も、ほぼ同様の状況であり、ここには、中国、韓国という東アジア諸国が、世界の新しい法秩序の形成に主体的に参加していこうとする極めて強い姿勢を見てとることができる。

3 日本の法学教育、とりわけ国際化に対応するための法学教育は、このような東アジア諸国と対比した場合、まだ十分にはその必要性に対応しきれていないように思われる。

このことはもちろん各々の日本の大学自体が考えるべきことであり、また私たち教員が

考えるべきことではあるが、法曹を目指す若い人々は、このような状況をどのように考えているのだろうか。

少なくともここで言えることは、今後の日本の法曹・法学研究者にとって不可欠な能力として求められているのは、従来の欧米の法制度だけではなくアジア諸国の法制度にも詳しく、また、かつてのような欧米諸国の法をあと追的に考察するという研究スタイルを脱却し、激しく変わりつつあるそれをリアルタイムで理解し、その動向を世界の新しい法秩序の形成の中に相対化して位置づけ、それらの知見に基づき法実務、法研究を推進していくという研究・実務能力である。日本では今、総じて、世界の法の動向に敏感な法曹・法学研究者を創り出していくことが求められており、若い世代の法整備支援への関与は、このような能力を獲得する上での格好の場であると考えられる。

- 4 法整備支援は、このような現代的な課題に応える法曹・法学研究者の能力を向上させるための機会を数多く提供することができる。日本であれ外国であれ、どのような場所にあっても、自らが法改革のための制度設計を行うことができる能力の獲得はもちろん簡単ではないが、法整備支援の現場は、「法の分野の国際化とは何か」、「でき上りつつある世界の新しい法秩序とは何か」など、若い世代の法曹・法学研究者に重要なかつ鋭い問いかけをしてくれる。

そこで、大学、法務省、日本弁護士連合会等、法整備支援に携わる機関は、法整備支援に携わる若手人材育成のために何をなすべきであろうか。

第1には、法科大学院における国際化対応のプログラム（科目）の充実に取り組み、当面、「アジア法」、「法整備支援」論などの科目を可能な限り法科大学院、学部を設置することにより、若い人々の目を世界に導くことである。

第2には、法科大学院、学部等の教育の一環として、学生にアジア諸国、欧米諸国への現地研修に行ってもらふことである。既に幾つかの大学では、このようなプログラムをもち、例えばウズベキスタンの「日本法教育研究センター」で法科大学院（卒業）学生が講義を実際に担当し、現地の学生に日本法を教えているが、現地に派遣された学生の感想を聞くと、「現場」は、本当に多くの大切なことを逆に教えてくれているようである。

～参加者感想～

アジア法整備支援を学ぶための「開かれた場」をめざして

名古屋大学大学院法学研究科・特任講師

中村真咲

1 はじめに

冷戦の終結後、日本政府によるアジア体制移行国に対する法整備支援が本格的に開始されるにしたがい、法整備支援やアジアの法と社会に興味を持つ若い法律家や学生が増えてきた。また、法整備支援を実施する機関や関係者の間でも、近年では「法整備支援を担う人材をいかに育成するか」が重要な論点の一つとなってきた。しかし、「法整備支援を担う人材をいかに育成するか」という問題を考えるためには、①「支援を受ける側の人材育成」と、②「支援をする側の人材育成」という性格の異なる二つの人材育成を考えることが必要となる。

まず、前者については、これまでに、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、「人材育成支援無償」（JDS）事業や海外長期研修員の受入れ、本邦研修の実施といった枠組みで「支援を受ける側の人材育成」に努めてきた。また、日本の各大学も体制移行国からの国費留学生の受入れという形で「支援を受ける側の人材育成」に伝えてきた。例えば、名古屋大学はウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジアの協定大学に日本法教育研究センターを設置し、法学者と日本語教育専門家の共同作業としての「日本語による日本法教育」を推進することによって、「支援を受ける側の人材育成」に新しい道を切り開きつつあると言える。

次に、後者の「支援をする側の人材育成」については、複数の法科大学院で法整備支援に関する科目が設置されており、将来、法整備支援を担う法律実務家を育成することが目指されている。また、各大学では、文部科学省や日本学術振興会の競争的資金を利用して大学院生・学部生を国際機関・NGOなどにインターンとして派遣することにより、国際的に活躍できる法律実務家・研究者を育成しようと努力している。さらに、大学は人材育成と同時に基礎研究の蓄積という役割を担っている。日本による法整備支援の対象国であるインドシナ諸国や中央アジア・モンゴルといった地域は、濃淡の差はあるが、日本の法律家にとっては長い間なじみの薄い地域であり、法整備支援を開始するに当たって、大学の研究者や大学院生が現地の事前調査や通訳として先駆的役割を果たすことが多かった。その意味では、「支援をする側の人材育成」には、法整備支援を担う法律実務家の育成と同時に、アジア体制移行国の各国法専門家の体系的な育成も含まれる。

しかし、人材育成や基礎研究の蓄積は、どちらも長期間の継続的な努力を要する事業であり、しかも大学の中だけで完結するものではない。法整備支援の実施機関が機関の壁を越えて協力し、インターンや長期研修などを相互に導入するような、10年先を見据えた人材育成が今こそ切実に求められているのである。

2 連携企画の計画の背景

法務総合研究所及び名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）は、上記のような問題意識を踏まえて、次世代の法整備支援・アジア諸国法研究者を担う若手研究者・実務家を育成するために、連携企画「パワーアップサマー2010」を2010年8月～9月に開催した。この連携企画は、2009年度に開催された二つの行事の成果を継承したものである。

第一の行事は、法務総合研究所・財団法人国際民商事法センター・独立行政法人国際協力機構（JICA）が、全国の法科大学院生・法学研究科大学院生・法学部生などを対象に開催したシンポジウム「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」（2009年8月28日、政策研究大学院大学にて）であった。このシンポジウムは、法整備支援の実情や魅力、法整備支援に携わるためにはどのような道筋があり、どのような経験が必要か、といった情報を提供するとともに、法整備支援を担う人材を育成するために関係機関がどのような協力・連携をすることができるのかを考える契機とするために開催されたものであった。当日は200名以上もの出席者が集まるという大変盛況なものとなり、法科大学院生・法学部生たちの法整備支援に対する関心の高さを示した。

第二の行事は、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）が、日本学術振興会「若手インターナショナル・トレーニング・プログラム」（ITP）の助成を受けて実施している「国際的発信のできるアジア諸国法研究者・アジア法整備支援研究者の育成プログラム」（2009～2013年度）の一環として開催したサマースクール「アジアの法と社会2009」（2009年9月17日・18日、名古屋大学にて）であった。このサマースクールは、アジアの法と社会やアジア法整備支援に関心を持つ学生や社会人のために、アジアの法と社会を学ぶことの意味、法整備支援をめぐる理論動向、法曹実務家がアジア法整備支援に関わることの意義などについて、国内外の専門家を招へいして集中講義を行い、参加者が基礎知識や研究方法論を習得するとともに、次世代の若手研究者・実務家が出会いネットワークを形成する場となることを目指して開催したものであった。このサマースクールには約40名が参加したが、特筆すべきは東京や大阪など他地域からの学部生・大学院生・法科大学院生やそれらの修了生が多数参加したことであった。また、参加者たちからは、「法整備支援に関する基礎知識を得るとともに、何よりも、同じ志を持つ同世代が出会い、ネットワークを形成する場となったことが新鮮であり、最大の収穫であった」という感想とともに、「現状では法整備支援やアジアの法と社会を学ぶことのできる大学は限られているので、今後もこのような開かれた学習の場を継続的に設けてほしい」との要望が多く寄せられた。

このように、2009年度に開催された二つの試みの成果は、法整備支援について学び、法整備支援に携わるためのキャリアパスを考えるための「開かれた場」を求める潜在的なニーズが予想以上に大きいことを示したと言えるだろう。そこで、法務総合研究所国際協力部と名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）では、より多くの学生・市民に法整備支援を学ぶための開かれた場を提供するために、2010年度には法務総合研究所シンポジウムと名古屋大学サマースクールを連携させ、講義と討論を組み合わせ合わせた参加型プログラムを提供するとともに、広報などの事務局業務についても連携して効率的に運営することを検討した。こうして、連携企画「パワーアップサマー2010」が実現することになったのである。

3 連携企画「パワーアップサマー2010」

この連携企画「パワーアップサマー2010」は、名古屋大学サマースクール「アジアの法と社会2010」（2010年8月9日～11日）、及び法務総合研究所・財団法人国際民商事法センターのサマーシンポ「私たちの法整備支援2010」（2010年9月3日）という二つの企画によって構成されていた。

まず、名古屋大学サマースクール「アジアの法と社会2010」で、アジアの法と社会を学ぶ意味や法整備支援の理論動向などに関する国内外の専門家による集中講義を行うとともに、日本人学生と留学生が討論する機会などを提供した。このサマースクールは、前年を大きく上回る85名もの出席者が集まるという主催者の予想を上回る盛況なものとなった。この最終日に、法務総合研究所国際協力部の森永太郎教官から、「トラモンターナ民主共和国」という仮想の国から法整備支援の依頼があったという前提で、あらかじめ示された条件に沿って、法整備支援の計画を立案するという非常に興味深い課題が出題された。

そして、3週間後に開催された法務総合研究所・財団法人国際民商事法センターのサマーシンポ「私たちの法整備支援2010」（2010年9月3日）では、サマースクールに出席した慶應義塾大学と名古屋大学の学生たちによって構成された三つのグループが報告者として参加し、森永教官の出題に対する回答として「トラモンターナ民主共和国」のための法整備支援の計画案を発表した。これに対し、シンポジウム聴講者の法律実務家・研究者たちから質問が出され、更に学生グループがこれに答えるという形で討論が展開された。

学生グループは法科大学院修了生・法学研究科大学院生・法学部生・留学生という立場の異なる者たちによって構成され、しかもサマースクールからサマーシンポまでは3週間という短い準備期間であったにも関わらず、予想以上に堅実で広がりのある提案がなされたことは、主催者にとっては大きな喜びであった。また、土地法改革に注目した提案、教育を重視した提案、地方行政改革を支援対象とした提案など、グループによって提案に個性が出たことも興味深かった。質疑応答の際に、シンポジウム参加者からやや厳しい質問も出たが、これに対して論理的かつ誠実に答えようとする学生たちの姿勢も、聴講者たちからは高く評価されていたように思う。

このシンポで発表した学生たちからは、「限られた時間と予算の中で法整備支援を行う

ことの難しさを改めて実感した」という感想を異口同音に聞いたが、このような感想が出たこと自体が、このパワーアップサマーの趣旨が十分に達成されたことを示していたように思う。

4 終わってから始まるもの

講義や研修とは、本来は入り口にすぎない。講義や研修が終わった後に、その参加者の一人一人が学んだ知識や経験をいかして何を行うかが重要なのである。その意味では、講義や研修が終わってから始まるものにこそ意味がある。したがって、今回、受講者たちがサマースクールでの講義、サマーシンポでの報告・討論という一連のプロセスに取り組み、学んだ知識と経験を今後の勉強や研究にいかし、そして将来の進路を選択する上で役立ててくれるならば、このパワーアップサマーには意味があったとすることができる。また、我々主催者も、今回の経験を踏まえて、今後も更に充実した「法整備支援を学ぶための開かれた場」を継続して開催していくことが重要であり、昨年度・今年度の受講者に対する責任とも言えるだろう。

そこで、更に充実した「法整備支援を学ぶための開かれた場」を提供することを目指して、2011年度は法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター、慶應義塾大学法学部、神戸大学大学院国際協力研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センターの共催により、独立行政法人国際協力機構（JICA）や日本弁護士連合会などの後援も受けて、新たな「パワーアップサマー」を開催する計画である。

一つの機関にできることは限られている。次世代の法整備支援の担い手を育成するためには、機関の壁を越えて関係者が協力し、人的資源と予算と知恵を出し合いながら次世代を育成することが必要である。この「パワーアップサマー」は、「法整備支援を学ぶための開かれた場」であるとともに、そのような関係機関の連携を育てる場でもあると考える。今後も、このように関係機関が連携して「パワーアップサマー」を盛り上げていくなれば、それはオールジャパンによる次世代の法整備支援の担い手の育成へと発展していくだろう。

末筆ながら、「パワーアップサマー2010」に御協力いただいた関係者の皆様、受講生の皆様、そして徹夜でサマーシンポの報告を準備してくれた学生グループの皆様に、心から感謝申し上げたい。

～ 参加者感想 ～

サマーシンポに参加して

名古屋大学学生グループA

加藤 博子

菅野 満美

サッピャゾバ・ギュゼール

小山 夏生

曽根 加奈子

吉野 絵吏

はじめはただ純粋に、未知の「法整備支援」という分野で、トラモンターナの理想的な未来のために皆とアイデアを出し合う過程が、とても楽しく思えました。しかし、シンポジウムで実務に携わる方々のお話を伺ってみると、やりたいこと、やらねばならないことがどれほどあっても、限りある財源の中でシビアに取捨選択しなければならないこと、現実はもっとも厳しいんだぞ、ということを感じさせられました。そして自分の甘さを反省したのです。とはいえ、法によって人々の幸せを目指す「法整備支援」の世界にはとても魅力を感じます。これにくじけず、いつか支援の一端を担える日が来るかも…と、今後の自分の成長に期待したいと思います。(加藤博子 ロースクール修了生)

当日は時間があっという間に過ぎてしまったので、事後的に審査員から詳細な個別アドバイスもらえる機会があると良いです。予算や時間の制約から、今回発表する機会のなかった個性的なアイデアが、まだたくさん参加者の間に眠っていると思います。この研究発表会に関わった学生たちが、今回の支援策を、将来どこかで実現するかと思うと楽しみです。(菅野満美 ロースクール修了生)

良い人間関係を作るためにお互いを理解する必要があります。人間は、お互いを理解するために様々な方法を考えます。このサマーシンポの特徴は、支援をする国と支援を受ける国双方の学生が参加し、法律という政治的にとても重要な分野について意見交換したことです。私たちは、トラモンターナの法制度に関して、日本や他の発展している国々の経験あるいは先例を分析し、議論を行いました。また、その法律はなぜ必要か、法律を使いやすくするにはどうすればよいかを考えました。このような経験は、法学部の学生にとって、法律に対する見方を変える貴重な経験だと思います。(サッピャゾバ・ギュゼール 法学研究科博士後期)

課程)

このサマーシンポは、法整備支援について、また、私自身の将来について、新たに考える機会を与えてくれました。何にプライオリティーを置くか、何がこの国にとって重要であり、どこまでが日本ができる、そしてすべき範囲なのか。まだ自分なりの答えを見いだせてはいませんが、今後より学習を深め、模索していきたいと思いました。(小山夏生 法学部2年)

名古屋大学法学部という共通項をもってしても、プロジェクト案を形にする作業は容易ではありませんでした。法整備支援の現場では、より多様なバックグラウンドを持つ人々と協働しなければならず、妥協の連続で苦しい作業なのだろうと想像します。重要なのは、「何のための法整備支援か」を問い続けることだと思いました。(曾根加奈子 法学研究科博士後期課程)

「法整備支援」という、長期間を要する大規模なプロジェクトの実施につき、非常に具体的に考えることができました。目標を設定し、それに必要なプロジェクトを組み立て実施する・・・非常にシンプルですが、思い悩み結論が出ない点が多々ありました。そのようなときに思い浮かぶのが、サマーシンポジウムの前に名古屋大学で開かれたサマースクールで、ある実務家の方がおっしゃっていた言葉です。「理論の裏打ちがあればどんなに楽か・・・」。被支援国の現状、歴史、国際関係など、考慮すべきことは山ほどあり、各ケースにおいて臨機応変な対応を迫られるとは思いますが、それでも、実務を支える理論の構築も不可欠であると、このシンポジウムに参加して痛感いたしました。(吉野絵吏 ロースクール修了生)

～ 参加者感想 ～

サマーシンポ「私たちの法整備支援2010」に参加して

名古屋大学学生グループB

金井 怜己 (文責)

上杉 謙二郎

河嶋 春菜

宮川 享

三輪 恵

イブロヒモフ・ディリヨール

今回のサマーシンポは、8月に名古屋大学で行われた、サマースクール「アジアの法と社会2010」との連携企画であり、次世代の法整備支援の担い手の育成を目的とした、今までにない新しい取組でした。そして、サマーシンポ当日は、サマースクール最終日に出された課題、とある架空の国から法整備支援要請があり、それに対し我々学生らが支援計画を考え報告する、という実務的な発表をすることになりました。

私たちのグループは、法科大学院修了生、海外在住経験のある法学研究科生、留学経験のある法学部生、ウズベキスタン人留学生と様々な背景のあるメンバーで集まることができ、準備段階から、非常に刺激的な話し合いを行うことができました。曲折を経て、私たちは法整備支援の新たな可能性として、日本が今まで余り関与してこなかった行政分野、特に地方行政分野に関して議論を深めていきました。その過程で、被支援国には地方行政を行う地盤があるのか、そもそも公正・公平に運営ができるのか、どこまで支援すべきなのか、与えられた資料からどこまで読みとるべきなのか、など支援計画に関わる様々な事を考えました。

そういった様々な事を考える中で、私たちが強く感じたことは、調査の重要性です。すなわち、支援策を考えるには、その国やその問題が取り巻く社会状況や歴史的、文化的背景、そして支援に必要な人材、財源の有無などの膨大な情報が必要であり、その準備段階が十分でなければ、支援策はうまく機能し得ないのだと痛感したのです。その国の人々が、何を必要としているのか、どんな国になることを望んでいるのか、ドナー側の押し付けにならず、しかし満足のいく支援をするには、それらの問題を明らかにし、真摯に取り組んでいかなければ、法整備支援を成功させることはできないのだと感じました。

また、報告に関し私たちが新鮮に感じ、しかし、一番苦勞したことは、予算について現実的に考えることでした。どのような経歴の人を何人派遣するのか、またその人たちを雇うのに幾らかかるのか、現地での出費や雑費はどの程度か、など考えることは無数にあり、改め

て実際に支援を行うことの大変さも感じました。

そして、報告当日は、他のグループの報告やパネルディスカッションもありましたが、どれも非常に刺激的であり、時間があっという間に過ぎてしまった気がします。私たちは、今回の発表を通して、法整備支援の難しさを痛感しましたが、それと同時に素晴らしさも再確認できました。この経験が無駄にすることなく、将来、法整備支援と関わる機会を持てるよう、日々精進していきたいと思えます。

最後に、私たちにこのような貴重なチャンスを与えてくださった法務省の皆様、日本学術振興会、CALEセンターの先生方、シンポに参加した皆様に心より感謝を申し上げ、サマーシンポ「私たちの法整備支援2010」の感想を終わりとします。
ありがとうございました。

～ 参加者感想 ～

サマーシンポ「私たちの法整備支援2010」に参加して

慶應義塾大学学生グループ

山下 拓郎 (文責)

内田 春菜

遠藤 菜摘

杉村 奈緒子

渡 匡

ウミリデノブ・アリシエル

<はじめに>

今年のサマーシンポの始まりは名古屋大学で実施されたサマースクールからでした。その最終日に国際協力部の森永教官から手渡された課題を見て最初の印象は「これは難しいのではないかと、こんなものが3週間でできるのだろうか」でした。課題を概観しただけでも今回の支援対象国になっているトラモンターナ民主共和国には解決すべきと思われる問題が多く、その上支援要請も漠然としており、何から手を着ければいいのか、どんな支援をすればいいのかというところが分からないままでのスタートでした。そのような中でも、慶應義塾大学チームのメンバーと毎日のように集まり、話し合っていく中で何とか形にし、無事発表も終えることができました。今回のサマーシンポに参加するに当たって慶應義塾チームがどのようなプロセスを経て当日を迎えたかを振り返りつつ、感想と今後の展望を述べたいと思います。

<準備期間について>

シンポジウムに向けて8月20日にテレビ会議で打合せが行われました。ということで、慶應義塾チームはひとまずここを中間ラップとし、大枠を決めていくという形で話し合いを始めました。とはいっても、始めは問題が余りにも多い国家にとって何をすればいいのかということがなかなか見えてきませんでした。とりあえず課題文上に表れている問題点を洗い出し、プライオリティをつけていくに当たって支援要請の中にある「国民の人権を守り、健全な民主主義・資本主義を育成するのに必要な法制度とその運用体制の整備」というところを出発点にし、経済発展のための支援と民主化のための支援という2種類の支援を融合させるという漠然とした形で検討をしていきました。しかし、民主主義とは何なのか、資本主義とは何なのか、その定着とはどういう状態なのか、そもそも他の阻害要因が

ある中で現地の人に理解してもらえるのかなど、具体的に支援を決めていこうとしても抽象論で議論が交錯し、なかなか建設的に事を運ぶことができませんでした。そんな中で迎えた8月20日は、一応大枠にはなっていたものの、支援対象が広すぎ漠然とした形になってしまいました。

この打合せを経て、松尾先生からの指摘と、今回慶應義塾チームとして一緒に参加していただいた留学生のウミルディノフ・アリシエルさんと話合いをする中で、もっと絞り込んだ方がいい、トラモンターナの状況を見て最も変えるべき所に対するアプローチをした方がいいということになり、そのような流れの中で今回研究発表のテーマになった土地関係法規の整備という支援方針が決定しました。

今振り返ってみれば、松尾先生からの指摘とアリシエルさんとの話合いがなければ、20日に提示したテーマのまま漠然とした支援計画を発表するという形になっていたと思います。このころから、テーマにも、議論にも具体性が増しヴィジョンも明確になってきました。

<本番について>

(1) 慶應義塾大学チームの発表について

慶應義塾大学チームの発表者は、2日から大阪に行き、大阪を満喫していました。約1か月ほぼ毎日のようにトラモンターナ民主共和国の支援について考え、支援計画を立てる上で様々な文献を探し、読み込むということを行っていたので、息抜きになりリフレッシュできてよかったのではないかなと個人的には思います。

そして迎えた本番当日。何よりも時間通りにプレゼンテーションを終えられたことがまずよかったと思います。実はアリシエルさんが話すところを当日の朝に決定し急ぎよ追加しましたし、東京で2回リハーサルをしたのですが、50分を大幅に超えてしまっていたので何よりも時間が懸念事項でした。内容については、リハーサル通り流れを意識したプレゼンテーションができていたと思うので個人的には満足でした。

(2) その他、シンポジウムについて

シンポジウムの中で一番印象に残ったことは、第一にそれぞれの発表チームのプレゼンテーションが大きく異なっていたこと。第二に元長期専門家で判事補の中島先生のお話でした。

名古屋大学のAチームは行政法を中心にした国家機関の整備、Bチームは地方行政の整備を中心にしたある意味末端からの開発、慶應義塾大学チームが経済発展の基盤を作るための土地関係法の整備という形でしたので、3つのグループがバランスのとれた形でドナー間調整を行って支援を行うと、より理想的かつ効果的な開発支援が行えるのではないかと思います。(もちろん、全ての支援に対して日本のODAから資金を出すという形はとれないと思うので、実行する上での懸念事項は多いと思いますが…)どこにプライオリティを置くか、どんな国家になってほしいかという思いが少し異なるだけでここまで様々なバリエーションの支援形態が発生してくるのかと正直驚きました。法整

備支援の可能性の広さ、実施できる領域の幅の広さなどを実感し非常に有意義な研究発表でした。

中島先生のお話については、司法部門の内部の改革を先に実施するより機関としての枠組みから整えてあげるべきだと話されていたことが印象に残りました。確かにそう思いました。しかし、ハード面とソフト面の両方を実用化してあげることが重要であるとも思うのでどちらにプライオリティを置くかという議論ではなくうまく同時にできる方法がないかと思いました。そこについて今後検討していくのが私なりの課題だと思います。

<終わりに>

今回のシンポジウムに参加して私が強く実感したことは、抽象的な理論上だけで話していても何も生まれないということでした。課題文に記載されているトラモンターナの現状を見ても数多くの問題点を抱えており、どの問題をとっても他の問題と関連し、最終的には国民の意識を上げるべきという形に戻ってしまい、最初はなかなか突破口が見えませんでした。考えれば考えるほど議論が交錯し堂々巡りし結論が見えないという状況が幾度となく繰り返されました。ところが、問題点を経済（財産）関係、特に土地という形で絞り込んだら、具体的に整備すべきことも明確に浮上し、プライオリティもつけやすくなりました。一般化、抽象化した理論ももちろん必要ですが、法整備支援に関わる多くの先生方がおっしゃるように、「理論と実践を同時並行で考えることの重要性」が必要だと感じましたし、その一部を今回感じられたのではないかと思います。

客観的に考えれば、議論は具体的に行うことは当たり前だと思います。しかし、立法分野、司法分野、行政分野、地域社会、経済面など様々ある問題点がどれも国家を運営する上で等価的に重要のように見えたため、その中でプライオリティをつけようとしてもある程度割り切らないとなかなかつけられず、あれもこれもと考えているうちに結局抽象的な議論をしてしまうというパターンが多かったです。理想を言えば全てにおいての支援をしてあげたい気持ちではあったのですが、実質的に考えても今回のような形で具体的にまとめた方が現地の人たちに理解してもらいやすく、受け入れられやすいのかなと思いました。実際に支援計画を考える中で、この分野の難しさと、魅力を改めて感じられたと思います。

今回のシンポジウムに参加して、更によりよい法整備支援について改めて考えるきっかけになりました。最後になりましたが、今回協力していただいた留学生のアリシエルさん、御指導いただいた松尾先生、サマースクールからお世話になった名古屋大学の中村先生、そして何より今回このような機会を設けていただいた法務総合研究所国際協力部（ICD）の教官の方々に感謝の意を表し本稿を締めくくりたいと思います。本当にありがとうございました。

「サマーシンポ 私たちの法整備支援2010」
シンポジウム議事録

■開会の辞

【総合司会（江藤）】 それでは、法務省法務総合研究所所長、麻生光洋より「サマーシンポ 私たちの法整備支援2010」開会の辞がございます。麻生所長、よろしくお願いいたします。

【麻生】 皆さん、おはようございます。今日はお忙しい中を多くの皆さん方にお集まりいただき本当にありがとうございます。



法務省の法整備支援は、平成6年度にベトナムに対して支援を行ったことに始まります。法務総合研究所ではJICAと協力いたしまして支援を行っておりますけれども、その際、財団法人国際民商事法センター、裁判所、弁護士会、JICA、各大学など、様々な関係機関との緊密な連携を保ってまいりました。これまでの活動といたしましては、民法、民事訴訟法の起草、それから改正の支援、法曹の人材育成のための各種教材などの作成の支援など、様々なものを行ってまいりました。また、支援の対象国は、ベトナム、カンボジア、ラオスに始まりまして、ウズベキスタン、インドネシア、中国、ネパール、東ティモールなどの国々に広がってきております。

さて、今日は法務省から中村哲治法務大臣政務官の御臨席を賜っております。中村政務官は平素から法整備支援に大きな関心を抱かれて力を入れておられます。先月もラオスにおいて新たに始まりましたプロジェクトのためにラオスに赴かれました。そして、先方の機関を訪問され、また、プロジェクトの開始式典に参加されるなど、私どもの先頭に立って法整備支援に取り組んでおられます。ありがとうございます。

法務総合研究所では、今後とも関係機関と協力し、法整備支援に貢献をしてみたいと考えておりますが、我が国の法整備支援を更に発展させ、効果的な支援を行うためには、関係機関との連携をより強化するのはもちろんですけれども、有為で意欲に富む若い人材を育成する必要がこれまで以上に高まっています。今回のシンポジウムでは、法整備支援に興味を抱く若い方々の協力を得て、実践的な課題について研究発表をしていただくことにいたしました。これを通じて、法整備支援に対する広範な関心を集め、多くの方々の御理解と御協力を求めるとともに、今後の法整備支援に携わる人材の育成強化につながれば幸いです。

今日は三つのグループに分かれて発表をしていただく予定にいたしております。また、その後にはパネルディスカッション形式で長期専門家として御活躍いただいた方々から実務家としての御意見をいただき、意見交換を行う予定であります。会場の皆様方におかれましても、ぜひ議論に積極的に参加していただき、本日のシンポジウムが実り多いものとなることを期待しております。

最後になりましたけれども、昨年に続き、法整備支援に関するシンポジウムを開催できましたことに対しまして、御列席の皆様方、関係者の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

また、本シンポジウムを御支援いただきました最高裁判所、日本弁護士連合会、JICA、慶應義塾大学、神戸大学大学院国際協力研究科、外務省、文部科学省、その他の当研究所の活動に御協力いただいております方々に対し、深く感謝申し上げますとともに、本シンポジウム

が法整備支援の一層の発展に期するものになることを心から祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

【総合司会】 麻生所長，どうもありがとうございました。

続きまして，法務省の中村哲治法務大臣政務官より御挨拶をいただきます。

中村政務官，よろしく申し上げます。

■主催者挨拶



【中村】 皆さん，おはようございます。法務大臣政務官の中村哲治です。

御存じのとおり，我が国は長年にわたり法整備支援を実施してまいりました。主として，JICA，独立行政法人国際協力機構の技術協力の枠組みにより，法務省を含む関係機関が連携して実施をしてまいりました。

そこでは，相手国との十分な対話をもとに，その国のオーナーシップを尊重した支援をしてまいりました。しかも，単に法律の起草を行うだけではありません。相手国自身による法の運用の段階まで見込んだ，そういう支援をしてまいりました。その結果，我が国の法整備支援については高い評価を受けておりまして，非常に喜ばしいことでございます。

このように支援を必要としている開発途上国に対して，必要で十分な法整備支援の手を差し伸べることは，その国々の発展につながります。また，その国々と我が国との経済連携の強化にも役に立ちます。例えば，今，円高が進んでおりますけれども，ドルとの関係では円が高くなっているということです。しかし，今，途上国に投資をすれば，途上国の経済発展に伴い，その国の通貨が切り上がっていきます。そうすると日本の国富が殖えていく，そういうことにもつながってまいります。その基本的な条件として法整備が必要だということです。そういった意味では，この法整備支援は，我が国が国際社会での名誉ある地位を保持するためにも大変重要なことで，今後もこの重要性は変わることはありません。

法務省が担当する事務は多岐にわたります。私自身は，その中でも法整備支援が重要なものの一つと考えており，強い関心を持って取り組んでいます。2年前に参議院のODA調査団の一員としてカンボジア，今日は坂野さんもいらっしゃっておりますけれども，法整備支援のプロジェクトも視察をさせていただきました。その時にもラオスに行つてまいりまして，大使からも法整備支援が必要なんだという言葉も聞かせていただきました。

そして本年，実は7月からラオスで新たな法整備支援のプロジェクトが始まりました。私は8月10日から3日間，ラオスに出張し，現地の方とお会いをし，そのプロジェクトの開始式典に出席してまいりました。出張の際には，ラオスの4機関の人たちには，このプロジェクトが成功するように人事面も含めて協力をしてほしいと，そういうこともお願いしてまいりました。

また，現地でプロジェクトの実行に当たる日本人専門家の方々には，ラオスの発展のため

に役に立つ、そういう仕事に全力で取り組んでほしいとお願いするとともに、ぜひラオスから今度は自分たちが学ぶことはないのか、そういう謙虚な姿勢で積極的に取り組んでほしいということをお願いしてまいりました。法制度の整備という、いかにも何か先進国が途上国に教えるということの思いがちですけれども、私たちが法制度を整備するということに取り組む中で、自分たちが失敗したことに気付くということもあります。そういったことで、今だからこそ、更に良い法整備の支援を行うという、そういう視点で取り組んでくれたらいいのではないかと、そういう視点でございます。

ところで、今後も我が国が質の高い法整備支援を行っていく上で重要なのは人材の育成です。この分野を担っていき、世界に目を向け、世界の途上国に手を差し伸べることができる、有為で能力の高い人材を育成することが重要です。

しかし、人材の育成は一朝一夕にできるものではありません。たゆまぬ努力と研さんが必要です。今回のシンポジウムに参加された皆さん、特に若い大学生や大学院生の皆さんの顔を拝見いたしますと、実に頼もしく思います。ぜひ志を高く、研さんを積んでいただき、法整備支援の分野で活躍をしていただきたいと思います。

私たちも法整備に携わる人材が働いていけるような環境を少しでも法務省でつくっていきたいと考えております。今回のシンポジウムが皆様の研さんの一助になれば、開催する法務省としてこれほど喜ばしいことはありません。

最後に、本日のシンポジウムが実り多いものとなることを祈念し、私の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

■概要説明

【総合司会（江藤）】 中村政務官、ありがとうございました。

それでは、これより名古屋大学サマースクールに参加されました学生の皆さんによる研究発表に移ります。

本発表のコーディネーターを務めますのは、名古屋大学法政国際教育協力研究センター特任講師の中村真咲先生です。この先の進行は中村先生にお願いいたします。

中村先生、どうぞよろしく申し上げます。

【司会（中村）】 今御紹介にあずかりました名古屋大学特任講師の中村真咲と申します。よろしく申し上げます。

まず、発表に先立ちまして、本日のシンポに至ります経緯と、それから本日の概要について、簡単に私のほうから説明させていただきたいと思っております。

冷戦の終結に伴い、日本政府によるアジア体制移行国に対する法整備支援というものが本格的に開始されるようになりましたが、それに伴いまして、法整備支援であるとか、あるいはアジアの法と社会というものに興味を持つ若い学生が増えてきました。

しかし、法整備支援であるとか、あるいはアジアの法と社会といったものを学ぶための体



系的で専門的な教育を行う場というものが、残念ながら現在の日本では十分に用意されていません。

例えば欧米諸国であれば、アジア法研究の専門的な教育訓練であるとか、徹底的な語学訓練などでは、ライデン大学であるとか、あるいはコーネル大学の東南アジアプログラムといった定評ある場が存在しますし、また、ストラスブールの人権セミナーであるとか、あるいはハーグの国際法アカデミーでありますとか、そういった学生、市民を問わずに参加できる開かれた学習の場というものが存在します。

その意味では、日本はこのような分野での人材育成というものが大変遅れてきたと言わざるを得ない状況であるかと思えます。これまで日本政府は法整備支援に関連して多くの留学生を体制移行国から受け入れてきました。しかし、その一方で法整備支援あるいはアジア法研究を担う次世代の実務家や研究者を養成するという試みは十分でなかったように思われます。法整備支援や、あるいはアジアの法と社会に関わる実務家や研究者を養成しようとする場合には、非常に長期間にわたる育成プロセスというものが必要でありますし、そのためには大学や機関の壁を超えて学習の場や、あるいはインターンシップの場というものを提供するような連携が必要であるというぐあいに考えております。

そのような認識が共有されるようになりました結果、日本人の育成を目指す企画というのが昨年度から相次いで開催されるようになりました。例えば法務省法務総合研究所では、昨年の8月にシンポジウム「私たちの法整備支援2009」が東京の政策研究大学院大学で開催されましたし、また、名古屋大学では、同じく昨年の今度は9月ですが、サマースクール「アジアの法と社会2009」が開催されました。

東京で開催されました法務総合研究所の「私たちの法整備支援2009」では、200名を超す非常に多くの学生が参加して、法学部生あるいは法科大学院生たちのこの分野に対する関心の高さというものを示したと思えます。また、名古屋大学法学研究科、そして法政国際教育協力研究センターが日本学術振興会の若手インターナショナルトレーニングプログラム的一端として開催しましたサマースクール「アジアの法と社会2009」では、我々名古屋大学の主催者の予想を超えて多くの学部生や大学院生、法科大学院の修了生や留学生、市民といった非常に多様な参加者が参加してくれました。

このサマースクールに出席した参加者の感想を見てもみると、アジアの法と社会あるいは法整備支援に関する基礎知識などを勉強する場というものが今の日本では不足しているんだけど、このサマースクールに出てみて、何よりも同じような志を持つ若い世代と出会い、議論できたこと、そして、ネットワークを形成できたということが、非常に新鮮であったし、また最大の収穫であったという感想をたくさん読むことができました。また、このような開かれた学習の場というものをぜひ継続的に設けてほしいという希望が多く寄せられたわけです。

このような感想を受けまして、法務総合研究所国際協力部と名古屋大学では、この間、2010年度に、次世代の法整備支援、そしてアジア法研究を担う若い世代を育てるための連携企画というものを検討しようということで構想を温めてきたのが、今回のパワーアップサマー

2010というものになります。

このパワーアップサマー2010は、法務総合研究所と名古屋大学の共催ということで準備をいたしました。まず、8月9日から11日に名古屋大学でサマースクール「アジアの法と社会2010」を開講し、アジアの法と社会を学ぶことの意味、法整備支援をめぐる理論的な動向、法曹実務家がアジア法整備支援に関わることの意義などについて、国内外の専門家を招へいして集中講義を行い、そして討論する機会というものを提供したわけです。

このサマースクールには、全国の大学の法学部や法科大学院から80名を超える出席者がありまして、非常に盛況なものとなりました。このサマースクールの最終日に法務総合研究所の森永教官から一つの課題を学生に出題していただきました。この課題というものが、トラモンターナ民主共和国という仮想の国から日本に対して法整備支援の依頼があったという前提でありまして、あらかじめ示された条件に沿って法整備支援の計画を作成するという非常に興味深い設問でありました。つまりサマースクールで学んだ基礎知識に基づき、そのサマースクールに参加した学生たちがグループごとに準備を経た上で、本日のサマーシンポで報告するという位置付けになっております。

このサマースクールに参加した学生のうち、慶應義塾大学のグループと、それから名古屋大学のグループ、合計三つのグループがあるんですが、この三つのグループの学生たちが、この課題に立ち向かい、トラモンターナ民主共和国のための法整備支援の計画を練り上げていきました。このように講義を一方向的に聞くだけではなくて、基礎知識を学んだ上で、その応用編として当事者となって考え、そして議論し、発表するという一連のプロセスを経験してもらおうということが、今年このパワーアップサマー、そして本日のシンポジウムの特徴となっております。本日どのような法整備支援が提案されるのか非常に興味深く思っております。

この学生たちによる研究発表の後、法整備支援の最前線で活躍された3人の元専門家の方たちから報告をしていただきまして、その報告の後に、学生たちの報告に対するコメント等が行われるという予定になっております。

また、先ほど御紹介のありましたように、本日は東京の慶應大学、そして名古屋の名古屋大学の会場とテレビ会議で接続してありますので、東京、それから名古屋の会場に参加している方たちも、質疑応答、討論等に参加していただくことができるようになっております。

最後になりますが、言うまでもなく人材育成というものは非常に長い時間を必要とするものでありまして、継続するということが何よりも重要であります。ですので、このパワーアップサマーという試みが、今年限りで終わるのではなく、来年度以降も更にレベルアップされて継続されていくことで、次世代の法整備支援の専門家、そしてアジア法研究者をオールジャパンで育てていくというシステムが機関の壁を超えて、つまり関係機関の連携によって構築されるよう、今後も関係者一同とともに努力していきたいと思っております。

このパワーアップサマーの参加者の中から、将来の法整備支援の専門家、そして若手研究者が現れ、更に今度はこのような行事を彼ら自身が企画して、更にそのまた次の世代を育てていく。そういった人材の循環システムが構築されていく。そういうことを期待して、この

概要の説明を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

それでは、続きまして、いよいよ学生グループによる発表を開始したいと思います。

本日、名古屋大学の学生グループAとB、そして慶應義塾大学の学生グループという三つのグループによる発表が行われますが、午前中はまず名古屋大学のグループAの皆さんに報告をしていただきたいと思います。報告時間が40分で、更に質疑応答がその後10分ございます。

ちなみに、今回三つのグループには、いずれにも留学生の皆さんが参加しています。彼らはウズベキスタンからの留学生で、後で報告を聞いていただくと分かると思うんですが、非常に日本語は堪能な皆さんなんですね。なぜかという、彼らはウズベキスタンのタシュケント法科大学に名古屋大学が設けました日本法教育研究センターというところで勉強してきた人たちですので、彼らは日本語教育と、そして日本法教育を受けた上で、名古屋大学の修士課程や博士課程に留学している人たちです。今回は日本人の学生たちと彼らウズベキスタンの留学生たちが事前に何度も何度も討論して準備をしてきたものを報告してもらうということになっております。

それでは、Aグループの皆さん、よろしいですか。

それでは、Aグループの発表をこれから始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

■ 研究発表 I 名古屋大学学生グループA



【Aグループ学生】 おはようございます。これから名古屋大学Aグループのトラモンターナ民主共和国における法整備支援の発表を始めたいと思います。

まず初めに、要請主義に基づき、トラモンターナ政府からの支援要請を見ていきたいと思います。

トラモンターナ民主共和国からの支援要請としては、この国では既に近代的な民主憲法は制定されています。しかしながら、過去の社会主義体制とその後の内乱の影響がまだ残存しており、資本主義として近代的な法制度、司法制度が未熟で、本来の機能が果たしていないと考えられています。国民の人権を守り、健全な民主主義、資本主義を育成するのに必要な法制度とその運用体制の整備に力を貸してほしいということです。そして、さらにASEAN及びWTOにも加盟することを希望しています。

ここから見られるとおり、トラモンターナ政府からは、近代的な法制度、司法制度の運用、健全な民主主義、資本主義の育成のための法制度やその運用体制の整備に力を貸してほしいということです。それを前提にして、ASEAN、WTOに加盟したいと考えているということです。つまり、単なる形式的な法制度、司法制度等の確立だけではなく、実質的な運用体制に着目していることが分かります。

次に、私たちはトラモンターナ民主共和国の現状と問題点について、行政分野、司法分野、法学教育、少数民族の問題の四つの分野について着目しました。というのも、トラモンターナ政府からの要請に対して、近代的な法制度、司法制度の運用等は公正で効率的な行政、議会や司法機関の整備が大前提となります。そのために行政分野、司法分野に着目しました。

また、単に形式的な確立だけでは制度は回っていきません。人材育成をしなければ、制度は人が動かしていくものなので、実質的な運用につながらないと考えました。そのために法学教育という点に着目しました。また、制度を動かす主体だけでは法学教育は足りないと考えます。なぜなら、現在法律を運用している特権階級に更なる近代的法という権力を付与するだけでは、その国



の社会や法と新たに導入された法の乖離が生まれて格差も生じてしまうと考えます。そのために、その運営主体を監視評価する目を育てるということが重要になります。また、近代的な法意識や権利意識といったものの教育も必要になってくると思います。そういった視点から法学教育というものに着目しました。

また、これらの分野の整備をしていくに当たって、少数民族への対応というのにも必要となってくると思います。少数民族に対して整備された法令がどこまで適用されるのか、少数民族の権利保護等を視野に入れなければならないと考えます。また、この国では内乱等が起きており、治安維持という面でも、ここは外せないポイントとなると思います。

ということで、行政分野、司法分野、法学教育、少数民族の問題点を見ていきたいと思えます。

まず、行政分野についてですが、この国では民間の力がまだ弱く、経済の発展と国際競争力の強化のために行政が指導的役割を担っています。そのために必然的に事前規制型の社会、経済運営が行われているが、その行政行為に関するルールが不明確であるという問題があります。そのために恣意的、不透明な行政行為が行われており、汚職等の問題、また、国民の事業活動についても許認可制が多く、煩雑で時間が掛かる手続といった非効率な手続による運営が行われているという問題があります。

また、司法分野においては、裁判手続が非常に遅く、また、事実認定や法適用の誤りにより、冤罪につながりかねない誤判の件数が多いといった問題があります。そのために国民の司法に対する信頼は非常に低い。そのために多くの紛争は伝統的、慣習的な村落の長などによる非公式な調停において解決されていたり、また、中には自力救済に走る者も多いという問題が挙げられています。

また、法学教育については、入学試験の受験資格には、地位や身分、人種、民族などを理由とする差別はありません。しかしながら、授業料が高額に上るため、事実上裕福な家庭の子弟しか入学できないという問題があります。

また、少数民族については、文字を持たない民族があるなど識字率に問題があり、教育、法制度の普及が困難であり、また、少数民族の間での対立や多数民族であるラモン族との争いが発生しており、武力衝突に及ぶ場合もあるという問題があります。

そのような問題に対して、私たちは以下の三つのプロジェクトを考えました。

まず、一つ目に行政法起草プロジェクト、二つ目に人材育成プロジェクト、三つ目にツール整備プロジェクト、詳細については以降説明していきたいと思いますが、これらの三つのプロジェクトを通して公正な社会構築を目指していきたいと思っています。また、予算についてですが、このプログラムは10年間で、予算総額は4億5,845万円のプログラムになっています。

次に、このプロジェクト間の関係について見ていきたいと思っています。

行政法起草プロジェクトと人材育成を中心としたキャパシティ・ディベロップメントの二つは、同時並行的に進められるものになります。しかし、一方で行政法の立法に対しても、その法制度を整備するプロジェクトの中で、将来的に立法できる環境や人材の育成という面にも重点を置いていきたいと思っています。そのためにキャパシティ・ディベロップメントの視点から行政法立法と分離できない関係になっていると考えています。その行政法起草プロジェクトと人材育成プロジェクトの土台となるのがツールの整備になっています。このツールの整備を土台として二つのプロジェクトを進めていきたいと考えています。

また、このプログラムを実施するに当たり、私たちは日本がイニシアチブをとってほかのドナーや日本が今までに支援してきた被支援国、トラモンターナ民主共和国の四つの機関が相互に連携できるネットワークを構築したいと思っています。日本とほかのドナーの間では、テキストの共有や情報交換といった相互協力をし、また、ほかの支援国とトラモンターナでは、学术交流やこれまでの経験等を含めたアドバイスをし合うといったネットワークを構築することによって効率的に法整備支援を進めていきたいと考えています。

プログラムの評価の基準については、お手元の資料には書いていないんですが、私たちではJICAの評価基準の妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性の五つの評価基準にプラスして、関連性という評価基準を設けたいと思っています。

まず、書いていなくて非常に申し訳ないんですが、妥当性についてですが、プロジェクトの目標が受益者のニーズと合致しているか、援助国側の支援策と日本の援助政策の整合性はあるか、公的資金であるODAで実施する必要があるかといった援助プロジェクトの正当性を問う視点である妥当性という基準が一つ目。また、有効性という基準で、成果によってプロジェクト目標がどこまで達成されたか、または達成される見込みがあるかを検討する有効性という基準を二つ目に。三つ目に効率性という基準で、プロジェクトの資源の有効活用という観点から、効率的であったか、または効率性が見込めるかどうかということを検証する効率性という基準。また、インパクトという基準で、プロジェクト自身によりもたらされる、より長期的、短期的、直接的、間接的効果や、その波及効果を見るものとしてインパクト、そのプロジェクトによってもたらされたプラスのインパクトとマイナスのインパクトを検討する基準。また、五つ目に自立発展性、援助が終了してもプロジェクトで実現した効果が持続していけるかどうかを検証する視点として自立発展性を挙げたいと思います。

また、私たち独自のものとして、関連性という視点を取り入れたいと思います。私たちのプロジェクトでは、先ほど説明したように行政法の起草プロジェクト、人材育成プロジェクト、ツール整備プロジェクトの三つのプロジェクトを行うことによって、公正な社会を構築

するという上位目標を掲げました。この三つのプロジェクトの成果がプログラムの目標に沿ったものであるかどうかについて検討したいと思い、この目標を立てました。

また、もう一つ、先ほどこの図で示したとおり、プロジェクト間の関係というものを重視したいと考えています。そのため、人材育成によって行政立法がより効率的に進むかどうかや、ツールの整備によって人材育成や法整備がより効率的に進むかどうか、相乗効果という点に着目して関連性というものを挙げました。

では順に、行政法起草プロジェクト、人材育成プロジェクト、ツール整備プロジェクトの詳細を見ていきたいと思います。

では、行政法起草プロジェクトについて御説明いたします。

私たちは、一つ目のプロジェクトとして、行政法分野の立法支援を行います。その具体的な内容については、トラモンターナのニーズを調査した上で決めることとなりますが、我々としては、経済関連の個別法、聴聞や不服申立手続について定めた行政手続法、行政救済法の整備を選択肢として用意したいと考えています。

これらの行政法分野を対象とする理由としては、まずWTO加盟のための基本的法制度の確立、外国からの資本投下を促すという意義が挙げられます。トラモンターナの関心は、従来法整備を行ってきた体制移行国と同様に、さきに紹介した要請のうち、主として、資本的経済を導入し、WTOやASEANへの加盟をすることにあると思われるため、このような意義が重視されます。WTO加盟というのは、基本的には既存の加盟国との直接交渉によりますが、まずは国内での基本的な法整備が必要と考えています。特に企業の円滑な事業活動を可能とし、企業の設立や新規事業参入を促進する。また、それにより外国資本の受入れの土台となるような経済関係法令の整備は不可欠と考えます。

この点、トラモンターナには、現時点で、さきに行政分野のところで紹介したような問題点が幾つかあります。そこで行政行為について、手続の迅速化、透明性、公正性の確保、国民の人権保護を目標として、問題解決のため次のような法整備を行うべきと考えます。

まず、個別法令の整備を行います。細かく書いていないので申し訳ないのですが、具体的には、事業開始要件や新規参入要件の見直しとして、第1に、許認可制から登録制や届け出制への振り分けによって、企業の設立や事業開始のための手続を迅速化したいと思います。同時に、不要な規制を排除して手続の無駄を省くことも行いたいと思います。第2に、要件を明確化して手続を透明化したいと思います。

次に、行政運営の透明性や公正性の確保、また、国民や投資家の予測可能性の担保、国民の人権保護のためには、聴聞や不服申立手続を定めた行政手続法及び救済法の整備を行いたいと思います。

また、我々としては、トラモンターナでは先ほど述べましたように行政機関の立場が強い状態にあり、人権制限を伴う規制も行政規則や通達により行われているという状況にあるため、現状調査の結果次第ではありますが、個別法の要件の明確化や行政手続法、行政救済法の整備を通じて、行政権に法によるコントロールを及ぼすということによって、国民の権利を保護するという行政法の役割について理解してもらうように努めたいと思います。

また、最初に紹介したように、トラモンターナでは少数民族との関係において問題があるため、この点について法整備の段階から配慮する必要があると考えます。

今述べたように、今回行う行政法整備は、資本主義化を重要な目標の一つとしていますが、この点、少数民族の中には資本主義化に反対する者もあり、過去には紛争が生じたという経緯があります。我々としては、資本主義経済への移行やWTOへの加盟などがスムーズに行われ、また、外資の参入を推進するには、トラモンターナが平和で治安がよいということが大前提であるとの考えを持っております。今後の具体的な立法や法運用に当たって、少数民族への配慮が欠かせないという認識をトラモンターナと共有したいと考えています。

この点、トラモンターナにも少数民族と共存したいという強い意欲があるようです。そこで、あくまで提案にとどめるのですが、日本としては支援に当たり、事前の少数民族との関係についての調査の提案や勉強会の提案をしたいと思います。調査としては、少数民族とラモン族との間にどのような紛争がこれまで生じているのか。また、現在、利害調整のためにどのような施策をとっているのか。また、勉強会の内容としては、行政法の整備、例えば不服申立手続などが少数民族問題の解決に資するかどうか、ほかの外国の例なども勉強会の対象としたいと考えています。ここでは、被支援国間のネットワークを利用して勉強することができるのではないかと考えています。

また、少数民族の配慮の方法としてどのようなやり方があるのかを知ることが必要だと思えます。例えば法の適用の範囲を限定するなど、どのような方法があり得るかを双方に検討したいと思えます。また、法整備後の周知を少数民族に対してどのように行うかも検討しておく必要があると思えます。

法整備の手法についてですが、日本とトラモンターナ双方から参加したワーキンググループを作って共同作業を行いたいと思えます。ワーキンググループのメンバーとしては、日本からの長期専門家として行政法学者が1名、また、ここには挙がっていないんですけども、現地調整官として1名派遣することも必要かと考えています。また、行政法学者の方については、1人の任期を2年としますが、うちの前半1年を現地での活動期間とし、後半1年については、年1回、2週間程度の短期専門家として派遣することとし、ほかはテレビ会議システムなどを通じた支援という方法をしてはどうかと考えています。これは後で説明するのですが、現地の立法担当者による起草をメインとして、日本人専門家はそれに対して助言をするという、そのような作業の方法を考えておりますので、常に長期専門家を継続的に派遣し続けるということではなくてもよいのではないかと考えたからです。

ほかにトラモンターナ側からは、司法省と商業省の代表として各1名ずつ、また、現地の行政法専門家2名をメンバーに加えたいと思えます。現地の行政法専門家をワーキンググループに加える趣旨は、研究者の養成にあります。法整備は、一度立法すれば終わりではなく、現地の人々が自分たちの力で法整備を継続し、法の内容をより充実させ、必要に応じて改正していくことが必要になります。そのためには、実用的な法整備をすれば済む話ではなく、今後の法の改正や法の解釈、運用において、議論の中心となるべき研究者の養成も必要不可欠と考えたからです。

また、日本国内の支援委員会として、行政法学者4名も参加していただきたいと思います。支援の流れですが、この表にあるように3段階で考えています。

まず、プロジェクト全体としては10年ぐらいを予定し、先ほど述べたようなワーキンググループにより共同作業を行います。共同作業をすることにより、立法能力のキャパシティビルディングを図る趣旨です。

順序としては、まず事前の調査を3年間行います。どの分野の個別法を作成する必要があるかのニーズ調査や行政法の整備状況や運用状況の調査を行います。ここで、法律間、規則間のそごや手続の無駄や問題点の洗い出しを行います。効率的に行う方法として、例えば関連法令をフローチャートや表で整理して、そごがあるかどうかや無駄があるかどうかを検討してはどうかと考えています。

また、日本の行政法やウズベキスタンの行政法の紹介をできればよいと思います。ウズベキスタンの行政法の紹介というのは、最初に述べたような被支援国間のネットワークを利用して、例えばアドバイザーとしてウズベキスタンの立法担当者とテレビ会議システムを利用した勉強会を実施できればよいと考えています。

次に、実際の起草作業に入ります。これは4年程度を考えています。方法としては、現地立法担当者が日本人専門家の助言を受けて起草し、それに対して日本人専門家による修正意見をつけ、最終的な改正案は現地立法担当者が決定するというやり方を考えています。このような方法をとるのは、この方法が時間はかかるものの、現地の立法担当者にとってのキャパシティビルディングになると考えているからです。

また、そのうち本邦研修を10日間ぐら行いたいと思います。内容として、施設見学を行い、日本の行政機関や行政法の運用の実際を見てもらいたいと考えています。ただ言葉で伝えるだけではなく、行政法の基本的な考え方を伝えるのに必要と考えるからです。

これに引き続き、調整作業と立法能力向上支援を3年程度行います。これは後に述べる行政官の教育プログラムとも関連しています。

次に、カウンターパートとしては、司法省、商業省を考えています。ここに商業省が入っているのは、縦割り行政の弊害を防止するために、ほかの行政機関も、カウンターパートに加えたほうがよいのではないかとこの考慮によります。今回の目標はWTOなどの加盟に不可欠な法整備を行うということもあるため、特に経済関連の行政法を整備する必要があることから、商業省を加えることとしました。

リソースとしては、今まで述べたように日本からの長期専門家、国内支援委員会、アドバイザーとしてのウズベキスタン立法担当者、通訳、ほかにテレビ会議システムの導入や本邦研修のための渡航費、宿泊費や研修会の開催費用などが挙げられます。

終了時期ですが、このプロジェクトでは起草プロセスが重要であり、共同作業によりワーキンググループ参加の現地専門家の起草能力を要請することを重視しています。そこで、起草が完了した段階で一旦支援は終了と考えています。

では、第2の柱である人材育成プロジェクトに移りたいと思います。

トラモンターナの将来的発展を可能にするために、主に以下の三つの目標を立てました。

第1に自国の法制度に対する批判的見方を養う、第2に立法を改正する能力の育成、第3にトラモンターナの法教育の質の向上ということが挙げられます。

支援は、タンソン大学を拠点として行い、テレビ会議システムを大学内の教室に設置することとします。

まず、学生に対する法教育です。トラモンターナの大学は授業料が高額に上るため、事実上、裕福な家庭の子弟しか入学できません。優秀だけれども親の所得が低いために進学できない者に教育の機会を開くために、支援の第1段階として、タンソン大学の学部生の授業料を補助します。それは公正な社会を構築するという私たちの法整備支援の理念にかないます。具体的には、タンソン大学の学生、1学年10名に対し、年間約20万円の授業料を支給します。財源は、個人、企業、または財団からの寄附を募ります。受給要件として、後述する集中講義に参加することを挙げます。この支援の期間は10年間をめどにしますが、将来的にはトラモンターナ政府が授業料の減額措置をとるように提言したいと思っています。

第2段階として、1学年当たり2名の留学生を日本の大学院に受け入れます。法整備支援の現場では、法律知識と語学の両方の素養がある現地の人材の不足が大きな問題として挙げられるからです。卒業後はトラモンターナの大学教員または実務家としての活躍が期待されます。

ここで、先ほど言及した集中講義についてご説明します。

私たちのグループでは、実務家の教育も重要ですが、それ以前の段階での教育が更に重要であると考えます。そのように考える一つのきっかけとなったのは、私たちのメンバーであるウズベキスタン出身のギュゼールさんから聞いた話でした。

ウズベキスタンの法学部では、法律条文の最初から最後までを説明し、その説明を覚えるという教育が行われており、なぜそのように規定されているのか、基礎にある原則は何かということ进行分析して考えることはしなかったということを知りました。このような暗記型の教育では、自国の法に潜む問題を発見し、批判、改善していく能力はなかなか身につかないでしょう。

そこで、夏と冬の年2回の長期休暇中に、タンソン大学にて約2週間の集中講義の開催というものを提案していきます。集中講義には日本の法学者2名のほか、日本法センターを卒業した留学経験者を各1名、すなわちウズベキスタン、ベトナム、カンボジア、モンゴルから4名を講師として派遣し、講義のテーマとしては、例えばWTO加盟に向けて関心の高い知的財産法や国際経済法、日本から長期専門家を派遣している行政法、あるいはADRや法社会学などのテーマについて講義を開講します。

対象は、学生だけではなく、教員の受講も促すことで、徐々にトラモンターナの法教育が質的に変化することを目指します。

そして、講義期間の半ばに当たる、2週間なので、間に土日を挟むことにはなりますが、日本の被支援国の学者が集まっている機会を利用して、テレビ会議も利用しつつ、比較法研究会・イン・トラモンターナを開催します。そこでは、各国が法整備支援の経験を共有し、あるいは、それぞれが直面している共通の課題について話し合います。例えば土地法やADRの

制度やWTO加盟と民族問題などは、トラモンターナが直面している問題ですが、他の支援国にとっても無視できない問題です。

さて、ここで日本法センターの卒業生を講師として招へいする理由を2点説明したいと思います。

第1に、日本に留学して、欧米、日本、母国の三つの法律に関する比較法的な視点を獲得しているからです。これはラオスに長期専門家として派遣された小口弁護士が以前書かれていたことですが、法律起草のワーキンググループを進める上で、完璧、万能な法律はどこの地域にも存在しないという考え方をまず共有し、社会との関係の中で法改正を逐次行っていく試行錯誤の連続へ参加する覚悟というものを抱くことがまず必要だったということです。トラモンターナでも手取り早く先進国の法律を学びたいという傾向があると予想されるので、法整備支援の経験を経た被支援国の研究者が語る言葉というものは説得力を持つのではないのでしょうか。

日本法センターの卒業生を招へいする理由は、第2に、立法支援でウズベキスタンの行政官に参加してもらいますが、それはウズベキスタンへのフィードバックにもなると考えるからです。私が今年名古屋大学で開かれたサマースクールに参加して印象的だったことは、法整備支援に関わってこられた先生方が、法整備支援を通じて日本の法制度に関する示唆を得たということ、また、自らのキャパシティが広がったとおっしゃっていたことでした。したがって、日本人と同様にウズベキスタンの法学者もトラモンターナに関わることによって何かしらの示唆を得るだろうと考えました。

次に、健全な民主主義を育成するためには、法教育の対象者を法学部の学生以外にも広げたいと思います。月に1回そのためにセミナーを開催したいと思います。法学部の学生以外の学生や会社員なども参加しやすいように、日曜日の午後に時間を設定して、大学の講義室でセミナーを行います。集中講義の期間中は、講師が各国から集まっているので、集中して3週間連続でそういうものを行います。講師及びテーマは広く設定可能とし、例えば新しく成立した法律の解説、法情報へのアクセス方法というものをまずはトラモンターナの行政官がレクチャーして、その後、他国の制度と比較するなどを考えています。

セミナーについては、ギュゼールさんに説明を補足していただきます。

【ギュゼール】 ウズベキスタンでドイツの財団のサンデーセミナーというセミナーに2年間参加しました。このサンデーセミナーの目標は、政治及び法制度の形に関する議論を通じて、さまざまな大学で勉強している学生と社会人の関係を強めることでした。セミナーは毎月1回開かれ、参加者は約20人でした。1年間で10人から20人の専門家による講演が行われました。例えばウズベキスタンとドイツの講師を招いて、法制度、中央アジアの国々の国際関係とか、または市民生活における地方自治体の役割について議論し、メリットとデメリットを見て、これを比較して分析し、そして、国々が発展している段階で何をしなければならないかについて、みんなでまとめて結論を出しました。

このセミナーで、様々な専門で勉強している学生たちは、一つの方法だけから考えないで幾つかの方法から問題について考えて解決することを学びました。考え方が変わったのは参

加者の学生だけではなくて、講師の専門家の考え方にも影響を与えました。

そのドイツのサンデーセミナーのようなものを提案したいと思います。このセミナーで様々な法学部以外の学生たちの学んだことと、そして法律に関する知識を参考にして、そして学生たちの教育と法に関して興味があり、そして議会から作った法律か、法律の興味とか意味、そして必要性を理解するために、このセミナーが一つの役割になりました。

【Aグループ学生】 一般市民に対しては、先ほどギュゼールさんが説明してくれたセミナーのほか、最後に、法に関する知識を余り持たない一般市民に対しては、日本が立法に関わった行政関連法が成立した後に、例えば聴聞手続や不服申立制度について、イラストなどを用いて分かりやすく解説したパンフレットを作成し、配布します。このような周知活動は、法制度を機能させ、また国民の権利保護のためにも必要であると考えます。

次に、制度の担い手である法曹三者の育成に関するプロジェクトについて御説明したいと思います。

まず、私たちが法曹三者の育成が必要であると考えたのは、トラモンターナの司法分野の裁判手続の質に多くの問題点があると感じたからです。具体的なものとしては、裁判手続の遅延、誤判の件数が多数に上ること、また判決が、合理的な理由が示されていないことに加え、執行に適さない二義を許すもので、不適当なものが多いという3点です。

これらの要因を考えたときに、特に裁判手続の遅延については、当然制度的な問題も含んでいると思われませんが、想像するには、主なものとして二つ考えられます。一つは、実務家に大まかに言えば技術面での法的能力が欠如していると思われること、もう一つは、判決文の存在意義への不理解とフォーマットの不備が考えられます。そこで、これらの問題点を解決するために、私たちは判例に関する理解を深めることを含めた法曹三者の能力を向上させる教育プログラム及び教材の作成、また判例のフォーマットの作成が不可欠と考えました。

教育に関しては、中でも法適用と事実認定に誤りがあつたため、その点について重視して教育プログラムを作成したいと考えます。そこで、まずプロジェクトの意義としましては、公正妥当な紛争解決手段としての裁判手続の実施とし、そのための目標として、裁判実務の質の向上のため、紛争解決に至る判決作成を設定いたしました。

まず、そのために法適用能力向上プロジェクトから御説明いたします。スライド19を御覧ください。

内容としましては、まず実際にどのような判断が行われているのか、また、教育方法はどのようなになっているのかについて、調査をする必要があります。先ほどの発表にありましたとおり、ウズベキスタンの学生に聞いた話によると、同国の法学教育は暗記型の教育に徹する面があるようで、そこで実務と掛け橋となる教育がなされていないということがあります。トラモンターナでも同様の教育が行われているというふうにも考えられますし、また、学士取得後、少しの研修を受けて実務家になるという実態がありますので、その時点で十分な教育がなされていない可能性があるとも考えられます。

調査が終盤に差しかけた際には、日本においても準備として、どのような教育が行われるべきかなどについての研究を行います。その際には、日本の教授方法や教材に関する情報

収集及び意見交換会を積極的に行います。実際の運用を見せることも重要であると考えますので、後で説明するワーキンググループの一部に、日本の裁判所の見学、裁判体験を中心に、意見交換会を含め、本邦研修を2度ほど行う必要があるとも考えられます。これらについては、日本のベトナム法支援プロジェクトの活動経験を生かすことができるのではないかと考えています。この調査を前提にワーキンググループが活動計画を策定いたします。

ここで、ワーキンググループについてご説明いたします。

メンバーとしましては、日本の裁判官1人とトラモンターナの法曹11人で構成されます。日本から長期専門家として裁判官を1名派遣し、トラモンターナから、最高裁から2名、各高裁から5名の計7名、研究者2人に検察官1名の参加を予定しています。

引き続き、内容について説明させていただきます。

先ほどの上記調査研究によって得た情報をもとに、トラモンターナの現行法を軸に要件事実論を上記ワーキンググループにより構築いたします。また、同時に教育カリキュラム、テキストも作成します。これが第2段階です。これについては、2年間、集中的に協議したいと考えています。場所は、裁判所の1室をトラモンターナ政府から提供していただきたいと考えています。

第3段階としましては、実際に法曹資格のある者に対して、上記のカリキュラムのもとテキストを使用し、ワーキンググループもしくはワーキンググループが要請した法曹教員によって教育しようと考えています。予定年数としましては、現在の法曹が3,000人弱いること、また、彼らは実際に実務についており、多忙であることを考えると、日本の司法修習生のように集中的にはできないため、4年間ほどかかるものと考えられます。場所については、1か所では難しいと考えられますので、各高等裁判所に管轄の裁判官、検察官、居住地域に合わせて最寄りの弁護士が集まって、研修を受けることとなります。

事実認定能力向上プロジェクトについては、こちら調査は法的能力向上プロジェクトと一緒にいき、日本の事実認定のテキストを英訳したものを使用してラモン語のテキストを作成したいと考えています。これも同様に4年ほどかかると考えています。

判決作成能力プロジェクトについては、スライドの23を御覧ください。

このプロジェクトに関しては、まず、ひな形を作成して、どのような判決を下されているのかということを見た上で判決マニュアルを作成いたします。私たちは、この上で事例演習についても行うべきと考えますが、こちらについては現地のトラモンターナの法曹が自主的に行っていただくことを前提と考えていますので、テキスト作成までが私たちの支援の手段であると考えます。

人材育成プロジェクトのうちの行政官については、主に最初に法整備のプロジェクトのところで参加いただいたワーキンググループの現地のメンバーから、地方公務員、一般公務員を対象としたセミナーを開催するというのをメインにしています。これについては、初期の段階では日本人のメンバーがセミナーをコーディネートしますが、徐々に現地の人々によって行っていただきたいと思えます。

ここでも被支援国家のネットワークを利用して、ウズベキスタンの行政官を招くことを考

えています。利用するツールとしましては、関連法令をまとめた解説書を作成して、これをネット上に公開するなどして、知識共有のためのツールとしたいと考えております。

カウンターパートや、またリソースとしての日本からの長期専門家、ゲストスピーカーなど考えておりますが、長期専門家などは一つ目の立法支援プロジェクトと同じで、ここで特徴的なものとして考えているのは、セミナーにゲストスピーカーとしてウズベキスタンの行政官または日本の行政法専門家を招くことによって、行政法の基本的な考え方を伝えていけたらよいと考えております。

それでは、最後に三つ目の柱としてのツール整備プロジェクトを簡単になりますが紹介したいと思います。

これから述べるツール、材料を今まで述べたセミナーや研修で活用する土台としたいと思っています。ここでは、今まで述べてきた研修やセミナーによって、ツールを使いこなす主体である市民の分析力とか関心力がアップしていることが前提となっています。

まず初めに、判例の公開を考えています。

この意義は、予見可能性の向上ということで、市民が裁判で勝つ見込みがあるか、どのような裁判をしたら裁判を利用する価値があるかという市民側からの予見可能性の向上や、あるいは裁判官が今までの集積した判例を参照することで公正な判決を書きやすくなるだろうという予見可能性の向上を目指しています。

また、国民の側に判例が公開されることによって、市民のそういう批判の目や分析の目にさらされることによって、裁判官が書く判決の質の向上も目指すことができると考えています。これによって、今のトラモンターナでは司法に対する不信が高いということですが、開かれた公正な裁判によって信頼を確保することができると思います。

この判例は、まずは印刷して、大学や官庁などから置いていきたいと思いますが、いずれは電子情報によって国民みんなが見られる状況にしたいと思っています。

2番目が、法律・行政命令などのデータベース化です。

今のままでは行政の力も強いということで、行政命令などは集積していると思いますが、まだ整理されていない段階なので、ここで一元化やアクセスを容易化するためにもまとめたと思っています。これによって、分かりやすく法の周知がされることによって法令遵守も促進される意義があると考えています。これは司法省のウェブサイト作成やデータベースを公開するという技術的な協力も必要となりますが、日本からのテレビ会議などを通して、技術者による講義など、そういった支援を考えています。

3番目は、コンメンタールや教科書の作成です。

これは、トラモンターナにおいて立法支援を担当した担当者の協力なども得て、立法趣旨や法の改正経緯を知ることのできる資料をまとめたと思っています。そして、ここで作った教科書などを作成して、法学教育や研修の場で使っていきたいと考えています。これは立法支援と平行して行うこととなりますが、まずは日本の教科書を英語や何かトラモンターナが読みやすい言語に翻訳して参考としてもらうことで、将来的にはラモン語で教科書を作り、トラモンターナの人々が自分たちで必要な改正を行っていける状況を作りたいと思っています。

す。これの支援については、教科書執筆者や翻訳者らのリソースが必要となりますが、あくまでトラモンターナの立法担当者など立法に係る作業をした人たちが主体的に作ってもらうことにして、求められたら日本からのアドバイスやコメントなどをしていきたいと思っています。

以上がツール整備プロジェクトの詳細でしたが、私たちが目指していたのは、まとめのところにも書いたように、平和で公正な社会を実現したいという、非常に単純ではありますが、こういった大事な目標に向けて三つの柱を立てています。

その中心に書いたのが人材育成で、公正な社会を実現するためには、道具として法律やツールが必要となりますが、大事なのは、それを現地の人たち自身が使えるものであったり、変えられるものであるというという、自分たちでそれを使いこなし、変えていく力であると思っています。そのためには、政府の中心となる人々だけではなく、一般市民に届き、一般市民同士で交流して、その議論で作っていく制度を根づかせたいと思っているため、人材育成を中心に据えました。

そして、その一国だけではなくて、今まで日本が支援をしてきたウズベキスタンなど、支援を受けた国同士の学術的な交流を通して、一国内にとどまらない公正・平和な社会を目指したいと思っています。

ここまでが私たちの発表の内容となりますが、最後に、人材育成を中心にまとめてみましたが、私たち自身が、こういうプログラムを作るという作業を通して、私たち自身も国際開発研究科とか、ロースクールとか、あるいは学部から参加してもらった人もいたのですが、いろいろな立場の違う学生が集まって、更にウズベキスタンの留学生であるギュゼールさんも参加してもらうことによって、いろいろな新鮮な議論をすることができました。

特にギュゼールさんがさっき紹介した、市民が参加する、かたい講義ではない議論の場というセミナーも、非常に新鮮な提案として私たちの計画に盛り込むことができよかったですと思っています。このように法整備支援をする作業というのは、いろいろな異なる立場とか、バックグラウンドを持つ人々が集まって、非常に時間のかかる作業となりますが、結局は目に見える歩みは遅くとも、支援をする側も受ける側も相互に成長できる場となると思いますので、これからも法整備支援が楽しく議論しながら新鮮な発見のできる学術分野であってほしいと思っています。

以上で発表を終わります。ありがとうございました。（拍手）

【司会（中村）】 ありがとうございました。

それでは、会場の皆様から質疑、質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

【田中】 国際協力部の元教官で今大阪高検にいる田中と申します。

学生さんたちがこんなにすばらしく熱心に発表されたのを聞いて、活動も広がったんだなと感銘を深めておりますが、せっかくの発表にいちゃもんを申し上げるようで大変申しわけないんですけども、10年で4億5,000万ぐらいという御予算をおっしゃいましたけれども、全く足りません。最低限長期専門家が3名以上必要ですけども、年間1,000万以上の報酬が必要ですから、10年4億だと年間4,000万ちょっとですよ。長期専門家の報酬だけでな

くなってしまう。ほかに莫大な研修費用だとか、機材とか、設備費、事務所の借り上げ家賃とか、たくさん要りますので、もっと支援を絞らないと、とてもできないというのが一つです。

あと、余りにアンビシャスな計画で、ちょっとくらくとしたんですけれども、許認可制から届出制に変えたいというのを行政法起草プロジェクトのところでおっしゃっていましたが、これは最も困難で恐らく実現不可能な点です。許認可制になっていて縦割り行政になっているのは、許認可を与えるときに皆が賄賂を取れるチャンスだからであって、これをなくすということはものすごく大変ですよ。ですから、全省庁が同意しなければ無理です、全公務員が反対します。

最も困難なことを最初に掲げられたんですけれども、このようなことは、IMFとかワールドバンクとかが融資と引換えにこれこれをしなさいという、まさにコンディショナリティーの権化のような支援をしない限りは絶対に受け入れられない案です。日本はコンディショナリティーをつけませんので、もう少し実現可能性のある日本の支援にふさわしいようなところから、受け入れられる支援を考えたほうがいいんじゃないかなと思いました。

また、人材育成に関しては非常に賛成なんですけれども、13番の画面のところで、学生さんに対して授業料の補助をするというのは大変結構なんですけれども、そもそも入学する時点で金持ちの子弟しか入学しないところに授業料を補助しても意味がないので、入学前の段階からケアしてあげないとだめだと思います。

大体田舎のほうから来られるので、生活費の補助も必要でしょうし、入学しようというインセンティブがそもそも多分貧乏な方にはないんでしょうから、高校に対して一番優秀な子は貧乏でも大学で受け入れますよということをアピールしないと、プロジェクトとして成り立たないですよ。そういう細かいところで恐縮ですが、現地の事情に配慮した支援を考えましょうというのが、このサマーセミナーのコンセプトだと思いますので、一例として申し上げます。

どうもありがとうございました。

【司会（中村）】 ほかの方から何かご質問等ございますでしょうか。

【山下】 国際協力部長の山下です。

今、元田中教官の厳しいコメントがありましたけれども、予算のことに関しては、準備のときから、私たちには分かりませんというのがありました。それは無理もない話でありまして、そこを何とかいろんなネット情報を調べるなりしてやってみてくださいと言ってやったものですので、御了解願いたいと思います。

私自身は、この発表、実は課題を与えられたときに、自分が何か作れるかという非常に迷いまして、これは学生にはできないんじゃないかなと思ったのです。しかし、こんなにレベルの高い課題を与えられて、これだけまとめ上げてこられたというのは非常に素晴らしいことだと思っています。特に、むしろここに出てきた結果よりも、作業過程において、先ほどおっしゃっていたウズベキスタンの実情を知るとか、お互いの違う考え方を知るといのは、目に見えない成果ということでは非常に評価できるんだと思います。

あと、日本が支援するので、いつも反論を予想して私たちは動くんですけども、例えば少数民族の保護といっても、日本には少数民族がいるんですかと聞かれますね。じゃ、そこで何が日本は貢献できるんですかというようなことも聞かれますので、それは、究極的には民主主義の目的は個々の一人一人の人権を守ることでしょうから、特に少数民族ということで違った切り口で焦点を当てているだけであって、目的としては民主主義社会の実現ということでは反論できるだろうなと思っております。

以上、単なるコメントですが。

【司会（中村）】 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

【鮎京】 名古屋大学の鮎京と申します。一つだけ質問です。

公正な社会構築というのがキーワードで、この価値に向かって法整備支援ということなんですが、この「公正な」という言葉の意味として、報告者グループは、例えば手続的な公正さということなのか、あるいは結果において、例えば貧富の差をなくすとか、そのあたりのイメージをどう考えて作られたのかということをちょっとだけお聞きしたいと思います。

【司会（中村）】 報告者の皆さん、いかがでしょうか。

【Aグループ学生】 私たちのグループは、話し合いの中で、どちらかという、まず手続的な公正が必要なのではないかということにスポットを当てて話し合いをしました。

【司会（中村）】 よろしいですか。

【鮎京】 余りよくはないけれども、答えは分かりました。

【司会（中村）】 そうでしたら、ここでそろそろ昼休みの時間となっておりますので、一旦ここで打ち切りまして、お昼休みのほうに入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【総合司会】 学生の皆さん、中村先生、どうもありがとうございました。

それでは、これより昼の休憩に入ります。



■研究発表Ⅱ 名古屋大学学生グループB

【総合司会】 それでは、これより午後の部を始めます。

名古屋大学学生グループBによる研究発表です。どうぞよろしくお願ひします。

【司会（中村）】 Bグループの皆さん、よろしくお願ひいたします。

【Bグループ学生】 それでは、ただいまより、私たちの法整備支援の研究発表を行っていきたくと思います。

今回の報告の流れといたしましては、スライドに示したとおりです。お昼後で眠たくなる時間帯ではありますが、お付き合いのほどよろしくお願ひいたします。

では、はじめにとしてスライドに示しました(1)～(4)の項目について説明させていただきます。

まず、(1)についてです。私たちは、トラモンターナ民主共和国からの支援要請の内容を検討した結果、同国の国民の人権保障と生活の向上ということを法整備支援における第1の目的に据えるべきであると考えました。そして、かかる目的を達成するために、民主的な国家体制の構築及び資本主義体制の確立による経済の発展、そしてそれに伴う国際的な地位の向上というのを志向すべきであると考えました。

次に、(2)に移ります。今述べたような観点からしますと、想定される法整備支援の内容としては、以下のようなものが挙げられることになります。

まず、民主主義の確立については、大きな枠組みのものとして、国内の法制度や体系の整備のための具体的な法起草支援、あるいは立法能力の向上プログラムの実施といった立法支援、裁判官や検察官への教育、人材育成、判決の書き方の指導、あるいは判例の整理・蓄積といった司法支援、行政手続やその過程を整備するための行政支援、また国民に対する法教育支援が考えられます。

また、それに加えて、次のようなものも考えられます。とりわけ、トラモンターナにおいては主要な課題として、少数民族問題が認識されていますが、それに対する支援として、少数民族間の和解の促進あるいは一般教育、法教育支援をなすこと、さらには国内治安維持向上のための警察支援というのも考えられます。

さらに、資本主義の確立、発展のための支援としては、民法、土地法、会社法といった取引に関連する個別具体的な法令の起草支援、あるいはその前提としての立法過程に対する諸外国の法制度の教育支援、また国内における紛争解決手段の整備のための司法支援であるとか、ADR支援が考えられます。

なお、全体に関連するものとしては、インフラ整備を支援することも挙げられます。

では、(3)に移ります。民主主義の達成という点においては、まず中央の機関を整えて、国内を安定させた後に、地方の機関、法曹基盤や能力、及び国民の法教育等の基盤を強めていくという流れになるものと考えられます。また、資本主義の確立については、まず根幹となる基本法の整備を進め、その後、あるいはそれと一部並行した形で、政府の政策を段階的に変更ないし解放していくという流れになるものと考えました。



なお、この基本法の整備という点には、紛争解決手段の整備も含むと考えています。

以上のイメージを示したものがスライドの図です。

最後に、(4)として、今回、私たちが焦点を当てた支援部分及びその理由を述べて、具体的なプロジェクトへの導入とさせていただきます。

今回、私たちが焦点を当てた部分というのは、地方行政の整備・適正化であり、より具体的には、小規模な地方議会の創設（これ以下では小議会というふうに呼びます）と選挙過程の適正化であります。また、その重要な前提として、民族、とりわけ少数民族の問題についての支援にも焦点を当てるものです。以下、それについて理由を述べていきます。

国民生活に具体的なレベルで影響を与える大きな要因というのは、地方行政のあり方であると考えられます。しかし、トラモンターナにおいては、省において任命制の知事が独断、恣意によって支配をして、君主化しているという現状があります。そして、このような状況というのは、知事の権限に対するコントロールが適切に働いていないということの主たる原因とするというふうに分分析されていることから、この点を改善するために、知事の権限をコントロールする制度を新たに構築するべきと考えました。

ここで、私たちが民主主義の達成の最終段階と見据えているのは、知事公選制、地方議会の整備による地方分権の達成なのですが、現在、トラモンターナにおいては、社会主義体制からの移行期にあり、まずは中央集権体制のもとで国内の民主制基盤を確立、安定化させることが最終目標に向けた後々の制度への移行可能性という点において好ましいと考えます。そのため、知事のコントロールを適正化するための手段として、知事を公選制とするなど、中央側の基本体制を変更するような制度整備を直ちに行うのではなく、あくまでも中央集権体制のもとにおいて、中央からのアプローチを段階的に行っていくことを支援内容とするものです。なので、この地方支援というのは、中央の安定化と並行して進められることを意図しています。また、さきに言いましたように、最終目標は地方分権の達成にありますが、これは一朝一夕に支援をすることで達成できるものではありません。なので、一定の段階を踏んでいくことを想定しています。かかる観点からすると、地方議会の足がかりとなるような、ごく小規模の地方議会というのを知事に対するコントロール機関として、まず設置整備することを内容とします。さらに、地方からのコントロールが適切に機能するためには、小議会の議員の選出プロセスというのも健全なものでなければならないと考えられます。かかる観点からは、選挙過程の適正化も同時に支援するべきであると考えます。

なお、地方自治や住民の民意の反映を実現化していくためには、トラモンターナ国内に存在する多数の少数民族の存在というのを無視することはできません。そのため、民族問題を解消・適正化するための支援を成していくことは、同国の民主的発展のためには必須の前提



となるというべきです。

以上、簡単ではありますが、私たちのこの発表の概略及び導入部分です。

それでは、支援計画の話に移りたいと思います。

まず、地方行政についてですが、ここからの内容といたしましては、目次として、まず大枠としての計画方針、次にプロジェクト内容として、①小議会制の構築プロジェクト、②選挙管理委員の教育・育成プロジェクトの説明となっており、その後、選挙運営・監視について、最後に、国民への周知・研修となっております。

では、計画方針についてですが、先ほどの初めにおいても述べましたが、全体像を簡単に表しますと、御覧のようなスライドになります。

この計画方針の中で、プロジェクト部分に関する目安としてのプロセスですが、まず一番上の横軸ですが、我々の計画予定として、計画開始から4年目を目標に、小議会制の成立・施行、そして第1回目の選挙を行う予定です。その後、選挙後を検証し、問題点などを洗い出し、解決・改善をしていこうと考えています。そして、目安として7年目に第2回目の選挙を行いたいと考えています。また、第2回以後も同様に検証していくつもりです。

現地の横軸については、まず調査、そして順に起草作業、国会による承認、法律の施行を3～4年をめどに行っていく予定です。また、起草段階から周知活動を行い、以後、選挙ごとに、周知活動を行っていく予定です。

日本の横軸については、起草作業を現地とともにを行い、現地の研修・教育の期間に日本においてもセミナーを行っていく予定です。また、第1回選挙後は問題点の解決などについてテレビ会議を行いながら、フォローアップをしていくつもりです。

以上で、プロセスについての説明を終わります。

続いて、①の小議会制の構築プロジェクトについて述べていきたいと思います。

(1)としまして、目標とその理由といたしまして、このプログラムにおける最終的な目標は、さきにも述べたとおり、地方議会を設け、公選により知事を決める制度にし、そして知事による適正な統治活動が行われることです。しかし、現場のトラモンターナ共和国において、直ちに地方議会を設け、公選により知事を決める制度を導入し、運営することは困難であると思われま。

そこで、我々はまず君主となった知事を制限するために、中央若しくは市民からのコントロールが行えるような制度構築を目標に話し合いを進めてきました。話し合いの中で右往左往した結果、我々の最終目標である市民によって選ばれた議員が地方議会を構成するシステムを目指す上で、第1段階として何をすべきかを考えました。

その結果、トラモンターナ共和国は中央集権制からの移行期でもあり、知事による独断や恣意を許す状況から、地方行政の地盤が整っていないと考えられます。そのため、例えば現在の日本のような規模、例えば愛知県議会であれば104名、大阪府議会であれば112名、我々の勝手な計算でありますけれども、トラモンターナの各省は約100万人と考えたので、人口が約100万人の香川県議会では45名などといった規模の小議会を行う地盤がそもそもないと考えましたので、また課題文を読む限り、我々の見解では、地方議会はないか、形骸化してい

ると考えたので、第1段階としての今回のプロジェクトは、地方行政の地盤づくりのために、少人数制の議会を導入しようとなりました。小議会ではありますが、地方議会同様の制度、例えば法案作成には議会の承認が必要などを定め、知事の独断や恣意を許さない。直接ではありませんが、市民からのコントロールを行える制度構築を目指すこととしました。

続いて、現状調査についてですけれども、最初に、地方議会があるのか、ないのかの調査をします。次に、知事がどうして君主となり得るのか、その理由や原因を調査します。つまり、知事の権限の根拠条文やその解釈のあり方などの確認・調査をいたします。ほかには、議員の給料や運営費用などを賄える財源があるかどうかの調査もします。これは、そもそもの財源がなければ、支援を行っても、運営を継続的に行えないからです。また、現状調査を誰が担当するかということですが、日本の地方行政専門家やトラモンターナの研究者、トラモンターナの法律の研究者であることが望ましいですけれども、少数民族との関わりもあるので、人類学者や民族学者の専門家などを派遣していきたいと考えています。通訳に関しては、現地で日本語の通訳ができる方を採用するつもりです。

法起草といたしまして、小議会法の内容として、上記の調査の結果にもよりますが、我々の目標達成に少なくとも入れてもらいたい規定としましては、①議会の権限、②公開性、③人数についての規定です。小議会法の法起草とはなりますが、④賄賂罪など政治犯罪規定の厳罰化の計四つです。

①の議会の権限については、原則的に議会の承認がなければ、いかなる政策や法令も公布・施行されないものとします。ただし、中央政府からの命令は、議会の承認は必要なく、公布・施行されるものとします。つまり、知事の判断で行う政策や法令については、議会の承認が必要であるということです。また、トラモンターナ共和国は中央政権制であることもありまして、国の方針や政策を地方議会で制限することは、国会運営が正常に行えない危険性をはらむため、中央政府からの命令は議会の承認なく、公布・施行されるものと考えています。

②の公開性については、議会は密室で行うのではなく、パブリックビューイングや議事録の作成及びそれらの公開をすることによって、議会の透明性を確保できると考えているからです。なぜテレビ中継などではなく、パブリックビューイングかといいますと、テレビ中継をするための予算や維持費、機材費や通信システム、テレビの普及率などが整っているかどうかを考えた際に、トラモンターナ共和国の概略を見る限りでは、整っていないと考えられたので、余り予算がかからず、かつ公に見ることができるパブリックビューイングと議事録の作成にすべきではないかとグループ内の話し合いで決まったからです。パブリックビューイングを見せる場所としては、役所のエントランスなど、公の施設のできるだけ見やすい場所に設営することにし、議事録に関しても、役所に行けば見られるようにすることとします。

③の人数についてですけれども、さきに述べたように、多くの人数、愛知県議会の100名だったり、大阪府議会の112名だったりでやることは、今の段階ではかなり厳しいと考え、逆に何人であれば可能な人数であり、かつ知事による買収もしくは談合がしにくい人数であるかと考えた結果、6名程度の少人数による議会にすることをトラモンターナ政府側に推しますが、トラモンターナ人の政治に対する姿勢や、政府との協議により、人数を決めていくべき

だと考えています。例えば日本のように、省の人口に応じて議会定員を定め、議会の条例によって、また議会の定員を定めるという方法も可能であるとは考えています。

④の賄賂罪など、政治犯罪規定の厳罰化については、小議会法ではなく、刑法規定の一部改正ということになるので、ここで言うのは場違いかもしれませんが、またトラモンターナの現行の刑法規定についての調査が必要となりますが、厳罰化する理由としましては、汚職や買収、賄賂などを減らす一般予防効果と特別予防効果を目的としています。一般予防として厳罰化することにより、一般人にも汚職や買収は悪いことだということの再認識をしてもらい、国民レベルで汚職を抑制することが狙いです。また、特別予防として、政治家にとって汚職するメリットとデメリットを比較した際に、デメリットが大きいようにし、汚職を抑制するためです。

続いて、法起草の手法に移らせていただきます。

起草支援の手法としましては、基本的には両国で協力して起草作業を行うこととしています。まず、法起草委員会として、日本側とトラモンターナ共和国の両国に設けます。日本側の委員会のメンバーとしましては、地方行政専門家や法務省、JICAなど、法整備支援及び行政法、地方行政法の専門家を母体としてメンバーで、地方議会法の大枠の作成を行います。トラモンターナ共和国においては、現地の専門家と長期専門家及び通訳でチームを編成し、日本で作られた大まかな小議会法について、現地の専門家とともに、トラモンターナ共和国により適する形に調整を行い、言葉の違い、文化の違いもあるので、文言や詳しい内容については、日本とのテレビ会議を定期的に行い、お互いに理解を深めながら、共同作業で起草を進めていく予定です。

続いて、研修の話になりますが、時系列として、今話すには早過ぎるのですが、新法により小議会の議員ができた際に、簡単な研修を行う予定です。研修する目的といたしましては、トラモンターナ共和国においては、恐らく汚職などがはびこっているのもう一度倫理教育をし、汚職の禁止や買収はされてはならないということについて理解を深めてもらうことと、新法の趣旨や理念を理解してもらうことです。研修の対象はすべての議員で、日本で法起草時のメンバーや現地人材、長期専門家などが教育チームとして各地域を回って、それぞれ教育していく予定です。

選挙管理委員の教育・研修についてですけれども、まず目標として、選挙管理委員の教育・研修の目標は、公正かつ円滑な運営の実現です。民主的な統治を行う上で選挙活動は重要な活動です。その活動が公正かつ円滑に行われなければ、民主的な統治の実現は困難であると考えられます。そのため、選挙運営を担う選挙管理委員の教育・研修は必要であると考えました。

では、どのような教育・研修をすべきかという点、1番目に、民主主義の構築において、公正かつ円滑な運営の必要性の理解が必要です。なぜ民主主義を構築するのか、そのためになぜ選挙が必要なのか。それが公正かつ円滑に行われなければならない理由など、基本的なことを再確認してもらうのが目的です。

2番目に、今後、自立した選挙運営が行えるように、トラモンターナ人によって選挙運営

マニュアルや、健全な選挙運営に関する教育を行える人材育成を目的としています。現状調査といたしまして、現在の国会、選挙のやり方について、それに対して何か問題があるのか、それを解決する手段があるのかや、選挙委員会には誰がなっているのか、中央からの派遣なのか、市民によって選ばれているのか。選挙運営体制について、それが体系的に統一されたシステムで、各省がそれに基づいて行われているのか。そして、選挙資金についてですが、選挙に立候補するにも資金という壁により、一定の人間しか立候補できないような状況であれば、民主主義の実現は困難となります。そのため、立候補する人に対して、選挙資金の貸し付け、もしくは提供があるのかどうかを確認する必要があります。また、選挙違反行為に対する規定についてですが、公職選挙法のように、選挙行為に一定の規定があるのかどうかの調査が必要であると考えています。

申し訳ないのですが、少々時間が迫っておりますので、教育・研修についてですけれども、教育・研修の方法と目的といたしまして、現地での選挙管理委員会に対する研修、2番目に選挙従事者に対する研修の順で説明した後に、選挙管理委員会に対する本邦研修の説明をしていきたいと思っております。

では、現地での選挙管理委員会に対する教育・研修について説明します。

対象といたしましては、各省の選挙管理委員会、日本で4名ずつなので、仮定として4名ずつにしています。それと中央政府の選挙管理委員会、こちらも同様に日本では5名なので、トラモンターナにおいても5名と仮定しています。その総計、全113名の全員に対して行います。また、教育の場所といたしましては、全ての人を中央に集めるには、予算の関係上、非常に金額がかかると思いましたので、中央に容易に来ることができる省の管理委員会だけを集め研修し、残りの省の管理委員会は地方の都市部に近い省に集めて対応していく予定です。時期や回数といたしましては、起草後及び選挙前までに数回行っていく予定です。

次に、選挙従事者・事務員に対する研修についてですが、これはほぼ先ほどの内容と同じで、これは各省から1名ずつ程度の規模で行おうと考えています。場所や教育内容も選挙管理委員会と同様の方式で行うつもりですが、時期や回数としては、選挙前に一度だけ行う予定です。

最後に、日本における選挙管理委員会に対する本邦研修についてですけれども、日本における教育・研修については、中央の選挙管理委員会5名に対して行い、日本での実際の選挙運営のあり方や、役所や投票所など、選挙に関わる施設を視察し、セミナーという形で集中的に円滑な選挙運営の行い方を教育していく予定です。期間としては、第1回の選挙実施前とし、2週間程度と予定しています。

続きまして、小議会制が施行されたと仮定いたしまして、その小議会制の議員の選定のための選挙を行う際についてと、選挙監視についての支援活動が必要ではないかと考えましたので、これについて御説明いたします。

まず、目標についてですが、トラモンターナにおいては、課題文でも幾つか挙げられているとおり、汚職がまんえんしている状況にあると。そのような状況から考えますと、選挙が必ずしも公正に行われているかどうかについても疑義が生じるところであります。しかし、

先ほどから何度か繰り返し述べているとおり、民主主義国においては、選挙は公正に行わなければなりません。そこで、そのための選挙監視に対する支援活動を行い、結果、選挙が公正に行われることというのが本活動の目標となります。

次に、手法について御説明いたします。

小議会選挙においては、各省で選挙が行われるということになります。そのため、各省において選挙を監視する必要があるというふうに、少なくとも1回目はそのような形にすることが考えられます。しかし、各投票所、各省というように、それぞれ監視委員を送るとなると、コストの面で非効率的であるというふうに考えています。そこで、10人程度、日本の若手研究者、トラモンターナ研究者や地方行政研究者といった人間たちに対して通訳をつけて派遣して、監視担当の省を決定し、選挙を監視させるべきであるというふうに考えています。また、監視というのはいつまでも支援活動に頼るのではなく、近々、将来的に自国内で行われるというのが望ましいことです。

具体的には、地域住民によって適正な選挙の監視が行われるということが必要になるというふうに考えております。そこで、そのような活動を行っており、ノウハウを有するというふうに考えられる国際民主化選挙支援機構、インターナショナルIDEAと通称呼ばれているものですけれども、そちらの国際機関に協力を求めて、地域住民による監視活動の促進を図るのが有効な支援策ではないかというふうに考えました。具体的には、国際民主化選挙支援機構による地域住民に対する研究を行っていただいた上で、前に述べた監視委員と共同して選挙監視を行うべきであるというふうに考えております。そして、2回目以降におきましては、支援側による日本側におけます監視員を減らしていったら、トラモンターナ自身による監視体制を確立していくということを目指していきたいというふうに思っております。

選挙監視に関する報告は以上です。

続きまして、国民への周知活動に関する支援活動について御説明いたします。

これについては、目標といたしまして、小議会制という新制度を作る以上、これをトラモンターナ国民の皆さんに対して周知させる必要があると。周知がなく、利用されない法制度は意味がないからです。そこで、本活動の目標は、トラモンターナ国民の皆さんに、小議会制について周知させることということになります。

では、どのような周知活動が必要かを考えますと、これは小議会制に関する法律、先ほどの法起草の部分ですね。法起草の段階によって、周知活動を段階的に考えていく必要があるというふうに考えております。

そこで、具体的な手法といたしまして、まず法律の制定前というふうな段階について説明いたします。

まず法律制定について、トラモンターナ側と協議を始めた時点という段階におきましては、この小議会制というのはなかなか個性的な制度であると自負しておりますので、この制度自体でトラモンターナ側から突っぱねられる可能性があると思います。そのような場合に、初めから大がかりな宣伝活動をいたしますと、徒労に帰す可能性があります。しかし、新制度がトラモンターナ国民に周知されるまでには、長い時間が必要であるというふうにも考えられます。

なので、全くこの段階で周知活動を行わないというのは得策ではありません。そこで、この段階においては、コストをできるだけ抑えつつ、地道な形での周知活動を開始すべきであるというふうに考えております。

具体的には、小議会制度に関するポスター、広告といったものを作成し、役所等の公共施設で掲示するというのを考えております。また、新聞広告を出すといった手法も考えております。トラモンターナにおいては新聞がある程度普及していれば、これが有効な活動となるというふうに考えておりますし、広告においては、政府御用達のような新聞があるというのが一般的でありますので、今回もそのような新聞があるのではないかとというふうに考えております。

次に、小議会に関する法律にめどが立った時点においては、法律の施行運営に向けて、より大きく周知活動を行う必要があります。具体的には、省からの支援活動に加えて、パンフレットの作成・配布、ラジオでの放送、テレビが普及していれば、テレビでももちろん効果的だと思いますが、選挙カーのような形で車による宣伝、あと気球を飛ばすといったような宣伝も考えております。

また、法律制定後の具体的な手法といたしましては、実際の選挙は小議会の運営に向けて説明会を開いて、一般国民の皆さんにより深い小議会制度の周知を図る必要があるというふうに考えております。具体的にはまず、一般国民向けに、制度の趣旨・目的についての説明をするための説明会をトラモンターナ各地で数多く行うべきと考えています。また、選挙の期日が近くなった際には、立候補を考えている人たちに対して、立候補の手续や選挙活動及びこれに対する規制、選挙資金等についての詳しい説明会をするべきであるというふうに考えております。これらの活動についてもカウンターパートやリソースについては、まずカウンターパートについては、課題文から考えると、法律に関する広報を担当していると考えられるのは内務省と考えられますので、内務省となります。リソースにつきましては、日本で同様の活動を担当していると思われる法務省職員の方に通訳をつけて、短期的に派遣をしようと思っています。

説明会におきましては、これは細かな説明が必要ですので、日本人の通訳をつけるという形よりは、先ほど本邦研修を行うという話があったと思いますが、そのような本邦研修を受けたトラモンターナの国民に行ってもらおうというふうに考えております。

国民の周知に関しては以上です。

続きまして、少数民族問題について発表させていただきたいと思います。

目次は御覧のとおり、目標、考えられる支援、調査の必要性と内容になっています。

では、目標について具体的に言いますと、トラモンターナは全国民を対象として法制度が存在し、選挙などを実施されている少数民族がトラモンターナの法制度に参加していないのであれば、無視できない。そこで、少数民族やラモン民族の対立解消、トラモンターナの制度への参加を図ることを目標としています。忘れてはならないことは、同化を目指すことではなくて、少数民族の文化や習慣を尊重することです。

次に、考えられる支援として、まず対立する民族間の仲介をすることが必要だと思います。

次に、一般教育としてラモン語について勉強させる必要があると思います。また、法教育としてトラモンターナの法制度について学習する機会を持つことも重要です。ラモン民族の教育においても、少数民族に対する理解を促進するような教育の機会を持つことも、差別意識の発生を防止する点で重要だと思われます。

次に、調査の必要性と内容について言いますと、設問の状況では、支援をするための情報が足りませんので、様々な調査をする必要があります。

具体的な内容としては、少数民族の居住地の数及び規模、民族間の対立関係やその理由、教育・文化状況について情報を収集し、整理することが重要な課題となります。これらの状況が分からなければ、上記のような支援策を効果的に行うことが難しいと思います。

続いて、プロジェクトにかかる費用について検討します。

初めに、申し訳ありませんが、訂正のおわびをさせていただきます。

お手元の資料にある予算編成を再検討した結果、訂正した箇所をスライドでは赤字で表記しておりますので、ぜひスライドを御覧くださいようお願い申し上げます。

費用の推定は、名古屋大学のCALE及びJICAの過去のデータ、法整備支援に携わったことのある先輩へのインタビューによって行いました。項目は便宜的にスライドのように分けて、その後全ての合計を出しました。トラモンターナの物価指数や経済状況は、GDP指数が近いことから、カンボジアの物価指数をある程度参照し、出費を計算しました。

それでは、項目に移ってまいります。

まずは、長期専門家費です。長期専門家としては、研究者を2人、5年間の任期で派遣することとして、小計は表のとおりになります。

次に、調査費に移ります。企画調査は問題文作成時の調査で終わっていると考え、この調査は第2期の調査、つまり調査団派遣による調査とします。派遣団はトラモンターナ法制研究者3人、地方行政研究者1人、現地人通訳1人の5人の構成です。研究者のうち1人は、旧宗主国であるブルディガラ大公国の専門家としたいと考えていますが、ブルディガラ大公国のトラモンターナ法制専門家は、現地にあるブルディガラ大公国の現地調査機関と協力をして行いたいと思っています。そのようにして支出を抑えられるのではないかと考えました。小計は、次のスライドの最後にあります。

それでは、次に、起草費に移ります。起草に関わるメンバーは、現地行政機関と長期専門家2人、本邦起草支援委員会、長期専門家につくアシスタント兼通訳としています。現地行政機関の人材の給与は、トラモンターナ政府の出費なので、ここでは計上していません。本邦起草支援委員会は行政法専門家1人、司法行政専門家1人、法務省職員1人、JICA職員2人の5人のメンバーで構成します。起草にかかる期間は目標期間である3年として、小計は表のとおりといたしました。

続いて、小議会制運営に関する研修費について検討します。ここでかかる費用は、ほとんどが人件費となっています。小計は表のとおりです。

続いて、本邦研修費です。本邦研修に来る学生は5人としています。この項目も人件費が主ですが、そのうち講師の人件費は、人材をできるだけ政府関係者や関係大学の教授をあて

ることで、出費を抑えることができると考えました。小計は表のとおりになっています。

続いて、選挙運営費にまいります。選挙運営は基本的にトラモンターナ政府が行うため、日本の出費は、日本人現地駐在選挙監視支援委員の配置にかかる費用と、トラモンターナ政府と共同で行う広報活動費のみです。広報活動費というのは、広報に使うパンフレット作成費などや、日本の法務省から派遣する広報活動指導員の人件費のことです。初めての小議会選挙に当たり、それを各方面に周知徹底し、投票率を上げるための広報は、私たちのプロジェクトの目標に鑑みて、大変重要だと考えているので、この一部を私たちもトラモンターナと共同して出費することを決めました。小計は表のとおりです。

続いて、機材費・プロジェクト立ち上げ費です。これは設備費のみの出費となり、この金額を計上しました。

続いて、少数民族調査費です。少数民族調査にはトラモンターナ研究者を6人派遣し、現地通訳を2人雇うこととしました。この調査は比較的長期の期間を設定する必要がありますが、まずは1か月の短期現地調査を行い、その後、必要に応じて、新たなフェーズや調査計画を立てることにするので、ここでは1か月の予算のみを出しています。

それでは、合計です。以上の項目の合計費用は、1億8,679万2,000円です。お手元の資料では、これを合計としてありますが、さらに検討した結果、ほかに加えるべき費用があったので、スライドではこの金額を小計1と訂正し、新たにほかの費用を加えることにしました。

加えた費用は、コンティンジェンシーとプライスエスカレーションです。今回はそれぞれ小計の20%としました。コンティンジェンシーとは予備費のことで、プライスエスカレーションとは為替の変動による出費の増減に備えるための費用です。ここでは便宜的に、小計1を①、コンティンジェンシーとプライスエスカレーションをそれぞれ②③としました。これらの合計を小計2としています。

次の項目にある管理費は、事務方にかかる雑費などです。これを小計の20%としました。最終的な費用は、小計2と管理費を合計した3億1,381万560円です。

これを私たちのプログラム予算として計上します。通常は、コンティンジェンシーやプライスエスカレーションは全体のその他の出費の15%とされていますが、私たちは今回、20%を計上しました。というのも、私たちのプロジェクトが新しい試みで、今までの法整備支援に前例を見ることができない部分が多いこと、そしてトラモンターナの経済、社会、法制状況が十分に把握できていないということを考慮すべきだと考えたからです。

私たちのプロジェクトは、初めの5年間の活動に人的・経済的力点を置いています。その後の計画予算は、第1回選挙終了後の検証によって新たなフェーズ、あるいは計画を立てる必要があると考えています。その点、名古屋大学やJICAの過去のデータと照らし合わせても、穏当な予算であると考えています。

以上、予算の検証を終わります。

以上が私たちのプロジェクトの内容です。

終わりにということで、私たちの理想とする法整備支援について述べたいと思います。

今回、私たちは、トラモンターナ共和国の数ある問題点、改善点の中から、前例のない地

方行政支援、特に小議会制の構築という新しい分野にチャレンジしました。トラモンターナ共和国には数多くの問題点があり、様々な方向からアプローチすることが可能でした。しかし、このような自由な視点で計画を考えさせていただける機会を得たことで、私たちは新しい分野への可能性を探ってみることを決意いたしました。法整備支援において、相手国からの要請は国によって様々なものであり、国家の状況、歴史的背景、慣習なども決して同じであることはあり得ません。そして、何が一番大切で、何を後回しにするのかということは、容易に決められることではありません。

今までの法整備支援の中で中心的に据えられてきたのは、立法支援や政策支援、教育支援などの国家全体を対象とした支援であったように感じます。もちろん、それらは国民全体への利益につながっていくものであり、これからの法整備支援でも欠かすことはできません。

しかし、これからの法整備支援の可能性として、よりミクロな部分、国民生活に直結している部分を対象としていくことも選択肢となると考えています。少数民族などの社会的マイノリティーを対象としたプロジェクトもその一つです。さらに、法整備支援だけではなく、その他の国際協力部門との連携も図っていけないのではないのでしょうか。基礎教育や公衆衛生、貧困解消など、全ての国際協力の土台として、法整備支援が必要とされているのではないかと考えています。法整備支援として独立して行っていただくだけではなく、多分野で連携し、包括的に国家繁栄、国民生活向上の実現を目指していくことが求められていると考えます。そのような法整備支援がこれから活発に行われていくことを願っております。

そして、今回、この課題に取り組むことで、要請国が望むものを見極め、より良いプロジェクトを考え、それを詰めていく過程には、把握し切れないほどの細かな要素が入り組んでいることを実感いたしました。そして、膨大な情報が必要でした。今まで法整備支援を担われ、実績を上げられてきた先輩方が、日々、試行錯誤の中で困難に直面しても、決して目標を見失わず、挑戦し続けてこられたのだと、心から感じました。

私たちは法整備支援を学び始めたばかりではありますが、今回、実務的な作業を経験したことで、この道の険しさを実感したとともに、私たちの将来に法整備支援と交わる機会をぜひ持ちたいという大きな希望を持つことができました。そのために、これからも日々勉強に励み、多くの経験を積んでいきたいと考えています。今回はこのような発表の機会を与えてくださりありがとうございました。

これで名古屋大学グループBの発表を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

【司会（中村）】 はい、ありがとうございました。ちょうど時間ぴったりであります。

それでは、あと10分ほどございますので、質問のほう受けたいと思いますが、皆様のほうから何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

【森永】 すみません。出題者が質問しちゃいけないのかもしれないんですけども、ちょっと最後の部分でおっしゃっていた、新しいことに挑戦されたということで、そのことは非常に立派なことだと思うんです。なるほどなと思って聞かせていただいたんですが、この課題文を御覧になって、この部分、つまり小議会制の導入、それから少数民族問題への対応で

すね。これが緊急課題なのかどうかというところの検討はされたんでしょうか。つまり、皆さんがグループとして新しいことをやりたいから、これを選んだというふうにして、それはそれで結構なんですけれども、こういった法整備支援の場合、その国に、今まさに待ったなしで必要とされているものは何なんだという検討をされた上で、あえてこれを選ばれたというふうに理解してよろしいんでしょうか。

【Bグループ学生】 少数民族問題については分量は少なかったんですけども、文章中にも最重要課題であるということで、緊急課題の一つではないかとも考えましたし、民主主義を構築する上で、知事の強権によって地域の人々の権利が迫害されてという言い方は多少おかしいかもしれませんが、そういった点を考えると、こちらも緊急の課題ではあると思いました。

拙い説明でした、申し訳ございません。

【森永】 はい、ありがとうございます。

【司会（中村）】 ほかの方、いかがでしょうか。

【田中】 たびたび発言して申し訳ありません。

根本的に、小議会法の14のスライドのところで、賄賂罪などの厳罰化というのが挙げられていたんですが、恐らくこのトラモンターナ国の法体系だと、ソ連型の罰則規定を持っているだろうと思われるので、罰則規定は全て刑法に規定しないとイケないことになっているはずで、小議会法という法律の中に罰則は入れられないです。そして、そういう日本人が想像もつかないような刑罰体系を、社会主義刑法を持っていた国には残っていますから、気をつけないとイケないですね。

それと、森永さんが作った課題の過程の中にあったように、検察庁が賄賂を、汚職を摘発しようと思ってもなかなかうまくいかない最大の理由は、裁判所や検察官や警察の人事も予算も全部地方議会が持っているからですね。一つが地方の知事が君主の王様のように、公務員の予算も人事も全部握っているわけです。ですから、こういう罰則規定を幾ら作ったとしても、それを運営する現実的なルートがないということがもう一つあります。

そして、賄賂が横行しているという問題点が指摘されていますけれども、ウズベクの留学生の方もいらっしゃるから、隣のカザフスタンを思い浮かべていただくと、よく分かると思うんですが、すごい独裁国家だと、賄賂はすごく少ないです。賄賂のルートが1本だからですね。でも、ある程度自由化してくると、賄賂も自由競争になるので、増えてしまうのは仕方ないので、罰則を幾ら強化しても、そう簡単には減らないです。そういう現実的なところを見た上で、罰則規定を作ることによって賄賂は減らないのが現実なので、そういうところに余力を置いてプロジェクトを立てても、うまくはいかないですね。というのがコメントです。

【Bグループ学生】 御指摘ありがとうございます。多分僕の説明というか、しゃべりが悪かったのかもしれませんが、厳罰化については、小議会法での起草ではなく、刑法規定についての起草支援ということですけども、僕はしゃべったはずなんですけれども、うまく伝えていなかったのので、申し訳ないと思います。

また、御指摘のとおり、僕らもたとえ厳罰化しても、実態として汚職が減るかというのは、ずっと疑問を抱いていたところなんですけれども、そもそもの法がなければ、まず捕まえることも何もできないというのと、処罰することもできないというところを考えたので、その方向、自分らのプロジェクトが達成した後か、もしくはほかの支援団体と協力して、警察や検察の能力の向上も目指していきたいと考えていたんですけれども、そこまで説明していると、我々の発表の内容と大分ずれてしまうことと、発表時間を超えてしまうので、今回は割愛させていただきました。その点、申し訳ないと思います。ありがとうございました。

【司会（中村）】 はい。それでは、ほかの方、いかがでしょうか。

東京会場や名古屋会場のほうから、もしご質問があれば、お願いいたします。

いかがですか、何か。こちらの大阪の会場の方も含めて、どなたかご質問ございましたら、あとお一人ぐらいは多分受けられると思うんですけれども。

【山下】 先ほどの田中元教官のコメントの若干の解説になると思いますけれども、罰則は刑法に書かないといけないというのは、社会主義系の国では非常に多い。日本では、罪刑法定主義と言いますけれども、そのときの法定の法というのは、実質的な刑法だというんですけれども、彼らの国では、実質的な刑法とか形式的な刑法という区別はなくて、刑法典に犯罪というのを記入するものだという前提があるんですね。だから、先ほどのようなコメントになるんです。

それから、法を作っただけでは云々ということと一緒に思うんですけれども、次の点は実行ですよ。運用のことなんですけれども、もし皆さんが読んでなければ、今後、読んでほしいんですが、「犯罪と刑罰」というベッカーリアの本があります。最後のほうに、厳罰化は全然治安を維持するのに役に立たないと言っているんですね。厳罰化ではなくて、小さな犯罪、あるいはある犯罪を、存在する法規を着実に実行する、運用することが犯罪抑止につながるというようなことを書いてあります。そういう昔から言われていることなので、その辺も勉強していただければありがたいと思っております。

以上、コメントです。

【Bグループ学生】 ありがとうございます。

【司会（中村）】 はい、お願いいたします。

【アリシエル】 名古屋大学の法学研究科のアリシエルと申します。

一つ質問ですけれども、皆さんは発表の後半のほうで、少数民族問題を取り扱っていきたいとおっしゃっているんですけれども、その目標の一つは、民族対立の解消なんですけれども、かえって少数民族がある国に入って、多くの民族を一方に置いておいて、直接少数民族に対する法整備支援を行うと、かえって多くの民族に違和感をもたらす結果になるのではないのでしょうか。そのかわりに、全ての国家に対して法整備支援を行った上で、その法整備支援の中で多くの支援を少数民族に与えると、もっと皆さんが作っている、考えている法整備支援がうまくいくのではないですか。いかがでしょうか。

【Bグループ学生】 御指摘、ありがとうございます。僕らの予定では、対立しているところに対して、ファシリテーターという司会進行役、仲介役などを派遣し、対立している民族同

士なり、近隣の民族同士を集めて、何が問題かというのを互いに話し合い、1回だけではなく、そういうのを継続的に行って、民族対立の解消を長期的ではありますが、行っていこうというのが、対立する民族間の解消というのが目的で、若干法整備支援と関係あるのかと言われると、難しいところですが、そんな感じです。

以上です。

【司会（中村）】 はい。それでは、そろそろ時間ですので、ここでBグループの報告及び質疑応答のほうを終えたいと思います。（拍手）

■研究発表Ⅲ 慶應義塾大学学生グループ

【総合司会（江藤）】 それでは、これより慶應義塾大学学生グループによる研究発表に入ります。

引き続き、この先の進行を中村先生にお願いいたします。

【司会（中村）】 それでは、慶應大学グループの皆さん、お願いいたします。

【慶應義塾大学グループ学生】 今回、私たちに出された研究発表課題から分かったのは、トラモンターナ共和国は発展途上国であり、技術的、法的支援をすればするほどよくなる余地がある国でもあります。しかし、私たち、法整備支援をする側の余裕、財政、時間、スタッフが限られており、そのプロジェクトを成功するに至る一番重要な課題は、どうやって私たちが行う法整備支援がトラモンターナ共和国において永久に自分の効果を持ち、その社会に貢献できるかということでした。



ここまで世界で行われてきた法整備支援を見る上で、三つのパターンがあるのではないかと思います。

一つは、プロジェクトはその期間で終わり、後は現地の動きはしない。なぜならば、法整備支援の内容が現地に合っていない、及びふさわしくない。

2番目のタイプは、プロジェクトはその期間にしか動かない。理由は、相手国は技術の不足や、また支援する側から、まだ法整備支援を十分に身につけていないからです。

3番目は、プロジェクトはその期間に終わる。それを受ける側で支援する側から、法整備支援の方法、起草を身につけるプロジェクトの効果を自分の力で継続することができる。それではどのような法整備支援をしていくべきなのか。もちろん、3番目でしょう。しかし、どうやってそのような法整備支援を進めていくべきなのか。

私たちの今回の目的を一番よく表しているのは、中国の一つのことわざでした。その英語バージョンをよく聞かれると思います。すなわち、”Give me a fish and I will eat today; teach me to fish and I will eat all my life.”。これは日本語でどういうことかということ、「飢えている人に魚を与えれば、そのときは飢えを防げるが、食べてしまえば、それは終わりだ。しかし、飢えている人に魚の釣り方を教えれば、そのあとは飢えずに生活していくことができる」ということです。

これからトラモンターナ共和国の経済発展において基礎となる、その魚の釣り方の詳細な内容について発表させていただきます。

それでは、ここから支援内容について発表していきます。

まず、スライドの初めに目次があるので、随時参照してってください。

私たちは、トラモンターナ国からの法制度整備支援要請を受け、この国に対し、支援を行うことに決定しました。

今回まず、なぜ日本がこの国の支援を行うことに決めたかという点、日本にはこの国に対して支援を行うに当たって、幾つかの強みがあると考えたからです。



一つ目は、日本が今までベトナムやカンボジアなど、アジアにおいて法整備支援をたくさんやってきた実績があるので、経験が豊富だと言えます。そこで、トラモンターナにおいても応用できる可能性があると考えました。

第2番目は、トラモンターナは将来的にはASEANへの加盟を目指していることから、トラモンターナでの成長を助けることは、日本のアジアにおけるプレゼンスを高めることにもつながると考えます。

三つ目としては、日本は大陸法国家であるんですが、英米法の影響も色濃く受けています。よって、日本は大陸法と英米法のハイブリッドのものを持っていると言えて、日本独自の支援ができると思います。

四つ目は、ここには書いていないんですけども、日本の明治期や戦後など、被支援国だった経験があることから、被支援国の実態が分かるという強みがあると言えます。

次に、私たちの支援における目標について述べさせていただきます。

私たちの支援における最終目標は、トラモンターナ国自らがイニシアチブをとって、民主主義、資本主義を運営していけるようになることとしました。この目標を設定した根拠には、トラモンターナからの支援要請にあります。

その内容は、健全な民主主義、資本主義を育成するのに必要な法制度と、その運用体制の整備に力を貸してほしいとの要請を受けました。しかし、この目標だと余りにも漠然とし過ぎていて、何を指すべきか、はっきりしません。

そこで、今回、私たちは支援分野を絞ることにしました。絞るに当たって、トラモンターナの現状を次のように捉えます。

現在のトラモンターナ国は、立法・行政・司法機関が健全に機能していないことや、他の資本主義国家のように、自由な経済活動がなされていない現状にあります。そこで、健全な民主主義や資本主義国家になるためには、これら立法・行政・司法・経済など、様々な面において現状を改善していかなければなりません。

そこで、今回、そのうちの一つとして、私たちは経済活動の基盤の整備に着目し、ポイン

トを絞って支援をしていくことに決めました。

ここで経済活動の基盤となる法整備に着目した最大の理由としては、将来的に民主主義、資本主義を達成するには、国民の生活基盤を安定化させて、生活水準を向上させることがまず第一に重要だと考えたからです。つまり、個人が自由な経済活動を安心して営めるような基本法を整備することが目下の課題であると考えました。

今回の支援では、前に述べた最終目標を達成するための、その一つの過程の目標として、このような小目標を設定させていただきました。それは、トラモンターナ人が自由な経済活動を行える基盤となる法制度を整備することです。つまり、今回の支援では、経済取引の基盤となる法の整備を行います。

これから述べていく私たちの支援内容は、この小目標を達成することを目指した内容となっています。実際にこの支援の期間は、具体的には5年とします。この小目標を達成するためには、具体的には二つの法制度整備を行っていきます。

その二つとは、土地関係法と紛争解決処理システムになります。ここでは、この2種類の法制度整備支援がなぜ必要だと考えるに至ったか、そしてこれらはどのような種類の法であるかを、チャートを用いてごく簡単に概観したいと思います。

詳しくは、次の発表者から述べていくのですが、経済発展を考えたときに、やはり一番重要になるのが土地だと考えました。というのも、経済取引の基盤となるのも土地だからです。

私たちはまず、第一に土地関係法を整備します。具体的には、土地登録制度を整備していきます。ここで言う土地登録制度とは、簡単に説明すれば、どこまでの範囲が誰の土地であるかということを明確化して、公的に登録する制度のことです。この土地登録制度が受け入れられて、誰の土地であるかが分かるようになっていけば、土地登録がトラモンターナで進んでいくこととなります。それによって、その土地がその土地における権利関係が明確化されて、土地の売買などもスムーズにできるようになります。これが経済発展に資すると私たちは捉えました。

しかし、他方で、土地が誰の土地であるかを決定する際に、境界紛争などが生じることがあります。実際に今現在、トラモンターナでは境界紛争が起こっているということが課題文からも分かるように、この争いが生じる可能性は多いにあり得ます。そこで、最終的には、このような争いも解決できて、土地登録が可能になるようなシステムを作ることが必要になってきます。そこで、争いが生じた場合には、その争いの当事者が裁判において対等に話し合える環境を整備することが求められると考えました。そこで、この裁判において当事者が対等に話し合えるような環境を整備することを私たちは目指していきます。それを私たちは紛争解決処理システムの整備とここでは呼びます。

次に、今回の日本の法案支援の具体的な方法を説明します。

私たちの支援方法は、トラモンターナ国のオーナーシップを重視していきます。よって、最初に日本が法案作成のための情報をトラモンターナに提供し、その情報をもとにトラモンターナ自身が素案作成をします。その素案を日本がチェックし、再びトラモンターナに提示します。そして、最後にトラモンターナにおいてその素案を再検討し、最終案をトラモンター

一側から提出することになります。また、今回の支援では、ここで作成した法案をトラモンターナ全部に適用するのではなく、トラモンターナ国内の小さな一部分をモデル地区として設定し、その地区においてのみ適用していきます。このモデル地区での成功を収めてから、徐々にトラモンターナ全国に適用を広げていきます。これらの方法の具体的な支援内容は、個別の法の説明をする中で触れていきたいと思ひます。

以上が私たちの支援形態の概要となります。これから具体的な支援内容に入っていきたいと思ひます。

まず、土地に関する法律改正についてです。課題文から、トラモンターナ民主共和国では土地法制あるいは土地登録制度の不備もあって、土地取引をめぐるトラブルが急増しているということです。経済発展をする上で、土地制度が確立しているのは重要なことであると考えます。なぜなら、土地というのは人が生活していく上で基礎となるものであり、また土地を利用することによって収益活動を行うことができると言えるからです。つまりは、経済活動の基盤たる性質を持つものと言えます。

そこで、今回の支援の3本柱の二つとして、土地に関する法の改正を考えました。お手元の資料では3本柱の一つというふうに記載されていると思うのですが、これを訂正してもらいたいと思ひます。すみません、3本柱の二つと訂正をよろしくお願ひします。

土地に関する法の改正の目的についてです。最終的な目標としては、トラモンターナ民主共和国において、土地に関する権利・義務関係がより明確化するというを目的としていきたいと思ひています。

次に、土地に関する法の改正の具体的内容についてです。

土地法の改正と、土地登録制度の充実化を今回の支援では考えています。そのスライドに挙がっているように、土地法の改正については、どのような権利を土地所有者に与えるかについて検討し、土地登録制度については、具体的にはどのような制度を構築するかについての検討をしていきます。

土地に関する法改正の支援の相手方についてです。最終的にはトラモンターナ民主共和国全体に適用される土地法を目指すのですが、今回の支援では期限が限られていることに加え、短期間で効果を上げるために、土地法に関する法改正の相手方はモデル地区の立法機関としたいと思ひています。実際の改正を行う前に、土地法に関する調査を行いたいと思ひています。現在、トラモンターナ民主共和国ではどのような土地法制が存在するか。現在行われている土地登録制度の内容及び土地関係の取引慣習としてどのようなものがあるかについて調査を行いたいと思ひています。これはなぜ調査を行うかという、全く新たな制度を導入するよりは、既存の制度を利用して、それを改善したほうが、国民への制度浸透などの面によって効率がいいため、そのための調査を行いたいと思ひています。

土地法改正の具体的内容についてです。

課題文にもあるように、現在、トラモンターナ民主共和国では、私的所有権が制限つきで認められるとのこと。このことは、所有権の三要素である使用・収益・処分のどれかが欠落しているというふうに捉え、今回の支援では、土地所有者に対して完全な私的所有権を

認める方向性で考えております。

ここで言う完全な私的所有権とは何を指すかという点、土地所有者に対して、その土地に対する使用・収益・処分をすることができる権利を認めるということです。ここで完全な私的所有権と言うからこそ、原則的には何の制限も認めない方向です。しかし、問題文にもあるように、トラモンターナ民主共和国のGDPの約42%が農林水産業であること。また、農地というのは国民の食糧事情に直結するという特殊性があることから、私的所有権に何の制限も認めないとはいっても、農地に関しては処分の権利を制限するという方向で考えていきたいと思っています。これはつまり何かというと、農地が勝手に処分され、異なる土地利用をさせないためにも、農地に関する処分は一定の制限をかけていきます。

次に、土地登録制度についてです。

確かに、条文上、土地に関する権利を明確化することは重要なのですが、その権利を第三者に主張できるということも重要であります。そのため、今回の支援では、土地登録制度の充実化を図りたいと思っています。なぜなら、権利関係を明確にしても、それを他者に対して主張できるような仕組みを整えなければ、何の意味もないからです。

具体的に、土地登録制度の不備によるデメリットがどのようなものがあるのかについてなのですが、数多くの紛争が起こってしまうことや、正式でない土地の取引もしくは国家が適切に課税できないことができないというようなデメリットが具体的に挙げられると思います。

次に、土地登録制度導入によるメリットについてです。ここからは、国家側のメリット、国民側のメリットに分けて説明していきたいと思っています。

まず、国家側についてです。国家側のメリットとしては、課税が容易になるということが挙げられます。さらに、裁判所としては、土地の権利関係を争う紛争の際に、権利証を参照すれば、誰がその土地の所有者であるかということが容易に判明するため、土地関係の紛争の解決に対する判断が容易になります。

次に、国民側のメリットについてです。土地登録制度を導入することによって、土地を担保に融資を受けることが可能になります。このことによって、個人は新たな経済活動を行うことが可能になり、結果として経済発展を遂げることが考えられます。さらに、自分の所有している土地の境界がはっきりと権利証のようなものに記載されるので、取引をする相手としても、その人が真の所有者であることがはっきりするということから、取引の安全が確保されるとも言えます。

次に、土地登録制度の具体的内容についてです。日本では登記制度というものが存在しています。今回、トラモンターナ民主共和国でも、このような制度の導入を考えています。

次に、土地登録制度にどのような効力を持たせるかについてなのですが、契約当事者以外の人に対して権利が主張できる権利を、その土地登録制度に認めていきたいと思っています。しかし、基本的にこのような方針をとる予定なのですが、トラモンターナ民主共和国にこのような土地登録制度が合わないということが調査の結果判明した場合には、具体的にトラモンターナ民主共和国に合った土地登録制度の効力について考えていきたいと思っています。

続いて、土地に関する法律の手続に関して説明しますが、その前に、これら土地に関する

法律の適用を及ぼす範囲について説明します。

今回の支援では、法律の整備として、土地法、土地登録制度、紛争処理手続の制定をしますが、このうち土地登録制度についてはモデル地区を定め、その地区でのみ適用していきたいと考えています。モデル地区を制定する地域には、北部の農村地域を選びました。このモデル地区の制定には、ここのスライドにもあるように、よりよい制度の模索と、現在起きている問題の早急な対処という二つの目的があります。

一つ目のより良い制度の模索については、作った制度を実際に運用することで、どのような問題があるのかを発見し、解決することで制度を改良していき、その国やその地域により適合した制度を作っていきます。これは予備調査の結果から起こり得る問題を全て想定し、あらかじめ完全な制度を作ることが不可能なためです。しかし、一方で、制度運営の障害となるとはっきりと分かっていることについては、予備調査の有効活用や、時間を含めたコスト削減のためにも、制度を作るときに対処法として盛り込んでいくべきです。よって、モデル地区の設定は、現在起きている問題への早急な対処も目的としています。これが二つ目の目的となります。そのため、モデル地区には新しい制度導入によって、現在起きている問題への早急な対処がほかの地域よりも特に急務とされ、かつ将来的にも制度的安定を特に求められている農村地域の一部が選ばれました。また、モデル地区の副次的目的として、登録された情報の管理など、政府側の負担を減らすといったこともあります。

それでは、手続の中身について説明していききたいと思います。

今回導入する土地に関する法の手続、特に土地登録の手続についてはさきに述べたように、モデル地区の設定の目的の帰結として、現在ある問題への対処法を幾つか盛り込みました。その結果、手続制度は運営者側である政府と使用者側である国民が使いやすい制度を目指して作りました。具体的には、国家主導・国家負担、土地登録方法として地図と印鑑の利用、三つ目が土地登録課の設置の3点を盛り込みました。

それでは、1項目ずつ説明していきます。

初めは、国家主導・国家負担についてです。国家主導とは、国家がイニシアチブをとって土地登録制度を国民が利用するように、国民に呼びかけるということです。また、登記にかかる費用を懸念した国民が制度利用を避けることを防ぐために、制度導入時には登記にかかる費用を国家が負担するということが国家負担の意味です。土地を区画する際に、国が土地を買い取って回収し、境界線を強制的に引いていくという意味ではない点に注意してください。この国は一度土地の私的所有を認めた経緯があるため、土地の線引きについて当事者の主張を優先したいと考えました。そのため、境界紛争が起きているところについては、この後説明がありますが、紛争処理手続で扱われます。

次に、土地登録方法ですが、この工夫として盛り込んだのが、地図と印鑑の利用です。これは文字による登録と並行して行うつもりです。これの狙いは、低識字率への対処です。地図を使うことで、目で見ても境界がはっきりと分かり、印鑑により字の書けない人も登録が可能になります。

三つ目が、土地登録課の設置です。土地登録課として、各地区や各地域の役所にこれを設

置します。これは小さな区域内の管理により、管理が煩雑になることを回避できるので、管理者の負担が減り、使用者としても国の中心都市から離れた地域に住む人々の制度へのアクセスが確保できます。この効果が発揮されるのは、モデル地区以外でも土地登録制度が広がったときですが、モデル地区設定機関についても、モデル地区内に一つの土地登録課を設定します。こうして土地登録をする過程で紛争が発生したときには、さきに述べたように、紛争解決手続により、当事者の主張を考慮しながら境界線を決めていきますので、次は、境界紛争の解決手段の説明に入りたいと思います。

続いて、3点目になりますが、3本柱のうちの一つの紛争処理に関する法律の整備について御説明したいと思います。

まず、紛争解決処理についてなんですけれども、これがなぜ必要なのかというところから考えていきたいと思います。

まず、なぜ必要なのかというと、今まで土地に関する登録方法だったり、権利・義務について、どういうふうに規定すればいいのかという形での土地関係法ということで説明してきましたが、まず、トラモンターナで実際に起こっている紛争の解決はどういうふうにすればいいかということ、境界確定の紛争が多いということなので、まずは第一義的にそこを解消するために行っていきたいと思います。その上でなんですけれども、当事者同士の交渉による解決が不十分だと言えます。それはなぜかということ、囲い込みという現象が発生しておりまして、強者が弱者から権利を奪ってしまう、そういうような現状が起きているようでは、当事者同士の交渉によって解決することは十分にできないのではないかと判断しました。ということで、弱者を救済する必要性があるため、この紛争解決手続を実際に整えていこうというふうに考えました。

その上でなんですけれども、紛争処理手続を行っていく上で、まず大事な点が2点あります。それは裁判への信頼と終局的な権利保障の機関としての役割をしっかりと裁判所が担うということです。当事者の交渉によって解決できれば、それはそれで望ましいことではあるのですが、この裁判機関をしっかりとすることによって、実際に弱者保護を十分に行っていこうという形で裁判機関を整えていきます。

続いて、紛争処理手続におけるトラモンターナ国で起きている現状の問題について話していきます。

ここで起きている根本の問題となるものは、司法に対する信頼の低さということになってきます。それはなぜ起きているかというと、訴訟がそもそも遅延している、すごく長い時間裁判がかかってしまうという現状があるため、実際の権利・義務を確定するのに、長い時間を要してしまうということ。それから、裁判官の質の低さも挙げられると思います。課題文にも書いてあるんですけれども、事実認定や法適用の誤り、あとは判決が不明確なことによる執行が十分にできないことなどから、裁判機関に対する信頼が低いと考えられます。その上で浮上している問題点としては、一番下に書いてありますが、市民が実力による解決を図ろうとすること。すなわち、いわゆる自力救済が起ってしまうということが問題になると思います。

ということで、今回、ここに対する支援に対して、次のようなものを挙げたいと思います。

まずは、有効な訴訟運営が行えるようにすることが大事です。この訴訟に対する信頼を確保し、裁判の利用率を上げる。裁判の迅速性と裁判官の質を上げるということで、実際にどんなに権利が侵害されたとしても、最終的には裁判官による救済、裁判所による救済というものを、確保する形で、しっかりとした強い裁判機関というものを確立していきます。そして、裁判手続の整備と裁判官の育成、これを同時に行っていかなければ意味がありません。なぜなら、紛争解決の枠組みだけを作っても、実際に運用しなければうまく機能しないからです。

ということで必要になってくるのは、同時並行による支援が一番好ましいと思います。ですが、このトラモンターナ国において実際に支援をしていかないといけない上で、まず枠組みを作らないと、裁判官を育成することというのもそもそもできないということなので、5年間のうち前半は紛争処理制度の整備を重視して、大まかな枠組みを作る。その上で枠組みができ始めたあたりから、裁判官を徐々に徐々に育成していくという形での支援形態をとります。この枠組み作りの点においては、トラモンターナの裁判官と大学の教授に関わってもらうことによって、実際に訴訟を解決する手続というものができたときには、それを熟知している専門家、実務家が存在しているという状況を併せて作りたいというふうに考えました。

続いて、支援の形態の次のスライドになるんですけども、この整備方法というものは1-4のスライドに挙げてあるものと全く同じなので、ここでは割愛させていただきます。

2点目に書いてある免許講習会という形でのセミナー、これを行っていこうと考えています。なぜなら、現在、ベトナムやカンボジアにおける支援において、セミナーなどを実施していますが、そこに対する出席率の低さだったりというものが問題に挙げられていたので、これを免許講習会という形にして、ここに出席しなければ一定期間の資格の停止という処分の負荷をかけることによって、実際に参加率を高めていこうという形で提案したいと思います。

その上で、この講習会の中で行っていくことは、講義形式でのセミナーと、実際に模擬裁判などをとおして実践形式の形をとることによって、実際に体で覚えながら、法律の動かし方というものを身につけていくという方向で育成をしていきたいと考えています。さらに、優秀な人材は、人数を限るんですけども、日本へ本邦研修として来ていただいて、その上で日本での裁判手続のやり方だったり、どのような形で事実認定を行っていくのかということを実際に見ながら、裁判はどうあるべきなのかということをも身につけていってほしいなというふうに考えています。

そして、続いて、紛争処理手続の具体的な改正案なんですけれども、現在、トラモンターナ国において職権主義を基本に置いた合議制というものが実際に行われている訴訟形態になります。ここで職権主義を当事者主義にいきなり変えるという案も私たちの中で出たんですけども、それは余りにも相手国の混乱を生じさせてしまうものになってしまうということ。それから、職権主義というものは、そもそもそこまで悪い制度ではないじゃないかということから、次のようなことを考えました。

まず、裁判において当事者の意思をしっかりと盛り込むという訴訟形態を確立する。そして、完全に訴訟を当事者のイニシアチブをベースにするやり方でありますと、当事者の訴訟のやり方が下手なために負けるという可能性が起こるとのこと。そして、弁護士制度も確立していると思えないということ。この3点に絞りまして、実際に行っていくやり方としては、訴えの提起の段階と弁解の機会、これを確保しようという形で新しい裁判システムを確立していこうと考えています。

続いて、それを行っていく上で、現行の裁判制度の調査が必要になっています。職権主義というふうに書かれていたのですけれども、実際どこまで職権に任せられているのか、ここが不明確であるため、まず現地のトラモンターナの裁判制度を実際に調査して、どこを改善すべきなのかということを見ていかなければなりません。そして、その紛争解決手続なんですけれども、先ほども申し上げたとおり、当事者の意思をしっかりと訴訟の場に組み込むために、弁解の機会、弁論の機会というものをしっかりと確保する。で、実際に訴訟が有意義に行えるように、証拠収集と証拠調べ、ここは裁判所の職権で行うことによって、スムーズな訴訟運営と当事者意思を確保した形での裁判システムというものを確立していこうと考えています。

続いて、裁判官の育成に関してなんですけれども、裁判官の育成はどのように行っていくのか、その目標からまず説明していきます。

この目標なんですけれども、執行制度が十分に機能するような判決をまず出すということ。それから、証拠に基づいた裁判をできるようになるということ。そして、弱者救済の機能を果たせるようにするということが、この3点が最重要課題の裁判機関に対する目標だと考えます。その上で実際にどのように行っていくのかというと、まず分かりやすい教科書を作成していくこと。これによって、実際に図とか絵などを用いて、どのように裁判を行っていけばいいのかということが分かりやすく理解できる教科書を作成します。また、教材としてケーススタディー形式で身につけていけるように、考えていけるようにということで、判例集も作成していこうと考えています。

続いて、裁判官育成のプログラムなんですけれども、ここでも先ほど挙げた免許講習会というものを実際に使っていこうと考えています。この免許講習会をやっていく中で、訴訟の流れを実際に体感し、裁判の実践形式を盛り込む。そして、証拠に基づいた判断、法律要件の当てはめというものがしっかりとできるような形で指導していく、そして一緒に考えていく。そういう形で裁判官の育成は行っていこうと考えています。

以上が、今回、私たちが考えた計画の具体的内容となります。これら土地法、土地登録制度、紛争処理システム、三つの支援を柱として、経済基盤の確立を目指す基礎を築きたいと考えております。

では、そのために必要な人材、予算、それから今後の展望などについて述べさせていただきます。

まず、日本側の人材として、長期専門家が挙げられます。長期専門家は、土地法、土地登録制度、紛争処理、法曹教育、人材教育の分野にそれぞれ一人ずつついでいただき、任期は

2年半で、5年間の中で一回交代します。任務は現地講習会、教科書作成などへの参加、トラモンターナのサポートをしていただきます。

次に、短期専門家は、土地法、土地登録制度、紛争処理などにより、それぞれ一人ずつついでいただきます。3週間の期間で年に2回行われる現地講習会での講師をしていただきます。

さらに、次のスライドにっていていただいて、通訳なのですが、法案作成においてトラモンターナと日本をつなぐお仕事になるので、法律用語の分かる人材についていただきます。

続いて、大学教授3人となっているのですが、これは本邦研修での講師となります。本邦研修はトラモンターナの法曹、教授、官僚の中から8人選出させていただきます、日本で半月間研修を受けてもらうものを考えています。

次に、トラモンターナ側の人材になります。法曹の現地講習会、本邦研修、教科書作成への参加は、これはトラモンターナ側が主体となって進めていく計画になりますので、法曹の方に協力していただきます。

さらに、大学の教授と書いてあるのですが、これは現地講習会などに参加していただいて、今後、大学での教育も推進していくという方針のもと行うため、協力していただきます。

次に、土地登録課の職員となっておりますが、これは実務に当たる人材の育成・養成という意味で必要となります。

次の通訳ですが、これは法律用語の分かる人材を必要とします。

最後のブルディガラ王国の専門家ですが、これは宗主国の専門家として、トラモンターナのことを以前から知っている、そういう点で情報を提供していただくなどの形で協力してもらいます。

次のページにっていていただいて、このような人材を必要とするので、予算のほうは、5-3のスライドのとおりとなります。これはベトナムやカンボジアの支援における事業事前評価表を基に概算して、算定いたしました。総額は4億円となります。

そして、私たちの本プロジェクトの終了の目安ですが、土地法、土地登録制度の終了の目安としては、改正案の完成までを5年間で行いたいと思います。さらに、紛争処理システムの終了の目安としては、法案の完成、それから講習会システムの確立としたいと思います。これは1年間きちんと講習会が運営できたなどを目安としたいと思います。

次に、今後の展望です。

今回のプロジェクトが成功したら、この制度を運営しながら、モデル地区以外にも広めます。それに際して、国民にも土地登録制度や紛争処理システムの知識の普及をしなければならぬので、まずは基礎的な法学の教育が必要だと考えられます。そこで、初等教育での基礎法学など、教育面での活動も必要とされます。

次に、今回は土地法について私たちは特化したしましたが、ここが整備されたら、今度は契約法なども整備しなければならないので、その先のことを考えて、これからは土地取引関係についての整備も行っていきます。

次の、指標①②のスライドなんですけれども、これはこのプロジェクトの評価基準となる

指標を挙げさせていただきました。後ほど御覧ください。

最後に、私たちのプロジェクトにおける注意点を述べたいと思います。

1番、トラモンターナにオーナーシップをとらせる。これは真にトラモンターナのためになる支援というのは、トラモンターナ主体で行わなければならないという私たちの意見から提案いたしました。

2番目に、記録をとるということです。法整備支援において、なかなか過去の記録が残っていないという現状が見られるということなので、次回支援、将来的な支援のために、トラモンターナ、日本での失敗も含めて、それらの記録をしっかりとっていくことが重要だと考えられます。

さらに、三つ目です。土地法、土地登録制度、紛争処理の連携。三つの支援を行いますが、ずれが生じることのないように、三者の連携を行わなければならないと考えられます。

4番目に、法律用語の統一です。現在、トラモンターナでは、法律用語の不統一が問題と課題に書かれていたのですが、カンボジアの支援で行っていたような用語確定会議などを行い、トラモンターナの中でも用語を確定する必要があると考えられます。

5番目に、計画内容の戦略的な説明と書いたのですが、これは政府の協力が得られないと進められないので、政府側が納得するような説明が必要だと考えられるから、提案いたします。

6番目に、綿密な調査ですが、トラモンターナについて慣習など、まだ分からないことが多いので、これから計画を進めていく上で調査を進めていくことが必要だと考えられます。

以上が、私たちがトラモンターナ民主共和国に提案する内容となります。これらの支援によって、小目標であるトラモンターナ人が自由な経済活動を行える基盤となる法制度整備を行うということを目指したいと思います。

以上で、慶應義塾大学の発表を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

【司会(中村)】 ありがとうございました。ほぼ、こちらも時間どおりということで終わりました。

それでは、皆様のほうから何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

【参加者】 どうもありがとうございました。裁判所のことを触れていただいたので、私のほうから質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点、確認なんですけど、今回の目的について、お話を伺った限りでは、土地の関係の整備がまず第一だということが出発点で、その支障を排除するために、紛争処理システムを充実させるというふうな理解で聞いたんですが、それでよろしいですか。あるいは、それとも司法の強化ということが独立して、もう一つ目的として入っているのか、その位置づけはどうなっているのかというのが大前提の質問です。

それを受けて次の質問が、そうやってきたときに、土地の紛争解決のためのシステムとして、司法制度以外というのは検討されたのか、もっとより迅速なものを行政で作れないのかとか、そういうことを検討された上で、司法ということにこられたのか、そこはどういうふ

うに考えておられるのかというのが2点目。

最後、3点目なんですが、取引の関係については今後というお話も出てきたので、今回の土地法の話については、取引のルールというところまでは踏み込まないというようにも聞こえるんですが、そうすると、いざ紛争処理としたときに、どういうものを基準に紛争処理をするということを考えておられるのか、その3点、ちょっとお聞かせをいただければと思います。

【慶應義塾大学グループ学生】 ありがとうございます。まず1点目なんですけれども、そこに関しては、そのとおりの受け方で全然構わないというか、そういう形で僕らも考えているということなんです。実際に訴訟のシステムというものを確立していく上で、僕らが考えたのは何かというと、まずは土地関係の権利・義務の確定というものをするための紛争処理。つまり、この土地は誰の土地なのかというのを境界確定の紛争というのが起こっているという現状なので、それをまずは解消するための紛争処理システムというものを確立していこうと考えています。ですが、実際に紛争の形を見てみると、それ以外にも様々な紛争の形態があったり、モデル地区以外でのところでも、実際に紛争は起こったりしますので、第一義的には、そのモデル地区に対しての紛争処理システムというものを考えるんですけれども、それをできるだけほかの土地であったり、ほかの訴訟物というものも解決できるような形で、一般性とか抽象性などを確保できるような形での紛争処理システムというものを、あらかじめこれからも広げていけるように確立していけばいいのではないかという私たちからの提案です。

2点目に関してなんですけれども、まず、より迅速な解決手続ということはもちろん検討しまして、実際に考えている中にもADRを組み込めばいいじゃないかという話とか、あと、村落の長、その機関による裁定のような、仲裁のような調停システムというものも実際に訴訟形態の中に組み込めないかという議論も出たんですけれども、今回考えるのは、何としてでも、土地に関する権利・義務の確定を急ぐべきだということで、土地に関する権利・義務というものが一番侵害されるのは誰かということ、社会的弱者であったり、少数民族だと思うんです。で、立法機関や行政機関がここに対して関与するということももちろん考えられると思うんですけれども、といっても、立法機関や行政機関というものも国民による選挙によって選ばれていたり、国会による指名によって選ばれていたりという現状がありましたので、そこから独立した機関ということで、裁判機関が最も弱者救済に対して貢献できるのではないかということで、訴訟システムをまず改善しようという形で提案しました。

3点目なんですけれども、取引関係を今回考慮しないというふうにしたのは、1点目の説明のときからずっとお話ししているんですけれども、この訴訟の形態でまず一番最初に改善しないといけないものは、そこにある土地の権利・義務をまず確定させてあげないといけないということがありますので、その権利・義務を確定するために、境界がまずどこにあるのか、どこまでがその人の土地なのかというものを早急に確定するためという、その争いというものを考慮して、今回はこのような形で提案させていただきました。

これでお答えになっているでしょうか。

【司会（中村）】 はい、ほかの方はいかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

【参加者】 実は私も裁判官で、今、法務省へ出向しています。裁判官の人材育成ということなんですが、土地ということが切り口で、非常に面白いというか、私自身も勉強になりました。ありがとうございました。

私も裁判官からこちらへ出向して、裁判官の人材育成というのは、実際仕事でよく問題になっているんですけども、その中で質問なんですけど、免許講習というようなものも一つ案として出されていて、その対象者というのは裁判官全員のイメージですか。なかなか現実的に難しいのかなという感じもするんです。それとも何か核になるような人を作って、その人たちからまた波及効果を狙うような、そういうようなイメージなのかということが一つ質問です。

それと、もう一つ、教材作成というのは、これは日本側が全部作るというようなイメージなのか、教材を作成するプロセス自体にカウンターパートの人たちも巻き込んでいくような、そんなようなイメージなのかということ、この2点、質問させていただきます。

【慶應義塾大学グループ学生】 ありがとうございます。まず1点目の免許講習会なんですけれども、これは講習会という形で裁判の処理手続を作る上でも、あとは人材を育成する上でもやっていこうと考えています。で、この裁判の処理手続を作っていく上での講習会に関しては、例えば最高裁判所に所属している裁判官というふうに、ここの点はまだチームの中でもどうすればいいのかということをもめにもめて、途中のまま終わってしまっているの、どこまでいくのかということまでは具体的に確定できないんですけども、実際にいわゆるトップの人たちというところで考えています。人材育成のほうの免許講習会に関しては、これは全裁判官を対象にしたいなというふうに思っています。実際にこれをやっていくのはかなり厳しいとは思いますが、僕自身も厳しいとはすごく思っているんですけども、この免許講習会を1年に数回打つことによって、入れ替わりで裁判官が参加できるような形でこの講習会を打っていければ、実現可能性はあるのではないかとというふうに考えて、そういう形で提案したいと思います。

続いて、教科書作成の上でのカウンターパートなんですけれども、そちらもちょっと僕の説明がすごく稚拙だったので、申し訳ないんですけども、紛争処理手続を作る過程で同時に教科書の作成をしていけば、カウンターパートの人たちも実際に議論の中に入りながら、教科書を作成していけるので、そのような形で作っていければいいかなというふうに考えています。

【田中】 すみません。

【司会（中村）】 はい、お願いします。

【田中】 免許講習会制度というのは、裁判官の身分保障制度と矛盾するので、絶対受け入れられないんじゃないでしょうかというのが一つと、相手のオーナーシップを尊重するというのと全く矛盾している態度じゃないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

【慶應義塾大学グループ学生】 ありがとうございます。実際にそういう懸念ももちろんあ

るんですけれども、何としてでも強制力というか、できるだけ多くの裁判官であったり、実務家の方に参加していただきたいというのが、まず第1点であったんですね。今までいろいろな先生方の講演であったり、実際に東京にいるときに、松尾先生などのお話も聞いたんですけれども、話を聞いていく中で、セミナーに参加するのにお金を対価として払わないと参加してくれないという問題点があったんですね。じゃ、何とかしてお金を払わなくても来てもらえるような形ということで考えられないかというところで検討したところ、一定程度の負担をかけないと、そもそも全員参加というのは無理ではないかという結論になりましたので、裁判官の地位の確立というものよりも、というものよりもと言うと、語弊があるかもしれないんですけれども、有効な訴訟を運営するための裁判官の育成というものをまず確立しないといけないと考えたため、今回は裁判官に対してちょっと申し訳ないんですけれども、一定程度の制限をかけて、何としてでも有効な訴訟が運営できる形で学んでいってもらおうという形での提案とさせていただきます。

【田中】 ですから、JICAにそんな権限はないでしょう。だから、根本的に相手の主権を侵害するようなことはできないんじゃないんですかという質問なんですけれども。

【慶應義塾大学グループ学生】 代わってお答えしていいですか。

これは一つ、自分たちでも少しもめたところなんですけれども、制度導入をしていく際に、ある一定の部分はすごい押し付けのような形になってしまう部分も持たないと、全て相手の選択に任せます、任せますというふうにしていたのでは、整備支援の意味がないんじゃないかなというふうな話し合いがありまして、やっぱりどうしてもこちら側としても、ここは本当にやってほしいみたいなどころについては、こういう形でやってしまうこともやむを得ないのではないかなというふうに思って、オーナーシップと矛盾しないかというところについては、すごく意見が分かれてしまうところではあると思うんですが、こういう強制的な形をとることになってしまいました、この計画の中では。

あと、身分保障と矛盾しないかという点についてなんですが、この身分保障というのはちゃんときちんと仕事をした上での身分保障であるという点については、どこの国の公務員も一緒なんじゃないかなというふうに思いました。

【司会（中村）】 はい、ありがとうございました。

時間ですので、ここで一旦打ち切りますけれども、この後、パネルディスカッションが3時半からあるんですが、そのパネルディスカッションは今日の学生グループ、三つの報告を聞いた上で討論ということになっていくので、今まさに議論が出ていたのは、一つの核心である話だと思しますので、今の議論を事実上包み込んだ上で、パネルディスカッションのほうも展開をしていただければいいのかなと思います。

それでは、どうもありがとうございました。（拍手）

【総合司会（江藤）】 学生の皆さん、中村先生、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、研究発表を終了いたしました。

■ パネルディスカッション

【総合司会（江藤）】 それでは、これよりパネルディスカッションに移ります。

本ディスカッションのコーディネーターを務めますのは、法務省法務総合研究所国際協力部教官、森永太郎です。この先の進行は森永教官にお願いいたします。

【司会（森永）】 はい、了解しました。

ただいま御紹介にあずかりました当国際協力部の森永でございます。

今日は、3グループ、名古屋A、名古屋B、そして慶應と、大変熱心なプレゼンテーションをしていただいております。

それで、それを午前中からお聞きになっておられた元長期専門家の皆さんに、講評というわけではないんですけども、コメントを少しずついただこうかなというふうにしております。

実は事前の打ち合わせは何もしておりませんので、お三方とも一番先に振ってほしくないなというような顔をして座っておられますが、御紹介します。

まず、東京地方裁判所からわざわざ来ていただきました中島朋宏判事補です。よろしくお願ひします。（拍手）

それから、神戸大学大学院国際協力研究科から来ていただきました坂野一生さんです。（拍手）

それから、京都から来ていただきました弁護士さんでいらっしゃいます。角田多真紀先生でいらっしゃいます。よろしくお願ひします。（拍手）



早速なんですけど、私は先ほど午前中から、この三つのプレゼンテーションを聞いていて、出題者としては、大変涙が出るほどうれしかったわけでございますけれども、これでラモン族は、トラモンターナ民主共和国はもう安泰であるというふうに思う次第であります。

まずは、三つのプレゼンテーションをお聞きになって、率直な感想からお聞きしたいと思います。

上から並んでしまっているの、まずはジャッジ中島さんからお願いします。よろしくお願ひします。

【中島】 皆さん、ありがとうございました。率直な感想と言われたんですが、非常に興味深く、今回の問題、初めて私も見せていただいたとき、テーマが非常に大きくて、経済発展の話から、貧困とか、平等とか、平和とか、教育とか、山ほどテーマがあるんですが、その中から非常に具体的な話を出されてすごいというのが第一の印象です。

私自身は個別プロジェクトの専門家として派遣されたので、そもそもプロジェクトを作るという段階ではほとんど関与していませんので、実際行って、向こうで、じゃ、どういう細かい活動をしていくかというところはやりましたが、ここまで大きな話を考えたということ

は、それほど機会としては多くなかったので、非常に感銘を受けました。

個別の印象等については、また機会があるかと思いますので、とりあえずの感想としては以上です。

【司会（森永）】 はい、ありがとうございます。

そうしたら、坂野一生さん、どうでしょう。

【坂野】 ありがとうございます。まず、各グループの方々、非常に苦勞されたと思うんですけども、本当にいい発表だったと思いますし、私自身もとても勉強になりました。

それで、これは各グループの方々というよりは、これは出題者に対するコメントなんですけれども、やっぱり非常に限られた情報で、この中でプロジェクトなりプログラムを立てていくというのは、非常に難しいと思うんですね。なので、すごく分からないことが多かったり、あるいは作業をしていく中で、想像や仮定に頼らざるを得ないところが非常に多かったと思うんですけども、実際は多分そんなことはないだろうと思うので、分からなかったところというのを実際の現場で携わる場合には、そこをついていく、そこを調査していくという、そういったような視点を持っていかれるといいのかなという気がいたしました。いずれにしても、非常に楽しいといえますか、興味深い発表をありがとうございました。

【司会（森永）】 はい、どうもありがとうございます。

じゃ、角田先生、いかがでしょう。

【角田】 ありがとうございます。私もお二方が既におっしゃったように、非常に全体として感銘を受けました。まず与えられた課題といえますか、問題の中に、相当に多岐にわたる多項目の情報というのが与えられていて、もちろんここからいろいろと補充して、調査をした後でなければ、課題が出てこない、あるいはなすべき方策が出てこないというものもありますけれども、課題としては非常に多彩なものが含まれていると思います。その中でここに重点を置いたとかいう、そういうふうな視点について、どういう切り口で、どれを取り上げたという、特にそういう切り口の角度というんですか、そういうものに非常に興味を持って聞いておりました。これをすごい短期間の中で皆さん、グループの中で議論をされて、ここまでのものを作り上げられたという、そういうことに非常に感服しております。掲げる目標というのはどうしても抽象的であったり、高いところの目標になるんですけども、そこをうまくブレークダウンして、方策につなげていくというのは、非常に困難な作業になっていくところが多いと思いますし、その過程で皆さんの中で出てきた議論というのは、結果の発表であるとか、示された報告には書かれていないようなことが恐らく非常にたくさんあったんだと思います。それ自体が非常に今回のこういったプログラムの中で、皆さんが得られた一番大きい成果ではないのかと思っています。

差し当たりは以上です。

【司会（森永）】 はい、どうもありがとうございます。

もう一度ちょっとおさらいをしますと、名古屋大学のAグループは、冒頭部分で全体的な概観をしていただいた後に、その結果、結局、まず一つは行政法の起草プロジェクト、これが一つであると。それから、人材育成プロジェクト、そしてツール整備プロジェクトという、

こういう構造のものを作っていただいたわけですね。これは要するにプロジェクトというよりは、プログラムのような形になっていて、この資料を見ますと、プロジェクトの関係として、法整備とかをしていただくことが両輪になっていて、そしてこのツール整備というのが、その土台という形になっております。この発想というか、この組み方というのは、なかなかよく考えられたなというふうに思っているんですけども、実は問題が幾つかあるときに、それをどうやって組み合わせて、相乗効果をもたらすかというのは、実は我々もプロジェクト企画等をするとき、非常に神経を使うといいますか、考えるところなんですけれども、その点からちょっとお話を進めていきたいと思うんですけれども、同じことは名古屋大学のBグループも、それから特にそれがはっきりしていたのが慶應大学の発表だったと思うんですけれども、幾つか異なるコンポーネントといいますか、あるいはプログラムと異なるプロジェクトがあって、その相関関係から相乗効果を生み出していくという、こういう観点から最近、私どもでもいろんな企画をするわけなんですけれども、この点はちょっと私、実は坂野さんに伺いたいなと思うところがありまして、カンボジアも幾つか複数プロジェクトが動いていて、そしてその相乗効果をどう生み出していくかというのは、非常に大事な視点になっていくのだろうと思うんですけれども、カンボジアでの御経験で、ばらけていることによるデメリット、もしくは組み合わせられたことによるデメリット、メリットというのがいろいろあると思うんですけれども、そのあたり、率直なところ、カンボジアの御経験の中から、そういった相乗効果をもたらすような形でのプロジェクト設計というのはどうあるべきかというような話、ちょっと大きいですが、御経験からいかがでしょう。

【坂野】 はい、ありがとうございます。今御紹介があったように、カンボジアにおきましては、民事法、主に民法と民事訴訟法の立法支援、それからそれができた後での法曹への教育ということで、特に民事法に限った法曹教育、法曹養成に力を入れるプロジェクトをやってきましたんですが、それはやはり日本が起草支援をした法律についての内容を法曹の人に理解してもらおうという、そういう関連性があるわけなんですけれども、例えば今回の名古屋大学のAグループのプロジェクトの中では、行政法という非常に大きなくくりなんですけれども、中身としては新規参入の場合の許認可制を登録制にするですとか、あるいは行政手続や行政による救済というものを中身とした立法をしていくというのと同時に、人材育成ということで、これも非常に広いんですけれども、学生や一般市民に加えて、制度の担い手であるところの法曹への教育というのを入れているんですが、例えば構成員の中に検察官が7名入っている。これは行政法あるいは行政手続、救済といったところでは、関連性はもしかしたら低いかもしれないという印象を受けます。ですので、この辺は複数のコンポーネント、あるいは複数のプロジェクトを一つのプログラムの中でやる中で、どこに、どのような強い関連性があるのかなというのをやはり調べていかなければいけないのかなという印象を持ちました。

それから、同じようなことは慶應大学のグループの発表の中にもあったんですけども、先ほど質疑応答の中で中島さんのほうからも、ちょっとだけ質問がありましたけれども、土地に関する実体的な権利を初めて登録という形で、いわば公法的な形で認定をしていくとい

う、その過程における紛争が、果たして司法あるいは裁判というものになじむのかどうかという問題を検証していくと、もしかしたら、そうじゃないのかもしれないという問題があります。

例をとると、カンボジアにおきましても、今、現所有権の認定ということで、土地の登記、登記といっても、今まで登記がなかったところについて、新しくこの人の所有権がありますというふうに認定していく作業をやっているところなんですけど、そこにおける、誰にまず最初の所有権を認めるかというところは、いわば国がこの人が所有者ですよと認める、いわば公的な作用になりますので、そこは純粋な司法上の争いとは違うということで、司法ではなくて、実は行政によって紛争解決が行われているんですね。ですので、日本においてももちろん、登記されている土地についての境界紛争が、例えば形式的形成訴訟ということで訴訟になじむのかどうかという議論があるんですけども、それに加えて現所有権の認定という、日本では今まではあったのかもしれないんですけども、現在はほとんどあり得ないようなタイプの紛争について司法の関与をどこまで認めていって、その上で誰を養成していくのか、トレーニングしていくのかという点はやはり問題になってくると思うんですね。そういった意味での関連性というのは常に複数のコンポーネントを考える場合には問題になってくるんじゃないかなと思います。

【司会（森永）】 はい、ありがとうございます。

コンポーネント同士の相乗効果といいますか、関連性、もちろん例えばコンポーネント同士が矛盾してしまうようなことがあったら、これは完全に設計のミスだということになるわけですけども、そうではなくて、たとえ矛盾しなくても、お互いに全く関連性がないので、一つのプログラムに入れておいても意味がないんじゃないかとか、それから相乗効果が生まれないうために、結局効率性が悪い。先ほどDACの5項目、これは名古屋大学のAグループの方でしたかね、DAC5項目のプログラム評価基準、妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性、そしてプラス独自のものとして、関連性というのを挙げていただきましたけれども、この中の効率性のところに関わってくる問題だろうと思うんですけども、これは何も同時期に行われているプログラム、複数のプロジェクトが同時に走っている場合、そういう場合ばかりではなくて、逆に今度は一つ一つ前後してやっていく。まず1番をやって、それから2番をやって、それから3番をやっていくという、こういうやり方をする場合でも、相互の連関性と、そこから何が生まれるかということも気を遣っていくのも非常に大事なことになるのだらうと思うんですけども、その関連で角田先生、インドネシアは、日本としては同じプログラムとかプロジェクトの中に、複数のコンポーネントを関連性が一見あるかないか分からないようなものを入れて、同時に走らせたということはないと思うんですけども、もともとインドネシアは、角田先生は調停の制度の整備と、それから人材育成という形でやられていたんですけども、まずは調停の制度整備と人材育成の関係というのが一つあって、それからインドネシアというのはもともとは、紛争解決制度の整備もそうですけれども、司法の信頼性の向上、もともとは何から出てきたかということ、最高裁判所の未裁件数が膨大な件数になってしまって、訴訟が遅延して、その結果、信頼性が落ちてきていると。

それを防ぐために調停でできるものは調停でやる。それから、そのほかの手当をした上で、適正件数に落としていって、それで判決の質を高めていこうという、こういう組み方になっていたと思うんですけども、実際にまず2点の質問なんですけれども、一つは調停という問題の中での制度整備というところと人材育成という、この関係でうまく相乗効果が出たのかどうかということと、それからもう一つは、大きなスキームの中で調停の制度整備というものが、次に何をやれば、その相乗効果が出るかということ、角田先生なりにはどういうふうにお考えになったか、若干個人的な興味を持って聞きたいんですが。

【角田】 はい。今御指摘があったように、私に関わったプロジェクトというのは、裁判所付設、要するに裁判所の民事訴訟の手續の中での和解ないし調停というものの整備という、非常に集約的というか、ピンポイントなテーマを持ったプロジェクトでした。ピンポイントなテーマとはいえ、やはりその中に複数のコンポーネントがありまして、まず先行したのが制度に関わる最高裁規則ですね。だから、一種の起草支援ということで始まったプロジェクトです。

最初は単独のコンポーネントで始まってはいたんですけども、途中から並走する形で、一種のキャパシティーディベロップメントというんですか、制度を支えるための人材育成のほうに、徐々にシフトしていくような形で、途中から並走しつつ始めていったという形になります。更に途中から並走する形になり、結局、研修の制度を作るなり、実際の研修を実施すると。研修の制度を作り上げて、更に実際の研修も二、三、実施したんですけども、その過程でどうしても必要になるツールがあるということで、それも結局は同時に作らざるを得ないということで、結局、あとの二つについては並走するような形になりました。ということで、相乗効果という以前に、不可欠の形であると思います。それぞれ別個に存在しているというよりは、一つの目的に向かってしかるべき時期に開始するという形での、本当にコンポーネントという言い方で合っていると思うんですけども、一つのものの要素をなしているというふう考えたほうがいいと思います。

そういう意味では、当初想定されていたプロジェクトの計画では、当然、開始する時期であるとか、実際に作業を始める時期、議論を始める時期、実際にできていって、使い始める時期、あるいは具体的な内容であるとか、関わっていく人たち、これはカウンターパート側が主な話ですけども、そういうものについては、当初からの微調整というレベルではいろいろな変更がありましたけれども、そういう形でもともと計画としては立ててあって、それがうまくピースとしてはまるという形では奏効した、一定の効果を上げられたというふうには思います。

他方で、ただ、そうはいつでも、このプロジェクトは、2年という限られた時間しかないプロジェクトだったので、具体的に言うと、1年半ぐらいでやっと起草が完了したというところで、いわゆる二つ目、三つ目のコンポーネントに費やすことができる時間は非常に限られていました。特に、人材育成であるとか研修、実際に起草の結果できたもの、成果物を動かしていく段階での、よく試運転という言い方をしていたんですけども、新しいものができたら、試運転をして、微調整をしながら、うまく動かせるようにしていくという、そうい

う段階の作業が、残念ながらなかなか十分だと思える前に時間切れになってしまったという印象があります。ですので、仮に不十分であった、あるいは更にこうすべきであったというふうな部分があるのかという御質問だとすれば、やはりそれは、当初の時間の設定という言い方になってしまうのかもしれませんが、それぞれのコンポーネントに十分な時間を使う、あるいはリソースを投入できるということが担保される必要があるなど。あるいは場合によっては、プロジェクトというのは、どうしても、実施している中で、いろんな突発的なことが起きてきますから、それに対応できる部分、具体的に言うと、新しいコンポーネントという形であれ、それぞれ進行中のコンポーネントの延長ないしは拡充という形であれ、必要が認められる限りは、そういうことができる柔軟性がどうしても必要になってくるなどいうのを実感しておりました。

【司会（森永）】 はい、どうもありがとうございます。

その意味では、名古屋大学のBグループでしたか、予算のところ、最後、コンティンジェンシー予算をつけていただいて、私は今度、JICAに勧めようようかと思っています。非常にいいなというふうに思った次第であります。

各コンポーネント間の相乗効果、あるいはそれがうまく組み合わさって、きちっと効果を上げる形になっているかどうかという点では、恐らく一番極端なと言ったら変ですけども、それを最初から意図して、あるいは企画して作られていたのが、恐らく中島ジャッジのやっておられたベトナムの、これはコンポーネントが幾つもあるって、それがお互いに連動するように仕掛けられていたはずなんですけれども、このあたりの組み方と、それから実際にはそれがあがる程度成果を上げたのか、それともやっぱり何か原因でそれがうまくいかなかったということがあるのか、その辺ちょっとお聞かせいただけませんか。

【中島】 今、ベトナムで動いているプロジェクトは、今のもの自体は終わるはずですが、それは四つのコンポーネントからできてまして、一つが、今日はちょっと発表の中でもモデル地区という話が出てきたんですけども、裁判を実務で運用している状況を確認するために、パイロットエリアというのをハノイの近くのバクニン省というところに設定して、そこで実務のサーベイを行うと。それで、かつ、その人たちの能力向上というのが結果的に伴ってくるというのが一つ目のコンポーネント。

二つ目がそれを中央に集めて、それを地方に波及していく。一つのところでやられた知見を全国的に波及していこうというのが二つ目のコンポーネント。

三つ目が従前のプロジェクト等からの引き継ぎで、立法支援、具体的には国家賠償法であるとか、土地関係の不動産登記法とか、そういう残っていた分をやっていたのが三つ目。

四つ目が法曹養成。統一修習の制度の運用を向上させていくというのが四つで、その四つのコンポーネントから、私が担当していたプロジェクトは成り立っていました。

その中で、一つ目のコンポーネントと二つ目のコンポーネントについては、比較的良好な相乗関係ができたのではないかなと思っています。具体的には、地方でセミナーをやる時とかに、例えば中央の最高裁の人が何人かいて、そこで意見交換をしたりとか、ベトナムは特に地方での裁判所の勤務経験というのを最高裁の裁判官がほとんど持っていなかったりす

るので、そういう地方の実情を最高裁の人が直接聞いたり、その情報が中に入っていくということは、非常に有効であったと思いますし、その結果、その地方について、一つ能力が向上されたという面も実際にあるのだらうと思われます。

三つ目の立法支援については、担当が司法省でしたので、司法省は今お話しをしたパイロットエリアとはちょっとかんでいなかったもので、少し別建てになるんですが、ただ、そうはいつでも、法律の作成と運用の話ですから、当然、運用のサーベイ等が出てきた問題については、立法過程で、仮にこういう情報を作ると、例えば実際運用ができなくなるんじゃないかとか、そういう問題点の発見等には役立ったのではないかと思われます。

ただ、最後の法曹の統一修習というところについては、私たちのプロジェクトの前のプロジェクトで、国家司法学院というのができ上がったのですが、その後、各検察官とか、裁判官とか、弁護士を養成していたそもそもの機関の中で綱引きがありまして、結局、自分たちのところでもう一度研修をやり直したほうがいいんじゃないかというような話があって、統一修習が事実上崩壊してしまったに近いというような形になってしまいました。なので、最後のコンポーネントについては、当初求められていたような形では成果が出ないというような状況になっているのではないかと。それはやや外的な要因があったからだと思われます。ただ、法曹の養成というのは非常に重要な課題ですので、それはどういう形でやっていくのかということについては、別途また現地のほうで検討されているのではないかと思われます。

大体以上のようなことです。

【司会（森永）】 はい、どうもありがとうございます。

この3グループの発表をお聞きしていると、それぞれのグループがある程度、いわゆる中に入っているコンポーネントの相互の連関性というのを検討されたのであろうなという感じはしますし、特に最後の慶應大学グループのものは、これはむしろ意図して、要するに、土地紛争というところを核として、そしてそこをステップとして、そこにピンポイントすることによって裁判所の能力効果を図ると、こういう形になっていたもので、これはまさに連関性が強くとられていた。ただ、先ほどの坂野さんのコメントにありますように、果たしてそれは本当に裁判所でよかったのかという、そういう突っ込みはできるかなという感じがするものでありました。

もう一つは、これは先ほど、私、ちょっと出題者のくせに質問してしまったんですけども、プライオリティーの置き方という問題がプロジェクトを設計するときには必ず出てくる問題であります。これは中島さん、坂野さん、角田先生、いずれも何もない状態から、さあ、じゃ、何やってもいいですよ、どうぞと行って行かれた方々ではないわけですから、これはかなり御自分の経験されたプロジェクトについての例というのは、ちょっと酷かもしれませんで、逆に、今回の出題を御覧になって、もし仮に何か設計してくれというふうに言われたときに、どこが一番最初にプライオリティーを置くか、どこをまず手当しなきゃいけないと思われかということをお三方それぞれに、ちょっと問題をやらせるみたいなんですけれども、ちょっと聞いてみたいと思われます。

模範解答というわけじゃないですけども、ぱっと思い浮かぶのは、一番最初に目立つと

いいですか、やっぱりここはやらないとまずいんじゃないのと思われる部分を二つ、三つ挙げていただくと面白いかなと思いますので、ジャッジ中島、いかがでしょう。

【中島】　そうですね。プライオリティーの置き方について、一つは、私自身がざっと見たときに、経済面を強化するというのであれば、確かに土地というのはすごく大きな問題だろうという認識を持ちました。ただ、今回、プライオリティーを決めるに当たって、皆さんが考慮されたと思うんですが、もっと大きな視点で見てみたときに、立法・行政・司法分かれています、三権分立になっていますという建前できているんですけども、実態を見ると、行政が司法を任命していて、多分司法権の独立はないと思うんですね。日本の司法と立法と行政の感覚でこの国を捉えるとだめなんだろうという発想があって、かといって少数民族の問題があると。そうすると、どこに少数者保護をさせる機能を持つていくかというところがまず問題になってきて、そうすると、それは多分裁判所しかないのだろうと。だとすると、まず考えないといけないのは、司法権の独立だろうと思うんですね。それが独立しないと、どんなに紛争処理の中身をよく手続を整えても、ちゃんとそれは機能してくれないんじゃないかと思うので、司法についてはソフトより先にできるのであれば、そこを確立するということが第一だろうと思いました。

あと、行政と立法については、もっと大きな流れを作っていくことができるエリアですし、行政については経済の分野との関連は非常に強いんですが、何だかんだで立法は行政に任せられていることから分かるように、機能は一応しているんですね。問題になっているのは何かというと、例えば権利が侵害されるんじゃないかとか、透明性とかのところが問題になっている。それはどこから来ているかということ、やっぱり立法がちゃんとしていないからだと思うんですよ。立法が本来やるべきことを行政にいつてしまっているんで、そこが変なことになってしまっているんで、やっぱりその三つの権限をきちんとするためには、立法をもっとしっかりさせないといけないだろうというところを感じました。なので、個人的な感覚として、やっぱりプライオリティーは立法に置くかなというのを考えて、行政については透明性であるとか、あと司法の問題があるので、組織とか枠の話はやりたいんですけども、行政の例えば侵害、救済とかの話については、もっと実体の何が侵害かとか、そういうところもはっきりしてこない、難しい面もあるのかなと思うので、個人的には立法については結構てこ入れをして、行政については組織面、特に中央と地方との関係についてちょっと手を入れていって、司法はできる限り独立の面を見ていくと。ただ、当然オーナーシップの関係でどこまで立ち入れるかという問題はあるので、それは状況を見てということになるかなあという印象でした。

【司会（森永）】　なるほど。もう少し大枠のところだと思っておられたほうがいいんじゃないかという感じですね。

【中島】　そうですね。恐らくかなり細かい議論をされるまでに、そこまでいろいろと検討されたことはあるんでしょうけれども、少なくとも、ですから土地の話は非常にいいんですけども、省の紛争処理手続を今の段階で、いきなりかちつとやりますよというには、前提条件が余りにも整っていないんじゃないかなという印象を持ちましたね。実際に発表の中で

も触れられていましたけれども、司法が判断をするには、当然それなりの資料が必要なわけで、例えば土地の制度がしっかりしていない、その資料も来ないということになってくると、結局、裁判所は何をもって判断するんだと。裁判所の信頼というのは適正な判断をすることによって担保されるはずなので、その前段階として、適正な資料が準備されるような制度というのを作っていかないといけないんじゃないかなというところがあるので、ちょっと司法のソフト面を前にもってくるのは、まだ早いかなあという印象は持ちました。

【司会（森永）】なるほどね。どうもありがとうございます。

坂野さん、いかがでしょう。

【坂野】はい。この質問は来るんじゃないかというふうに思っていたんですけども、私自身はカンボジアのプロジェクトが開始された1999年以前から、プロジェクトのデザインにも関わっていましたが、今、そちらに座っておられる神戸大学の四本健二先生が最初にカンボジアにおいて、どのようなニーズがあるかですとか、あるいはどのような現状になっているかという調査をされて、それをもとにプロジェクトを作ったという経緯があるんですけども、まず課題となっているトラモンターナ民主共和国の簡単な情報を見て、まず何をしなければいけないのかというのは、まずプロジェクトを立案するというよりも先で、だから、これは反則の答えになってしまうかもしれないんですけども、調査をするということがまず大事だと思いますね。

例えば、二つやらなければいけないことがあって、一つは、トラモンターナ民主共和国からの支援自体が非常に包括的なものであると。つまり、支援を求めているほうが何を支援してほしいのかというところについて、具体的に何を考えているのかがまだ明らかではない。漠然と支援はほしいと思っているけれども、どこが本当に自分たちの国にとってのプライオリティーなのかということが自覚できていないという状態にあることが考えられると思うんですね。ですので、そこをうまく引き出していく、あるいは調べていく、あるいは一緒になって話していく中で絞っていくということがまず必要だと思います。

それと同時に、支援をする側として、前提情報としてやはり必要になってくるのが、現在どのような状況にあるか、人材はどうかという点でありまして、例えばこのペーパーの中では、いろんな法律が作られているけれども、そごがあって、食い違いが甚だしいと。じゃ、どういった法律があるのか、実際にはどういった食い違いがあって、どういう問題が起きているのか、あるいはそれぞれの法律がどこの省庁が所管していて、できた法律の適用や運用はどこの省庁が担っているのか、そういったようなことをまず調べなければいけないというのが、まず第一の印象でした。

それから、もう一つ、これはカンボジアでもよくある問題ではあるんですけども、法律ではなくて、行政命令や通達で何かが決められることが多いという現状が書かれていたけれども、それは、じゃ、実際どうなのか。つまり、法律の中で具体的に行政命令や通達等に授權がなされていた上で、つまり、手続的にはオーケーだと。しかしながら、本来であれば法律で決めるところが行政命令等に委ねられている、そういった問題なのか、それともそもそも授權が法律の中でちゃんとなされていないのに、なしくずし的に行政令のほうで実体的

な権利・義務を定めるような、そういった法慣行があるのか。その違いによって対処方法もやっぱり変わってくると思いますので、そこはやっぱりきちんと調査をすべきところだなというふうに思います。

それから、ちょっと話題が変わるんですけども、先ほど、それこそ四本先生と昼休みにお話しをしていて、ぼろっと出てきたんですけども、期せずして、どのグループもジェンダーについては何も触れていないということがありまして、これはもしかしたら、皆さんの中にジェンダーというのは法整備支援の中では周辺的な問題である、あるいは法整備支援の中で取り扱うべき問題ではないというふうに何となく無意識的に排除しているのか、それともどういった理由があるのかは分からないんですけども、支援する側のほうで最初からプライオリティーを検討するそに乗せない作用というものが意識的、無意識的になされているのかなという危険性はいつもあると思いますので、そこも全部含めた上で検討していかなければいけないなという、非常に煙に巻いたことを言うようで申し訳ないんですけども、そういったことを考えました。

【司会（森永）】 はい、どうもありがとうございます。

今の坂野さんのお話は、私が言いたかったことにつなげていただくような話だったんですけども、実は私は、3グループの中で1グループぐらいは調査プロジェクトを立ち上げるという、そういう選択をする学生さんがいてもいいのかなと思っていたんですけども、そこはちょっと予想が外れまして、つまり調査自体、大規模な調査をして、その国の法整備のいくべき姿といますか、あるべき姿を、何が足りないか、どこがだめなのかというようなことを徹底的に洗い出すというの、一つの巨大なプロジェクトなんですね。これは例えば、ベトナムは2002年に、有名なリーガル・ニーズ・アセスメントという巨大な仕事をしましたけれども、それが最終的には共産党の中央委員会の決議になって、現在、指針になっているわけですけども、そういったことも非常に大きな支援の一つなんですね。ですから、そういったことを考えられる方もいるかなと思ったら、割と皆さん、具体的なところに来たので、へえっと思ったんですけども。

続けましょう。角田先生、どうですか。ぱっと見て、私だったら、これやるわというものは何かありますか。

【角田】 乗っかるわけじゃないんですけども、調査というのは、プロジェクトとしてそういうものを実施するというのは、私はちょっと知識として知りませんでしたので、そういうことがプロジェクトとして可能なのであれば、そういうものを先行させるというのは非常にいい考え方なのではないかと思いました。というのも、やはり実際に、もちろんそれぞれのプロジェクトが実施されるに当たっては、事前の調査というのはされるんですけども、やはり実際に立ち上がった後で、現状、今まさにどうなのかということ、日々刻々と変わっている事情もありますから、そういうのを調査したり、あるいはやっぱり行ってみて、実際に作ろうとしているものを作り上げようとしているときに、初めて出てくる問題というものも多々あるわけなんですね。だから、そういうことをできるだけ事前にある程度つまびらかにするという意味では、調査するためのプロジェクトというのが非常に有効なのではないかと

いうふうに思いました。特に、今回の課題のように、非常に多項目にわたる課題が初めからある程度明らかであるような、そういう場合には、あるいは一つの被支援国に対してある程度広範なというか、そういう可能性を含めた支援のあり方を検討する、あるいはできている場合には、そういう方法が非常に有効だと思います。

【司会（森永）】 はい、どうもありがとうございます。

このパネルディスカッション、余り時間がございませんので、我々4人だけで話すのはこれぐらいにしまして、質疑応答の時間に入りたいと思います。

せっかく3人も超ベテランの方々がそろっておりますので、何でも聞いてあげてください。私に聞かないように。パネリストは私ではありませんので、中島さん、坂野さん、角田さんに聞いていただきたいと思います。

名古屋のほうはいかがでしょう。

何かご質問、コメント、その他ございますか。

【榊原】 岐阜地裁多治見支部の榊原です。今日はお休みをとって来ているわけですがけれども、私がハノイに行っていたときに比べると、先ほどの慶應大学の方々の発表なども非常に現実性の高いような内容のプロジェクトを考えていただいたりして、開発法学などを専門にやっておられる方たちは違うなというふうに思って、これからの法整備支援も若い人がどんどん育ってきて、頼もしい限りだなというふうにすごく思いました。

先ほどからの発表でちょっとあったんですけれども、予算のことを大分森永さんから言われたというようなことを言われていたので、どんなようなことを言われていたのかなというのを、まず三つの報告を考えるに当たって、一遍伺っておきたいなというふうに思ったんですけれども、何か長期専門家の予算について、慶應大学の方の発表は、随分安いような形になっていたような気がしたんですけれども、それは前提で金額というようなものが出ていたんですかね。

【司会（森永）】 私が答えます。

これは、前に名古屋大学のサマースクールと、今回のシンポの間に、1回打ち合わせの機会を設けてまして、そのときに、どんなことを書けばいいですかみたいな話になっていて、できるだけ現実性のあるような形でやってくださいねという話をしたのと、それからプロジェクトというのは結構お金がかかりますから、そのあたりも考えてくださいねというようなことは確かに申しました。もしできれば、積算根拠なんかも示していただけると面白いんじゃないかと口走ったのが運の尽きというか、間違いのもとでして、ただ、その際に要するに、例えばJICAのホームページとか、それからいろいろ調べて、大体裁判官1人ハノイに行かせると、どれぐらい金がかかるのかというようなことも考えてちょうだいと言ったのが原因です。すみません。

【榊原】 わかりました。そうすると、1人1,500万という形だと、慶應の計算がちょっと違ってはいるんですかね。前にやったというのはちょっと思ったんですけれども。

【司会（森永）】 そこはやっぱり減私奉公ということで長期専門家はやらざるを得ないということです。

【榊原】 これから安くなるのかなと思ったんです。

【司会（森永）】 なるほどですね。これから安くなります，きっと。

それじゃ，大阪会場，誰か質問ありますか。

【参加者】 お三方に質問させていただきます。

私たちもこのプロジェクトを考えるに当たって，少数民族問題についてはすごく悩み，また結論が出なかったところなので，ご自身のご経験を聞かせていただきたいなと思うんですけども，まず質問なんですけど，トラモンターナは約20年前に独立した国家でありますけど，その際に，独立したということで，そのアイデンティティーは，その独立時点ではかなり高いかのように感じるんですけども，でも20年たった今，少数民族との紛争というものがまた勃発するかもしれないという可能性を抱えたままで法整備支援をするということだったので，私は個人的に，この国の核になるものがどういうものなのか。宗教なのか，人種なのか，そういうものがあつたら，この国はもっとまとまっていき，少数民族との紛争というものも回避できるのではないかなというふうに思ったんですけど，ベトナムやインドネシア，各国の国での核となっているものはどういうものだったのか。それと，法整備支援で私たちが関わっていくに当たって注意すべき点だとか，そういうふう感じられた点があつたら教えていただきたいなと思いました。

【司会（森永）】 はい，どうもありがとうございます。

さあ，大変だ。ものすごく難しい質問ですけども，どうしても一番最初に名前が書いてありますので，中島さんからお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【中島】 まず少数民族の話は非常に難しい問題なので，それは正直，法整備支援の枠の中でできるのかというのが個人的な印象です。それを取り上げる意味は当然あると思いますが，ただ，いざ取り上げると，本当に大きなものに巻き込まれてしまうことになって，下手をすると，かえって紛争をじゃっ起しかねないと。その辺が非常に難しいところかなと思います。

これは答えにはなっていないんですが，例えばベトナムの場合は少数民族は結構多いんですけども，私が向こうに行つて感じたのは，多数派が少数派に対して非常に理解を示していると。非常に少数派のことを考えて立法をするんですね，一党独裁のもとで。それは行つての印象で，それはどうしてか分からないんですけども，個人的に感じたのは，内部で少数の民族と対立してきた国ではなくて，外部に対して団結してぶつかつてきた国なので，そこがまだ先鋭化していないんじゃないのかなと。だからこそ，自分たちの国の人たちは自分たちで守るという意識が強いんじゃないのかなというのをベトナムでは感じました。ただ，トラモンターナの場合は，そこはどうかというのは非常に難しいところだと思います。

それで，ベトナムで核になっていた問題というのは，私が行つた時点ではやはり市場経済化と国際化のところはどうやって対応するかというところで，例えば立法支援の場合，やはり市場経済というものに慣れていないので，その立法をしたときにどういうふうに，誰が，合理的な人が行動するかとか，それは見えないんですね。例えば，取引のために土地の情報を公示する意味が分からないと。国が管理するという発想から非常に理解はしてくれるんですけども，公示をすることによってどうして取引が守られるのかというのが，まだなかなか

か、これまでの積み重ねで理解は進んでいる部分は相当あっても、まだその認識が弱いので、そこを考慮した立法ができないというようなところがあって、そこが核になっていたのかなと思います。

そして、注意すべき点については、正直なかなか難しいところなんですけど、私が現地へ行って注意していたのは、少なくとも現地の専門家は現地の目で見るということだけは注意をしていました。あとは誰の利益のために働いているのかということをやっぱり常に考えていて、例えば外国投資家の利益になることを優先しようとする、経済的なものをきちんと整えることはできるかもしれないけれども、国の中で弱者はどんどん落ちていくかもしれない。そうになっていくと、何をするのが本当にこの国にとっていいんだろうかということを中心に考えるというのが、やはり何よりの出発点ですけども、注意点なのかなというふうに思っています。

【司会（森永）】 はい、どうもありがとうございます。

お三方にということだったので、お互いに顔見合わせないで、坂野さんから言ってください。

【坂野】 私も、具体的な答えは正直言ってありません。カンボジアにももちろん少数民族、先住民族は存在しているわけなんですけれども、その問題が先鋭化して、ある特定の分野、あるいはイシューについて先鋭化することというのは、我々のプロジェクトの枠内ではなかったもので、経験からどうという話はちょっとできないんですけれども、例えばカンボジアで別のプロジェクトで、先住民族が広い範囲で移動生活を送っているという中で、どのように集団的な所有権を認めるかというような問題が浮上したことがありまして、それは今の現行のカンボジアの土地法の中でも一定程度、普通の私的な一人の単独所有や、あるいは通常の共有とは別に、先住民族のグループに関しては、一定の集団的な所有権という形で、特別な形の所有権を認めるというようなものがあるんですが、ただ、そのぐらいで、例えば少数民族間、あるいは少数民族と主要民族の間の紛争が起こりそうだなというようなものについては、事実、そういったことはなかったですので、それについてどうしたらいいかというのは、本当に経験からは申し上げられないんですが、いずれにしても、この国だったら、トラモンターナ民主共和国の中のまず憲法が少数民族についてどのような権利保護を積極的に行っているのか、していないのかということを見た上で、本当に政府としてそれを対処していかなければいけないという課題は持っていて、それに対して外国が関与するということが求められているということが分かった場合にのみ、本当に主権問題になりますので、関与していくという慎重さは必要なんだろうかなと思います。具体的にどうしていくかというのは、先ほど申し上げたように、どうなっているかが分からないので、何とも言いがたいところはあるんですけども、最低そこまでは言えるんじゃないかなと思います。

【司会（森永）】 はい、どうもありがとうございます。

角田先生、いかがでしょうか。

【角田】 はい。少数民族問題という言い方から少し外れるのかもしれないんですけども、インドネシアの特徴として、非常に多民族の国家だというのがまず挙げられると思います。

ですので、先ほども山下部長とお話ししていたんですけれども、多様性の中の統一というのが国是としてまず挙げられているというのがインドネシアの一つの大きな特色ではないかと思えます。これは独立をして、建国をした当初から掲げられている一つの大きなスローガンであって、憲法上もうたわれて、もろもろの法律の整備もそれを基にされているというところがあります。相対的に非常に人数の多いのはジャワ民族と言われる民族なんですけれども、そうはいつでも、本当にどれが、じゃ、少数民族なのかというのも難しいぐらい、本当にたくさんの民族があんな大きな国家の中に併存しているというか、皆さんでそれぞれの文化であるとか、場合によったら、規範を持ちながら、一つの国の形を作って運営されているという国なんです。そういう構成があると。建国から連なるそういう特色があるということで、そもそもそういうことに対して、非常に配慮された考え方を皆さんお持ちだし、法律もそういうふうになっていることが多いです。

それに伴って、宗教も人口の約9割はイスラム教徒なんですけれども、それ以外のクリスチャンもいるし、仏教徒もいるし、ヒンズー教徒もいる。そういうものに対して非常に政策上平等に配慮しましょうということが定められていて、例えば分かりやすいところでいくと、国民の休日なんか非常に平等に、それぞれの宗教上の祝日というものがあると思うんですけれども、ほぼ同じ日数で年間に割り振られています。そういうふうな形で行われているので、プロジェクトを運営していく中で、特に少数民族に配慮した視点というふうな考え方は持ってはいませんでしたけれども、逆に言いますと、多民族国家であって、宗教についても御存じのように、イスラム教というのは宗教が我々の想像を絶するぐらい、それぞれの皆さんの生活を律している要素が非常に強いですから、そういうものが無縁ではないということで、それこそ司法制度もそのための、宗教裁判所というような特別の裁判所もあったりするぐらい影響を受けています。ですので、特に少数民族だとか民族問題、あるいは宗教の違いといった問題を、こちらで特にそれに配慮したり、認識して、特にそれに注意を払って何か介入的にするというまでもなく、どんな支援をしていようか、そこには立ち入らざるを得ないとか、そこに配慮はせざるを得ないということは常に起きていました。ですので、そういう意味では、特に配慮してとか、特にその点についての支援を意識してということではなしに、一般的な支援の形の中で、その点についても当然多くの議論を経て何かが決まっていますし、そういうことが不可欠になっていくという、過程の中での問題として出てきていました。

【司会（森永）】 はい、どうもありがとうございます。

東京の慶應大学の皆さん、質問いいですか。

【参加者】 専門的ではなくて、非常に根本的な問題で、ちょっと失礼するんですが、もしプロジェクトを例えば日本側が整備しても、先ほど、それを提示したところで、実際に政府がイエスと言うかどうかというところの御指摘があったと思うんですけれども、実際にそういう場合は現地であったのか。例えばどういうときにあるのかということ、もしあった場合は、実際どういうふう処理するのかということ、自分たちが用意したプロジェクトを持っていったとしても、自分たちが常に求められている範囲というのが決まっています、思うよう

にできない場合というのは、実際の場合はどうなるのかというところが興味があったので、お聞かせ願えればと思います。

【司会（森永）】 はい、ありがとうございます。

若干時間の関係がありますので、お三方からいずれもお答えいただくということはやめておきまして、これはやはり坂野さんでしょうね。お願いします。

【坂野】 御指名ありがとうございます。非常に難しいことだというふうに思うんですけども、まず後者のほうの質問、つまり本来は特に現地に入っていると、現地のカウンターパートのいわば指令下といたしますか、そのもとに入って仕事をするわけですので、本来のカウンターパートの業務ではあるんですけども、プロジェクトが必ずしも意図している範囲ではないことが活動として出てくる、あるいはやってほしいと言われることは多々あります。一番教科書的な答えをすると、プロジェクトの範囲内ではないので、できませんと言ってしまうのが、一番簡単な答えですし、いわばお役人的な答えにもなるかと思うんですけども、ただ、どうしても必要だ、あるいはプロジェクトの中心の活動ではないけれども、関連しているし、それが中心課題にも資するというような場合には、そのプロジェクトの枠を広げるなり、あるいは変えるなりするということは、それは可能ですし、そういう価値があるというふうに自分が思うならば、あるいはカウンターパートである相手方もそういうふうに強く思うのであれば、そのプロジェクトの枠を変える、あるいは枠自体を変えないまでも、若干付け加えるというようなことは柔軟にしても全然構わないことだと思いますし、むしろそういった事態が生じた場合には、そういったことも積極的に考えていくということが必要だというふうに思います。

それから、1番目は何でしたか。

【司会（森永）】 こちらが提示しても、相手がそれに乗ってこないとか、拒否される場合ですね。

【坂野】 これも基本的には相手方の意向を尊重するというのが大前提ではあるんですけども、場合によっては、例えば相手方がしている主張が法的にどう考えてもおかしいとか、あるいはどう考えても矛盾しているという場合には、こちらも努力をして理解してもらおうという、そういった活動は必ず必要だと思います。ただし、最終的に納得してもらおうかどうかというのは、もちろん相手方次第ですので、それでもだめだった場合に、こちらの言い分を通すということは、これはやってはいけないことだというふうに思いますね。ですので、カンボジアの場合でも、そういった例は多々あったんですけども、最終的にこちらが努力をして、説得をする。あるいは理解してもらっても無理だったような場合には、相手方が言う線で最低限害がないような手当を立法上するとか、あるいは制度上の手当をするというようなことは必要ですし、そういったことは自分の意見、あるいは私たちが言っている意見が通らなかった場合の次善の策、あるいは害が出ないような策というものも併せて、あるいは二次的に、副次的に作っていく必要は必ずあると思います。

【司会（森永）】 はい、どうもありがとうございます。

これ、まだたくさんトピック、論点はありそうですけれども、時間が参りました。

慶應大学の松尾先生から、総括的なコメントをいただきたいと思います。

松尾先生、よろしくお願いします。

【松尾】 どうもありがとうございます。慶應大学の松尾です。

今日は午前中、JICAの能力強化研修がありまして、市ヶ谷のほうに来ておりました。後から来ましたけれども、どうか失礼をお許してください。

今回は、森永先生に非常にユニーク、かつ詳細な事例設定をしていただいて、それとこういう講義は初めての試みだったんじゃないかと思います。これについて、まずこれ、期末試験で使わせてもらえないかなというのが大前提で、本当によく練られているなという感じがしました。恐らく出題者の意図というのは、私が担当するところをかなり超えているところがあると思うんですが、それは恐らく森永さんがベトナムに長期行っていて、肌で感じたことが多分この問題の中にはいろんなところで布石のように含まれているんだろうなということを想像しながら読みました。



それで、その上で今回の3グループの報告を聞いて、まず驚いたことは、報告の内容がみんな違うということなんですね。これほどまでに違うのかというふうに、大きくメニュー自体が分かれたというところに驚きました。それはまず発想の豊かさというか、それから恐らく学生さんたちが今までの法整備支援を見ていて、何か盲点を探そうという、そういう非常に積極的な姿勢があらわれているのではないかなというふうに思ったのが第一の印象です。

ただ、その反面、実際にはそんなにプロジェクトのやり方が違い得るのかという、そういう言い分もあって、これは恐らく発表グループの発表内容を聞かれてコメントしてくださった中島先生、坂野先生、角田先生が、恐らくこれは挙げそうだけれども、これはどうかな、あるいは先ほど大阪会場からコメントしてくださった各先生たちの感触としても、そういうのが多分あったんじゃないかなと思うんですね。そういうのが今回ぶつかり合うきっかけをつくったという意味で、非常に有益な機会、こういう貴重な機会ができたなと思います。

その中で、先ほど幾つか出されていた論点で、ものすごく大事なと思う点は、まずどっちからいこうかという話なんですけれども、法整備のプライオリティーの話ですね。法整備の順序というのがあるのかという話は、これはやっぱり根本的な問題で、法整備の計画性とか包括性とか体系性をつける。そこが今までの法整備の欠点だったんじゃないかというふうに言われてきたのに、なかなかその答えが出ていないという点では、やはり正面から取り組むべき問題だと。ちょっと聞いていてよく分からなかったんですが、今回のような具体的な事例を設定して、実は前にしてみると、それを考えると、本当に題材が提供されたという意味では、仮想の国ですけれども、非常にこれは重要な問題提起だと思います。

そのときに、やはりそれぞれの報告グループの報告の印象、第1のグループは直接お聞き

しなかったので、こちらに来てから参加者にお話を聞いたり、レジュメを見たりしたんですが、その点ちょっとお許しいただきたいんですけども、法整備支援のプライオリティーを考えるためには、まずやっぱり大枠の議論が必要なというふうに思うんですね。つまり、トラモンターナをしっかりと分析して、これについてはこういう問題点が法制度上あって、こういう法制度の整備のプライオリティーが長期的には考えられるんだけど、とりあえず5年間はまずは、というか何というか、そういう大枠の展望がまずあると。そうすると、積極的かなと、こういうふうに思いました。

ただ、今回の報告時間は非常に限られていましたので、もしかすると、先ほど角田先生もおっしゃいましたけれども、発表の中にあらわれていなかった部分もあるんじゃないかなという気がするんですね。そこはとりあえず抜かしたんですけども、実は発表の準備の過程ではこんな議論があって、こんなオルタナティブがあったんだけど、こういう議論の末に現在のような結論になりましたという、議論のプロセスを示していただいてもよかったかなという気がします。

それから、第2の問題は、これは一番最初に森永先生が提起されたコンポーネントの問題ですけども、つまり、あるプライオリティーが決まった、この分野から法整備をしようと考えたときに、一つの法とは何かということについての認識が十分じゃないということだと思うんですね。往々にして我々は、一つの法というのは、一つの制定法だという誤解をしていると思うんです。ところが、ワンセットで動く法というのは、必ずしも1個の制定法で十分ということはないし、普通は1個で足りないはずなんですね。将来プロジェクトの期間の間に可能な、しかしやらなければならないプライオリティーの高い法制度の最低限のコンポーネントは何なのか、これを考えるのがやっぱり大事なステップだと思うんですね。

その点で、恐らく今回の発表グループのメニューが大きく分かれたのは、もしかすると、事前にいろいろ情報交換をして、なるべく競合しないようにしたのではないかなという勝手な予想をして、そうだとすると、かなり前提が違ってくるんですね。ここの分野は言ってみれば、ほかのドナーがやるんだから、私は別のをしましょうという、そういう前提だったのか。それとも日本を代表する私たちがやるんだということで考えたのか、その可能性は両方あると思いますけれども、いずれにしても将来プロジェクトとして成り立つためのコンポーネントに、できるならば最初から、同じメニューに入っていたほうがよいと。

ただ、先ほども議論に出てきましたように、後から追加するコンポーネントということもあり得るんだという御指摘があって、これは今日の理論の中では非常に勉強になった部分だと思うんですね。実際に柔軟性をやっぱり持っている必要があるということが専門家の証言から明らかになったというのは非常に大事な点で、これは今後、JICAがそういうことを積極的に提言して、枠組み作りというところに反映させていくべきだというふうに思います。

コンポーネントを考えると、ワンセット、一つの法とは何かという部分ですね。

発表の中で思ったのは、例えば土地法の話を取り上げた慶應グループの報告がありましたけれども、一つの土地法とは何かということなんですね。今回は土地の土地法があって、それから登記法があって、土地制度の紛争解決の法があってということだったんですけども、

恐らく土地法というのは土地所有権を設定し、その効力を定め、そして取引について定め、そして重要なのは、土地の登記制度や取引制度を維持するためにはコストがかかるので、そのコストをどういうふうに調達するか。この面では税法を具体的にどうするかというところまではなかったんですが、土地税法、税をとるんだという話がありましたけれども、税の法とワンセットだと。これはワンセットじゃないと動かない話だと。さらには土地法というときには、結局これは日本の縛りでもあるんですけども、日本は税は土地の私的所有権を整備して、自然発効して、そのかわり税をとった。これがコンポーネントの流れです。これは明治4年、5年に始めた。ところが、本来、コンポーネントであるべきであった土地の規制法、都市計画法とか建築基準法関係、規制法というものは後から入る。さらには土地利用のような、公共事業のための所有権整備、こういったあとから。ところが、所有権というのは私的所有権のもとで登記し、そして公共の福祉の観点から税金徴収し、それから規制をする。これは保障ですね。それから、公共プロジェクトをやったときには、取り上げるけれども、補償はするという保障ですね。恐らく最低限これがないと、土地法というのは機能しないと思うんですね。

このワンセットを一遍に作れというのは、これはどだい無理な話なんですけれども、こういうふうにしないと結局所有権というのは非常にゆがんだ形で表現されてしまいますよということを、我々も非常に今まで経験してきたわけですね。日本でも例えば土地所有権の争いですね。近所にマンションが建つときに、合法的なんだけれども、景観を侵害するとか、環境権破壊だとか、景観権破壊だという、本来適用されるルールじゃないところでルールを適用しなきゃいけないというその原点にあるのは、土地所有権なんですね。土地の上に何を作るも作らないも所有者の自由じゃないかという、そういう所有権意識が偏った形で入ってしまったことが原因だと。そういう観点から見ると、土地所有権法という一つの土地法を持つというのがどういうことなのかということについて、我々はもっと真剣に考えないといけないんじゃないかということが言えると思うんですね。

それぞれのコンポーネントの問題提起というのは非常に大事で、さっきの順序付けの話と、これはリンクすべきである。コンポーネントの話は同時並行でやるべき話ということですね。同時並行というのは、もちろんすべて一遍にということではなくて、段階的にということでもいいわけですけども、そういう意識が必要かなというふうに感じた次第です。

それから、第3番目に、これは坂野先生からの指摘があった点ですけども、最近、法整備支援をやっていると、従来の法整備の過程ではなかったようないろんな危険が出てくる。それこそデジタルな問題なんかですね。これについては新たな観点から、恐らくそれぞれの国が経験してこなかったような問題ですね。支援国、被支援国のプロジェクトの枠組みの中で、どういうふうにそれに取り組むのかという点では新しいチャレンジですし、そういうものが実際どういう必要性があるのかなということを見ていくという全体的な視野というか、そういうことも必要だという指摘がされた点は、重要な姿だというふうに思います。

それで、ただこれは恐らく、現実に長期専門家で行っておられる方の感触からすると、いろいろな課題とか、実験された問題とか、恐らくたくさん見えていて、お持ちだと思うんです

ね。先ほど中島先生が、最初にプロジェクトのプライオリティーの話で、非常に大所的には、かなり具体的にプロジェクトの枠組みができ上がっているというふうな話がありましたけれども、専門家として関わるときに、どの程度プロジェクトを作っていくということに主体的に参加していけるか。もちろん、被支援国との対応の中でということですが、つまり、プロジェクトを作る段階から関係者がどれだけ参加するという手続が保障されているのか。そういった手続の話ですね。こういうことも今後は改善の余地があるのかなというようなことを感じました。

すみません、漠然とした印象でしか申し上げられないんですけども、実は今日午前中、行って参りました能力強化研修の参加者というのは、弁護士さんであったり、あるいは政府の役員であったり、司法書士さんであったり、行政書士さんだったりという、既に仕事を持っていてやられている方です。そういう方との議論と今日の午後の議論は率直に言って非常に新鮮で、あえてスタンダードに対抗しようという視点が見られたことは非常によかったんだと思うんですね。恐らく我々みたいに陳腐な頭で考えるよりも、恐らくこういう盲点があるんじゃないかという観点から、あえてスタンダードに挑んだという点では、非常に評価すべき、本当に若者らしい視点だなあとということが、やっぱり一番私にとっては大きな収穫だったというふうに思います。ということですが、今日は本当にありがとうございました。

以上です。（拍手）

【司会（森永）】 松尾先生、どうもありがとうございました。（拍手）

それでは、時間が参りましたので、このパネルディスカッションはこのぐらいにしたいと思います。

もう一度、このお三方に大きな拍手をお願いいたします。（拍手）

【総合司会（江藤）】 皆様、どうもありがとうございました。

■結果発表

【総合司会（江藤）】 お待たせいたしました。これより各学生グループに対する結果発表をいたします。発表は国際協力部、山下部長をお願いいたします。

【山下】 国際協力部長の山下です。

発表の前にいきさつだけ説明させていただきます。

まず、今回、一応計画としては成績を1位、2位、3位をつけるということになっておりました。実は、どのチームが何番になるか分からないので、昨日私、9枚に全部サインしたんですね。どのチームがどの順位になってもいいように9枚サインしたんですけども、今日の評点をつけてくださった鮎京先生、それから中村先生、教官の上坂教官と朝山教官、それぞれ自由に点数をつけたところ、何と甲乙つけがたい、あるいは乙丙つけがたいということになりまして、3チーム全然順位つけられないので、表彰状は全部1種類ということになりました。ただ、あえて順番をつけると、もう点数で形式的にやりますと、名古屋Aチームと慶應チームが同率1位。次に3位というべきか、2位というべきかですが、名古屋Bチームということになりましたので、その順番で表彰状をお渡ししたいと思います。記念にお渡し

したいと思えます。

じゃ、最初に名古屋Aチームと慶應チーム、一緒に出てきてください。

実は、日本語じゃなくて、なぜかここだけ英語で書いてあります。全部英語で書いてあります。

The Nagoya University Group A achieved outstanding results in the presentation of studies given at the Summer Symposium “Our Legal Technical Assistance 2010”



こういう内容であります。どうもおめでとうございます。（拍手）

続きまして、慶應チームです。おめでとうございます。（拍手）

続きまして、名古屋Bチームですけれども、一応順位をつけただけで、内容は同じであります。

おめでとうございます。（拍手）

以上です。

【総合司会（江藤）】 ありがとうございます。

皆様、どうぞお席にお戻りください。

■ 講評・総括

【総合司会（江藤）】 引き続きまして、本シンポジウムの講評及び総括を名古屋大学大学院法学研究科長・同大学法学部長，鮎京正訓教授にお願いいたします。

鮎京先生、よろしく申し上げます。

【鮎京】 どうも、皆さん、こんにちは。名古屋大学の鮎京でございます。私には講評と総括と二つを連続して行えということでございます。

それで、まず結果発表は今なされまして、今日のそれぞれのプレゼンテーションの講評の部分について、簡単にお話しをさせていただきます。



既に先ほどのパネルディスカッションの各先生方のお話であるとか、松尾先生のコメントで、もうこれからお話しするのは屋上屋を重ねるという感じですので、簡単にだけ申し上げます。

それで、今、山下部長のほうから経緯について御説明がありましたが、今一度、一応審査ということで、どういう形で審査をし、結果を出したかということについて、そういうことだけは最低限述べないと、やはり一生懸命プレゼンをしてくれた学生の皆さん、あるいは参加者の皆さんに大変失礼になるかと思えますので、この点を申し上げます。

実は午後のプレゼンが全て終わった段階で、先ほど山下部長が言われましたように、私と

中村講師，そして上坂教官，朝山教官，4人が別室に集まりまして，議論をいたしました。どこがよかったかというように率直に相談したところ，4人がそれぞれ実は全く違った結果が出ました。そこでどうしようかということになったんですが，4人の審査員が，それぞれが対等・平等な立場で，やはりそれぞれの印象というものを大切にしなければいけないというように考えまして，総合1人当たり6点を持ち点としまして，それぞれのグループに点数を入れて，単純計算したところ，名古屋大学Aグループ，そして慶應大学が同点ということで，名古屋大学Bグループは若干それに及ばなかったということでございます。そういうことで，結果は結果としてそういうことになりましたけれども，審査員によってはそれぞれが違う判断をしたということで，特に名古屋大学Bチームの方は余り落胆せず，今後も一層精進していただければと思う次第でございます。

それで，内容的なことについて簡単にだけ私のそれぞれのチームについての印象を申し上げます。

名古屋大学のAグループでありますけれども，全体的な印象としては，やはり組み立て方が率直に申し上げますと，かなり総花的な支援という印象が私個人は強いのではないかと感じています。先ほどからの議論にも出ておりますように，当面，どこに切り込んでいくかというあたりを今後もう少し考えていただけるといいのではないかとこのように思います。

更に言うと，もう一つの特徴は，名古屋大学のAチーム，Bチームが，行政法であるとか，あるいは行政に関わる，そうしたテーマを取り上げられているというのが一つの特徴であります。これは恐らく，たまたまこうなっているんだろうと思いますけれども，しかしながら，長いこれまでの日本における法整備支援ということとの関係で言いますと，当初は民商事法を中心として始まった支援というものが，今日，民商事法以外の分野でもやったらどうかという，ある意味では名古屋大学が行ってきた一つの法整備支援の特色というものを，意識的にか，無意識的にか反映している，そうした問題設定になっているように私は個人的には受け止めた次第であります。

もう一つだけ申し上げますと，これは討論のときに私，申し上げたことでもあるんですが，このAチームが出している公正な社会を構築するための支援という，こうした理念であります。公正な社会というこの言葉自体の意味内容をもっと精査をしながら，それを具体的な途上国の具体的なイメージの中で，この公正な社会構築という意味をもう少し考え抜いていただけると，もっと問題が絞って収れんされてきたのではないかと思います。

あと一つ，Aグループに苦言を呈しますと，やや時間がオーバーいたしました。細かい話を申し上げますが，ストップウォッチを持ってやったのかということについては言いたいわけでありまして，今，大学においてもこの法整備支援においても，私どもも例えば文部科学省から資金をもらうときには，8分で報告せよとか，つい1週間前には20分の報告というのが来ましたが，常にストップウォッチを，これは大学の売店で980円で売ってありまして，それを見ながら，時間内に話をおさめるとするのはプレゼンの基本でございますので，ぜひその点についても報告者は反省しながら，今後，対応していただきたいと思っております。

それから，Bチームであります。私，個人的にはBチームの報告は大変面白かったです。何

で面白かったかというところ、「はじめに」のところ、トラモンターナという国をどのような国にしたいのかという問題提起を、このチームは明確に出されたという点が非常に私としては感慨が深かったわけであります。ただ、これは、今日の一日のいろんな議論の中でも常に論争的になった問題でもあって、例えばオーナーシップとの関係であるとか、あるいは主権との関わりという非常に微妙な問題が絡んできています。そういう意味では、どのような国にしたいのかという、いわば援助をする側の気持ちというか、あるいはその国をどういうように変えていきたいのかという、このファクターというものを今後の法整備支援の中でどのように位置付けていくかということは、実はこのBグループだけではなくて、今日お集まりの法整備支援に関心を持つすべての方々にとって問いかけてられている問題だという気がいたしました。

問題設定につきましても、非常にシャープであったように私には思えました。ただ、Bグループの具体的な計画を見ると、研修というカテゴリーのものが非常に多かったものですから、研修は研修としてももちろん法整備支援には必要なだけけれども、そのほかのアイデアをもう少し積極的に打ち出していく、そういった努力が必要ではなかっただろうかという気がいたしました。これは先ほどの議論でも新しい分野ということもBグループが述べたことに関係して、そこで提起された新しい分野というのは緊急課題なのかどうなのかという森永教官からの御意見もございましたけれども、こうした国民生活に直結する新しい分野に、先ほど述べましたように、どのような国にしたいのかという理念と突き合わせることによって、このことをやっぱり考えていくということは、私は法整備支援論にとっては重要だなという気がいたしました。

それから、慶應大学のグループであります。ここでは非常に着実な支援のテーマで、特に自由な経済活動を保障していくためにはどのような法制度の構築に寄与することが必要かということで、土地法というのを明確に出されたということで、非常に問題関心が論理的かつ説得的であったように私には思えました。明確な問題提起であったように思います。ただし、これは十分な議論がその後までできてはおらないわけですが、土地関係法と紛争解決処理システムを作り上げた後に、それでは更に5年たったときには、御報告の中ではその次は契約法だというお話がありましたけれども、10年、15年にわたるこの分野の支援の方向性というものをもっと少し段階を経て作り上げていただくと、よりこの自由な経済活動を支える基盤形成としての法整備支援というもののイメージがはっきりしてくるのではないだろうかという感じがいたしました。

あと、ウズベキスタンの一番初めにお話しになったアリシエルさんの魚の釣り方を教えるんだと、こういった英語と日本語でのことわざのお話もございましたけれども、魚を与えるのではなくて、魚の釣り方を教えるという、その辺の問題は今回の報告の中でどこまで明らかになったかということも独自の課題として、ぜひ今後考えていただければと思っております。

というようなことで、大変簡単な講評ではございますが、全体として若い学生の方々が熱心に、集団作業としてこういった結果を出していただいたことに大変満足しておりますし、

恐らく出題者の森永教官も非常に喜んでおられるだろうと思います。

以上が講評でございます。

続けて総括でよろしいでしょうか。

それでは、続けて総括ということでございます。

これは今日の会合の初めにおいて、法総研の麻生所長から、若い人材育成という課題が極めて緊急かつ必要だというお話がございました。これは中村政務官が当初冒頭言われたように、昨年から法務省法務総合研究所が非常に目的意識的に、若い世代の法整備支援に関わる人材育成の必要性ということを強調され、昨年から新しく始まった、そうしたプログラムであります。昨年と今年ということで2年続けてやってまいりました。この若い世代の人材育成がなぜ必要かということは、今日も様々に既に語られておることではありますが、日本の法整備支援というのは御存じのように、1990年代の中頃から開始されまして、既に15年以上の歴史を持っております。今日御参加の方々の中では、当初からも関わっておられる方もおり、15年前も今も自分は余り年をとっていないというように思われるかもしれませんが、私も含めて15年という歳月は結構な歳月でございます。それに伴って、日本の法整備支援もアジア諸国において対象国も次第に広がり、また対象法分野も非常に広まってきましたし、何よりも特に長期専門家を含む、そうした法曹の方々の御努力によって、いろんな経験であるとか、様々な理論が作り出されてきています。その意味では、こうしたこれまで行ってきた人々の経験であるとか理論というものを継承しなければならない。継承することによって、日本の法整備支援が一層オールジャパンの体制のもとに行うことができるんだという、そうした理解のもとに去年から進められてまいりました。

それから、もう一つの必要性は何かと言いますと、先ほどどなたかも言われたように、若い世代が法整備支援に取り組んだ場合には、当然ながら、私たちの世代とは異なって、新しいアイデアであるとか、新しい発見であるとか、新しい工夫というものが出てくるわけでありまして、私どもそうした世代は、新しい世代の新しい企画に大いに期待をしているところであって、そういう意味でも若い世代の人材育成は必要だというように思っております。

今朝、おいでになられた中村政務官と少し、朝、お話ししておりましたら、中村政務官は、これまでの法整備支援を理論化する必要があるということをおっしゃいました。この御指摘は非常に重要な御指摘でありまして、実はこの点については私どもも意識していないわけではなく、この3月にここ大阪の法総研国際協力部に関係者が集まりまして、そこでこれまでの法整備支援についてのデータベースをどうしても作らなければいけない。なかなか予算の問題があるので、直ちに行えるかどうかはわからないけれども、少なくとも法整備支援に取り組んできた関係機関は、この法整備支援データベースというものをできるだけ早く作ることによって、このデータに基づいて、今後、法整備支援に取り組む人々がより円滑に、より効果的に法整備支援をできるように貢献しなければならないという話をいたしました。

そのときに、更に意見が出たのは、単なるデータベースだけではなくて、例えば法整備支援学会という、そういった新しい学会を作ったらどうかという問題が提起されました。この法整備支援学会というのは、従来の日本における法律学会とは異なって、実務家とそして研

研究者がともに一体となって、実務研究融合型学会という、そういった性格を持った学会として作ることによって、それを一つの間としながら、法整備支援の経験を総括し、理論を作り上げていく場にしようというお話が出ましたので、まさしくこういった動きというのは中村政務官が言われた、そうしたお話とも合致するものであるというように考えております。

あと、私、ぜひ今日場で御紹介しておきたいことは、次の点であります。

日本ではこの間、法整備支援ということで随分議論も重ねてまいっておるところでございますが、この5月、6月と中国及び韓国に参りまして、向こうの法律家とお話をしてあって、幾つかのことを御紹介したいと思うんです。

一つは中国でございますが、中国の北京に人民大学というのがございます。人民大学は私、1992年に初めて行って20年ぶりだったんですけれども、人民大学の法学院は近い将来に、アジア太平洋法学研究所というのを新たに創設すると言っておりました。それはどういうものかと聞いたら、名古屋大学のCALEセンターのようなものを作ると。何のために作るんだと言いましたら、今後、中国はいよいよアジアの法情報に本格的にタッチしていくと。アジアの中国以外の周辺諸国の法情報を獲得し、さらにはそういった地域の人たちと法の分野における国際協力をしていくという話をこの5月には聞かされまして、できたらぜひ連携してくださいというように私は申し上げたんですけれども、そういうことがあります。

それから、6月にお隣韓国のソウル大学に参りましたところ、韓国のソウル大学においても、アジア法研究所を来年までには作ろうと思うというお話でございました。

そういう意味では、法整備支援をめぐるこの東アジア地域における日本、韓国、中国という、こうした地域において、特に日本は別として、韓国、中国においては、それほどこの分野というのはこれまでは一生懸命ではなかったんですけれども、かなりアジア対応ということで、これらの国々もこの分野に乗り出すということは非常にはっきりしているだろう私は思いました。

そういう意味では、これらの国々と競争するということを考えるよりは、むしろこうした韓国、中国、日本の協力、日・中・韓の大学連携であるとか、様々なことが言われておりますけれども、こういった周辺諸国にも、この法整備支援という一つのテーマを共通の課題としながら、協力関係ができていくような、そういった取り組みが今後は必ず必要になってくるだろうというように思った次第であります。

ということで、私のお話としてはこのぐらいにさせていただきますけれども、本当に今日は朝から有意義な話を聞かせていただいて、私自身も大変勉強になりました。どうも報告者の方々、御苦労さまでした。ありがとうございました。（拍手）

【総合司会（江藤）】 鮎京先生、ありがとうございました。

■閉会の辞

【総合司会（江藤）】 いよいよ閉会時間となりました。閉会の辞を財団法人国際民商事法センターの加納駿亮理事にお願いいたします。

【加納】 国際民商事法センター理事長の原田に代わりまして、御挨拶をいたします。

サマーシンポジウム、大変暑い時期に、朝から御熱心に研究発表、また討論をしていただきました。私も午後からずっと聞かせていただいていたのですが、非常に斬新で、またユニークな研究発表で、これからの法整備支援の新しい後継者をつくっていく、このようなシンポジウムとして非常に有益で成果があったというふうに思っております。



このような若い人たちが、特に今日は名古屋大学大学院の方、また慶應義塾大学の大学院、ここから3組のチームが研究発表を行った。そして知恵を絞り、その力量を発揮されたわけではありますが、今、若い方々がこのようなアジアへの支援という法整備に向かって、真面目に、そして積極的に関わっていかうと、こういうことをしている姿を見まして、大変私は心強く、またすばらしいことだというふうに思います。

今日の事案の設定を見ますと、仮想の国ということにしてありますけれども、非常にリアルで、特にアジア地区においては十分にありそうな問題ばかりがとられており、森永教官の非常に力作だというふうに聞いておりますけれども、まさに我が国が余りふだん意識しない、あるいは直面していない、例えば少数民族の問題であるとか、それから宗教の問題とか民族の対立と、このようなことが我々にほど近いこのアジアの国々ではたびたび起こり、またそういうことが紛争になり、そのために非常に辛い思いをし、あるいは生活を脅かされ、命を脅かされている、こういうような人たちがたくさんおるといふ現実を突き付けられております。

そのようなときに、私どもは、アジアの国として日本がどのような姿であるべきかということが今問われておるのだらうと思います。やはり関与をするときには相手国があり、相手の国々の人たちがいる、そこにはそれぞれの国民の生活があるということでもあります。そういう意味で、長期の派遣の方々、それぞれの国において大変なご苦労をされたかと思いますが、そういう国の実情に合った、ニーズに合った援助をしていくということが今求められておるのだと思います。相手国の立場に立って、その気持ちに立って、そして何が必要かということを考えていく。そのための一つの考え方、あり方というものを昨年到现在に続いて今回もこういう方々が集まって検討していく。私はここに日本の法整備支援の今後の姿のあり方、こういうものがあろうかと思っております。

この法整備支援という仕事は、道路をつくるとか、あるいはダムをつくるとか、こういうような援助と違って、形に結実するというのは相当の年月がかかります。また法律というのは、その国の歴史や文化というものと非常に密接な関係がありますから、そこに根づいていくというためには、それ相応の努力と時間と忍耐というものが要るのだらうと思います。そういう意味で、各国の実情に応じて対応をしていく。しかも、その法整備の支援のために

は、その国の政府といますか、そういう力をどうしても借りざるを得ない。我々の考えていること、また現地の政府の考え、あるいはその国の考えていることが食い違うというような問題もございます。非常に解決にとっては難しい問題でありますし、今、日本だけでなく、いろんな国々がアジアの法整備支援のためにいろんなプロジェクトを持ち込んでやっておるという現実もございます。やはりある面では日本のあり方、日本人のあり方というものがある国に受け入れられて、そして結実をしていくというプロセスが必要だろうと思います。私はそういう点で、大変今日心強く思いました。また、今日の発表のチームには、名古屋大学におられるウズベキスタンの方々がそれぞれ一人ずつお入りになって、そしていろいろ議論を重ねていただいたと、こういうことも非常にいいことだというふうに思います。

そのようなことで、今日の討論を見まして、今後、非常に日本の行く末、そういう面では予算が削られたり、あるいはいろんなこと、最近は無駄がどうだとか、それから無駄を省くと、こういうようなことが予算面では非常に言われておりますけれども、そういうこととはまた別の次元で熱い心と、そしてアジアの国々に対するシンパシー、こういうものを持って、これからしっかり取り組んでいこうというふうに思います。

そういう点で、法務総合研究所国際協力部、あるいは財団法人国際民商事法センター、いろんな機関が提携して、携えて、その力をオールジャパンとして発揮する、こういうことでやっていきたいというふうに思います。その意味で大変成果があった今日のシンポジウムだったと思います。発表の皆さん、本当に御苦労さまでした。そういう点で名古屋大学、慶應義塾大学の皆さん、そしてそれを御指導なされた鮎京先生、また松尾先生、それから今日のコメントをいただいた各先生方、心から感謝を申し上げます。

終わりに、本日、このような会議を設営し、準備をし、そしてこのような立派な成果を後々に引き継いでいくと、こういう形を作っていただいた皆様方に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

【総合司会（江藤）】 加納理事、ありがとうございました。

これをもちまして、サマーシンポ「私たちの法整備支援2010」の終了といたします。本日はどうもありがとうございました。（拍手）





2010.9.3 サマーシンポ「私たちの法整備支援」
法務省法務総合研究所国際協力部

トラモンターナ民主共和国 における法整備支援

<名古屋大学 Aグループ>
曾根 加奈子、加藤 博子、菅野 満美
吉野 絵吏、小山 夏生、サッピャソバ・ギユゼール

トラモンターナ政府からの支援要請

- ・近代的な法制度・司法制度の運用
- ・健全な民主主義・資本主義の育成
- ・ASEAN、WTO加盟のための法制度整備

トラモンターナ民主共和国の現状と問題点

<p>◆行政分野◆</p> <p>行政の指導的役割 ⇒恣意的、不透明な行政 ⇒汚職、非効率な手続</p>	<p>◆司法分野◆</p> <p>煩雑な裁判 ⇒遅延、誤判 非公式な調停、自力救済</p>
<p>◆法学教育◆</p> <p>高額な授業料 ⇒富裕層による独占</p>	<p>◆少数民族◆</p> <p>教育、法制度の普及困難 武力衝突</p>

トラモンターナ民主共和国における 公正な社会構築のための法整備支援プログラム

- I 行政法起草プロジェクト
- II 人材育成プロジェクト
学生、一般市民、法曹三者、行政官
- III ツール整備プロジェクト
判例公開、法令データベース作成
コメンタール・教科書作成

プロジェクト間の関係

人的ネットワークの構築

名古屋大学学生グループA

プログラム評価の基準

7

I 行政法起草プロジェクト

意義

- ・WTO加盟のための基本的法制度確立
- ・対外からの資本投下を促す

目標

- ・起草能力の向上(重視)
- ・手続の迅速化
- ・透明性、公正性の確保
- ・国民の人権保護

8

I 行政法起草プロジェクト

手法
ワーキンググループによる共同作業

①ワーキンググループメンバー
〈日本〉
長期専門家 行政法学者1名
〈トラモーターナ〉
司法省・商業省(各1名)、行政法専門家(2名)
国内支援委員会 行政法学者(4名)

9

I 行政法起草プロジェクト

②支援の流れ

調査・紹介	起草作業	調整 起草能力向上
← 3年	← 4年	← 3年

※調査
ニーズ・現行法を調査、問題点の発見

※少数民族
法令適用範囲の検討、
少数民族の権利保護を視野に入れる

10

I 行政法起草プロジェクト

③カウンターパート
司法省・商業省

④リソース
日本からの長期専門家
アドバイザー(ウズベキスタン立法担当者)
テレビ会議システム
通訳

⑤終了時期
起草完了時

11

II 人材育成プロジェクト

(I)法教育

意義
将来的発展を可能にする。

目標

- ・批判的見方を養う
- ・立法、改正する能力の育成
- ・自国による法教育

カウンターパート
タンソン大学

12

名古屋大学学生グループA

II 人材育成プロジェクト

a)学生
手法
i)タンソン大学の授業料補助
(並行して政府へ授業料減額を求める)

- ①意義
機会の平等
- ②目標
優秀な人材の確保
- ③受給条件
・集中講義への参加
- ④人数
年10名
- ⑤資金
日本企業の寄付金、財団
- ⑥期間
10年(予算の続く限り)

13

II 人材育成プロジェクト

ii)日本の大学院への留学生受け入れ

- ①意義
法整備支援の効率化
- ②目標
日本とトラモンターナの通訳となる
日本の法制度学び、実態を目で確かめる
- ③人数
年2名
- ④期間
10年(予算が続く限り)

14

II 人材育成プロジェクト

iii)集中講義の開催

- ①意義
将来的な行政へのコントロール
- ②目標
分析能力の向上
比較法的視点の獲得
学術交流の促進
- ③期間
年2回、2週間(各講師は1週間の滞在)
- ④ツール
タンソン大学構内を利用
またはテレビ会議システム

15

II 人材育成プロジェクト

- ⑤講師
・日本2名
・他の被支援国1名
(日本法センター卒業・日本留学経験者)
・その他、テーマにより上記国以外からも講師招聘
- ⑥テーマ
知的財産法、国際経済法、行政法、法社会学(土地法)、ADR、日本の法整備(支援)の歴史、少数民族権利保護など
- ⑦対象者
学生を中心に、一般に公開

16

II 人材育成プロジェクト

b)一般市民

- ①意義
・市民の権利保護
・自力救済の予防
- ②目標
・アクセスの容易化
- ③手法
・一般向けセミナーでウェブサイトへのアクセス方法を教える
・パンフレットの作成、配布

17

II 人材育成プロジェクト

c)制度の担い手
A 法曹三者

意義
公正妥当な紛争解決

目標
判決作成能力の向上
＝判例の公開に向けた準備段階としての役割

18

名古屋大学学生グループA

II 人材育成プロジェクト

i) 法適用
事前調査に基づいた要件事実論の教育

①ワーキンググループメンバー
〈日本〉
裁判官(1名)
〈トラモンターナ〉
裁判官5名+検察官7名+弁護士5名

②内容

- ・要件事実論の構築
- ・日本への法曹実務家受入れ
- ・トレーニング

19

II 人材育成プロジェクト

③リソース

- ・日本から長期専門家(裁判官)派遣
- ・ワーキンググループでテキスト作成
- ・活動場所：裁判所の一室

④期間
3年(終了後、継続的な観察が必要)

⑤終了時期
理論構築、スキルアップまで

20

II 人材育成プロジェクト

ii) 事実認定
事前調査に基づいた教育

①手法

- ・教員育成(前述のWGの実務家)
※日本の事実認定の教材を参考に
- ・他の法曹三者への教育

②リソース

- ・事実認定教材(日本語を英語に訳したもの)
- ・事実認定教材(ラモン語)発行

21

II 人材育成プロジェクト

③期間

調査 テキスト翻訳	WG 事実認定教 育	他の法曹三者に対する教育
← 1年	← 1年	← 2年

22

II 人材育成プロジェクト

iii)判決
事前調査に基づいた教育

①ワーキンググループメンバー
〈日本〉
裁判官1名
〈トラモンターナ〉
裁判官3名

②内容

- ・WGによる雛形の作成
- ・事例演習の実施

23

II 人材育成プロジェクト

③リソース

- ・前述WG
- ・雛形と事例演習教材(WGにより作成)
- ・活動場所：裁判所の一室

④期間
・3年程度

24

名古屋大学学生グループA

II 人材育成プロジェクト

B 行政官

①意義
行政官の能力向上と意識改革

②目標

③手法

- 研究会
 - 立法分野におけるWGメンバーによる講演
 - ゲストスピーカーによる講演
- 中央と地方の知識共有
 - 行政手続の流れについての解説書の作成

25

II 人材育成プロジェクト

④カウンターパート
司法省、商業省(行政法起草プロジェクトと同じ)

⑤リソース

- 日本からの長期専門家 1名
(行政法起草プロジェクトと同じ)
- ゲストスピーカー ウズベキスタン行政官1名
日本の行政法専門家
- 通訳・翻訳 1名
- 地方行政機関代表者の交通宿泊費
- 研修会開催費

⑥期間
行政法起草プロジェクトの実施期間内

26

III ツール整備プロジェクト

i)判例の公開

①意義

- 予見可能性の向上
- 国民による司法の監視と判決の質の向上

②目標

- 開かれた公正な裁判

③手法

- 印刷

27

III ツール整備プロジェクト

ii)法律・行政命令などのデータベース化

①意義

- 法令遵守の促進

②目標

- 法情報の一元化
- アクセスの容易化

③手法

- 司法省ウェブサイト作成
- データベース公開

28

IV ツール整備プロジェクト

iii)コメンタール・教科書作成

①意義
法令の恣意的解釈を防ぐ

②目標
WGが習得した知識の普及

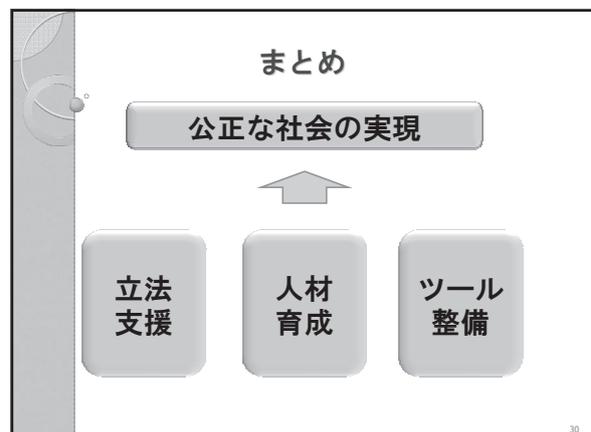
③手法

- 立法支援と平行して行う
- 日本の教科書を英訳する
(日本法センター卒業生など)

④リソース

- 翻訳者
- 教科書執筆者
- 印刷費

29



名古屋大学学生グループA



サマーシンポ
「私達の法制度整備支援」

名古屋大学 グループB

金井怜己 宮川 享 上杉謙二郎
イプロヒモフ・ディリヨール 河嶋春菜 三輪 恵

1

目次

- はじめに
- 支援計画
 - * 地方行政
 - * 少数民族問題
- 予算
- 終わりに

2

はじめに

- (1) トラモンターナをどのような国にしたいのか
- (2) そのために考える法制度整備支援
- (3) 支援の基本構造
- (4) 焦点を当てた支援部分とその理由

3

(1) どのような国にしたいか

国民生活の向上 人権保障		
民主主義	資本主義	国際的地位

(2) そのために考える法制度整備支援

<民主主義>

- 立法支援
- 司法支援
- 行政支援
- 法教育支援
- 少数民族支援 警察支援 インフラ整備

<資本主義>

- 取引関連法規の整備支援
(民法、土地法、会社法等)
- ADR支援

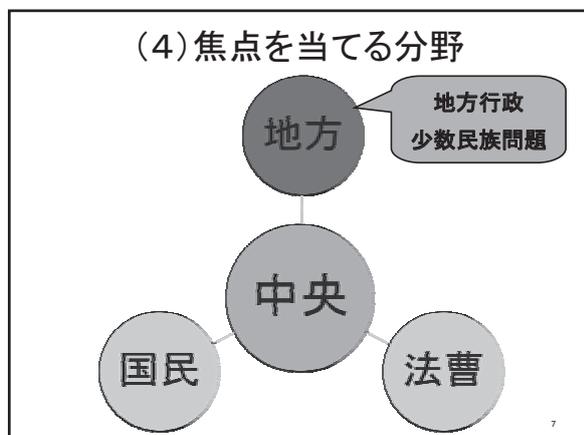
5

(3) 目標達成するための支援の基本構造

<p><民主主義></p> <p>地方 中央 国民 法曹</p>	<p><資本主義></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"><tr><td colspan="2">中央</td></tr><tr><td>取引関連法規の整備</td><td>政策 (市場の開放)</td></tr></table> <p>→</p>	中央		取引関連法規の整備	政策 (市場の開放)
中央					
取引関連法規の整備	政策 (市場の開放)				

6

名古屋大学学生グループB



Subject No.1
地方行政

8

目次

- 計画方針
- ①小議会制の構築
 - ②選挙管理委員の教育・育成
- 選挙運営・監視
- 国民への周知・研修

9

計画方針

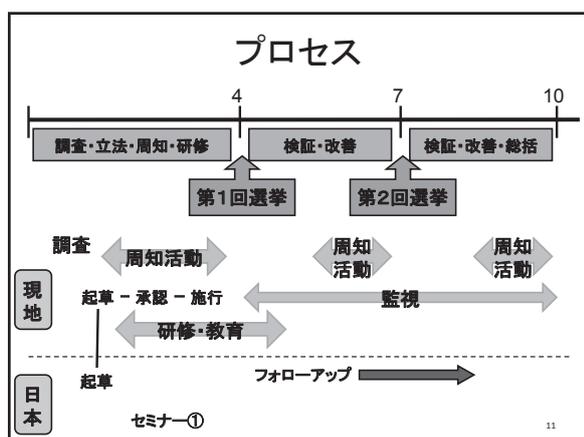
Policy:
「トランモンターナ民主共和国の
健全な民主主義の構築」

Program: 民主的な地方行政の構築

Project: ①小議会制の構築
②選挙管理委員会の教育・育成

Final Goal: 地方分権
知事公選制、地方議会の設立

10



Project: ①小議会制の構築

1. 目標

- ・地方行政の適正化
- ・知事による適正な統治活動

12

2. 現状調査

<内容>

- ・ 地方行政機関の現状について
- ・ 現行法、知事権限の内容
- ・ 財源

<誰を派遣するか>

- ・ 日本: 地方行政専門家、トラモンターナ研究者
- ・ 現地: 通訳

13

3. 法起草

「小議会法」

<内容>

- ①議会の権限
- ②公開性
- ③人数
- ④賄賂罪など政治犯罪規定の厳罰化

14

<手法>

両国で協力して起草作業を行う

<p>トラモンターナ民主共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地専門家と長期専門家でチーム編成 (日本語通訳含む) 	<p>日本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 起草支援委員会構成 (地方行政専門家、法務省など)
--	--

テレビ会議を繰り返し、共同で作業を進める

15

4. 研修

目的	小議会の公正かつ円滑な運営
対象	各省の知事+小議会議員 各省6人(162人)
場所	現地
時期・回数	選挙後 数回
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小議会制の理念、立法趣旨 ・新しい法律について ・倫理教育 ・小議会のシステム、権限について

16

Project: ②選挙管理委員会の教育・育成

1. 目標
新しい選挙制度を公正かつ円滑に運営すること
2. 調査
国会選挙、選挙管理委員会のシステム
3. 研修
 - <現地研修>
 - I 選挙管理委員会 II 選挙従事者
 - <本邦研修>
 - 選挙管理委員会

17

選挙管理委員会に対する研修

目標	選挙の公正かつ円滑な運営の実現
対象	選挙管理委員 各省4人(108人)+中央5人
場所	現地 国内各地
時期・回数	起草後、選挙前までに数回
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小議会制の理念、立法趣旨 ・新しい法律について ・倫理教育 ・各省や後任者に伝えて欲しいこと ・今後の教育の必要性・仕方 ・広報活動について

18

名古屋大学学生グループB

選挙従事者に対する研修

目標	選挙の公正かつ円滑な運営の実現
対象	各省より代表1名（27名）
場所	現地 国内各地
時期・回数	選挙前 1回
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小議会制の理念、立法趣旨 ・新しい法律について ・倫理教育 ・他の従事者に伝えて欲しいこと ・今後の教育の必要性・仕方

選挙管理委員会の本邦研修

目標	選挙の公正かつ円滑な運営の実現
対象	5人（中央の選挙管理委員会）
場所	日本
時期・期間	選挙実施前 2週間ほど
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙の視察（時期が合った場合） ・施設見学 ・現職公務員との懇談

選挙監視

<目標>

- ・公正な選挙の実施

<手法>

- ・監視員の派遣（若手研究者10人）
- ・国際民主化選挙支援機構に協力要請
 - 地元市民への研修の実施
 - 共同選挙監視

国民への周知活動

<目標>

- ・新制度の浸透を図る
- ・新制度を実効的に機能させる

<手法>

プロジェクト 開始時～	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター ・新聞広告
起草後～	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、車、気球
制定後～	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国民に対する説明会 ・立候補検討者への説明会

Subject No.2

少数民族問題

目次

- 目標
- 考えられる支援
- 調査の必要性と内容

25

目標

- ・ 民族対立の解消
- ・ トラモンターナ民主共和国の制度への参加

考えられる支援

- ・ 対立する民族間の仲介
- ・ 一般教育
- ・ 法教育
- ・ 民族教育

26

調査の必要性と内容

＜必要性＞
情報が少ない

＜内容＞

- ・ 民族の数、および規模
- ・ 対立関係、理由
- ・ 教育・文化状況（言語、慣習など）

27

予算

＜分類項目＞

- ・ 長期専門家
- ・ 調査
- ・ 起草費
- ・ 小議会制運営に関する研修
- ・ 本邦研修費
- ・ 選挙運営費
- ・ 機材費・プロジェクト立ち上げ費
- ・ 少数民族調査費

28

＜長期専門家＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	年数 (年)	費用 (円)
長期専門家 給与・手当	—	15,000,000 /人・年	2	5	150,000,000
長期専門家 旅費	—	往復 200,000/人	2	—	200,000
現地 アシスタント (通訳含む)	—	480,000 /人・年	3	4	5,760,000
翻訳費	500ページ 程度の翻訳	800/ページ	—	—	400,000
合計					156,360,000

29

＜調査＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
調査員日当	トラモンターナ 法政研究者 (日)	4,000/日	2	30	240,000
	地方行政法研究者	4,000/日	1	30	159,000
通訳給与	—	4,000/日	1	30	120,000
調査員旅費	トラモンターナ 法制研究者 (日)	往復 200,000/人	2	—	400,000
	地方行政法研究者	往復 200,000/人	1	—	200,000

次のスライドにつづく...

30

名古屋大学学生グループB

＜調査つづき＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
調査員 宿泊費	トラモーターナ 法制研究者(日)	13,000/日	2	30	780,000
	地方行政法研究者	13,000/日	1	30	390,000
	通訳	13,000/日	1	30	390,000
調査員謝金	トラモーターナ 法制研究者(日)	30,000/日	2	30	1,800,000
	地方行政法研究者	30,000/日	1	30	900,000
ワーク ショップ代	通訳・機材・ 施設・雑費など	40,000/日	0	0	80,000
雑費	交通費など	800/日	0	30	24,000
合計					5,483,000

31

＜起草費＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	会数 (回)	費用 (円)
本邦起草 支援委員日当	全員が対象	4,000/日	5	12	240,000
本邦起草 支援委員謝金	行政法・ 地方行政法専門家	30,000/日	2	12	720,000
本邦起草支援 委員会謝金	交通費など	30,000/回	5	12	1,800,000
雑費	資料費など	—	—	—	1,000,000
合計					3,760,000

32

＜小議会制運営に関する研修＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
研修会開催費	雑費(印刷物・ 資料翻訳など)	—	—	—	50,000
派遣講師日当	—	4,000/日	2	15	159,000
派遣講師謝金	—	30,000/日	2	15	900,000
派遣講師旅費	—	往復 200,000/人	2	—	400,000
現地通訳謝金	—	4,000/日	1	15	60,000
合計					1,569,000

33

＜本邦研修費＞

項目	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
研修生に かかる費用	旅費	往復250,000/人	5	—	1,250,000
	宿泊費	10,000/日	5	14	60,000
	交通費	50,000/人	5	—	250,000
	セミナー費	20,000/回	—	4	80,000
講師に かかる費用	謝金	10,000/2時間	—	12	40,000
研修管理員 (兼通訳)	謝金	500,000/研修	1	—	500,000
	交通費	50,000/人	1	—	50,000
合計					2,230,000

34

＜選挙運営費＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
日本人現地派遣選挙 監視・支援委員日当	—	4,000/日	10	30	1,200,000
日本人現地派遣選挙 監視・支援委員宿泊費	—	13,000/日	10	30	3,900,000
日本人現地派遣選挙 監視・支援委員旅費	—	往復 200,000/ 人	10	—	2,000,000
日本人現地派遣選挙監視・ 支援委員 (事前研修費、国内交通費など)	—	30,000/人	10	—	300,000

次のスライドへつづく... 35

＜選挙運営費つづき＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
広報活動費	パンフレット費 など	—	—	—	50,000
広報活動指導員 日当	—	4,000/人	1	14	56,000
広報活動指導員 旅費	—	往復 200,000/ 人	1	—	200,000
広報活動指導員 宿泊費	—	13,000/日	1	14	182,000
雑費	交通費など	20,000/月	11	—	220,000
合計					8,108,000

36

名古屋大学学生グループB

＜機材費・プロジェクト立ち上げ費＞

うちわけ	内容	単価 (円)	数	費用 (円)
設備費	PCなど	—	—	3,000,000
合計				3,000,000

37

＜少数民族調査費＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
調査団員日当	—	4,000/日	6	30	720,000
調査団員旅費	—	往復 200,000/人	6	—	1,200,000
調査団宿泊費	—	13,000/日	6	30	2,340,000
通訳謝金	—	4,000/日	2	30	240,000
通訳宿泊費	—	13,000/日	2	30	780,000
雑費	交通費 など	—	—	30	240,000
合計					5,520,000

38

＜合計＞

項目	金額(円)
長期専門家費	156,360,000
調査費	5,483,000
起草費	3,760,000
小議会運営費に関する研修費	1,569,000
本邦研修費	2,230,000
選挙運営費	8,108,000
機材費・プロジェクト立ち上げ費	3,000,000
少数民族調査費	5,520,000
合計	186,030,000

39

終わりに

「私達の理想とする法制度整備支援」

- ・ 新しい分野への試み
- ・ 国民の生活に直結する法制度整備支援

40

慶應義塾大学学生グループ

トラモンターナ民主共和国 における法整備支援

Presented by 慶應義塾大学
内田春菜・遠藤菜摘・杉村奈緒子・山下拓郎・渡匡
名古屋大学
ウミリデノフ アリシエル

目次①

1. はじめに	2-2. 土地法の改正
1-1. はじめに	2-2-1. 具体的内容
1-2. 目標	2-2-2. 完全な私的所有権とは
1-3. 支援の内容	2-3. 土地登録制度の改正
1-4. 支援の具体的方法	2-3-1. 土地登録制度
	2-3-2. 土地登録制度不備によるデメリット
2. 土地に関する法律の改正(実体法)	2-3-3. 土地登録制度導入のメリット(国家側)
2-1. 土地に関する法律の改正	2-3-4. 土地登録制度導入のメリット(国民側)
2-1-1. 目的	2-3-5. 具体的内容
2-1-2. 内容	2-3-6. 効力
2-1-3. 相手方	
2-1-4. 改正のための調査	

目次②

3. 土地に関する法律の改正(手続き)	5. まとめ
3-1. 適用範囲の確定(モデル地区の設定)	5-1. (今回の支援の)3つの柱
3-2. 具体的内容	5-2. 人材
3-2-1. 国家主導、国家負担	5-2-1. ①
3-2-2. 土地登録の方法	5-2-2. ②
3-2-3. 土地登録課の設置	5-2-3. ③
4. 紛争処理手続き法の改正	5-3. 予算
4-1. 紛争処理手続きについて	5-4. 支援の範囲
4-2. 現状における問題点	5-5. 今後の展望
4-3. 支援形態	5-6. 指標
4-4. 改正案	5-6-1. ①
4-5. 裁判官の育成	5-6-2. ②
	5-7. 注意点

1-1. はじめに

◆トラモンターナ国から法制度整備支援要請を受け…

→トラモンターナに対し、支援を行うことを決定。

《日本の強み》

- ・日本はアジア(ベトナム・カンボジアetc...)において法制度整備支援の経験が豊富。
- ・トラモンターナを支援することは将来的にも日本の地位を上げることにつながる。
- ・大陸法である。

1-2. 目標①

◆最終目標
「トラモンターナ国自らがイニシアティブをとって、健全な民主主義・資本主義国家を運営できるようになること」

トラモンターナの現状

- ・立法・行政・司法機関が健全に機能していない。
- ・自由な経済活動がなされていない。

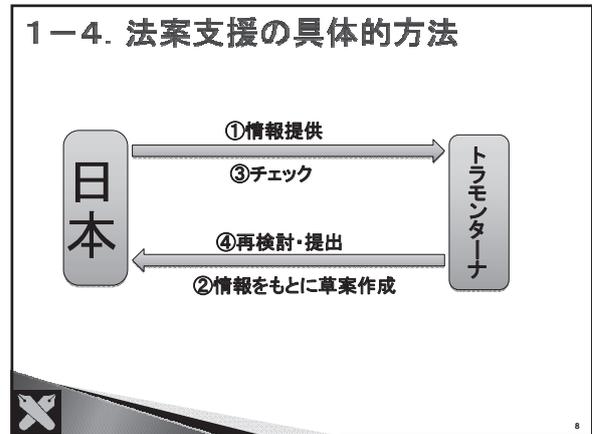
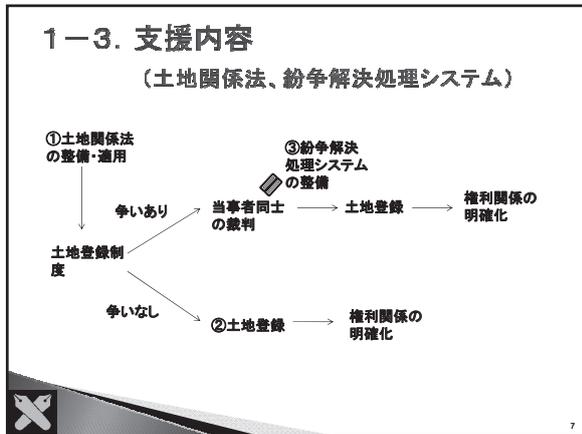
⇒今回は、「経済活動の基盤の整備」に着目
↑国民の生活基盤の安定をもたらすから。

1-2. 目標②、支援内容

◆小目標
「トラモンターナ人が自由な経済活動を行える基盤となる法制度を整備すること」
＝経済取引の基盤となる法の整備
→今回の支援では、この小目標を達成することを目指す。
☆支援期間は5年間。

◆支援内容

- ・「土地関係法」
- ・「紛争解決処理システム」



2. 土地に関する法律改正 (実体法)

2-1. 土地に関する法の改正

- ◆課題文からトラモンターナ民主共和国では「土地法制あるいは土地登録制度の不備もあって、土地取引を巡るトラブルが急増している」ということである。
- ◆経済発展をするうえで、土地制度が確立していることが重要である。
- ◆よって今回の支援の3本柱の1つとして土地に関する法の改正を考えた。

2-1-2. 土地に関する法の改正の目的

- ◆トラモンターナ民主共和国において、土地に関する権利・義務関係がより明確化することを目的とする。

2-1-2. 土地に関する法の改正の具体的内容

- ◆土地法の改正と土地登録制度の充実化を今回の支援では考えている。
- ◆土地法の改正: どのような権利を土地所有者に与えるのかについて。
- ◆土地登録制度: 具体的にはどのような制度を構築するかについて。

慶應義塾大学学生グループ

2-1-3. 土地に関する法改正の支援の相手方

- ◆最終的にトラモンターナ民主共和国全体に適用される土地法を目指す。
- ◆今回の支援では土地法に関する法改正の相手方はモデル地区の立法機関になる。



13

2-1-4. 土地に関する法改正のための調査

- ◆現在トラモンターナ民主共和国では
 - ・どのような土地法制が存在するか。
 - ・現在行われている土地登録制度の内容。
 - ・土地関係の取引の慣習としてどのようなものがあるかについての調査を行う。
- ◆全く新たな制度を導入するよりは、既存の制度を利用したほうが効率が良いため、そのため調査を行う。



14

2-2-1. 土地法の改正の具体的内容

- ◆課題文にもあるように現在トラモンターナ民主共和国では私的所有権が「制限付きで認められる」とのことである。
- ◆今回の支援では、土地の所有者に対して完全な私的所有権を認める方向性で考えている。



15

2-2-2. 完全な私的所有権とは

- ◆土地所有者に対して、その土地に対する使用・収益・処分をすることが出来る権利を認める。
- ◆完全な私的所有権というからこそ、原則的には何の制限を認めない方向性
- ◆しかし、日本法と同じように農地に関しては例外的に土地に対する処分の権利を制限することにする。



16

2-3-1. 土地登録制度

- ◆権利について法文上明確にすることはもちろん重要なのだが、それ以上にその明確化された権利を他者に対して主張することが何よりも重要である。
- ◆そのため、今回の支援では土地登録制度の充実化を支援対象とする。



17

2-3-2. 土地登録制度の不備によるデメリット

- ◆数多くの紛争が起こってしまう。
 - ◆違法な取引市場による土地売買が起こってしまう。
 - ◆国家が適切に課税することが出来なくなる。
- などのデメリットが具体的に挙げられる。



18

2-3-3. 土地登録制度導入によるメリット

国家側

- ◆課税が容易である。
- ◆裁判所としては、土地の権利関係に関する判断が容易になる。



19

2-3-4. 土地登録制度導入によるメリット

国民側

- ◆土地を担保に融資を受けることが可能になる。
- ◆取引の安全が確保される。



20

2-3-5. 土地登録制度の具体的内容

- ◆日本では登記制度というものが存在。
- ◆今回トラモンターナ民主共和国でもこのような制度の導入を考えている。



21

2-3-6. 土地登録制度の効力

- ◆土地登録制度の効力として、実際どのような性質の効力を土地登録制度を持たせるかについてだが、契約当事者以外の人に対して権利が主張できる権利を認めていく方針。
- ◆以上の方針をとる予定だが、トラモンターナ民主共和国に土地登録制度に具体的にどのような性質を持たせるかは、調査結果を待つ形をとりたい。



22

3. 土地に関する法律改正 (登録手続き)



23

3-1. モデル地区の設定

- ◆北部の農村地域に設定
- ◆モデル地区設定の目的
 - ①よりよい制度の模索
 - ②現在起きている問題への対処
- ◆農村地域を選んだ理由



24

慶應義塾大学学生グループ

3-2. 土地に関する法律の手続の内容

- ◆ 手続手法の特殊性
↓ ↓ ↓
使用者 (= 国民)・運営者 (= 政府) が利用しやすい手続き
- 1) 国家主導、国家負担
- 2) 土地登録方法
- 3) 「土地登録課」の設置

25

3-2-1. 国家主導・国家負担

- ◆ 意義
- 「国家主導」
= 国家がイニシアティブを持って土地登録制度の利用を促す
- 「国家負担」
= 登録にかかる費用を国家が負担する

26

3-2-2. 土地登録の方法

- ◆ 具体的方法
= 「地図・印鑑」の使用
- ◆ ねらい
= 低識字率への対応

27

3-2-3. 土地登録課の設置

- ◆ 意義
= 制度へのアクセスの確保
- ◆ 将来的に・・・
= モデル地区以外の各地区にも確保

28

4. 紛争処理に関する法律の整備

29

4-1. 紛争解決処理について

- ◆ 紛争処理手続きの必要性
 - ・ 土地の境界確定における対立の解消のため
 - ・ 当事者同士の交渉による解決の不十分性
 - ・ 弱者 (少数者) 救済の必要性

↓

裁判による紛争処理手続きの必要性

- A) 裁判への信頼向上
- B) 終局的な権利保障機関としての役割

30

4-2. 紛争処理システムにおける現状の問題点

- ◆ 根本的問題: 司法に対する信頼の低さ
- ◆ 原因
 - ・ 訴訟の遅延
 - ・ 裁判官の質の低さ
Ex.) 事実認定・法適用の誤りや判決の不明確性
- ◆ 浮上している問題点
 - ・ 市民が実力による解決を図ろうとすること



31

4-3. 支援の形態①

- ◆ 有効な訴訟運営が行えるようにする。
 - ・ 訴訟に対する信頼を確保し、利用率を増やす
 - ・ 裁判の迅速性と裁判官の質の向上
- ◆ 裁判手続きの整備と裁判官育成を同時に行えるような支援をしていく。
 - ・ 紛争処理手続きの整備のメンバーに裁判官と大学教授を参加させる。
 - ・ 5年の支援のうち前半は紛争処理制度整備重視、後半は裁判官育成重視という形でシフトする。



32

4-3. 支援の形態②

- ◆ 紛争処理手続きの整備方法
 - I. 日本側から情報を提供。
 - II. トラモーター側(起草委員会のようなもの)が それをもとに草案を作成。
 - III. 日本側がチェックし、論理が不十分な点などを指摘し、再検討してもらう。
- ◆ 免許講習会という形でのセミナー
 - ・ 講習会の形態は講義形式と実践形式
 - ・ 実践は模擬裁判などを通して訴訟の動かし方を身につける。
- ◆ 優秀な人材を日本へ本邦研修



33

4-4. 紛争処理手続き(改正案)①

- ◆ 現行: 職権主義を基本とした合議制
 - ・ 当事者の意思を盛り込むべき
 - ・ 完全に訴訟を当事者のイニシアチブをベースにすると訴訟のやり方が下手なため負けるということが起こる可能性あり
 - ・ 弁護士制度も確立しているとは思えない。
Ex.) 研修期間の短さ
 - ・ 現行の制度を大幅に変更することは相手国に混乱を生じさせるものになる



34

4-4. 紛争処理手続き(改正案)②

- ◆ 現行の裁判制度の調査の必要性
- ◆ 紛争処理手続き(改正案)
 - ・ 審理の中に当事者の弁論の機会を設ける。
 - ・ 訴訟を起こすことも当事者の意思による。
 - ・ 当事者では訴訟に勝利するのに有効な証拠の提出などが十分にできないと思われるため、証拠収集や証拠調べは裁判官による。



35

4-5. 裁判官育成①

- ◆ 裁判官育成の目標
 - ・ 執行制度が十分に機能するような判決を出す。
 - ・ 証拠に基づいた裁判をできるようにする。
 - ・ 弱者救済機関の機能を果たせるようにする。
- ◆ 育成方法
 - ・ わかりやすい教科書作成(紛争処理手続き整備と連動)
 - ・ 判例集のようなものを作成し、教材とすることでケーススタディ形式をとる。



36

慶應義塾大学学生グループ

4-5. 裁判官育成②

- ◆育成プログラム
 - ・形式:免許講習会
 - ・訴訟の流れを実際に体感するための実践形式をとりこむ。
 - ・証拠に基づいた判断、法律の要件への当てはめをしっかりとることができるように。



37

5. まとめ



38

5-1. 3つの柱

土地法・土地登録制度・紛争処理の3つを通して



39

5-2-1. 人材①

- ◆日本側
 - ・長期専門家
土地法・土地登録制度・紛争処理・法曹育成・人材育成
任期:2年半×2ローテーション(2年半で交代)
<講習会・教科書作成・トラモンターナのサポート>
 - ・短期専門家
土地法・土地登録制度・紛争処理についての講習
任期:3週×2回/年×5年
<講習会の講師>



40

5-2-2. 人材②

- ◆日本側
 - ・通訳
:トラモンターナに滞在・法律用語を翻訳できる人材
 - ・大学教授(3人)
:本邦研修での講師



41

5-2-3. 人材③

- ◆トラモンターナ側
 - ・法曹:現地講習会・本邦研修・教科書作成への参加
 - ・大学の教授
:現地講習会・本邦研修・教科書作成への参加・教育の推進
 - ・土地登録課の職員
 - ・通訳
:法律用語を翻訳できる人材
- ◆ブルディガラ王国の専門家



42

5-3. 予算

項目	金額	備考
長期専門家	1億6千万	5人×2年半×2
短期専門家	7千6百万	3人×3週×2回/年×5年
現地講習会	2千万	事務機器等
本邦研修	2千万	研修員費用 (8人×0.5カ月×5年間) +日本の教授へ支給 +旅費
教科書作成	1千万	
通訳	7千6百万	
ブルディガラ王国の専門家	5百万	
その他	4千6百万	設備・機器等
合計	4億	

5-4. 支援の範囲

- ◆本プロジェクト終了の目安
 - ・土地法・土地登録制度
→改正案の完成
 - ・紛争処理手続
→法案の完成
 - ・講習会システムの確立(1年間運営)

5-5. 今後の展望

- ◆全国的規模での土地登録制度の拡大
 - ・土地登録制度を全国レベルに広げる
 - ・国民にも土地登録制度や紛争解決処理の知識の普及
(初等教育での基礎法学)
- ◆土地取引関係の制度整備

5-6-1. 指標①

土地関係法の整備

課題	指標
上位目標：土地法分野を中心とする市場経済化の基盤となる法制構築	・支援対象とする立法の実現 ・法体系の改善
プロジェクト目標：日本の経験に学ぶ起草能力向上、法体系改善	・日本の経験を受けた立法起草の達成 ・日本の知識を受けた土地法改革開始

5-6-2. 指標②

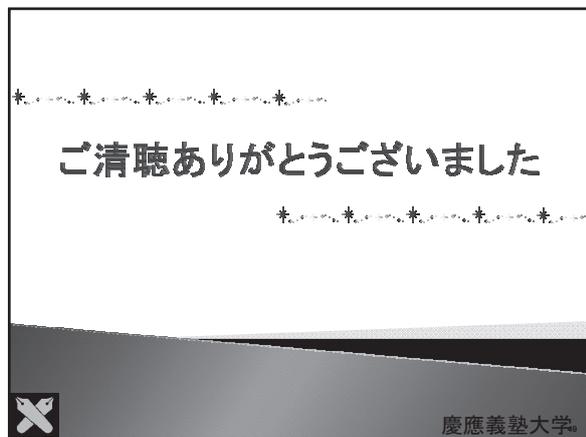
紛争処理手続きの整備

課題	指標
上位目標：司法部門における法実施能力の向上	・破棄件数、訴訟時間の減少等の司法部門のパフォーマンス向上
プロジェクト目標：司法部門における高度人材育成の制度的確立	・免許講習会の発足、及び改善カリキュラム・教材・教授法の確立

5-7. 注意点

- ①トラモントーナにオーナーシップをとらせる
- ②記録をとる
(失敗も含めてトラモントーナ、日本それぞれで記録)
- ③土地法、土地登録制度、紛争処理の連携
- ④法律用語の統一(ex用語確定会議の実施)
- ⑤計画内容の戦略的な説明
- ⑥綿密な調査

慶應義塾大学学生グループ



～ 国際研修 ～

中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト 第5回本邦研修

国際協力部教官

江 藤 美紀音

第1 はじめに

国際協力部では、2007年11月から2010年10月までの3年間、JICAのプロジェクトを通じて中華人民共和国（中国）の民事訴訟法・仲裁法改正支援を実施した。今回報告するのは、本プロジェクトにおける5回目の本邦研修である。今回は、2010年10月12日から同月19日までの8日間の日程で実施したが、これが本プロジェクトの最後を締めくくる本邦研修となった。

今回は、本プロジェクトにおける中国に対する法制度整備支援の3年間を振り返りながら、今回の研修を報告する。

第2 対中国法整備支援の概要

1 支援開始まで¹

中国は、改革開放政策を積極的に推進する中で、社会主義市場経済における法システムの構築を目指しており、また、2001年には世界貿易機構（WTO）に加盟し、国内法制の整備を急ピッチで推し進めている。

このような中、2006年6月、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会から、日本に対して民事訴訟法及び仲裁法改正の支援要請があった。

既に複数のドナーから支援を受けていた中国が特に日本に対して支援を要請してきた理由は、日本の法整備の歴史や、民事訴訟法改正、仲裁法改正の経験、他国への法整備支援の経験が評価されたものと思われ、また、中国では法改正時に、アメリカ、ドイツ、日本の関連法を参考資料として提出する慣例があり、中でも日本の関連法の資料が不足しているという状況があった。

他方、日本側としても、中国における日本の知見の意義や、中国に進出している日本企業が直面する法の不備及び運用面に関する不満等を踏まえ、両法の起草支援は妥当と判断し、2007年11月、中国民事訴訟法及び仲裁法改正に対する支援を開始した。

¹ 対中国法整備支援の経緯については、ICD NEWSの34号183ページ以下、37号41ページ以下、40号1ページ以下にも掲載されているので、参照されたい。

2 活動概要

以下は、3年間のプロジェクトを通じて実施した本邦研修及び現地セミナーの実施状況とその内容である。なお、期間途中で仲裁法改正の優先順位が下がり、権利侵害責任法(不法行為法)改正が急務とされたため、同法についても併せて支援した。

(1) 2007年11月

第1回本邦研修²

- ・ 中国における民訴法改正の課題
- ・ 日本の民事訴訟法
- ・ 日本の1996年民事訴訟法改正
- ・ 証拠（日本の場合、日中比較分析）
- ・ 裁判実務と簡易手続（日本の場合、日中比較分析）
- ・ 公益訴訟（日本の場合、日中比較分析）

(2) 2008年3月

現地セミナー

- ・ 証拠制度
- ・ 簡易訴訟手続
- ・ 上訴審・再審

(3) 2008年5月

第2回本邦研修

- ・ 保全・執行実務
- ・ 日本民事保全法
- ・ 日本民事執行法
- ・ 民事執行・民事保全法の立法経緯
- ・ 日中民事執行・保全制度の比較検討
- ・ 日本の仲裁法改正経緯
- ・ 中国仲裁法の改正課題
- ・ 日中民事訴訟・仲裁実務
- ・ 日本仲裁法とUNCITRALモデル仲裁法

(4) 2008年11月

第3回本邦研修

- ・ 管轄，弁論準備手続
- ・ 調停
- ・ 附帯私訴
- ・ 控訴，上告，再審
- ・ 挙証責任

² ICD NEWS34号183ページ以下参照。

(5) 2009年5月

現地セミナー³

- ・ 訴訟参加者
- ・ 上訴審請求範囲
- ・ 判決の法的効力
- ・ 送達制度

(6) 2009年7月

現地セミナー⁴

- ・ 不法行為法全体構造
- ・ 権利侵害訴訟に関する訴訟法上の問題（証明責任等）

(7) 2009年11月

第4回本邦研修

- ・ 証拠収集の強制力と証明妨害
- ・ 人事訴訟・家事審判
- ・ 当事者主義，職権主義，手続保障（①訴えの提起と訴訟の終局，②弁論と証拠調べ）
- ・ 権利侵害責任法草案について質疑応答
- ・ 7月セミナー追加質問項目への対応（製造物責任，過失責任と無過失責任，労災と損害賠償）

(8) 2010年10月

第5回本邦研修（今回。内容は後述）

3 成果等

本プロジェクト期間中の2009年12月，権利侵害責任法が成立した。⁵

民事訴訟法については，上記の活動概要を見れば分かるように，日本の民事訴訟法に関するインプットは十分に行われているため，基礎研究は達成できたと思われる。ただ，いまだ改正作業が終了していないため，プロジェクト終了後も同法改正支援を継続する。他方，仲裁法については，プロジェクト期間中に全人代の方針により改正の優先順位が下がり，民法室での同法の改正スケジュールが未定となってしまったため，現時点では仲裁法についての支援は継続しない予定である。

第3 参加者

参加者は，全人代常務委員会法制工作委員会民法室主任姚紅氏を団長とする12名である（別添名簿のとおり）。なお，研修全日程に，長期専門家として平成23年1月に北京に派遣された白出博之弁護士が参加した。

³ ICD NEWS40号75ページ以下参照。

⁴ ICD NEWS42号6ページ以下

⁵ 権利侵害法については，ICD NEWS42号189ページ以下に掲載している。

第4 中国側の関心事項

今回呈示された中国側の質問事項を分析すると、今回の研修にあたっての民法室の関心事項は、主として、①消費者団体訴訟や小額訴訟制度、中間判決等の制度導入の是非、②争点整理手続の導入及び整備、③問題のある証拠申出期限の規定をどうすべきかなどであった。

すなわち、①の消費者団体訴訟、小額訴訟制度、中間判決はいずれも現行の中国にはない制度であり、民法室が今回の民事訴訟法改正にあたって、導入の是非を検討している制度であると思われる。それゆえ、民法室はこれら制度が実務上どのような効果を有しているのかということに強い関心を示していた。

また、②については、中国の民事訴訟法では、争点及び証拠の整理手続についての明確な規定はなく、最高人民法院の「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」⁶が審理前の証拠交換制度⁷について規定を置いているのみである。そこで、民法室は、中国の民事訴訟法改正において、争点及び証拠の整理手続制度を導入し規定を整備すべく、日本の実務における争点整理手続の実施効果に高い関心を寄せているものと思われる。

さらに、③の証拠申出期限⁸についてであるが、中国最高人民法院の「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」は、当事者が申出期間内に証拠資料を提出しない場合には挙証の権利を放棄したものとみなし、当事者が期限を過ぎて提出した証拠資料について、相手方当事者の同意がない限り、人民法院は審理において証拠調べを行わないとしている（同34条）⁹。しかし、この規定の解釈については実務上争いがあり、申出期限後の証拠提出を一切認めない立場と、証拠の重要性及び期間経過後の提出が故意や重過失によるものでないことを考慮して一定の場合に証拠提出を認める立場がある。この争いを今回の民事訴訟法改正においてどのように解決すべきかが、中国側の関心事項であると思われる。

そして、以上の関心事項を踏まえつつ、今回の本邦研修を実施することとした。

第5 研修内容

1 研修の概要

研修日程は、別添のとおりである（別添日程表参照）。今回の研修は、大別して次の

⁶ 中国最高人民法院は、法律及び関連の立法精神に基づき、審判活動の実際の需要に合わせて司法解釈を制定する権限をもっており、この司法解釈は法的効力を有している（司法解釈作業に関する規定3条、5条）

⁷ 民事訴訟の証拠に関する若干の規定37条

1 当事者の申請を経て、人民法院は、当事者の開廷審理前の証拠交換を行うことができる。

2 人民法院は、証拠が比較的多い事件又は複雑で難解な事件については、当事者の答弁期間が終了した後、開廷審理前に証拠交換を行わなければならない。

⁸ 民事訴訟の証拠に関する若干の規定34条

1 当事者は、証拠の申出期間内に人民法院に対し証拠資料を提出しなければならないが、当事者が証拠の申出期間内に提出しない場合、証拠の申出の権利を放棄したものとみなす。

2 当事者が期限を経過してから提出した証拠資料については、人民法院は審理の際、証拠に対する質疑を行わない。但し、相手方当事者が証拠に対する質疑に同意した場合を除く。

3 （略）

⁹ 同条については、後に2008年12月11日に公布された「民事訴訟証拠に関する若干規定」における証拠申出期間規定の適用に関する通知」1条により、若干の修正が加えられている。

テーマで構成した。中国側発表（3年間のプロジェクトを振り返って）、日本の学者による中国民事訴訟法に対するコメント（講義）、裁判官との意見交換、日本の消費者団体訴訟の動向（講義）の四つである。

2 中国側発表

(1) 法制工作委員会民法室の扈紀華副主任から、3年間のプロジェクトでの成果について発表があった。要旨は以下のとおり。

① 民事訴訟法について

日本は伝統的な大陸法体系で、民事法については中国にとって非常に参考となる。本邦研修や現地セミナーを通じて、日本の民事訴訟制度の重要な規定について理解を深めた。中国の民事訴訟法にまだ立法されていない少額訴訟、起訴前の和解、争点整理、証拠制度の分野は非常に参考になった。

② 民事執行と人事訴訟について

日本が民事訴訟法から民事執行法を分離・独立させた背景は、中国でも学者や実務家間で意見の分かれるところであり、大きな参考価値があった。人事訴訟法や家事審判法は、民事訴訟法の特別法として民事訴訟法とは異なる性質を持つことや検察官の役割について理解した。

③ 仲裁法について

仲裁法が民事訴訟法から独立し、整備されていった過程を学んだ。中国の仲裁法を整備していく過程において、諸外国の制度を学ぶことが立法改善の方法になっている。

④ 権利侵害責任法について

無過失責任や安全保障義務、労働損害賠償、交通事故責任、製品責任、動物や物権による権利侵害責任、権利侵害責任の原則、立証責任、損害賠償、高度危険責任、環境汚染責任、医療分野の権利侵害責任に関する司法実務について学んだ。特に、医療分野の権利侵害責任制度や、包括的な損害賠償制度は大きな参考になった。

⑤ 3年間を振り返って

3年間でJICAとの協力関係は非常に順調に進み成果は大きかった。民事訴訟法、民法、司法実務の分野において一流の学者、弁護士、裁判官から、一流の見識を提供された。彼らの業務への精通ぶり、仕事ぶりは私たちの心に深く残った。彼らから得るものは大きく、中国の立法にも積極的な役割を果たした。日本の専門家との交流を通して、日本の法制度の内容や今後の動向について理解しただけではなく、友情も育まれた。今後も協力関係が続けば、中国側もこれまでの成果の上に更に努力することにより、より多くの成果が上げられるものと確信している。

3 民訴法学者の講義

日本側講師は、本プロジェクト国内支援委員会委員長上原敏夫教授をはじめとする先生方に協力していただいた（以下順不同）。

上原敏夫教授 明治大学法科大学院

松島洋弁護士	大洋綜合法律事務所
三木浩一教授	慶應義塾大学法務研究科・法学部
松下淳一教授	東京大学大学院法学政治学研究科
山本和彦教授	一橋大学大学院法学研究科
垣内秀介准教授	東京大学大学院法学政治学研究科
金春講師	大東文化大学法学部法律学科
齊藤恒久局付	法務省民事局

各講義では、上記の中国側質問事項に対して、講師の先生方に日本の実務を丁寧に説明していただき、詳細な解説及び活発な討論が行われた。

加えて、立証責任の分配や、第一審で提出されなかった証拠の第二審での扱い、時期に遅れた攻撃防御の判断基準、別事件の確定判決を他の訴訟で効力を持たせることの可否、証人保護の方策、中間判決の上訴の可否、再審事由、調停の実務での運用状況等についても、かなり突っ込んだ討論がなされた。

特に、中国側の証拠に対する関心は高く、例えば、当事者が提出しない証拠をいかに調査するか、当事者が証拠を提出しない場合の対応などについて議論が白熱した。その中で、中国では、いわゆる職権探知主義を基本としているため、当事者は裁判所による調査を期待するが、他方、件数増加に伴い裁判所の負担が重くなり、裁判所自らが調査できず、代理人弁護士に委託調査令状を発して裁判所の代わりに調査を行わせるなどといった事態が一部の基層法院で見られるなど興味深い報告もあった。

4 裁判官との意見交換

東京地方裁判所の尾島明部総括判事（民事第23部）及び河村浩判事（民事6部）から、裁判実務における争点整理、弁論準備手続についての説明をしていただいた。

両氏は、東京地裁だけでなく、奄美大島のような裁判官一人しかいない小さな裁判所での運用も交えてお話され、日本の裁判実務に関する研修員の理解が一層促進された。

5 消費者庁による講義

過去の研修において、既に法学者による消費者団体訴訟の説明をしていたことを受けて、今回は消費者庁企画課の加納克利企画官に日本の消費者団体訴訟の動向について講義をしていただいた。

加納企画官には、消費者契約法における適格消費者団体の意義、位置付け、適格消費者団体による差止請求訴訟及び和解の概要、集団的消費者被害の救済制度等につき、分かりやすい具体例を交え詳細に説明していただいた。

研修員からは、当該講義が、日本の消費者団体訴訟の理解に非常に役立ち、今後の中国の消費者保護制度（公益訴訟）の参考になったとの感想が述べられた。

第6 まとめ

今回の本邦研修を含め、この3年間のプロジェクトを通じ、中国側は日本の民事訴訟法に関する知見を十二分に取り入れることができた。中でも、中国側発表をした扈紀華副主

任は、今回が4度目の本邦研修参加であり、民法室内では日本民事訴訟法に最も詳しい存在となっている。彼らは、日本法を詳しく学ぶことで自国の立法に役立てることを目的としており、その意味において、本プロジェクトは彼らの目的を達成するのに十分であったと思われる。

他方、本プロジェクト開始に当たっては、日本側としても、日本の法整備支援が中国に進出する日本企業の中国における法整備のニーズに沿うものと考えていた。民事訴訟法に関して言えば、いまだ改正作業は終了していないが、中国の法整備において、本プロジェクトを通じ中国側に日本の民事訴訟法に対する十分な知見を与えた意義は大きいと思われる。日本の法律が世界でナンバーワンだとは思わないが、我々には日本法が公平、公正なルールであるとの自負があり、中国の起草担当者が日本法を深く理解することでその精神を取り入れ、より良い民事訴訟制度が実現するのに役に立つであろうことを確信している。

第7 つぶやき

今回は、直前に勃発した尖閣諸島問題で日中関係が緊張し、研修が予定通り実施できるのかなどといった不安はあったが、結果として目に見えるような影響はなく、無事終わることができた。

また、研修日程を見れば分かるように、企画段階では、現行の中国民事訴訟法に対するコメントに研修の多くの時間を割いた。その理由は、既に実施した本邦研修と現地セミナーを通じて日本の民事訴訟法の知見を中国側に十分伝えているので、今度は現行の中国民事訴訟法に対する日本側のコメント及び討議を行い、今後の改正作業の参考にしてもらうことを意図したからである。

ところが、実際研修が始まってみると、研修員から、現行の中国民事訴訟法は1991年に制定されたもので（一部は2007年に改正）、不備が多く、これから改正作業によって整備されていくべきものがあるから、現行法にコメントするよりも中国側の最重要関心事項についての質疑応答を中心に据えてほしいとの要望が出された。研修カリキュラムについては、事前に研修実施側の意図を説明し、中国側の了解を得ていたはずのものなので、突然の変更の申出に戸惑ったが、講師陣と相談の上、研修の全日程の多くの時間を中国側の質問事項に対する討議に当てることにした。このような突然の変更も国際研修においてはよくあるようである（伝聞）。

最後に、講師の先生方を始め、東京地裁の尾島、河村両判事、消費者庁加納企画官、その他関係者各位には今回の研修実施に当たり、多大なる御協力をいただいた。特に講師の先生方には、突然の予定変更にも快く応じていただき、大変感謝している。この場を借りて、深くお礼を申し上げたい。

中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第5回本邦研修 研修員

1	姚 紅 ヤオ・ホン
	Ms. Yao Hong
	全人代常務委員会法制工作委员会民法室主任
2	楊明倫 ヤン・ミンルン
	Mr. Yang MingLun
	全人代常務委員会法制工作委员会法規備案審査室主任
3	扈紀華 フー・ジーホア
	Ms. Hu JiHua
	全人代常務委員会法制工作委员会民法室副主任
4	陳龍海 チェン・ロンハイ
	Mr. Chen LongHai
	全人代常務委員会法制工作委员会弁公室副巡視員
5	郝作成 ハオ・ズオチョン
	Mr. Hao ZuoCheng
	全人代常務委員会法制工作委员会民法室処長
6	包劍平 バオ・ジエンピン
	Ms. Bao Jianping
	最高人民法院立案一庭審判員
7	張 順 ジャン・シュン
	Mr. Zhang Shun
	中国国際貿易促進委員会法律事務部法律顧問処処長
8	陳 旭 チェン・シュー
	Mr. Chen Xu
	寧夏回族自治区人民代表大会常務委員会法制工作委员会綜合法規処副処長
9	庄曉泳 ジュワン・シャオヨン
	Mr. Zhuang XiaoYong
	全人代常務委員会法制工作委员会民法室主任科員
10	李予霞 リー・ユーシア
	Ms. Li YuXia
	最高人民法院研究室幹部
11	趙 光 ジャオ・グワン
	Mr. Zhao Guang
	全人代常務委員会法制工作委员会社会法室副主任科員
12	羅小曼 ルオ・シャオマン
	Ms. Luo XiaoMan
	全人代常務委員会法制工作委员会研究室副主任科員

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Attorney 江藤 美紀音 (Eto Mikine)

国際協力専門官 / Administrative Staff 石井 涼子 (Ishii Ryoko) , 主任国際協力専門官 / Administrative Staff 瀬井 宏之 (Sei Hiroyuki)

中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト 第5回本邦研修 日程表

[主任教官:江藤教官, 事務担当:石井専門官, 瀬井主任専門官]

法務省法務総合研究所国際協力部

月	曜	10:00	14:00	場所	
	日	12:30	17:00		
10	月	(来日)9:25北京発-13:55成田着 CA925便		東京 TICブルーフィンググループ	
11		TICブルーフィング (17:00-18:30)	JICA/ICDオリエンテーション (18:30-19:00)		
10	火	事務次官・官房長表敬 (10:30-11:00)	民事局長表敬 (11:30-12:00)	東京 赤レンガ 共用会議室	
12		所長主催意見交換会 (法曹会館3階富士の間) 記念撮影 法務省6号館20階第一会議室(12:15-13:30)			
10	水	中国民事訴訟法「証拠」について① (10:00-12:30)		東京 赤レンガ 共用会議室	
13		中国民事訴訟法「証拠」について② (14:00-17:00)			
10	木	東京高裁事務局長表敬 (9:45-10:00) 東京高等裁判所	裁判官との意見交換 民事23部 尾島 部総括 民事6部 河村 判事 東京地方裁判所	東京 赤レンガ 共用会議室	
14		中国民事訴訟法「第2審及び裁判監督手続」について (14:00-17:00)			
10	金	中国民事訴訟法「多数当事者訴訟・簡易手続」について (10:00-12:30)		東京 赤レンガ 共用会議室	
15		中国民事訴訟法「証拠申出期限及び証拠交換」について (14:00-17:00)			
10	土	休日			東京
10	日	休日			東京
10	月	中国民事訴訟法「調停及び執行・保全」について (10:00-12:30)		東京 赤レンガ 共用会議室	
18		日本の消費者団体訴訟の動向 (14:00-17:00)			
10	火	総括質疑応答 (10:00-12:30)		東京 JICA TICアセンブリールーム	
19		今後の展望 (14:00-15:00)	評価会 (15:00-16:00)		
10	水	(離日)15:15成田発-18:10北京着 CA926便			東京

～ 国際研修 ～

第12回日韓パートナーシップ研修（日本セッション）

国際協力部教官

朝山直木

1 はじめに

国際協力部では、財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、2010年10月18日から28日までの間、第12回日韓パートナーシップ研修・日本セッションを実施した（研修員は本誌第44号・2010年9月号121ページ参照）。

2 研修の概要

研修テーマ 不動産登記制度，商業登記制度，供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題

(1) 講義

① 不動産執行制度について

講師 最高裁判所事務総局民事局 石井利幸参事官

日本の不動産執行制度の概要，不動産執行事件の最近の動向及び執行制度の運営改善の取組状況等について紹介する講義である。

不動産執行に関しては，第6回研修（2004年）が最後であったことから，その後の制度改正など最近の状況等を知ることが有意義であると考えて実施した。

② 不動産登記制度の概要について

講師 法務省民事局民事第二課 岩崎琢治補佐官

日本の不動産登記制度について，制度が構築されていった沿革及び制度の概要等について紹介する講義である。

不動産登記に関しては，これまでもオンライン登記申請を可能とする新不動産登記法や筆界特定制度などについて実施してきたが，不動産登記制度が構築された歴史を含め，制度の全般的なことも現在の実務につながるものとして有意義であると考えて実施した。

(2) 実務研究

各研修員が実務研究課題を提起し，それについて研修員全員で協議し，その結果を発表するものである。日本セッションでは，韓国側研修員が実務研究課題を提起し，日本における制度及び運用等について日本側に質問を行い，これに日本側の担当研修員がま

ず回答する。それを踏まえて研修員全員で協議し、最終的には韓国側研修員が研究結果を発表している。今回の各研修員のテーマは次のとおりである。

① 登記申請義務の懈怠と罰則及び敷地使用権の事後取得による敷地権登記

本件は、2件の研究を行っている。

不動産に関する物権の得喪、変更等があった場合に不動産登記を行うか否かについては、原則として、当事者の判断に委ねられている。しかし、不動産の表示に関する登記など幾つかの登記については登記の申請を義務付けている。本研究は、登記申請義務のある登記の種類及び当該義務違反時の罰則の内容について日本と韓国の制度を比較したものである。韓国では、日本と異なり、所有権移転を内容とする契約を締結した者は、一定期間内に所有権移転登記を申請しなければならない。

区分所有建物について、当該区分所有建物の建築主が区分所有権及び敷地利用権を譲渡したが、区分所有権のみについて所有権移転登記を行った。その後、区分所有権が転々譲渡されその旨の登記がされた場合に、敷地権の登記をどのように行うかを検討したものである。敷地権の登記を行うためには、敷地利用権と区分所有権の権利者を同一にする必要があるのは日本も韓国も同様であるが、韓国では、日本と同様の土地の持分の移転登記を行う方法のほかに、敷地使用権に関する移転の登記があり、通常の土地の持分の移転登記よりも簡便な要件で申請できる。

② 不動産登記の二元化構造に関する考察（土地と建物の一体性について）

民法は、土地及びその定着物は不動産とすると規定している。一方、建物については土地とは別個の不動産であるとされている。本研究は、建物が土地とは別個の不動産として扱われることになった歴史的経緯や別個の不動産としたことによる問題点についてまとめたものである。

③ 銀行業等特定業種を営む会社の資格要件等に対する登記官の審査可否

銀行業など一定の業を営む場合は、所管官庁の認可を義務付けており、当該認可の要件として最低資本金額や一定の役員構成を定めている場合がある。そのような業を目的中に掲げた会社の設立登記等があった場合、登記官は上記の要件について審査することができるか否かについて検討したものである。韓国では、当該要件は営業を行うための要件であって法人格を取得するための要件ではないから、充足不要であると解釈した事例（質疑応答）がある。一方、日本では、受理しないとした先例がある。そこで、審査の適否については更に検討する必要があるとされた。

④ 韓国と日本の供託物回収比較

供託者は、一定の要件の下で、自らが供託した供託物を取り戻すことができるとされている。本研究は、取戻請求が可能となる要件や取戻請求が制限される場合について日本と韓国の制度や取扱いを比較したものである。両国ともほぼ同様の制度や取扱いであるが、韓国では条件を付して取戻請求権の放棄ができる点が日本と異なっている。

⑤ 不動産競売手続における民事執行費用に関連する幾つかの実務上の争点に関する考

察

不動産競売手続に関連して費用が発生した場合に、どのようなものが執行費用、さらには、執行費用のうち共益費用として認められるかについて、実務上提起される問題を中心に日本と韓国の取扱いを比較しつつ検討したものである。

(3) 見学

今回は、以下の3か所の見学を行った。いずれの見学先においても、研修員の関心は高く、活発な質疑応答が行われた。

ア 最高裁判所

大法廷首席書記官表敬の後、大法廷、小法廷及び図書館の見学を行った。

イ 東京法務局本局

民事行政部長による法務局業務の全般的説明の後、供託課、不動産登記部門及び法人登記部門を見学し、質疑応答・意見交換を行った。

ウ 東京地方裁判所民事執行センター

同センターの概況説明を受けた後、不動産執行書記官室、債権執行書記官室、売却場、総合案内、物件明細書等閲覧室を見学した。

3 終わりに

本研修は、講義や実務研究の場で質問や議論が活発に行われるなど研修員が熱意を持って取り組み、研修の目的がおおむね達成されたものとする。

改めて、本研修に御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

第12回日韓パートナーシップ研修(日本セッション) 日程表

【指導教官:朝山教官 事務担当:江口専門官・田村専門官】

月 日	曜	9:30 12:30	14:00 17:00	
10 / 18	月	(日本側研修員入寮)	オリエンテーション 実務研究(1) 日本側研修員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討) (浦安センターB6.7セミナー室)	
10 / 19	火	実務研究(2) 日本側研修員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討)	金浦空港(11:55)→[KE5707便]→羽田空港(13:55) (韓国側研修員入寮) (浦安センターB6.7セミナー室)	
10 / 20	水	見学(10:00～11:30) 最高裁判所	12:00～13:20 法務総合研究所主催 意見交換会 (法曹会館 寿の間)	13:50～14:10 記念撮影 表敬 (赤れんが棟前) (民事局長)
10 / 21	木	実務研究(3) 日本側研修員からの回答 (浦安センターB6.7セミナー室)	実務研究(4) 韓国側研修員からの追加質問 (浦安センターB6.7セミナー室)	
10 / 22	金	実務研究(5) 研修員全員による検討 (赤れんが棟共用会議室)	講義(14:00～17:00) 「不動産執行制度について」 最高裁判所事務総局民事局 石井利幸参事官 (赤れんが棟共用会議室)	
10 / 23	土			
10 / 24	日			
10 / 25	月	見学(10:00～12:00) 東京地方裁判所民事執行センター	講義(14:00～17:00) 「不動産登記制度の概要について」 民事局民事第二課 岩崎琢治補佐官 (赤れんが棟共用会議室)	
10 / 26	火	総合発表準備 (日本側研修員退寮) (赤れんが棟共用会議室)	総合発表(14:00～17:00) 韓国側研修員による発表 (赤れんが棟第5教室)	閉講式(17:30～18:00) (法曹会館 孔雀の間)
10 / 27	水	国際協力部教官と韓国側研修員との意見交換 (浦安センター)	資料整理・帰国準備	
10 / 28	木	(韓国側研修員退寮・帰国)	羽田空港(15:35)→[KE5710便]→金浦空港(17:55)	

～ 国際研修 ～

第8回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

上 坂 和 央

第1 はじめに

2010年10月18日（月）から同月29日（金）まで、第8回カンボジア法曹養成支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、カンボジア王立裁判官・検察官養成校（Royal School of Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）の教官候補生7名であり、いずれも裁判官である。

フート・ヒエン氏（Mr）	カンダル州裁判所判事
ヘン・ソックナー氏（Mr）	タケオ州裁判所判事
スルン・チュンボリアッ氏（Ms）	カンダル州裁判所判事
ソー・リナー氏（Ms）	シアヌークビル州裁判所判事
ングオン・ブティー氏（Mr）	コンポンチャム州裁判所判事
タラン・パネ氏（Ms）	バタンバン州裁判所判事
チャン・リャンサイ氏（Mr）	最高裁判所判事

第2 本研修実施の背景

日本は、カンボジアに対し、民法・民事訴訟法（民事執行及び民事保全に関する規定を含む）の起草支援を行い、既に両法ともカンボジア国会で成立し、民事訴訟法については、2007年7月から適用^{*1}され、民法については、適用を待つ状況にある。これらの民事法が適切に司法の場で運用されていくようにするため、JICAは、2005年11月からRSJP民事教育改善プロジェクトを開始した。このプロジェクトは、2008年4月に延長され、現在フェーズ2の実施中である。当部は、そのプロジェクトに深く関与している。

プロジェクトの主要な活動方針は、日本側が、裁判官や検察官を目指すRSJPの学生に対して直接講義を行うのではなく、RSJPの教官となる予定のRSJP教官候補生に講義等を行って教官を育成し、カンボジア側で自立的にRSJPの民事教育が実施できる体制を目指すことである。この方針に基づき、2006年3月から2010年9月までの間に、RSJP卒業生等の中から第1期から第4期までのRSJP教官候補生合計28名が選任されている。

*1 日本の「施行」と同概念である。

RSJP教官候補生は、新法の知識を十分に身につけた上で、今後のRSJPにおける民事教育を担う重要な役割が期待されており、プロジェクトでは、主にRSJP教官候補生を対象として、既に過去7回の本邦研修を実施している。本研修でも、引き続きRSJP教官候補生に対し、日本側から民事法の集中的な情報提供を行うべく、RSJP教官候補生7名を日本に招いてカンボジア民法及び民事訴訟法に関する支援を実施した^{*2}。

第3 カリキュラム概要

主として民事模擬裁判を実施し、その他に判決起案演習及び民法演習を行った。また、京都地方裁判所及び大阪地方裁判所民事執行センターを訪問し、傍聴や見学、裁判官等への質疑応答を実施した。

第4 模擬裁判

1 模擬裁判を行う趣旨

民事模擬裁判を実施するのは、本研修で4度目となり、その趣旨も既に過去の研修の報告において紹介されていることから^{*3}、ここでは割愛するが、RSJPに派遣されている長期専門家からは、本邦研修後、RSJPで生徒による模擬裁判を実施し、その際には研修を終えたRSJP教官候補生が指導役を務め、的確な指導がなされた旨報告があった。本邦研修における民事模擬裁判の実施は、高い教育効果を有し、RSJPにおける教育改善にも大きな影響があるものである。

2 模擬裁判用事案の作成及び内容について

模擬裁判用事案は、カンボジアの記録を題材として作成するのが望ましいが、今回の研修で用いた模擬裁判用記録についてもこれまでと同様に日本の模擬裁判用事案に手を加える形で模擬裁判の事案を作成した。ただし、記録の内容を簡略化したほか、現地アシスタントや翻訳をお願いしたスワイ・レン氏との協議により、人名や地名など、カンボジアの事件として自然な記録となるよう変更を加えた。

その理由は、カンボジアでの記録化が十分ではなく、題材となり得る記録を探すこと自体が困難であること^{*4}に加え、そもそも未だ民法が適用に至っておらず、新民法を前提とした記録が存在しないこともあり、現時点では、日本の模擬裁判用事案に手を加える方法をとらざるを得ないからである。

模擬裁判用事案の内容は、不動産売買契約に基づく（残）代金請求の事案を用いた。

^{*2} RSJPでは、これまで2006年3月にRSJP第1期生卒業生等からRSJP第1期教官候補生7名を、2008年5月にRSJP第2期生卒業生からRSJP第2期教官候補生7名を、2009年5月にRSJP第3期生卒業生からRSJP第3期教官候補生7名を選任していた。しかしながら、2010年については、RSJP第4期生の卒業試験実施が遅れ、2010年9月、RSJP第1期生から第3期生卒業生の中からRSJP第4期教官候補生7名を選任した。本研修では、RSJP第4期教官候補生のうち比較的早期に選任された1名とRSJP第2期及び第3期教官候補生6名を日本に招き、研修を実施した。

^{*3} 前述の過去の本邦研修のうち、模擬裁判を実施した第3回、第4回及び第6回研修を報告したICD NEWS33号（2007.12）、38号（2009.3）、42号（2010.3）を参照されたい。

^{*4} 詳細は第6回研修を報告したICD NEWS42号（2010.3）を参照されたい。

その概要は次のとおりである。

原告会社は、被告との間で、原告会社の所有する不動産を被告が代金60万ドルで購入する売買契約を結び、引渡し及び移転登記手を遂げたが、代金60万ドルのうち10万ドルにつき被告から支払がないとして、被告に売買残代金10万ドル及び遅延損害金の支払いを求めた。

被告の主張

- ・1度目が35万ドル、2度目が15万ドルと2回に分けて合計50万ドルを支払い、残10万ドルについても、訴外Aが原告会社に対して有していた貸金債権を、訴外Aから譲渡を受け、これを自働債権として相殺した。
- ・仮に債務が存在していても原告会社が免除した。

原告会社の主張

- ・被告が主張する1度目の支払はあったがその額は30万ドルであり、35万ドルではない。被告が主張する2度目の支払は全く受けていない。なお、原告会社も合計としては50万ドルの支払を受けたことは争わないが、その内訳は上記30万ドルを除き、被告の主張とは異なる内容の支払である。その余部の20万ドル分のうちの15万ドル分は、原告会社が訴外Aから本件代金の一部支払として支払を受けたものであるが、被告は、この15万ドル分の支払について、訴外Aが原告会社に貸し付けたものとした上で、同貸金債権の譲渡を受け、これを自働債権として売買残代金10万ドルの債務と相殺したと主張しているものである。したがって、被告が主張する相殺については、自働債権が存在しないもので、相殺の抗弁は争う。
- ・原告会社が被告の債務を免除したことはない。

以上の各主張から、本件の争点は、①弁済の有無、②債務免除の有無となる。①について、具体的な弁済事実の内容が、原告会社と被告との言い分が異なっており、互いの主張を整理して、実質的に争いのある支払い事実はいずれにあるのかを確定した上、書証との関係を把握し、さらに、その点に関する事情を証人尋問でどれだけ引き出せるかがポイントとなる事案であった。

3 配役及び事前準備

RSJP教官候補生を、①裁判官グループ3名、②原告代表者及び原告代理人グループ2名、③被告及び被告代理人グループ2名に分け、人証である原告代表者、被告、訴外Aのうち、訴外Aについては、①の裁判官グループの1名が兼任した。

その上で、事前に模擬裁判用事案を配布して読んでもらい、それぞれ、弁論準備及び口頭弁論を実施する準備をするよう依頼しておいた（記録のうち主張部分については、全研修員に配布したが、各人証役の供述内容である言い分については、それぞれ担当の人証役のRSJP教官候補生にのみ配布し、各代理人は、それぞれ原告・被告本人役と打ち合わせをすることで、言い分を把握することとした。）^{*5}。

^{*5} 研修員が資料を手にしたのは来日直前であったが、各研修員は意欲的に準備し、模擬裁判に臨んでいた。

4 日本側の参加者

日本側からは、礒川剛志弁護士（カンボジア法曹養成アドバイザーグループ委員，大阪弁護士会所属），岡本陽平長期専門家（裁判官出身），当部松川充康教官及び筆者が講評役として参加した。できる限りカンボジア側で自立的に運営できるように，模擬裁判での配役もカンボジア側のみ割り振った上，模擬裁判の進行中も可能な限り介入せず，模擬裁判終了後，まとめて講評する形をとった。

5 模擬裁判の様子

(1) 弁論準備手続

研修員の訴訟活動の態度が堂々とした自信に満ちたものであることは，過去の研修報告でも指摘されているとおりである。特に今回の研修員は，裁判官として2～3年の実務経験を有していたこともあり，本番さながらのやり取りがなされていた。



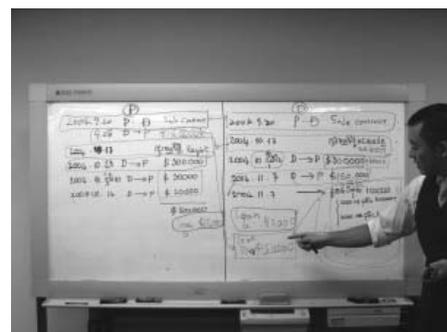
訴状及び準備書面の陳述は，模擬裁判用記録があることから粛々と朗読する形で手続が進んだ。

書証の採否，取調べの手続は，やや省略した取扱いがなされた。特に一部書証については，記録上は，成立の真正に争いがあるべきものがあつたが，この点に留意した手続はなされなかった。後の講評を通じて，書証の成立の真正につき，研修員に若干の混乱が見られた。

また，人証につき，尋問順序は決定されていたが，尋問時間を決めることはなかった。もっとも，研修時間内で実施する模擬裁判のため，研修員側でコントロールができない時間制限があることや通訳を介することもあり，尋問時間を決めるのが困難であつたという側面もあり，必ずしも手続を履践しなかったということの意味しない。

争点整理について，専ら当事者の主張書面の主張を繰り返すにとどまり，本来なされるべきである弁済の具体的態様やそれに関する実質的な争いがどこにあるのかといった点についての主張を整理することはなかった。このため，争点整理の結果は，「1点目は，売買残代金の10万ドルを支払ったか，2点目は，訴外Aから被告に10万ドルの債権譲渡があつたか，3点目は，原告側が10万ドルに関して免除をしたか」といった漠然とした整理にとどまり，人証調べにおいて，着目すべき具体的な争点が浮き彫りにならないまま争点整理を終えた。様々な原因が考え得るが，一つには，カンボジアでは当事者主義的な発想が弱く，裁判官が人証から聞き出して事実を発見するという意識が強いためかもしれない。また，議論の中で相殺につき，合意が必要であるかのような発言もなされており，民法自体の理解についても不安が残った。

争点整理が不十分なまま終わったことから、引き続きなされるべき口頭弁論において、十分な尋問がなされないおそれもあった。このため、争点整理が終了した時点で日本側からそれぞれの主張を時系列化し、これを対比することで、実質的に争いのある事実は何かまとめるよう依頼し、その後、ディスカッション方式で日本側も加わり、整理を遂げた上で、後日の口頭弁論（尋問手続）を迎えた。



(2) 口頭弁論（尋問手続）



弁論準備手続において、原告会社代表者、被告本人、訴外Aの順で尋問を行うと決められたため、その順で実施された。日本の民事裁判であれば、証人である訴外A、当事者の順に尋問を実施することが多いが、後の講評において、研修員から、「先に証人の尋問をすれば、何を聞けばいいかわからない。先に当事者の尋問をして、事案を把握する趣旨で、当事者尋問を実施することとした。カンボジアでは、一般的にこのような順で尋問を実施する。」旨の説明があった。

各尋問における尋問の順は、いずれも「申請をした当事者、反対当事者、補充尋問」の順で実施された。

尋問の内容については、レベルの高いものであった。両当事者に対する尋問、訴外Aに対する尋問のいずれにおいても、一通りの言い分を供述させるにとどまらず、供述に沿う内容の書証との関係に触れるなど、その信用性に関する尋問もできていた。例えば、訴外Aが原告会社に対して交付した15万ドルが貸付金であるとする被告の主張に一致する証言をした訴外Aに対して、原告代理人が利息の合意の有無を聞き、その合意がないことの不自然さを追及していた。同様に訴外Aは、仲介料として8万5,000ドルを原告から受領した旨証言したのに対し、訴外Aのその他の取引に関する額を聞くことで不合理に高額であることを強調するなどしていた。また、異議の出し方やその処理において、一部不十分な部分もあったが、尋問の内容自体は、既に実務で通用するレベルに達していたと感じら



れ、講評においても、同様の意見が出されていた。

(3) 判決

研修員は、いずれも裁判官であり、模擬裁判の指導役を務める上でも自ら判決を起案することが有益であることから、配役にかかわらず3グループすべてに判決を起案してもらい、言渡しをしてもらった。

裁判官役のグループ及び被告役のグループが原告の請求棄却、原告役のグループが原告の請求認容という結果となった。いずれのグループも争いのある各事実を証拠により認定するよう心掛けているように思われ、判決に一定の論理性は見られた。しかしながら、判決において、認定根拠として用いた証拠やその内容の引用はあるものの、証拠の信用性についての評価根拠が十分に示されないなど、説得力にやや欠ける部分も見られた。消極証拠に対する評価も含め、論理的に説明する技術を習得する必要性もあるように感じられた。

(4) 記録の修正

判決言渡しまでの模擬裁判を通じて、カンボジアの実情に照らして不自然なところを修正するため、議論をしたが、形式的な修正を除き、特段の指摘はなかった。

なお、本記録では、売買契約に際して、その代金債権等を担保するため本件不動産に根抵当権が設定されていた。カンボジアでは、抵当権自体が新しい制度であり、根抵当権制度の理解が進んでいないことを受け、研修員から、「根抵当権は分かりにくいので抵当権に変更した方が良いのではないか」との意見が出された。しかしながら、抵当権にすると、記録上、被担保債権の内容を特定せざるを得ず、その結果、一部弁済の有無についても記録上明らかになってしまうことから、模擬裁判の記録として適切ではない旨説明し、合意を得た。

(5) 小括

研修員が裁判官としてのキャリアを積んできていることもあり、手続の進行や尋問技術などの部分では、相当なレベルに達してきていると感じられた。他方で、争点整理や判決において、民法の理解が十分でない場面が散見された。近く民法が適用されれば、実務上の必要性も相まって、長足の進歩を遂げることも十分に考えられるが、その際に大きな混乱が生じないように留意する必要があると思われる。

第5 判決起案演習及び民法演習

1 判決起案演習及び民法演習を行う趣旨について

前回のRSJPの模擬裁判実施に向けた本邦研修（2009年10月実施の第6回カンボジア法曹養成支援研修）においては、模擬裁判の実施と併せ、民事執行及び民事保全の講義を実施していた。これは、研修員であるRSJP3期教官候補生に対して、民事執行及び民事保全の講義を行うことで、それ以前の期の教官候補生に追いついてもらう趣旨であった。

今回の研修では、研修員が既に裁判官として実務につき、民事執行や民事保全についての経験を積んできていることや、前回の研修員と一部重複していることなどから、事

実認定、法令解釈や判断経過の摘示の練習をするため、判決起案演習と民法演習を行うこととした。

2 演習の様子

判決起案演習においては、日本の人事訴訟（離婚等請求事件）の判決書サンプルと、日本の様式を参考に作成された貸金請求事件の判決書サンプル（本プロジェクトで作成した模擬記録である原告キエウ・アート、被告ソック・ボラーの貸金請求事件記録を基に日本の新様式を参考に作成したもの）を配布し、研修員と日本側との間で意見交換をした。研修員からは、「カンボジアでは、一般に事実欄に当事者に争いのない事実は記載しない。争いがない事実を書く必要はないのではないか。」とする意見が出される一方、「裁判所が何に基づいて判断したかを明確にするため、争いがない事実も書くほうが良い。」とする意見も出された。民事訴訟法が適用されて既に3年が経過したが、いまだ統一された判決の書式はなく、各裁判官によって相当のばらつきがあるようである。なお、後日、前記の模擬裁判の判決言渡しが実施されたが、いずれのグループも当事者に争いのない事実も記載していた。

民法演習においては、カンボジア民法134条の「第三者」（日本民法の177条、178条の「第三者」に相当）の解釈を巡り、研修員と日本側とで意見交換をした。「第三者」に、当事者やその包括承継人が含まれるか、あるいは、典型的な二重譲渡における悪意者やいわゆる背信的悪意者が含まれるかにつき、具体例を挙げながら、研修員に意見を述べてもらい、また、研修員同士で主張をたたかわせてもらった。研修員からは、法的安定性や取引の安全を考慮してバランスをとろうとする意見が活発に出された。研修員の様子からは、カンボジアの個々の裁判官における適切な法解釈をする能力は育ちつつあると推察された。他方で、研修員から、「カンボジアでは初めて議論される話であった」との感想が出されるなど、今回のようないわば典型的な論点についても議論や解釈の蓄積がなされていない様子が見られた。これは、議論や解釈が蓄積されるための仕組みが十分に整っていないため、議論がその場限りとなっていることが原因の一つになっていると思われ、この点の改善は今後の課題と思われた。

第6 裁判所見学について

京都地方裁判所において、弁論手続と弁論準備手続を見学した。研修員からは裁判所における和解の実態を問うなど、実務経験に根差した質問が出された。多数の質問に対して、長時間にわたり質疑応答の時間をとって対応していただいた。

大阪地方裁判所民事執行センターにおいて、裁判官、書記官から、受付手続から手続全般の説明をしていただいた。カンボジアにおける執行実務は、いまだ混乱がみられるとのことで、同センターにおいて、分業体制で整然と多数の事案が処理されている様子を見学し、感銘を受けている様子であった。

いずれの見学先においてもあらかじめ研修員から質問事項を受け付けていたものの、実務を見学した際には、次々と疑問が生じるらしく、新たな質問を出していた。研修後にも

研修員からは、「更に見学の時間が欲しい」旨の要望が出され、実務の見学に対する強い関心があることが感じられた。

第7 終わりに

本研修で研修を受けたRSJP教官候補生は、研修最終日、「本研修で得た知見を母国で待つ後進に伝えていきたい」と語っていた。本研修を受けたRSJP教官候補生は、2010年12月、RSJPで生徒による模擬裁判が実施された際に指導役を務めた。生徒が実施する模擬裁判では、手続法、実体法の理解が十分でないことから生じる誤り等が散見されたが、教官候補生による講評では、的確に誤り等を指摘し、十分なアドバイスがなされたと聞いている。本研修の成果を最大限活かすためにも、彼らが今後もより多くの後進の指導に尽力することを期待したい。

最後に、本研修に多大な御支援、御協力をいただいた各関係者の方々に深くお礼を申し上げます。



第8回カンボジア法曹養成支援研修日程表

月 日	曜 日	10:00	14:00	
		12:30	17:00	
10 / 18	月	JICAオリエンテーション	国際協力部オリエンテーション	講義「日本の法曹養成制度の概要」
			国際協力部教官	国際協力部教官
10 / 19	火	模擬裁判(弁論準備手続) 磯川剛志弁護士・国際協力部教官	民事判決起案演習	国際協力部教官
10 / 20	水	模擬裁判(弁論準備手続の結果陳述, 原告本人尋問) 磯川剛志弁護士・国際協力部教官	模擬裁判(被告本人尋問)	磯川剛志弁護士・国際協力部教官
10 / 21	木	模擬裁判(証人尋問) 磯川剛志弁護士・国際協力部教官	判決起案	
10 / 22	金	京都地方裁判所見学	京都地方裁判所見学	
10 / 23	土			
10 / 24	日			
10 / 25	月	模擬裁判(判決言渡し) 国際協力部教官	模擬裁判(判決言渡し) 国際協力部教官	模擬裁判講評 国際協力部教官
10 / 26	火	模擬裁判講評・記録修正検討 磯川剛志弁護士・国際協力部教官	模擬裁判講評・記録修正検討	磯川剛志弁護士・国際協力部教官
10 / 27	水	大阪地方裁判所民事執行センター見学	模擬裁判講評・記録修正検討	国際協力部教官
10 / 28	木	民法演習 国際協力部教官	民法演習	国際協力部教官
10 / 29	金	総括質疑 国際協力部教官	評価会	閉講式
10 / 30	土	帰国		

～ 国際研修 ～

国際協力人材育成研修（第2回）

国際協力部教官

松原 禎夫

第1 はじめに

法務省は、1994年からベトナムに対して法整備支援を始めたが、アジア諸国から支援の要請が高まったことから2001年4月に法整備支援の専従部門として法務総合研究所内に国際協力部を新設した。国際協力部には、現在、裁判官、検察官、法務事務官出身の教官と国際協力専門官がおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術支援に協力して、アジア諸国に対して法整備支援を行っている。

法務省が今後も開発途上国に対する法整備支援活動を適切に推進していくためには、これに携わる人材、特に支援受入国に滞在して業務に従事する人材を育成する必要がある。そこで、法務省は、2009年度に法務・検察職員を対象に「国際協力人材育成研修」を実施した。研修員は、相応の経験があり、数年以内に即戦力として法整備支援活動に携わる可能性のある者となっている。今回は、その2回目の研修である。

本研修は、国際協力部で法整備支援に関する講義を受け、開発途上国に赴いてプロジェクトの現場実務を直接見聞する方式をとっている。これにより、研修員は、我が国の法整備支援活動の実際を理解するとともに、法整備支援活動に関する知識及び技術を習得することが期待されている。以下、この研修の概要、結果等について紹介する。

第2 研修の概要

1 研修期間 2010年10月20日～11月2日（移動日等を含む）

2 研修場所

国内 法務総合研究所国際協力部

国外 ベトナム社会主義共和国ハノイ市

3 研修員

間野 明 法務省大臣官房民事訟務課付検事

三井 賢 法務省民事局総務課係長

横田 正久 横浜地方検察庁検事

岩根 哲康 さいたま地方検察庁熊谷支部検事

山崎 文子 前橋地方検察庁検事

4 研修内容（研修日程については別添日程表参照）

(1) 国内（10月21日・22日，11月1日・2日）

- ① 国際協力部の業務及び日本の法整備支援活動に関する講義
- ② ベトナム法整備支援及びベトナム法の特徴に関する講義
- ③ カンボジア法曹養成支援研修聴講
- ④ 国外研修終了後の研修レポート作成・発表
- ⑤ 総括質疑応答

(2) 国外（10月25日～29日）

- ① JICA長期派遣専門家による講義
- ② 法整備支援プロジェクトベトナム側関係機関訪問・見学
- ③ バクニン省人民検察院におけるワークショップ聴講
- ④ ハノイ法科大学日本法センター在學生に対する日本法講義
- ⑤ 他ドナー主催セミナー参加

第3 研修結果

1 国内研修前半

(1) 10月21日

ア カンボジア法曹養成支援研修聴講

同時期にカンボジア王立裁判官・検察官養成校の教官候補生を対象とした本邦研修が実施されていたことから，法整備支援の実際を理解するため，カンボジア研修員による模擬裁判を聴講した。

イ 講義「国際協力部の業務等」（国際協力部長）

国際協力部の業務概要，日本の法整備支援の歴史，特色及び重要性についての説明を受けた。

(2) 10月22日

ア 講義「ベトナム法整備支援の概要及びベトナム法の特徴」（松原）

ベトナム法整備支援の経緯，これまでの成果及び現在直面している問題点並びにベトナム法の特徴等について講義した。

イ 研修員講義準備

ハノイ法科大学日本法センター在學生に対して，研修員が日本法の講義をするため，その準備を行った。

2 国外研修（引率：松原）

(1) 10月25日

ア 他ドナーによるセミナー参加

EUなどが出資するJPP（Justice Partnership Program）主催のベトナム司法改革に関するセミナーの一部に参加した。

イ 講義「ベトナムの弁護士について」（JICA法・司法制度改革支援プロジェクト 小

幡葉子長期専門家)

ハノイ市内のJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所において、弁護士である小幡専門家から、ベトナムの弁護士の沿革・現状、単位弁護士会及びベトナム弁護士連合会の現状、JICAによる弁護士支援の概要、ベトナム司法制度改革と弁護士の今後等について説明を受けた。

ウ 講義「ベトナム刑事手続について」(JICA法・司法制度改革支援プロジェクト 西村修長期専門家)

同事務所において、裁判官出身である西村専門家から、ベトナム刑事手続・検察制度の概要及び問題点、現地専門家の活動内容及び課題等について説明を受けた。

エ 講義「ベトナム法整備支援プロジェクト概要」(JICA法・司法制度改革支援プロジェクトチーフアドバイザー 西岡剛長期専門家)

同事務所において、当部教官出身である西岡チーフアドバイザーから、ベトナム法整備支援プロジェクトの概要、進捗状況、各長期派遣専門家の活動等について説明を受けた。

(2) 10月26日

ア 司法省訪問

ハノイ市内にある司法省を訪問し、国際協力局長グエン・カイン・ゴック氏及び同局上席専門官ディン・ビツ・ゴック氏と面談した。両氏は、法・司法制度改革支援プロジェクトのベトナム側責任者である。

ゴック局長からは、ベトナム司法制度の問題点、日本による法整備支援の課題、日本への期待について話があった。



イ 最高人民検察院訪問

ハノイ市内にある最高人民検察院を訪問し、同院検察理論研究所副所長ヴ・ヴァン・モック博士と面談した。この席において、モック博士から、検察院の権限・組織及び刑事訴訟法改正の主要論点などに関する話があり、研修員との質疑応答が行われた。



(3) 10月27日

ア 最高人民裁判所訪問

同市内にある最高人民裁判所を訪問し、国際協力副局長チャン・ヴァン・トゥ氏及び同局法律専門官チャン・ゴック・タイン氏と面談した。トゥ副局長からは、JICA法・司法制度改革支援プロジェクトの最高人民裁判所に対する支援概要・効果、ベトナムの司法手続・裁判所制度・裁判官の任用手続などに関する話があり、研修員

との質疑応答が行われた。



イ 弁護士連合会訪問

ハノイ市内にあるル・ティエン・ズン弁護士（弁護士連合会国際協力委員会委員長）の事務所を訪問し、同人と面談した。ズン委員長から、ベトナム弁護士連合会の概要、弁護士の現状、刑事弁護上の問題点などに関する話があり、研修員との質疑応答が行われた。



ウ 講義「ベトナム社会と日本、JICA技術協力のこれまでと展望」（JICA法・司法制度改革支援プロジェクト 山本泉長期専門家）

山本専門家は、業務調整員として多数のJICAプロジェクトに関与した経験を有している。プロジェクト事務所において、同氏から、ベトナムと日本社会の比較、ベトナムにおけるJICA事業の歩みと今後の展望などについて説明を受けた。



(4) 10月28日

バクニン省人民検察院におけるワークショップ聴講

検察院で実施されたワークショップを聴講した。テーマは、日越における検察官の役割である。グエン・ティエン・ロン次席検事及び西岡チーフアドバイザーにより両国における検察官の役割に関するプレゼンテーションが行われ、その後、質疑応答が行われた。質疑応答には、研修員の参加も認められ、研修員は活発に質問し

ていた。その後、同検察院検事正主催の招宴があった。



(5) 10月29日

ア ハノイ法科大学内名古屋大学日本法教育研究センターにおける講義実習

ハノイ法科大学及び同大学内に「日本法教育研究センター」を設置している名古屋大学の取り計らいで、日本法を学んでいる大学3年生18名に対し、研修員による日本の検察官の役割についての授業を実施した。聴講生はいずれもハノイ法科大学の通常課程に加えて、日本法センターにおいて日本語と日本法を学んでいる学生である。研修員はパワーポイントスライドを利用しながら日本の検察官の役割などについて日本語で説明し、質疑に応じた。その後、付近の食堂で、聴講生らと昼食を共にしながら質疑を継続した。



イ 資料収集等

3 国内研修後半

(1) 11月1日

ア レポート作成

イ 総括質疑応答（国際協力部教官 森永太郎）

本研修で学んだことを基に、我が国による法整備支援及びベトナム司法制度の問題点等につき質疑応答、討論を行った。

(2) 11月2日

ア 総括質疑応答（松原）

今後、ベトナムに必要な支援について討論し、同支援に対応するPDM案を作成するなどした。

イ 解散・研修員帰庁

第4 終わりに

本研修においては、国内で法整備支援及びベトナム司法制度に関する基礎的知識を学んだ後、ベトナムにおいて、法整備支援の現場を見聞した。JICAベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトのカウンターパートであるベトナム司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、弁護士連合会及びバクニン省検察院を訪問したが、いずれの機関も、それぞれの現状と課題につき詳細に説明してくれた上、質疑応答も活発に行われ、研修員らにとって大いに参考になった。また、本職及び長期専門家にとっても有益な情報を得ることができた。研修員らは、法整備支援の実態をかいま見ることにより、大いに刺激され、法整備支援への関心を深めた様子であった。なお、研修員の感想文を文末に掲載しているので、併せてお読みいただきたい。

最後に、今回の研修に御協力いただいた日越双方の関係者の皆様方に深くお礼を申し上げます。

国際協力人材育成研修を終えて

法務省大臣官房民事訟務課付検事

間 野 明

第1 本研修の成果等について

私は、2010年10月21日から同年11月2日までの間に実施された法務省法務総合研究所国際協力部主催の国際協力人材育成研修に、3名の検事及び1名の法務省民事局法務事務官とともに参加した。

この研修においては、研修期間中の同年10月24日から同月29日までの間、国際協力部松原教官の引率の下、ベトナム社会主義共和国の首都ハノイ及びバクニン省における海外研修が予定されており、これに先立ち国際協力部の講義が行われた。

私は、この研修に参加する以前は、同期が法整備支援のための長期専門家として海外に赴任していたことは知っており、興味は持っていたものの、具体的にどのような支援活動を行っているのかについてはほとんど知識がない状態であった。私は、漠然と、法整備支援というのであるから、支援受入国の方からの要望を聞き、それに沿う内容の法律等の草案を起案して、支援受入国の方にその内容を伝えるという作業を行っているであろうという程度の想像しか持ち合わせていなかったし、その趣旨についても、単純に「困っている人がいるから手助けする」ということから実施されているものと理解しており、それが日本の国益と、どのように関係するのかという視点で考えたこともなかった。

私は、この研修を受け、特に、現地のベトナムへ行って、その活動の現場や支援受入国の方々の対応を目の当たりにすることで、法整備支援の具体的な実情やその容易ならざる点、我が国における法整備支援の重要性を知ることができた。さらに、我々を暖かく迎え入れてくれた支援受入国の方々の対応からは、我が国による法整備支援が強く望まれており、また、それに対して、現地で活動するJICAの法・司法制度改革支援プロジェクト事務所の西岡剛チーフアドバイザーをはじめとするスタッフの方々が、これまで支援受入国の要望に応えるべく大変な努力を積み重ねて、その信頼を得ているのだということを体感することができた。何より私にとって良かったのは、そのようなこれまでのスタッフの方々の努力の上に今回の研修が行われたことによるところが大きいと思われるが、ベトナムのことを知り、政治や文化等に隔たりはあるものの、ベトナムという国が大変好きになれたことであり、ベトナムで暮らす人々の生活がそれぞれの人にとってより有意義なものとなってほしいと感じ、そのために自分が法律家としての知識が役立つのであれば、ぜひ協力したいという気持ちを強くしたことであった。

私にとって今回の研修で幸運であったのは、以前、西岡チーフとは、名古屋地方検察庁

で2年間一緒に勤務したことがあり、小幡葉子弁護士とは、私の前任地である東京法務局訟務部で2年間一緒に勤務しており、その人柄等よく知っていたことであった。そのため、私は、ベトナムに到着した当初から何の違和感もなく西岡チーフや小幡弁護士に対して率直に疑問点を質問したりすることができ、非常にベトナムでの研修に溶け込みやすかった。

上記のような成果について、研修内容ごとに具体的に述べたい。

第2 研修の概要等

私たち研修員は、まず日本において、カンボジアから来日して本邦研修を受けていたカンボジアの裁判官による模擬裁判の様子を傍聴した後、山下輝年国際協力部長から国際協力全般にわたる講話を受け、松原教官によるベトナムの法制度等についての講義を受けた。

その後、私たちは、ベトナムに赴き、Justice Partnership Program (JPP) 主催のワーキングセミナーへの参加、4名の長期専門家によるベトナムの法制度やベトナムにおける法整備支援の状況に関する講義、司法省、最高人民検察院 (SPP)、最高人民裁判所 (SPC) 及びベトナム弁護士連合会 (VBF) 国際協力室長弁護士の各表敬訪問、バクニン省人民検察院におけるワークショップへの参加、ハノイ法科大学日本法研究センターにおける講義等の研修内容であった。

第3 海外研修により取得できたこと等について

1 4名の長期専門家による講義及び各表敬訪問について

- (1) ベトナム到着の翌朝から、JPP主催のワーキングセミナーに参加し、法整備支援の様子を経験した後、プロジェクト事務所にて、2日間にわたって、ベトナムの法制度やベトナムにおける法整備支援の状況に関する講義を受けた。

この講義は、日本での松原教官による講義をより具体的にした内容で、大変丁寧な説明であった。そのため、その後の表敬訪問において、表敬訪問先の方のそれぞれの視点でのベトナムの司法制度の説明について、理解を深めるのに有意義であった。

この長期専門家による講義を受け、ベトナムの司法制度と、日本の司法制度が大きく異なることに驚きを覚えるとともに、これまで実務に携わる中で、それほど意識しなかった我が国の司法制度の根拠等について改めて見直すための機会にもなり、また、見直すための視点を増やすことができ、今後の日本での職務を行うに当たっても得るものがあった。ベトナムの司法制度において、国家権力が国会に集中しており、三権分立の概念はなく、各国家機関への権限分配にすぎないことや、政府とSPCとSPPが国会の下で同列に位置づけられていること、ベトナムの検察においては裁判所を監督する機能を有していることなどは、これまでに考えたこともなかった形態であり、特に、裁判所に、法律の解釈権限がなく、法律の解釈権限が国会にあるという点については、私は、これまで、事実認定と法律の解釈適用が司法の中核的要素であり、これらの能力を有しているからこそその法律家であると認識していたため、非常に驚いた。

日本での講義及び長期専門家の講義により、ベトナムの法制度の概要を知ったもの

の、あまりの日本との相違の大きさに、このような日本との制度の相違がどのような状況を生み出すのか全く想像もつかない状態であった。

しかしながら、その後の各表敬訪問先でのお話や、食事会などの正式な研修カリキュラム以外で折に触れて長期専門家の方々から聞いた法整備支援活動の状況から、このような日本との制度の相違が、法整備支援活動の実施に当たっても様々な影響を及ぼしているように感じた。

- (2) SPPでは、理論研究所副所長から、そもそも司法機関に何が含まれるのかという点についても様々な意見があることから始まり、刑事司法制度などについて詳細な説明を受けることができた。同所長からは、地方の検察院では、職員が20人以上で利用するコンピューターが1台しかないところもあるため、人材に知識、能力があってもいかせないので、施設等物的支援があると助かる旨の話もあり、これは法整備支援活動の範囲外なのであろうが、法整備支援に当たっては、支援受入国の方々、実際に運用できる内容のものかという点にも配慮が必要であることが分かった。
- (3) また、長期専門家による講義の中で、ベトナムの国民性やベトナム国民から見た日本の法律概念についての説明もされ、その中で、ベトナムにおいては、静的安全が重視されており、表見法理や即時取得の概念について、なぜ権利者が権利を失わなければならないのかなかなか理解してもらえず、また、占有権についても、なぜ泥棒の占有権を保護しなければならないのかといった疑問が呈されるなどの話を聞き、これまで、私が、当たり前のように考えてきたことも、決して当たり前のことでも何でもなく、一つの考え方にすぎないことや、上記の理由としてはベトナムの国民性が背景にあるのであろうから、ベトナム側にこれらの概念を理解してもらうために、長期専門家が、その根拠を深く掘り下げて、非常に粘り強く丁寧に説明を繰り返していることが分かった。世界の国々が行う法整備支援活動の内容にも、様々な態様があると聞いたが、日本が行っている法整備支援活動は、ベトナムとの相互理解を深めながら、地道に行われていることを理解することができ、また、そのために大変な労力をかけていることも容易に推測できて頭が下がる思いであった。

2 バクニン省人民検察院におけるワークショップについて

- (1) 私は、松原教官や長期専門家の講義により、ベトナムにおける法整備支援活動においては、ベトナムの自主的な実務改善能力の向上等を図るために、パイロット地域としてバクニン省において、人民裁判所や人民検察院から、実務上の問題点を挙げてもらい、その改善策を立てるということをベトナムの中央機関に経験させることで、その企画力を向上させて、ベトナムの自主性に基づいて、他の地方における実務改善まで行うことができるようにし、法律案の起草にも反映させるようにするというところを行っていることを知り、ベトナムの今後についてよく考えられた手法を工夫していることが分かった。

実際、バクニン省でのワークショップに参加させてもらった際の対応からは、長期専門家らによる日本の法整備支援活動に対する信頼と感謝の大きさを実感すること

ができた。

また、このワークショップでは、次席検事から、検察官も裁判官も、事実を明確にして、事件の解決を図ることを目標としているとの発言を聞いて、当たり前のことではあると思われるが、理解し合えるという安心感が湧いたことから、法整備支援活動を実りあるものにするためには、このような共有できる価値観にまで遡ってお互いを理解する必要があると感じた。

- (2) 私は、このように成果を上げている活動であれば、これをバクニン省で続けていけば、より大きな実務改善効果が得られるのではないかと単純に考えた。

しかしながら、長期専門家から、バクニン省だけを対象とし続ける際には、他の地域との不平等感にも配慮しなければならないと聞かされ、物事はそう単純にはいかず、難しい面があると納得した。

私は、SPPやSPCの表敬訪問の際などに、地方の人民裁判所や人民検察院においては、日本の検察官のような広域異動は一般的にはなく、その地方で勤務を終えるのが通常であることを聞いていたことから、この点の影響もあるのであろうかということも頭をよぎった。日本では、裁判官も検察官も、全国転勤があり、特定の地域に勤務したからといって、その地域との結びつきの点から、他の地域で試験的なことが行われ続けても、それを不公平と感じることはないのではないかとされた。

このような観点から、我が国の裁判官や検察官の広域異動の意義について、改めて見直してみる契機にもなった。

- (3) このバクニン省における研修は終盤の研修であったが、最初の長期専門家による講義で知ったことや各表敬訪問の際のやりとりから感じたところ等も併せて考えてみて、私は、法整備支援においては、支援受入国との間で、法制度やこれに対する考え方など様々な表面上の相違があったとしても、共通する価値観を見いだせるよう、相手の考え方の背景や、それぞれの制度の根拠に遡っていき、お互いに共有できる部分を少しずつ広げていき、相互の信頼関係を築いていくことが重要であり、かつ、そのためには地道なコミュニケーションといった大変な労力が必要であると理解された。さらには、支援受入国の中でも様々な立場の人々がいることから、その人たちの間でも、できるだけ共通の価値基盤が形成されるよう助力することも、法整備支援を行う上で、困難ではあるが、重要な活動ではないかと思われた。その意味では、これまで、私が日本で当たり前のこととしていた裁判官、検察官、弁護士が全く同じ教育を受けてから実務に就くという司法修習の制度は、それぞれ立場は違っても、議論の土俵は同じであるというお互いの信頼感を醸造する上で、非常に有益であり、私は、日々の職務において、あまり意識することもなく、その恩恵を受けていると思った。

3 ハノイ法科大学での講義について

私たちは、日本の検事の役割について講義することとなったが、実際に、講義をしてみて、法制度に関する自分の理解を分かりやすく伝えることの難しさや、自分が当たり前と思っていることについて、別の視点から改めて考え直し理解を深めることの重要性

を実感した。法整備支援の活動に従事する上では、相手方の価値観との共通点を探るという観点からも、このような自分の基本的な理解の再確認が重要であると思われ、その意味で、私たちによる講義の形式ではあったものの、私にとっても得るところが大きかった。

第4 まとめ

今回、このようなベトナムでの海外研修を含む国際協力人材育成研修に参加する機会を与えられ、大変有意義であったと考えている。これまで、具体的なイメージがなかった法整備支援の活動やその重要性についても理解を深めることができた。それとともに、法整備支援を最終的に実りのあるものにするためには多くの困難も伴い、相互理解のための大変地道で忍耐強い努力の積み重ねが必要であることが体感できた。それだけに、法整備支援はやりがいのある仕事であると感じた。

今回の研修で、私たちがどの場所を訪ねても必ず歓迎されたことからしても、長期専門家をはじめとするプロジェクト事務所の方々が、このような大変な努力を積み重ね、ベトナムの関係者の方が期待に応えて、信頼を獲得してきたのだということが十分体感できた。

また、西岡チーフをはじめとするプロジェクト事務所の方々には、研修の正規のカリキュラム以外の食事会等の場面でも、私たち研修員のベトナムでの滞在がより有意義なものとなるよう様々な配慮をしてもらい、私は、ベトナムの法整備支援関係者のみならず、ベトナムの人々が非常に活発に、そして生き生きと活動している様子を体感することができた。そのおかげで、私は、これまで漠然と認識している程度であったベトナムという国が、とても好きになることができた。今後、法整備支援に関われる機会があれば、積極的に取り組みたいし、日常生活の上でも、ベトナムの動向について関心を持ち続けたいと思うようになったことは、この研修での大きな成果だと考えている。

今回の研修は、私にとって、一生忘れられない、得難い経験であり、国際協力部の方々には感謝してもしきれない思いである。

平成22年度国際人材育成研修報告書

法務省民事局総務課係長

三 井 賢

1 はじめに

この研修は、法務省が今後も開発途上国に対する法整備支援活動を適切に推進していくために、これに携わる人材、特に支援受入国に派遣されて長期専門家としての業務に従事する人材を育成する必要があることから、法務・検察職員で法整備支援に関心を持つ者を対象に実施されるものです。そのため、この研修においては、法務総合研究所国際協力部において法整備支援に関する講義を受けた後、開発途上国、具体的にはベトナムにおける法整備支援プログラムの現場実務を体験することなどにより、我が国の法整備支援活動を理解することがその目的としているところです。

以下、主な研修内容の概要及び結果等について、報告します。

2 主な研修内容及び結果等

(1) カンボジア法曹養成支援研修における模擬裁判の聴講

国内研修では、同時期に国際協力部において実施されていたカンボジア法曹養成支援研修における模擬裁判の様子を聴講させていただきました。この研修では、カンボジア王立裁判官・検察官養成校において、同校における教官として活動する予定の候補生に対して実施されている民事法教育に対する支援だと理解しているところです。

このカンボジア法曹支援養成研修における模擬裁判を聴講するに当たって、候補生が既にカンボジアにおける現役の裁判官であり、相応の経験を積んできている方々であることに、若干の驚きを覚えました。なぜなら、一般的な日本の感覚からすれば、現役の裁判官に対して、模擬裁判などの研修を通じて、民事法及び民事訴訟実務に関する指導を行うための支援を行うことは考え難く、法整備支援の実情を感じ取れる貴重な体験であったといえるからです。しかしながら、同研修に参加していた候補生は、とても真摯かつ情熱をもって同研修に取り組む姿勢があり、この熱意が法整備支援を意味のあるものにするのだという実感を持つに至りました。

(2) ベトナム法・法整備支援プロジェクト等について

国外研修1日目は、ハノイ市内にあるJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所において、ベトナム法整備支援プロジェクトの概要等について、詳細な説明を受けることができました。

この説明において、これまで起草支援を行ってきた民事訴訟法や破産法、また民法な

どの基本法令がベトナムにおいて成立したという成果について説明を受けました。基本法令の起草支援だけでなく、検察官マニュアル等のベトナムにおいて法令を運用していく実務家のためのマニュアル作成等の支援を行っていることも知ることができ、ベトナムにおける日本の支援が着実な成果をあげていることを実感することができました。

一方で、法整備支援を行うには、その国の文化や宗教、又は既存の制度の歴史的な成立の背景など様々な要素を取り入れることが必要であることも理解できました。単に、日本ではこういう制度であるから、同じようにそれを取り入れることを強要するだけでは、何ら支援として成り立つものではなく、相手国にとって受け入れられるものを連携を密にして互いに考えていくことが重要であることも理解することができました。

(3) 司法省訪問

国外研修2日目（午前）には、ベトナム司法省を訪問しました。ここでは同省の国際協力局長を表敬し、意見交換する機会を与えていただきました。ここでは、これまでの法整備支援における日本との協力において成立した法律等も多く、この分野における協力関係は、日本とベトナムとの将来において有益であるとの発言がありました。また、司法省の現状として、司法制度に対するニーズは多いが、それに応えられるだけの人材が不足しているなどの現状があることも理解することができました。

今後とも、限られた資源の中で、最も効率的な方法を選びつつ、良い成果をあげていくためには、ベトナム側の法整備支援における窓口役としての司法省の役割は非常に重要であると感じたところです。

(4) 最高人民検察院訪問

国外研修2日目（午後）には、最高人民検察院（SPP）を訪問しました。ここでは、理論研究所副所長にベトナムにおける検察制度についての詳細な説明を受けることができました。

この説明の中で印象的であったのは、今後日本からどのような支援を必要と考えているかという質問に対して、人は最も重要な資源であり、検察官等の司法に関わる者の能力向上を図ることが様々な問題に直面したときにもその問題を解決することができるので、引き続き、人材育成の面での積極的な協力をお願いしたい旨の発言です。

確かに、法整備支援に限らず、特定の分野に対する国際協力は永久に続くものではないので、いろいろな問題に直面したときにそれを解決することができる人材を育成することが、根本的かつ本質的な支援となるのではないかと感じたところです。

なお、これと併せて、物的資源の支援もお願いしたい旨の発言もありましたが、開発途上国のたくましさをかいま見ることができる一幕であったと思います。

(5) 最高人民裁判所訪問

国外研修3日目（午前）には、最高人民裁判所（SPC）を訪問する機会を与えていただきました。ここでは、国際協力副局長から、SPCとJICAとの協力関係及びベトナムにおける裁判制度の特徴などについて、詳細な説明を受けることができました。

SPCとJICAとの協力関係については、その成果の一つとして、判決書作成マニュアル

の作成について説明がありました。これは、各省レベル等における裁判官が実務を処理するに当たって、特に重大な問題などについての解決方法を記載したものであり、裁判実務の円滑化に資するものとして活用されていることなどについての説明がありました。

また、裁判制度の特徴について、特に印象的であったのは、ベトナムの裁判官は、法令の解釈を行う権限がないという点です。例えば、殺人事件の判決をするに当たって、どのような量刑とするかは細かく法律に記載されており、裁判官はその当てはめを行うと理解したところです。日本の法律には細かい判断要素は規定されていないため、解釈が必ず必要となりますが、ベトナムではそれができないこととなります。ただし、やはり判断に迷うことはあるであろうし、完全に解釈なしで判決することは困難ではないかと考えられることから、上述の判決書作成マニュアルのニーズがあったのではないかと考えられるところです。

今後、ベトナムにおいても判例の普及活動は一つのテーマであり、判決を研修するなどにより、より質の高い裁判が実現されていくものと期待するところです。

(6) ベトナム弁護士連合会訪問

国外研修3日目（午後）には、ベトナム弁護士連合会を訪問する機会を与えていただきました。ここでは、国際協力室長から弁護士の立場から見た刑事手続の流れ及びベトナムにおける弁護士会の活動などについて、詳細な説明を受けることができました。

刑事手続において印象深かったのは、刑事事件において、被疑者あるいは被告人が弁護士を付ける割合は、全体の10%程度ではないかという点です。また、捜査機関における取調べ等において、弁護士が立ち会う権限があるものの、それには勾留中の者からの依頼書が必要であるが、勾留中の者には会うことが難しく、結局依頼書が取れないなどの制度上の矛盾がある等の説明もありました。現段階においては、ベトナムにおける刑事手続では、弁護士の地位が高いとは言えず、その権限も効果的に機能していない印象を受けました。今後の課題の一つであろうと認識したところです。

また、ベトナムにおける弁護士は、ハノイやホーチミンなどの大都市に集中している状況があり、その他の地域においては、弁護士へのニーズはあるものの、弁護士がいない地域も存在している。今後、弁護士の偏在を解消し、ベトナム全体に弁護士の活動の地域的な広がりを確保することが、弁護士会としての課題の一つであり、また政府とも連携して解決していく問題であると考えられます。

(7) バクニン省検察院ワークショップへの参加

国外研修4日目には、バクニン省検察院におけるワークショップに参加させていただきました。

一般的に法整備支援というと、中央政府等の機関に対して実施するというイメージであるが、バクニン省をパイロット地域に選定し、地方機関に対する直接的な法整備支援活動を実施している点は、日本の法整備支援の特徴であると考えられます。

このワークショップでは、バクニン省検察院の主に次席検事から検察制度や刑事手続

についての詳細な説明があった後、西岡チーフアドバイザーから日本の検察制度についての説明を行い、その後質疑応答という形式で進行されました。質疑応答は、主に研修員からの質問に次席検事が答えるという形となりましたが、研修員からは、バクニン省における控訴率、検察院における決裁方法・検事正及び次席検事の職務内容、検察官の一日の業務スケジュール、参審員の関与する裁判における求刑と判決の量刑の差及び無罪率0%（上述の次席検事の説明において、バクニン省においては過去10年間無罪率0%を維持している旨の説明がありました。）の要因等についての質問がされ、活発な質疑を行うことができ、熱のこもったワークショップとなりました。

(8) ハノイ法科大学日本法研究センターにおける実習

国外研修5日目には、ハノイ法科大学日本法研究センターにおいて、「日本の検察官の役割」についての講義を日本法を勉強している学生に対して実習として実施しました。私自身は、講義テーマの内容から、特段お役に立てることがなく、大変申し訳なく思っているところですが、研修員の方々の難しい内容を分かりやすい平易な言葉に置き換えて説明する様子を目の当たりにして、難しいことを分かりやすく説明することの難しさを実感したところです。また、学生の熱心に聴講する様子を目の当たりにして、改めて、何かを学ぶことの重要性を痛感したところです。

3 本研修についての所感

本研修に参加させていただいた結果、法整備支援とは、相手国の歴史・文化・伝統を的確に理解した上で、相手の求めにそのまま応じるのではなく、また、早急な成果を求めてこちらの考えを押し付けるものではないということを実感することができました。また、日本の法律や制度をもとに支援するとなれば、当然ながら日本のことを良く知っている必要があります、それは、単に知っているだけではなく、時には、なぜそうなっているのか、なぜその制度を採用しているのかといった起源から追求していくことが説得力を持ち、また相手の理解にも資することであると認識することができました。単に支援する側とされる側という関係ではなく、お互いに納得のできるものを作り上げるパートナーであるという姿勢が重要であることも実感することができました。

おわりに、西岡チーフアドバイザーを始めとする長期専門家の方々、現地事務所のスタッフの方々の日々の努力に深い尊敬の念を抱くとともに、研修員を暖かく歓迎していただいたことに感謝いたします。この研修は私自身にとって得難い経験であり、人と協力して何かを作り上げることの大切さを心がけて、日々の業務にまい進したいと思います。

国際協力人材育成研修に参加して

横浜地方検察庁検事

横 田 正 久

第1 百聞は一見にしかず

私は、2010年10月20日から11月2日までの間に開催された国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

これまで、法整備支援活動について何も知らなかった私であったが、この研修に参加し、実際にベトナムの法律実務家、長期専門家らと接したことで、これまでの考え方は劇的に変化した。

百聞は一見にしかずというが、この研修で法整備支援活動の現実を肌で感じる機会がなければ、私の考え方がここまで変化することはなかったと思う。

第2 常識の崩壊

検事としての日常的な仕事をしてきた中で、私は、日本の現行の法制度を当然の前提として考え、何の疑問も持ってこなかった。しかし、ベトナムの法制度についての理解が深まるにつれて、それが実は当然の前提ではなかったことに非常に驚かされた。これまで、ごく当たり前に考えてきた三権分立や当事者主義までもが、実は一国が政策的に採用した一つの法制度にすぎなかったのである。

しかし、法律家であるはずの私は、現実には、三権分立や当事者主義を採用することで、どのようなメリット・デメリットがあるかについて、こうした法制度を採らない国の人々が納得できるような具体的な説明をすることはできなかった。よく、「外国語を学ぶことは、日本語を学ぶことである。」などと言われるが、外国の法制度を学ぶことは、結局のところ、日本の法制度を学ぶことにつながる。日本の法制度の沿革や趣旨、メリット・デメリットまで理解していないと、それを相手に理解してもらうことはできないのである。

これまで、法整備支援活動というと、単純に「発展途上国において、未発達な法制度を整備する活動」という上からの目線でしか考えてこなかった私の従来の考えは、「では、私は日本の法制度について、一体何を知っているのか。」という点で、完全に打ち砕かれることになった。

第3 我々がなすべきこと

ベトナムで、長期専門家の一人が、「ベトナムにおける法整備支援活動では、相手から要望があれば応えるが、こちらの側からどうすべきだということはしていない。それをす

るようになったら終わりである。」と言っていたことが強く印象に残っている。法整備支援活動を上からの目線でしか考えてこなかった私には、最初、その意味が理解できなかった。

しかし、一国において、どのような法制度を採用するかは、その国の主権に関わることである上、各法制度には、それぞれメリット・デメリットがあることを考えれば、どの法制度を採用するか決めるのは支援の受入国の人々であるのは当然のことである。我々がすべきなのは、相手の実情を十分理解した上で、必要な情報を提供することである。そんな当たり前のことを理解できたのは、この研修に参加したおかげである。

第4 ノブレス・オブリージュ

ベトナムで会った法律実務家らは、いずれも、ベトナムを代表する知識人であり、優秀さも熱意も極めて高いレベルにあり、自国を少しでも良くしようとする気概は、明治から戦後にかけて活躍した多くの日本人を連想させた。一方、日本から派遣されている3人の優秀な長期専門家も、私生活を犠牲にして、異国の地で絶え間ない努力を続けていた。法整備支援活動も、人と人との間の信頼関係がないと成り立たないはずであるが、特に、その信頼関係を築くために、英語だけでなくベトナム語にも習熟し、民法の起草支援だけでなく、相手国の各カウンターパートや他のドナー国との総合調整役をしていた西岡さんの御苦勞は、並大抵のものではないであろう。

限られた予算の中で、日本でしかできない支援をしていくというのは、非常に有意義なことであると思う。しかし、そのためには、相手国の各カウンターパートや他のドナー国との意見交換を重ね、相手の歴史、文化、法制度を理解した上で、そのニーズを適切に読み取り、相手国や他のドナー国と調整をするという実に骨の折れる作業があるはずである。

日本でしかできない効率的な支援の内容を見極め、それを実現していくのは、それに関わる人間の崇高な熱いハートであると痛感した。

第5 終わりに

本研修では、国際協力部においては山下部長、森永教官、松原教官から、ベトナムにおいては西岡さん、小幡先生、西村さん、山本さんらから、それぞれ大変貴重な話を聞くことができた。効率的で充実した日程を組んでいただいたおかげで、短期間にも関わらず、法整備支援活動の一端をかいま見るだけでなく、ベトナムの文化、歴史、人間を知ることができ、ベトナムという国が大好きになった。

本研修に参加し、法整備支援活動とは何かということを通して、私の目を見開かせていただくとともに、日越両国の国際協力の芽を育む機会を与えていただき、心より感謝いたします。

国際協力人材育成研修に参加して

さいたま地方検察庁熊谷支部検事

岩 根 哲 康

1 はじめに

私は、2009年10月20日から11月2日までの日程で、国際協力人材育成研修に参加させていただいた。この研修は、法務省法務総合研究所国際協力部（以下、「ICD」という。）が独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）と共同実施している開発途上国に対する法整備支援活動に関し、将来、長期専門家として開発途上国に派遣される際に要求される知識及び技術の習得を目的として実施されたものである。

私たちは、まず、ICDにおいて、カンボジア法曹養成支援研修研修員による模擬裁判を聴講した上、山下部長及び松原教官から、ICDによる法整備支援活動の概要、殊にベトナムにおける法整備支援活動の経緯及び概要について御講義いただいた。その後、ベトナム社会主義共和国ハノイ市に移動し、現地のJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所に所属する長期専門家（チーフアドバイザー）の西岡剛検事らから、ベトナムの民事法、刑事司法制度及び法整備支援活動の概要について御講義いただくなどした上、ベトナム司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所等のいわゆるカウンターパートを訪問したほか、現行の法・司法制度改革支援プロジェクトにおける試験地域であるバクニン省の人民検察院を訪問してワーキングセッションに参加するなどして、ベトナム法及びその執行状況、司法制度の運用状況並びに法・司法制度改革支援プロジェクトの実施状況について見聞した。また、ベトナムでの最終日には、ハノイ法科大学において、日本法を学んでいる学生を対象として、日本の検察官の役割について講義する機会をいただいた。帰国後は、ICDの森永教官から、改めてベトナムその他の開発途上国に対する法整備支援活動の経緯及び各国の法律、司法制度の問題点等について、詳細な御講義をいただいた。

ところで、JICAの公式サイトによれば、国際協力人材（長期専門家とほぼ同義と思料される。）として活動するために必要な知識・技能は、①分野・課題専門力、②総合マネジメント力、③問題発見・情報分析力、④コミュニケーション力、⑤援助関連知識・経験、⑥地域関連知識・経験の六つに分類できるとされている。これらの知識・技能のうち、①分野、課題専門力は、検察官である以上、当然備えているはずのものであり、③問題発見・情報分析力も、発見収集の手法はさておき、検察官の日常業務である捜査公判を通じて、ある程度培っているはずのものである。したがって、この研修において習得し、あるいは将来に備えて習得しておくべき旨意識することが期待されたのは、上記の分類にならば、主に②総合マネジメント力、④（語学力を含む）コミュニケーション力、⑤援助関連知識・

経験，⑥地域関連知識・経験の四つということになる。

結論から言えば、私は、今回、関係各位からの御講義、ベトナムにおけるカウンターパートとの交流等を通じ、ベトナムに限定されるものではあるが、一定程度の⑤援助関連知識・経験，⑥地域関連知識・経験を習得することができたと考えている。また、②総合マネジメント力，④コミュニケーション力についても、その必要性を痛感し、今後、その習得に努めようとの強い動機付けを得ることができた。のみならず、法整備支援活動に従事する大前提として要求されるであろう同活動へのいっそう強い興味関心，熱意をも抱くことができた。したがって、私にとって、この研修は非常に有意義なものだったと考えている。

以下、ベトナムにおける研修の内容について、若干の報告と感想とを述べておきたい。

2 各カウンターパート及びバクニン省人民検察院への訪問について

私たちは、10月25日から同月27日までの間、西岡検事，長期専門家の西村裁判官，同じく長期専門家の小幡弁護士から御講義をいただいた上で、法・司法制度改革支援プロジェクトのベトナム側カウンターパートに当たるベトナム司法省，最高人民検察院，最高人民裁判所及びベトナム弁護士連合会を順次訪問し、それぞれ司法省国際協力局長，最高人民検察院理論研究所副所長，最高人民裁判所国際協力局副局長及びベトナム弁護士連合会国際協力委員長から、ベトナムの司法機関の構造，権限及び相互の関係，民事刑事等の各分野における法制度の問題点，従前、日本の法整備支援活動がベトナムの法・司法制度の整備に果たしてきた役割，今後、日本の法整備支援活動に期待すること等について、幅広くお話をいただいた。また、10月28日には、法・司法制度改革支援プロジェクトにおける試験地域であるバクニン省の人民検察院を訪問してワークショップに参加し、次席検事からベトナムの検察官の刑事司法における役割について御講義いただいた上、西岡検事が同検察院の検察官に対して日本の検察官の役割を講義し、それらをもとに、私たちが次席検事と質疑応答して、日越の検察官の役割の異同について討論した。

私は、これらの経験を通じて、日越の司法制度を比較すると、三権分立をとるか国会の優越をとるか始まり、弾劾主義をとるか糾問主義をとるか、検察官が司法及び行政活動を監査する権限を有するか否かなど、刑事司法制度や検察官の役割に種々の違いがあることや、ベトナムの司法制度には、民事刑事ともに、例えば物権と債権との区別がないこと、一般法と特別法の優先関係が理解されていないことなど、今後克服すべき様々な問題点が内包されていることを理解することができた。その一方で、検察官の刑事司法における役割の本質は、これだけ制度が異なるベトナムにおいてもなお、我が国同様、市民の人権を保障しつつ真実を発見し、国家の適正な刑罰権の実現を求めていくものだということにも、改めて気付かされた。

また、ベトナムの司法制度にはいまだ種々の問題点があるにせよ、ベトナムは1986年以降、日本を含む世界各国の支援を得て急速に社会基盤を整備，発展させており、この間、日本による法整備支援活動がベトナムの法・司法制度の整備，発展に大きく寄与してきた

ことや、それがベトナム側でも高い評価を受けており、各カウンターパートともに、今後とも日本の支援活動に大きな期待を寄せていることが分かった。

3 ハノイ法科大学日本法研究センターにおける講義について

私たちは、10月29日、ハノイ法科大学を訪問し、日本法研究センターにおいて、日本法を学ぶ学生18名に対し、私を含む検察官4名で手分けして、日本語を用いて、「日本の検察官の役割」と題する講義を行った。講義の対象は、本年8月に3年生に進級したばかりの学生たちであり、日本語を学び始めて満2年にすぎない者たちであったことから、パワーポイントを活用しつつ、分かりやすい日本語で、ゆっくり丁寧に説明することを心がけた。その結果、講義後の質疑応答では、学生の中から、「日本の犯罪被害者は（ベトナムの犯罪被害者とは異なり）刑事訴訟の当事者ではないのか。」「日本の検察庁が（ベトナムの検察院と異なり）司法機関でなく行政機関であることによって、どのようなメリットがあるのか。三権分立の『抑制と均衡』の考え方によるものなのか。」などと日本とベトナムの刑事司法制度を比較する観点から鋭い質問があり、日本の検察官制度について、学生たちに一定程度の理解を得ることができたものとする。また、私たち自身にとっても、この講義を通じ、日本とベトナムの刑事司法制度の異同について理解を深めることができたものと考えている。

もっとも、この講義時間は約2時間30分もの長時間に及んだ上、その間、私自身が講義中にやや早口となる場面があり、講義後、一部の学生から「もう少しゆっくり話してほしいかった。」旨指摘されてしまうなど、分かりやすい説明という観点からは改善の余地があった。この反省点は、今後の裁判員裁判への立会等の業務に生かしたい。

4 最後に

私は、もとより検察官としての職務、すなわち主に捜査公判に従事することを希望して任官したものであるが、従前、日本国内のみにとどまらず、広く海外に出て見聞を広める機会が与えられることを希望しており、この研修を通じ、海外にも、法律家としての知識経験を生かして他の人々のために貢献できる場があることを実感し、大変喜ばしく思った。また、我が国による法整備支援活動は、レシピエントである開発途上国の人々にとって有意義であるにとどまらず、ドナーである我が国にとっても、相手国との友好親善、共存繁栄の礎となる非常に有意義な活動であって、このような活動は、法律家であり、我が国の公益の代表者である検察官が精力を傾注するにふさわしい活動だと考えるに至った。のみならず、この研修を通じ、法整備支援活動はもとより、ベトナムを始めとする東南アジア等の開発途上国の歴史、風土及び社会情勢等に強い興味関心を抱くに至った。

そこで、私は、今後も、折に触れてこれら開発途上国に関する情報を収集し、援助関連知識、地域関連知識の習得に努めるとともに、国際的なコミュニケーション力の向上に努めたいと考えている。また、捜査公判等の日常業務に従事する中で、事案の処理方針を早期に見極め、警察等の関係諸機関及び立会事務官に適時的確な指示をするなどの活動を通

じ、総合マネジメント力を磨くよう努めるとともに、余暇を語学学習に充てるなどしてコミュニケーション力の増進にも努めたい。

今後、仮に法整備支援活動に従事する機会をいただければ、担当する開発途上国の司法制度の整備ひいては社会の安定と発展にいささかなりとも貢献できるよう、微力を尽くしたいと考えている。

なお、この研修に参加させていただくに当たっては、ICDの山下部長、松原教官、JICA長期専門家の西岡検事を始め、多数の本省職員及びJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所職員の御尽力を賜うことができた。関係各位には、お忙しい中、このような企画を立案、実施していただき、貴重な経験をさせていただいた。殊に西岡検事は、チーフアドバイザーとして、ICD及びJICAと緊密に連携しながら、現地の四つものカウンターパートとも密に連絡を取り合い、信頼関係を構築しつつプロジェクトを進展させておられるのみならず、事務所職員の雇用、勤怠管理及び諸経費の支払等の事務所運営業務もこなしておられたが、それらの業務に多忙を極める中でも、研修期間を通じ、私たちに懇切丁寧な研修を実施してくださった。深い感謝と尊敬の念を禁じえない。ここに深くお礼申し上げます。

また、多忙の中、私を快く研修に送り出してくれた熊谷支部長をはじめとする原庁職員に対しても、お礼申し上げたい。

今回、関係各位から賜ったご厚ぎには、今後の職務に精勤することでお答えしていきたいと考えている。

国際協力人材育成研修に参加して

前橋地方検察庁検事

山 崎 文 子

はじめに

私は、以前から法整備支援に興味を持っており、水戸地方検察庁に勤務していた際、当時次席検事として勤務されていた山下国際協力部長から法整備支援の資料をいただいたり、話を聞かせていただいたり、また、研修誌などに掲載されていた長期専門家として派遣されていた検事のレポートを読むなどして、法整備支援についてはある程度の知識と私なりのイメージを持っていた。

その中でも、山下部長が、あるエッセイの中で、二宮尊徳が農村の支援を行うときに「物質的な支援よりも知恵と汗を出す支援が必要だ」と説いた逸話を紹介され、法整備支援についてもこれと同じことが言えると書かれていたことが強く印象に残っていた。

支援受入国の歴史、文化、政治、思想、国民性など支援受入国の実情を知り、それぞれの支援受入国に合って、そのニーズに応える支援をしていくという法整備支援の精神に共感を覚えた。押しつけではなく、支援受入国に寄り添った支援、知恵を出し、支援受入国の人々とともに汗をかく支援に、私も参加してみたいと思うようになった。

そして、国際協力人材育成研修に参加する機会をいただいたのであった。

国際協力部での講義

1日目、まず、カンボジア法曹養成支援研修のカリキュラムとして行われた模擬裁判を聴講させていただいた。聴講させていただいたのは証人尋問の場面で、私からすれば、ごく普通の証人尋問であったが、担当教官の方々が「あそこまでできるようになったことに感動した」と感慨深げに述べておられたのが印象的であった。

今思えば、それが法整備支援の難しさをかいま見た最初の場面だったように思う。

その後、山下部長から日本の法整備支援の詳細な説明を聞かせていただいた。

ODA国際援助の仕組みは思っていた以上に複雑なものであることを知った。

2日目、松原教官から「ベトナム法整備支援の経緯及び概要」、「ベトナム法の特徴」について講義があり、ベトナムにおける法整備支援のイメージをつかむことができた。

ハノイでの研修

1 ハノイの印象

私は、数年前にホーチミンを観光で訪れたことがあったが、当時のホーチミンは、都

市が整備されているとは言えず、治安は決して悪くはなかったが、街を歩けば絶えず物売りから声をかけられる途上国然とした、混とんとした都市だったように思う。

しかし、今回訪れたハノイは、無法状態とも思える車とおびたしいバイクの交通の騒がしさは数年前のホーチミンと変わらなかったが、きれいに都市整備がなされ、街の人々には安定と心の余裕がうかがえた。街を歩いても物売りから声をかけられることはなく、治安を気にすることなく街を歩くことができた。首都であるハノイとホーチミンでは都市の表情にも違いはあるのだろうし、ホーチミンも私が訪れた数年前とは格段に発展しているのだろうと想像できた。

とにかく、ハノイは、落ち着きのある、途上国を脱した都市に見えた。

2 ハノイでの研修

【長期専門家の活動】

国際協力部での研修を経て、ベトナムでの法整備支援についてある程度理解したつもりでハノイに旅立ったが、法整備支援の実際は想像を超えるものがあつた。

1日目、司法制度改革支援プロジェクト事務所で、西岡チーフをはじめとする長期専門家の方々の話を聞いた。

西岡チーフの話によれば、現在は、実務改善と法律起草へのアドバイスを活動の中心としており、そのためのワークショップ、ワーキングセッションを企画開催したり、実際に法律草案を見てアドバイスをするなどしているとのことだった。

法律起草へのアドバイスについてはもちろんのこと、実務改善のワークショップ、ワーキングセッションの準備のためにも、法律の知識を深め、日本の法制度だけでなく、様々な法制度の観点から問題点を検討するという時間のかかる作業とその能力が要求される。法整備支援をするのであるから当然といえば当然であるが、検事の捜査公判の現場ではほとんど経験することがない仕事である。

「法律家」と言いながら、検事の捜査公判の現場では、「法律家」と胸を張って言えるような仕事をしていないことに気づかされた。

また、ワークショップ、ワークセッションの開催のためには、出席する関係各方面との調整が必要となるし、新しいプロジェクトを立ち上げるとなると関係機関との交渉も必要となってくる。検事の捜査公判の現場では要求されない能力が要求される。法整備支援の現場を目の当たりにして、実際に現地で知恵を出し汗を流す作業の大変さを知った。

また、西岡チーフとともに働く弁護士出身の小幡氏、裁判官出身の西村氏の話聞かせていただき、いわゆる渉外コンサルタント業務をしているベトナムの弁護士は活動の場を広げているが、弁護士倫理が確立しておらず、刑事弁護については活動が非常に低調であること、法整備支援の結果がなかなか見えにくいことなどの御苦労などを知った。

【司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所、ベトナム弁護士連合会等訪問】

司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所を訪問させていただいたが、いずれの担

当者も、日本の法整備支援について、日本との関係がうまくいっていること、これからも日本との良い関係を継続していきたいと考えていることを述べていた。これまで日本の法整備支援に携わってきた方々の努力で、日本の法整備支援が効果を上げ、日本との信頼関係が構築されてきていることが感じられた。

【ハノイ法科大学日本法研究センター訪問】

ここでは、学生たちに、研修員が協力して「日本の検察官の役割」について講義を行った。学生たちは、私たちの拙い講義に真剣に耳を傾けてくれ、質疑応答の時間には、私たちが驚くほど鋭い視点の質問をしてくる学生もいた。ベトナムの学生の勤勉さとその能力の高さにベトナムの将来の更なる発展の可能性を感じた。

終わりに

今回の研修で、漠然としたイメージとしてしかなかった法整備支援の実際を、そのほんの一部であるとは思いますが、見ることができた。そして、検察官にはこのような仕事の場があったのだということを知るとともにその苦労も知った。だからと言って、法整備支援に参加したいという希望が減少したわけではない。

今回のハノイ滞在でもっとも心に残ったのは、ハノイの人々、特に、若者のくったくのない笑顔であった。この笑顔のために私が法整備支援を通じてできることがあったら・・・と思ひ、法整備支援への意欲が新たに湧いてきた。

国際協力人材育成研修日程表

[主任教官:松原教官, 事務担当:権瓶統括専門官, 守安専門官, 和多田専門官]

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	備考
10 / 20	水	移動日・法務総合研究所大阪支所寮入寮				大阪
10 / 21	木	カンボジア法曹養成支援研修聴講(模擬裁判)		部長講話		大阪
		松原	国際協力部国際会議室	国際協力部長	国際協力部4階セミナー室	
10 / 22	金	講義 「ベトナム法整備支援の経緯・概要及びベトナム法の特徴」		講義準備		大阪
		松原	国際協力部4階セミナー室		国際協力部4階セミナー室	
10 / 23	土					大阪
10 / 24	日	<i>KIX 10:30 - VN945 - 13:30 HAN</i>				ハノイ
10 / 25	月	見学 他ドナーのセミナー参加		講義 ベトナムの裁判実務, 弁護士会の実情及びプロジェクトの概要 長期専門家(小幡・西村・西岡)法・司法制度改革支援プロジェクト事務所		ハノイ
10 / 26	火	訪問 司法省訪問(ICD対応)		訪問 最高人民検察院(理論研究所対応)		ハノイ
10 / 27	水	訪問 最高人民裁判所(ICD対応)		ベトナム弁護士連合会(国際協力委員会対応)		ハノイ
10 / 28	木	見学 バクニン省PPワークショップ				ハノイ
10 / 29	金	実習 研修生講義「日本の検察官の役割」 ハノイ法科大学日本法研究センター		資料収集・整理		ハノイ
10 / 30	土	<i>HAN 00:10 - VN944 - 06:40 KIX</i>		資料整理・レポート作成		大阪
10 / 31	日					大阪
11 / 1	月	レポート作成・提出 松原	国際協力部4階セミナー室	総括質疑応答 森永	国際協力部4階セミナー室	大阪
11 / 2	火	総括質疑応答 松原	国際協力部4階セミナー室	閉講式	帰庁	退寮日

～ 国際研修 ～

第35回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

松原 禎夫

1 はじめに

国際協力部では、2010年11月8日（月）から同月12日（金）までの間、第35回ベトナム法整備支援研修を実施した（研修日程は文末の資料のとおり）。

研修員は、以下の10名である。

Mr. グェン・クオック・クオン	司法省司法行政局副局長
Ms. ルオン・ティ・ライン	司法省司法行政局戸籍課課長
Ms. チャン・ティ・レ・ホア	司法省司法行政局戸籍課副課長
Mr. グェン・ヴァン・ホア	司法省司法行政局総合行政課課長
Mr. グェン・ホン・ハイ	司法省民事経済法局民事法課課長
Ms. チャン・ティ・ゴック・チャム	司法省養子局専門官
Ms. チャン・キム・トゥイ	ランソン省司法局司法行政課課長

2 研修実施の背景

ベトナムでは封建時代から、軍役・労役管理を目的とした個人身分登録制度が存在し、フランス統治時代には、封建的制度と植民地法に基づく制度が混在していた。1945年にベトナム民主共和国が独立した後は、出生、死亡、婚姻などの基本的事項の登録に関する政令が制定されたが、戦時期であり、その実施は限定的であった。1976年の南北統一以降は、それまで北ベトナムで用いられていた個人身分登録制度が全国に適用されたものの、国民の国外脱出や資料紛失などの事情から制度の運用は困難に直面し、また、1986年のドイモイ政策採用以降は、国際結婚や外国人との養子縁組が増加し、その適切な処理も新たな課題となった。

現在、ベトナムでは、司法省が個人身分登録制度を管轄し、全国的管理・計画策定及び指導などを行っているが、届出受理や関係書類の保管などの実務は、原則として、最下級の行政機関である村級の人民委員会が担当し、それを県級及び省級の人民委員会が管理している。また、出生、死亡、婚姻、養子縁組及び認知などに関する届出・登録が行われているが、日本の戸籍制度と異なり、個人ごとに編さんされる上、出生から死亡まで同一の帳簿に記載されることはなく、出生、婚姻、死亡などは、それぞれ個別の帳簿に登録され

る。ベトナム司法省は、個人身分登録制度に関し、①法令整備、②中央から地方までの制度整備、③地方の戸籍担当者の能力強化を緊急の課題としている。すなわち、ベトナムでは、現在、政令で個人身分登録制度を規定しているが、民法や婚姻家族法などにも個人身分登録に関連する規定があり、実務担当者は、複数の政令や法律を参照しつつ業務に従事している状況にあるので、2014年までに関連法規を取り込んだ統一的な個人身分登録に関する法律を制定したいとのことである。また、地域により制度整備にばらつきがあり、殊に山間部などにおいては、担当者の能力が不十分な場合もあり、研修などによりその能力向上に努めたいとのことである。そこで、本研修においては、ベトナム側の要望に応じて、日本の戸籍制度の成立経緯、戸籍記載手続、戸籍簿の保管運用状況、戸籍法の成立経緯と運用実態、戸籍担当者の養成などに関し、講義を行うとともに、関係機関を訪問・見学することにより、ベトナム側担当者の本邦戸籍制度に関する知見を深め、その能力向上及び関連法律の制定に役立てることを目的とした。

3 研修の概要

(1) 日本の戸籍法及び戸籍実務について（講師：法務省民事局付 波多野紀夫）

法務省民事局は、戸籍法を所管し、また、市区町村において処理される戸籍事務が全国統一的に処理されるよう指導・助言を行っている。民事局の波多野紀夫局付から、戸籍制度の意義、戸籍制度の変遷、戸籍に関する法令、戸籍の記載、戸籍に関する帳簿及び戸籍の公開などについて講義をしていただいた。その中で、ベトナム側からは、婚姻に伴う氏変更の有無、真実の父親が不明の場合の出生届の処理、国外で出生した場合の届出方法、二重国籍者の戸籍、届出義務者が届出を怠った場合の罰則の有無、各種届出受理から戸籍記載までの期間制限、戸籍担当者に対する研修制度などに関する質問がなされ、これら質問に丁寧に答えていただいた。研修員らは、日常業務において、実務担当者から問い合わせを受けて回答するなどしており、それぞれ対応に苦慮した経験を有していることから、具体的事例に基づく質問が活発に行われた。

研修員によれば、ベトナムでは、婚姻しても氏を変更することはなく、子供は父母いずれかの氏を名乗ることができ、兄弟姉妹で別の氏を名乗ることも可能であるが、父親の氏を選択することが多いとのことである。二重国籍の取扱に関しては、国際結婚が増加していることから関心を持っているということであった。また、ベトナムでは、各種届出から処理までの期間制限の規定があり、例えば、出生届は直ちに登録簿に記載すること、謄本請求に対しては即日交付することなどの規定があり、その背景には、各担当者の能力にばらつきがあるため、期間を定めて迅速な処理を促す必要があるということであった。研修員は、研修制度について、大いに関心を持っていた。その理由としては、前記のとおり、地方では十分な能力を持たない担当者がいるが、司法省から職員を派遣し教育しようとしても少数民族の地域では公用語であるベトナム語が十分に使えない者もいて苦勞している上、窓口の実務担当者は、各村の人民委員会に所属しており、人民委員会の決定により人事異動が行われるため、十分な経験を有する担当者を確保する

のが困難な状況にあり、この点、個人身分登録に関する権限を各村の人民委員会から各地方の司法局へ移譲することも検討しているとのことであった。

(2) 東京法務局見学

東京法務局を見学し、同局民事行政部戸籍課担当者から、戸籍と住民基本台帳等との関係、戸籍事務の管掌と法務局の関与、市区町村職員向けの研修などについて説明していただいた。また、同局で実施中であった市区町村職員向け研修の一部を傍聴した。

(3) 新宿市役所見学

都市部における戸籍実務を学ぶ目的で新宿区役所を訪問した。同区地域文化部戸籍住民課担当者から、組織、取扱業務などについて説明していただいた後、窓口業務を見学しながら、各種届出用紙について説明を受けるなどした。

(4) 鎌倉市役所見学

地方都市における戸籍実務を学ぶ目的で鎌倉市役所を訪問した。同市役所担当者から、届出受理から戸籍簿記載までの一連の手続などについて説明していただいた後、窓口業務を見学した。ベトナム側から、両親のない子の戸籍編さん方法、職員向け研修の内容、届出用紙の費用などについて質問がなされた。

4 終わりに

上記のとおり、本研修では、ベトナム司法省司法行政局のクオン副局長ら7名が研修員として来日し、法務省民事局付から日本の戸籍制度についての講義を受けるとともに、東京法務局、新宿区役所及び鎌倉市役所を訪問して戸籍実務を見学した。これらの講義及び見学を通じて、研修員らは、日本の戸籍制度についての理解を深めたものと思われる。

研修員らは、講義、見学ともに有意義であり、関係法令の制定及び実務改善に役立てたい旨述べていた。また、長期専門家の報告によれば、本研修員らは、帰国後、地方の個人身分登録担当者向けの研修を開催し、その際、本研修で学んだ情報を提供したとのことである。

ベトナム司法省は、個人身分登録に関する法律の制定及び担当者の能力向上を緊急の課題と捉えている。そして、本研修員らは、日本の制度を参考にしてこれらの課題に取り組みたいので引き続き日本に支援してもらいたい旨の感想を述べていた。そこで、今後も、長期専門家と協力しつつ、日本の制度や実務を紹介するなどして協力していきたい。

最後に、本研修に対し多大な御支援及び御協力をいただいた関係各位に深く感謝を申し上げます。

第35回 ベトナム法整備支援研修日程表

[教官: 松原教官 専門官: 内田主任専門官, 江口主任専門官]

研修実施場所 : 法務総合研究所・JICA東京国際センター

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
11 / 日 7		入国			
11 / 月 8		オリエンテーション (JICA) TIC	12:00- オリエンテーション (ICD) TIC	研修員発表 「ベトナムの戸籍実務概要と問題点」 TIC	
11 / 火 9		11:00-11:30 民事局長表敬 民事局長室	12:00-13:20 法務総合研究所長主催 意見交換会 法曹会館2F「寿の間」	記念撮影 赤れんが5棟前 3F 共用会議室	
11 / 水 10		講義「戸籍実務について」 講師: 法務省民事局付	14:00 訪問・見学 東京法務局訪問・見学(戸籍実務) 東京法務局	16:00 訪問・見学 新宿区役所訪問・見学(戸籍実務) 新宿区役所	
11 / 木 11		訪問・見学 鎌倉市役所見学及び同市担当者による地方自治体における戸籍実務の説明等		鎌倉市役所	
11 / 金 12		総括(質疑応答等)	評価会・終了式 TIC		
11 / 土 13		帰国			

～ 国際研修 ～

第1回インドネシア裁判官人材育成強化支援研修

国際協力部教官

松川 充 康

第1 はじめに

2010年11月29日（月）から同年12月3日（金）まで、第1回インドネシア裁判官人材育成強化支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、インドネシアにおいて裁判官の人材育成に深く関わる10名の裁判官であり、いずれも最高裁判所及び同所に設置された司法研究開発研修所などで要職に就いている。

アチャ・ソンジャヤ氏（Mr）	最高裁判所民事部長
タクディル・ラフマディ氏（Mr）	最高裁判所判事
アブドゥル・マナン氏（Mr）	最高裁判所判事
アンワル・ウスマン氏（Mr）	最高裁判所司法研究開発研修所長
ソンソン・バサル氏（Mr）	最高裁判所軍事行政局長
イ・グスティ・アグン・スマナタ氏（Mr）	最高裁判所司法研究開発研修所司法研修局長
スマルニ・マルズキ氏（Ms）	最高裁判所司法研究開発研修所事務局長
ディン・ズレイダ氏（Ms）	最高裁判所司法研究開発研修所研究開発局長
ディア・スラストゥリ・デヴィ氏（Ms）	スタバット地方裁判所副所長
エドワード T.H シマルマタ氏（Mr）	最高裁判所司法研究開発研修所プログラム・評価 ユニット長

研修員のうち5名はインドネシア最高裁自国予算での来日であった。

第2 本研修実施の背景

インドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊後、法曹養成の活性化、汚職撲滅など、司法制度の改革を重要な国家的課題と位置付けてきた。しかし、現時点では、いまだ裁判官の能力や公平性は十分ではなく、国民からの信頼も得られていない。そのような中、インドネシア最高裁判所は、2006年、裁判所の人事行政部門につき、法務人権省からの移管を受け、更に裁判官の研修等を行う司法研究開発研修所を設置するなど、裁判官養成制度の充実へ向けた体制を整えてきたが、研修の具体的なノウハウを十分に有しているわけでは

ない。そのため、インドネシア最高裁判所では、裁判官候補生研修のカリキュラムや教材開発、更には裁判官任官後の研修（職務を通じた研さんを含む。）などの面で、先進国を始めとする他国の制度や工夫などに重大な関心を向けている。

一方、当部では、独立行政法人国際協力機構（JICA）の実施する「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」において、財団法人国際民商事法センターと協力し、2007年3月から2009年3月までの2年間、インドネシア最高裁判所を支援対象機関として、和解及び調停に関する最高裁規則の改正や調停人養成研修制度の改善といった成果を残した。その結果インドネシア最高裁判所は、我が国に対する信頼を深め、和解及び調停に限らず日本の司法制度全般に関して強い関心を抱くとともに、司法制度改革を推進していく上で、引き続き日本からの支援を受け、また、日本から学びたいという考えを持つに至っている。

このような背景の下、当部では、インドネシア最高裁判所から、裁判官候補生及び任官後研修制度の改善を推進するに当たり、日本の法曹養成及び任官後研修を学びたいとの強い要望を受けたため、法務省独自の支援として、本研修を企画した次第である。

第3 本研修の概要

裁判官人材育成に焦点を当てた研修としては初回であったため、日本の法曹養成及び任官後研修の全体像や特色、強みを正確に理解してもらうことに主眼を置いた。まず初日の午前には日本の法曹養成及び任官後研修の全般に関する導入レクチャーを実施した。そして、同日午後以降は、法科大学院、司法研修所及び地方裁判所といった法曹養成及び任官後



研修を担う各機関を訪問し、施設見学や意見交換を行うとともに、検察官及び弁護士の講師から、日本の法曹養成制度について講演いただく場も設けた。最終日には、インドネシア裁判官人材育成強化支援として、どの領域に今後の焦点を当てていくかについて協議した。

導入レクチャーで当職が使用したパワーポイントを文末に添付する。

第4 研修員からのフィードバック及び今後の協力などについて

最終日の協議で研修員から得た情報などを基に、インドネシア最高裁判所の関心事や今後の協力関係の方向性について整理する。

- ・ インドネシアでは、裁判官、検察官及び弁護士の採用及び研修をそれぞれ独立に行うシステムをとっている。しかし、研修員は、裁判官、検察官及び弁護士が共通の試験及び研修を経る日本のシステムに大きな興味を示し、また、その利点を強く感じたようであった。日本のようなシステムを直ちに導入することは困難であろうが、裁判官養成のカリキュラムの中に、他職種を経験する機会を設けることは十分に可能と思われ、現にその試行が検討されているようである。

- ・ インドネシアでは、旧宗主国であるオランダの支援の下、裁判官養成に関する新たなカリキュラムを策定し、これを2011年から実行に移していく方針を持っている。その概要は、裁判官採用試験に合格した裁判官候補生が、2年間の研修期間中、日本でいうところの集合研修と実務修習を1セットとし、これを3回繰り返すというものである。その中で、裁判官候補生は、裁判所の事務局部門、書記官及び裁判官のそれぞれを現場で学ぶことになる。

ただ、このような研修の外枠こそできつつあるものの、研修の中身自体の充実はまだまだ追いついていない。特に裁判官候補生の指導に用いる教材の開発は、ほとんど手付かずの状態である。この点も、オランダの支援の下、必要な教材の洗い出し作業が行われているが、実際の教材開発作業やその開発ノウハウについては、オランダだけでは到底カバーできない状態である。そのため、インドネシア最高裁としては、裁判官向けの教材開発について、他ドナーの支援を求めたいと考えており、とりわけ和解・調停に関する教材開発の実績がある日本への期待が強く、また、オランダも日本の制度から学ぶよう勧めているようである。

インドネシアは、多民族で構成された約2億3,000万の人口と多数の島からなる大国である。私見としても、こういった国で、全国に分散する裁判官の能力・質を広く底上げしていくためには、質の高い教材を開発することが大変有効な手法の一つと考えられる。

- ・ 2011年度も、特段の支障がない限り、インドネシア裁判官人材育成強化支援研修を行うことでコンセンサスが得られた。インドネシア側は、上記のような事情から、司法研修所作成の教材をより深く学びたいとの意向を示している。また、インドネシアでは、最高裁判所での膨大な未済事件数が大きな問題となっていることから、日本の最高裁判所における事件処理の流れ、特にその中での調査官の役割にも関心を持っている。具体的な研修内容は、今後協議を重ねつつ詰めていくことになる。

第5 終わりに

インドネシアは、昨今経済成長を続けている国の一つであり、日系企業の進出もますます拡大しつつある。一方で、インドネシアの法制度は、特に司法機関や行政機関の運用面で大きな問題を抱えており、これがビジネス活動にとっての大きな阻害要因になっていると繰り返し指摘されている¹。また、法の支配が不十分なままの経済発展は、その持続性や安定性で大きな不安を抱えることにもなる。こういった中、法運用の中心的役割を担う裁判所に対し、その人材育成強化を支援していくことは、インドネシアにとってはもちろんのこと、日本にとっても大きな価値を有するものと考えられる。そのため、当部では、今後ともインドネシアとの司法分野での交流を継続していく予定である。

¹ ジャパン・ジャカルタ・クラブによる「黄金の5年間に向けてービジネス環境の改善に向けた日本企業の提言ー」（2010年1月）では、「インドネシアが取り組むべき課題は無数にあるが、我々は、とりわけ2つのL、すなわち、法的不透明性（"Legal Uncertainty"）と、インフラの欠如（"Lack of Infrastructure"）については早急な解決が求められていると考える。」「法の信頼性確保のため、行政、司法を含め、予見可能で統一的な法解釈とその迅速で的確な執行が求められる。」などと指摘されている。

最後に、本研修に多大な御支援、御協力をいただいた裁判所や法科大学院、講師の方々をはじめとした関係者の皆様に深くお礼を申し上げます。



2011年11月29日インドネシア研修にて撮影

第1回インドネシア裁判官人材育成強化支援研修日程表

[主任教官:松川教官, 事務担当:石井専門官, 瀬井主任専門官]

月 日	曜	9:00	12:00	14:00	17:00	備考	場所
11 / 日 28		来日GA884 23:50ジャカルタ発 - 9:00成田着					
11 / 月 29		裁判官養成制度の比較研究 国際協力部教官 松川 充康 法務総合研究所第3教室	所長主催意見交換会 / 記念写真撮影	弁護士から見た日本の法曹養成及び裁判官の外部経験制度 弁護士 永石 一郎 法務総合研究所第3教室			法総研
11 / 火 30		司法研修所訪問(施設見学, 意見交換) 司法研修所					司法研
12 / 水 1		司法制度と法曹養成制度の相互関連性 国際協力部長 山下 輝年 法務総合研究所第3教室	東京地方裁判所訪問 (事件傍聴, 新任判事補指導担当裁判官との意見交換)		東京地方裁判所		法総研 東京地裁
12 / 木 2		法科大学院訪問(施設及び授業見学) 学習院大学	法科大学院訪問(大学教授との意見交換)		学習院大学		学習院 大学
12 / 金 3		フィードバック及び今後の支援の在り方に関する協議 (9:00-12:00, 14:00-17:00) 国際協力部部長 山下 輝年 学習院大学教授 草野 芳郎 国際協力部教官 松川 充康 中京大学教授 稲葉 一人 弁護士 角田 多真紀(14:00-17:00) 法務総合研究所第3教室					法総研
12 / 土 4		離日GA885 12:00成田発 - 17:50ジャカルタ着					
12 / 日 5							

日本の法曹養成制度の概要 — 裁判官を中心に —

法務省法務総合研究所国際協力部
教官 松川 充康

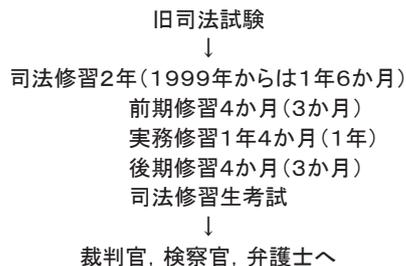
1

本レクチャーのアウトライン

- 大学から裁判官任官までの試験・研修制度の説明(旧制度, 新制度)
- 任官後のトレーニング(On the Job Trainingを含む)の説明

2

旧制度の流れ



3

旧制度

- 旧司法試験と旧司法修習が柱
- 大学・大学院は, 法曹(裁判官, 検察官, 弁護士)の養成システムには組み込まれていなかった。

4

旧司法試験

- 裁判官, 検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する試験
- 第一次試験と第二次試験
- 第一次試験
一般教育科目(人文科学関係, 社会科学関係, 自然科学関係)と, 外国語科目(英語, フランス語, ドイツ語, ロシア語, 中国語から1つ選択)
→大学で一定の単位をとった者(法学部である必要はない)は免除

5

第二次試験

- 三段階方式
各試験に合格した者のみ次の試験に
- 短答式試験(毎年5月上旬)
憲法, 民法, 刑法で, 択一式(マークシート方式)。試験時間は3時間30分で60問。

6

第二次試験(続き)

- 論文式試験(毎年7月中旬)
憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法(かつては法律選択科目、教養選択科目もあった。)
各科目とも2時間で2問。
- 口述試験(毎年10月)
憲法、民法、刑法、(商法)、民事訴訟法及び刑事訴訟法
試験委員からの口頭試問

7

論文試験の問題例

Aは、甲土地の所有者Bを強迫して土地売却に関する委任契約を締結させ、Bの代理人として甲土地をCに売り渡した。Cは、駐車場として利用させるためDに甲土地を引き渡し、賃料に代えてDに甲土地の舗装工事をさせたが、その後に、Bが強迫を理由として右委任契約を取り消した。この場合におけるBとC・Dとの法律関係について説明せよ。
(平成3年・民法第1問)

8

第二次受験者数及び合格者数

- 1990年
受験者 21,308名
短答式試験合格者 3,814名
論文式試験合格者 506名
最終合格者 499名
- 2000年
受験者 31,729名
短答式試験合格者 6,125名
論文式試験合格者 1,026名
最終合格者 994名

9

旧司法修習

- 司法試験合格者は、司法研修所で行う2年間(1年6か月)の司法修習を経て、裁判官・検察官・弁護士に。
- 司法研修所は、最高裁判所に設置されている研修機関。
- 将来の裁判官・検察官・弁護士が共通の研修を行うという点に特色。

10

司法研修所での前期修習

- 4か月(3か月)
- 1クラス60~70名ほどにクラス分け。
- 科目は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護。各クラスの各科目ごとに実務家出身の教官が指導に当たる。
- 指導方法としては、レクチャー、ケーススタディ、模擬裁判、判決起案の演習など

11

各都道府県に分散しての実務修習

- 1年4か月(1年)
- 民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習、弁護士修習を各4か月(各3か月)
- 裁判所では、各裁判部(通常は裁判官3~5名程度)に司法修習生を数名配置。
- 実務の現場を体験。裁判所での判決起案や検察での取調べ修習なども。

12

司法研修所での後期修習

- 4か月(3か月)
- クラスは前期と同じ。指導教官も異動がない限り同じ。
- 前期同様、レクチャー、ケーススタディ、模擬裁判、判決起案の演習など。より高度の内容に。

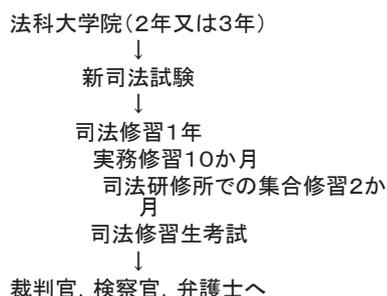
13

司法修習生考試

- 司法修習の最後に行われる国家試験。合格すれば司法修習を修了し、裁判官・検察官・弁護士になるための資格を得ることができる。
- 試験科目は、民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護。模擬記録をベースに判決などの起案をする。
- 裁判官は、司法修習の修了者から、成績、適性、健康を考慮して採用される。

14

新制度の流れ



15

新制度

- 「点(司法試験)による選抜」から「法科大学院を中核とするプロセス重視の法曹養成制度」へ
- 大学(法科大学院)を法曹養成制度に組み込む
→法科大学院課程修了者のみ(ただし、2011年からは予備試験合格者も)が新司法試験の受験資格を取得。
- 新司法試験合格後の司法修習は存続。ただし、期間短縮。
- 2004年4月に法科大学院開講、2006年に第1回新司法試験
*旧制度も枠を狭めながら当面並存とされた。
- 裁判官、検察官、弁護士共通の養成制度であることは変わらず。

16

法科大学院

- 法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とした大学院
- 法学既修者コース(2年)と法学未修者コース(3年)
入学試験での法律科目の有無
- 2007年時点で、74校(国立23校、公立2校、私立49校、総定員5,825人)
- 必修である法律基本科目、法律実務基礎科目に加え、多種多様な選択科目
- 現役の裁判官、検察官、弁護士も講師に

17

法科大学院での履修科目

- 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)
- 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目)
例:要件事実論、判決書などの起案
- 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目)
例:法哲学、経済、会計
- 展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目)
例:知的財産、倒産、家事

18

新司法試験

- 短答式試験と論文試験を同時期(毎年5月)に行う。
- 3回不合格又は法科大学院修了から5年経過すると受験資格を失う。
- 短答式試験
公法系科目(憲法, 行政法)
90分, 40問程度
民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
150分, 75問程度
刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)
90分, 40~50問程度

19

新司法試験(続き)

- 論文式試験
公法系科目(2問, 4時間)
民事系科目第1問(2時間), 第2問(4時間)
刑事系科目(2問, 4時間)
選択科目(2問, 3時間)
- 選択科目
倒産法, 租税法, 経済法, 知的財産法, 労働法, 環境法, 国際関係法(公法系), 国際関係法(私法系)から1科目
- 詳細な事例を前提とした論述問題

20

受験者数及び合格者数

2009年
受験者 7,392名
短答式試験の合格に必要な成績を得た者
5,055名
合格者 2,043名
合格者平均年齢 28.84歳

21

新司法修習(旧制度からの変更点)

- 前期修習廃止←法科大学院導入のため
- 実務修習10か月, 司法研修所での集合修習(旧制度上の後期修習に相当)2か月の計1年間
- 司法修習生考試は存続
- 実務修習
民事裁判修習, 刑事裁判修習, 検察修習, 弁護士修習を各2か月
+
選択型修習2か月

22

選択型修習

- 豊富な選択メニューから各司法修習生が選択して, 組み合わせる。
- 例: 刑事関連施設等見学修習 1週間
家庭裁判所修習 2週間
新聞社での修習 1週間
民事模擬裁判 2週間
倒産事件修習 2週間

23

新司法修習修了後の進路

- 2009年 新司法修習修了者 1,992名
(旧司法修習修了者 354名)
裁判官 99名(+旧制度から7名)
検察官 67名(+旧制度から11名)
残りの大半は弁護士に

24

任官後のトレーニング(新任時)

- 新任裁判官は、各都道府県の地方裁判所に分散して配属。民事又は刑事の合議事件の左陪席に。
cf 日本の地方裁判所は、事件の種類・難易に応じて、裁判官単独又は裁判官3人の合議体で裁判を行う。
- On the Job Trainingが中心に。難しい事件を先輩裁判官と共に担当する。
- 判決のfirst draftは、左陪席が通常行う。
- 刑事事件の令状や民事執行などは単独で担当。
- 新任判事補を集めて判例や事実認定などの研究会を行う地方裁判所もある。

25

職務を通じたトレーニング

- 多様な職務経験を積むことで裁判官としての能力を高める。
- 5年を経過すると単独で訴訟を担当することができる。
- 裁判官としての職務だけでなく、多様な外部経験のメニューがある。
例: 海外留学, 行政官庁出向, 弁護士, 民間企業研修

26

実際の裁判官の職務経歴を見る

- M裁判官
2001年10月 司法修習を修了し、裁判官任官
2001年11月 大阪地方裁判所民事部(医療集中部)
2003年10月 大阪地方裁判所民事執行部
2004年 8月 イギリス留学

27

M裁判官(続き)

- 2006年 8月 大阪地方裁判所民事部(医療集中部)
- 2007年 4月 大分地方裁判所民事部
民事通常事件全般(大半は単独で行う事件)を担当
- 2009年 3月 大分家庭裁判所
- 2010年 4月 法務省法務総合研究所国際協力部教官

28

T裁判官の場合

- 2001年10月 司法修習を修了し、裁判官任官
- 2001年11月 大阪地方裁判所民事部(通常部)
- 2003年10月 大阪地方裁判所民事保全部
- 2004年 4月 民間企業研修

29

T裁判官の場合(続き)

- 2005年 4月 山口地方裁判所・簡易裁判所
刑事事件全般, 民事執行, 民事保全
- 2007年 4月 最高裁判所行政局局付
2008年4月からは民事局局付も兼務
- 2009年 4月 東京地方裁判所民事部(労働部)
単独で担当する事件も相当数あり

30

司法研修所企画の研修プログラム

- 司法研修所は、司法修習生の研修だけでなく、裁判官の研修も行っている。
- 任官時、10年目などに全員を対象とした必修の研修がある。
- 他の研修は原則として応募型
例：知的財産権基礎研究会、医療訴訟の特別研究会、刑事実務研究会、など
- 講義だけでなく、ディスカッション、ケーススタディなどの主体的参加の求められる研修が多い。

31

参考情報

- <http://www.courts.go.jp/english/institute/index.html> (英語)
司法研修所の概要を紹介している。
- http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_shinqa.html (日本語)
新司法試験のQ&A
- http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_shinshiho_u_h21-22jisshi.html (日本語)
2009年新司法試験の問題が公開されている。
- http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_qa01.html (日本語)
旧司法試験のQ&A

32

～ 国際研修 ～

第3回中央アジア比較法制研究セミナー

国際協力部教官

朝山直木

1 はじめに

国際協力部では、2010年12月6日（月）から17日（金）までの間、第3回中央アジア比較法制研究セミナーを実施した。

セミナー参加者は、経済紛争を扱う経済裁判所の裁判官及び企業、担保、債権者・株主（社員）の保護又は倒産を担当する司法省等の国家機関の職員を対象としている。応募の際に提出されたレポート（テーマ：「自国の抵当権の実行手続について」）による選考の結果、カザフスタンから2名、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンから、それぞれ3名ずつ、以下の合計11名が参加した。なお、カザフスタンからも3名が参加する予定であったが、1名が急に参加できなくなったため2名となった。

① カザフスタン

タトケーエヴァ・カルルィガッシュ・クルマーシェヴァ

カラガンダ州特別経済裁判所判事

オマーロヴァ・グリザッド・アバーエヴァ

経済発展通商省法律部専門家

② キルギス

ムリュクバーエヴァ・ディリヤーラ・アブドラフマーノヴァ

ビシケク市裁判所民事委員会判事

バキーロフ・エルキン・アビトジャーノヴィッチ

国家財産省倒産部経済分析課長

イサーコフ・ダニヤール・アルマズベーコヴィッチ

チュイ州経済行政広域裁判所判事補

③ タジキスタン

マフカンバエヴァ・タフミナ

経済発展通商省法律部主任専門家

ヒサイノフ・ムロダリ

投資及び国家財産管理国家委員会法律支援部長

ヤクーボフ・アブドラフモン・ホルドロヴィッチ

カトロン州経済裁判所判事

④ ウズベキスタン

マトムラートフ・イフティヤール・ジャルガソフ・ヴィッチ

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所及びカラカルパクスタン共和国経済裁判所判事

ヌリッディーノヴァ・シャフノーザ・タイーロヴァ

非独占化競争発展国家委員会司法部諮問委員会上級弁護士

ラヒーモフ・アクマル・ハシーモフ・ヴィッチ

最高経済裁判所フェルガナ州経済裁判所判事

2 セミナーの目的

本セミナーでは、企業法制（株主・債権者保護をめぐる法的紛争処理）をテーマとし、中央アジア4か国と日本の会社法制、倒産法制等の制度の概要、現状及び実務について、セミナーの参加者の報告に基づき協議を行い、その結果をまとめた冊子を出版することとしている。

協議を通じて、セミナー参加者自身が自国の法制度についての理解を深めることが、セミナーの目的の一つである。さらに、協議結果を冊子として残すことで、中央アジア各国の実務家に参考資料として活用されることも期待されている。

3 セミナーの概要

今回は、「抵当権の実行手続」をテーマとし、抵当権の実行手続の概要及び事例問題を設け当該事例に対する運用を比較表形式でまとめていくこととした。

(1) 発表

あらかじめ、①自国の抵当権の実行手続について、②事例問題についての自国での運用について、③事例問題と関連する他の事例とそこで争われた争点についてという発表テーマ及び時間（通訳を含めて各20分）を研修員ごとに指定し、発表原稿の提出を指示していた。

「①自国の抵当権の実行手続について」は、多くの質問が出た。

なお、この発表テーマについては、日本側も発表した。

「②事例問題についての自国での運用について」及び「③事例問題と関連する他の事例とそこで争われた争点について」は、おおむね予定どおり進行した。セミナー参加国によっては第2順位抵当権の事例がないという国もあった。

(2) 協議

発表及び比較表の内容を踏まえて、主に日本側からセミナー参加者に対して質問する形で進行した。日本側の質問の意図やセミナー参加者の回答について、制度が根本的に異なるために誤解が生じているところや、伝わりにくいところがあった。

協議を通じて、セミナー参加国と日本とでは大きく制度が異なることが判明した。例

えば、セミナー参加国では、抵当権の実行の際には訴えを提起して判決を得ておく必要があること、抵当権の実行で裁判官が関わるのはおおむね上記判決を得るときまででその後は主に執行官が関わること、個人事業主以外の自然人には倒産手続の適用がないことなどである。

(3) 見学

今年の協議のテーマが抵当権の実行手続であったことから、関係する機関である大阪地方裁判所民事執行センター及び三井住友銀行大阪本店を見学した。

ア 大阪地方裁判所民事執行センター

概況説明、手続説明、施設内見学及び質疑応答の順に進行した。日本の抵当権の実行手続が実際にどのように進行するかを見聞することができ、有意義な時間であったと思われる。

なお、セミナー参加者は、裁判官の執務室が個室ではなく相部屋となっていることに驚いていた。

イ 三井住友銀行

今回のテーマが「抵当権の実行」であることから、日常的に担保設定業務を行っている金融機関を訪問し、実務についての説明をしていただくこととした。担保価値の評価等、かなり具体的な質問も出ていた。

4 終わりに

本セミナーは、協議等の場で質問や議論が活発に行われるなどセミナー参加者が熱意を持って取り組み、セミナーの目的はおおむね達成されたものとする。

改めて、本セミナーに御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

(参考・事例問題)

株式会社Aは、銀行Lより、3年間を期限として、年12%の利息で、30,000米ドル相当の金員を借り入れた（消費貸借契約）。銀行Lは、元本及び利息の返還請求権を担保するため、60,000米ドル相当の非居住用建物（株式会社Aの本社ビル。以下「本件建物」という。）に抵当権を設定した（抵当権設定契約。第1順位抵当権）。なお、本件建物の所有者は、株式会社Aではなく、株式会社Aの代表者Bである。また、株式会社Aは、銀行Mより、5年間を期限として、年12%の利息で、20,000米ドル相当の金員を借り入れた（消費貸借契約）。銀行Mは、元本及び利息の返還請求権を担保するため、本件建物に抵当権を設定した（抵当権設定契約。第2順位抵当権）。その後、銀行Lについて、返済期限が到来したにもかかわらず、株式会社Aは元本及び利息を返還することができなかった（銀行Mについては返済期限が到来していない。）。

- (1) 銀行L又はMは抵当権の実行を申し立てることができるか。
- (2) 裁判手続による場合、どの地方の裁判所に対して申し立てることができるか。
- (3) 銀行Lは、抵当権の実行をせずに、株式会社Aが所有する財産に対して強制執行を行う

ことが可能か。

- (4) 競売手続を経ることなく本件建物の所有権を銀行Lに移転することは可能か。
- (5) 競売手続において、本件建物の売却はどのような方法で行うか。
- (6) 本件建物の買受人について制限はあるか（銀行L、株式会社A又はBは買受人になることは可能か。）
- (7) 抵当権が実行されて、本件建物の売却が完了すると、本件建物に対する以下の権利はどのようになるか。
 - ① 銀行Mの抵当権
 - ② 本件建物内の1フロアを借りている賃借人Pがいる場合のPの賃借権
- (8) 本件建物を売却したところ60,000米ドルで売却された。代金の配当はどのようになるか。
- (9) Bは、株式会社Aの借入金は弁済済みであると認識している等により、抵当権の実行に対して不服がある場合、どのような対応がとれるか。
- (10) 本件建物の売却が完了したが、本件建物に不法占有者がいる場合、どのような対応が可能か。
- (11) Bに一般債権者Cがいる場合、Cは本件建物に対して強制執行を行うことが可能か。可能な場合、配当はどのようになるか。
- (12) 抵当権の実行前に、Bについて倒産認定の申立てがされた場合、抵当権の実行は可能か。

第3回中央アジア比較法制研究セミナー日程表

【 担当教官: 朝山教官/松川教官 事務担当: 田村専門官/江口専門官 】

月	曜	10:00	14:00	備考			
12 / 5	日		12:30	17:00			
12 / 6	月	JICAブリーフィング(10:00～)			OSIC		
12 / 7	火	オリエンテーション(10:00～)	発表準備(12:00～)	日本語講習(17:00～)	OSIC		
12 / 8	水	日本文化の講義等			日本語講習(16:30～) OSIC		
12 / 9	木	(研修員) 序舎案内 9:40～ (日本側) 事前打合せ 2階セミナー室 9:30～	発表 I (10:00～12:30) 抵当権の実行手続の概要 1. カザフスタン(10分=20分) 2. キルギス(10分=20分) 3. タジキスタン(10分=20分) 4. ウズベキスタン(10分=20分) 5. 日本: (10分=20分) ☆出水先生, 中東先生, 池田先生, 桑原先生, 原先生 国際会議室	部長主催 意見交換会 記念写真撮影 12:45～13:45 14:00	協議 I (14:30～16:00) 論点整理・改訂ポイント確認 ☆出水先生, 中東先生, 桑原先生, 原先生 国際会議室	(研修員) 協議 I を踏まえて加筆・修正 OSIC (16:00～) (日本側) 論点整理 I ☆出水先生, 中東先生, 桑原先生, 原先生 2階セミナー室	ICD
12 / 10	金	休日 (研修員は京都観光)					
12 / 11	土	事前打合せ セミナールーム15 協議 II (10:00～12:30) 改訂箇所確認 ☆出水先生, 伊藤先生, 狩集先生, 桑原先生, 磯井先生, 原先生	(研修員) 協議 II を踏まえて加筆・修正 (日本側) 論点整理 II ☆出水先生, 伊藤先生, 狩集先生, 桑原先生, 磯井先生, 原先生 セミナールーム14 セミナールーム15	OSIC			
12 / 12	日	事前打合せ 2階セミナー室 発表 II (10:00～12:30) 事例問題回答 1. カザフスタン(10分=20分) 2. キルギス(10分=20分) 3. タジキスタン(10分=20分) 4. ウズベキスタン(10分=20分) ☆伊藤先生, 中東先生, 狩集先生, 桑原先生, 磯井先生, 原先生 国際会議室	協議 III (14:00～16:00) 論点整理・改訂ポイント確認 ☆伊藤先生, 中東先生, 狩集先生, 桑原先生, 磯井先生, 原先生 国際会議室	(研修員) 協議 III を踏まえて加筆・修正 OSIC (16:00～) (日本側) 論点整理 III 2階セミナー室	ICD		
12 / 13	月	事前打合せ 2階セミナー室 発表 III (10:00～12:30) 事例紹介 1. カザフスタン(10分=20分) 2. キルギス(10分=20分) 3. タジキスタン(10分=20分) 4. ウズベキスタン(10分=20分) ☆出水先生, 中東先生, 高瀬先生, 堀田先生, 桑原先生, 原先生 国際会議室	(研修員) 協議 III を踏まえて加筆・修正 (日本側) 論点整理 IV ☆出水先生, 中東先生, 高瀬先生, 堀田先生, 桑原先生, 原先生 2階セミナー室	ICD			
12 / 14	火	見学(10:00～12:00) 大阪地方裁判所民事執行センター	見学(14:00～16:00) 三井住友銀行				
12 / 15	水	休日					
12 / 16	木	事前打合せ 2階セミナー室 協議 IV (10:00～) 最終確認(必要に応じてスクリーン上で改訂) ☆出水先生(～12:00), 高瀬先生, 堀田先生, 池田先生, 桑原先生, 原先生 国際会議室		ICD			
12 / 17	金	事前打合せ セミナールーム2 評価会(10:00～11:00) ☆池田先生, 桑原先生, 原先生 会議室2	意見交換会(11:00～12:30) 次回テーマについて ☆池田先生, 桑原先生, 原先生 会議室2	閉講式 (12:30～13:00) セミナールームA13	OSIC		
12 / 18	土						
12 / 19	日						

※ 休日とは研修員にとっての休日であり, 日本側のみで論点整理等を行う場合がある。

～ 活動報告 ～

国際会議出席報告

～国際開発法機構（IDLO）「法整備支援会議『法の支配と人権のためのパリ宣言及びア克拉行動アジェンダの実現』」（Legal and Judicial Development Assistance Conference: Realizing the Paris and Accra Agendas for Rule of Law and Human Rights）～

国際協力部教官

森 永 太 郎

1 会議参加の経緯

2010年9月、以前から接触のあった国際開発法機構（IDLO）から、同機構が同年10月21日にその本拠地であるローマで主催する法整備支援に関する国際会議への出席の誘いがあった。会議のアジェンダ自体が国際協力部にとっても関心のあるテーマであったこともあるが、筆者としては、以前から、我が国による開発途上国への法整備支援が諸外国では余り知られていないことを残念に思っていたことから、これを日本の支援活動について情報発信をする良い機会でもあると考え、IDLO側と若干のやり取りをし、発表の機会を設けてもらうことにした上で出席することとした。

国際開発法機構（IDLO—International Development Law Organization）は、開発途上国の法律専門家の育成などを目的として、1983年に設立された国際NPOで、現在22か国の加盟国（更に13か国が加盟手続中）を擁し、国際的な法整備支援専門の機関としては世界でトップクラスの地位を占めている。イタリアのローマに本部を、カイロ、シドニーなどに支部を置き、これまでに東欧、アフリカ、アジア及び中南米などの合計175か国から研修員を受け入れ、様々な研修を実施しているほか、開発途上国の現場においても多数の法整備支援プロジェクトを展開するなど、活発な活動を続けている。IDLOは2001年に国連の正式オブザーバーに認められており、ニューヨークの国連本部に連絡事務所を構えている。詳細についてはIDLOの公式ウェブサイト（www.idlo.int）を参照されたい。我が国は加盟したことはないが、過去に資金提供をしていたことがある。国際協力部との関係では、2002年に当時の田中嘉寿子教官がローマの本部を訪問し、その研修手法等に大いに示唆を受けてきたことがある。

2 会議の趣旨・概要

IDLOがこの会議で行ったのは、ごく概括的にいうと、開発援助と途上国における法整備支援についての問題提起であり、実務的にも理論的にも複雑な問題に絡むものであるが、討議は主として支援実務の観点から進められた。ここでの問題意識は、要するに、開発援助の世界においては、経済開発協力機構（OECD）の調整によって2005年にパリで開催された「開発援助効果向上に係る閣僚級会議」において、世界的な共通認識として取りまとめられたいわゆる「パリ宣言」（Paris Declaration）と、その実施状況の中間評価を行い、さらなる行動を求めた2008年の「アクラ行動計画」（Accra Action Agenda — 開発援助効果向上に係る第3回閣僚級会議において採択）に従って、他の支援分野では、支援側も被支援側もその活動をこれらの宣言に盛り込まれた支援効果向上に向けた行動原理に合わせ、被支援国の国家戦略と整合性のある、統一の取れた支援を展開しつつある中で、法律・司法の分野においては、これが一向に進んでいないのではないかと、いうところにあった。このような問題意識の下、今回の会議では、世界各国のドナーの経験・知識を共有し、法・司法分野での支援において、パリ宣言の掲げる5原則、すなわち、①被支援国の主体的関与（オーナーシップ）、②被援助国の制度・政策との整合、③援助の調和、④援助成果主義、⑤相互説明責任を確保する手段、特に、いわゆる「セクターワイドアプローチ」あるいは「プログラムベースアプローチ」*1の有効性について検討することが重要な議題とされた。IDLOとしては、これらの諸問題の検討を進めた上で、パリ宣言の実施状況の評価をする予定となっている、本年11月韓国・釜山で開催予定の「開発援助効果向上に係る第4回閣僚級会議」に向けて法整備支援の世界からも何らかのメッセージを出すことを企図としている。

会議は、IDLO本部ではなく、同じローマ市内にある私法統一国際協会（UNIDROIT）の本部施設において、午前9時から昼食休憩などを挟んで午後6時過ぎまで行われ、多くの問題について活発な討議が展開された。議事進行は以下のとおりであった。

09：00—09：30 開会の辞

IDLO総長 アントニオ・バディーニ

イタリア外務省開発協力局多国間活動コーディネーター マルコ・リッチ

UNIDROIT事務総長 ホセ・アンヘロ・エストレラ・ファリア

*1 「セクターワイドアプローチ」（Sector-Wide Approach-SWAp）及び「プログラムベースアプローチ」（Program-Based Approach-PBA）

1990年代後半から提唱され始めた開発援助手法の形態。開発援助活動は、解決を必要とする個別の問題を特定し、その解決に向かって人的・資金的投入を行う「プロジェクト方式」がとられるのが一般的であるが、多数のドナーがそれぞれの考え・思惑で実施するプロジェクトが乱立し、その間の不整合が被支援国に混乱をもたらす結果、かえって発展を阻害することに対する反省の下に、個別の問題への対処に集中するのではなく、支援分野（セクター）全体を広い視点から分析しなおし、セクター全体を網羅する統一的・体系的な支援を実施する手法のこと。セクターワイドアプローチの実際的手段として、被支援国の採る国家的な政策あるいは戦略に適合した分野全体を網羅するプログラムを組み、これに従って支援活動を展開する手法を特に「プログラムベースアプローチ」と称し、保健・医療の分野、あるいは農業分野などでは支援手法の主流となっている。

IDLO運営委員兼研究企画部長 トーマス・マッキナニー (総合司会)

09：30－10：45

第1セッション「法改革におけるセクターワイドアプローチの試み」

(司会：世界銀行法務副総裁室法改革実務班主席審議員 クリスティーナ・ビーベスハイマー)

「ウガンダにおける司法分野改革の経験」

アイルランド国際開発庁ウガンダ開発協力グループ

法・司法秩序部門代表 サラ・キャラガン

同部門技術顧問 レイチェル・オドイ・ムソケ

「ケニアの統治・司法・法秩序分野改革プログラム」

スウェーデン外務省 アニカ・ノルディン・ジャヤワルデナ

「法整備戦略策定支援：南スーダンとルワンダの比較考察」

IDLO ローロフ・ハヴマン

(10：45－11：00 休憩)

11：00－12：15

第2セッション「持続可能な経済発展のセクターアプローチの枠内での法制度改革の経験」

(司会：クウェート基金法律顧問 ナワフ・アル・マハメル)

「欧州復興開発銀行の法制度移行プログラム－パリ宣言諸原則の再考察」

欧州復興開発銀行 (EBRD) 法制度移行担当主席顧問 ミシェル・ヌスバウマー

「経済成長と貿易を通じたパリ宣言及びア克拉行動計画の実現」

IDLO経済成長・貿易プログラム課長 マクシン・ケネット

「国際条約上の義務に関連する商法改革と国家開発戦略の整合性確保について」

UNCITRAL事務局国際取引法課・法務室立法部門主任 ティモシー・ルメイ

「持続的成長を目的とした気候変動ファイナンスを呼び込むための法制度改革及び組織改革」

IDLO社会開発プログラム主任 ポール・クローリー

IDLO環境法・持続開発法プログラム主任 マリ・クレール・コルドニエ・セガー

12：15－13：00 第1回法整備支援グローバル・レポート発表

IDLO上席研究員 イラーリア・ボッティリエーロ

(13：00－14：00 昼食休憩)

14 : 00－15 : 30

第3セッション「紛争後の国家，脆弱な国家における法整備支援戦略の実施」

(司会：IDLOプログラム管理部長 ロバート・ビュルゲンタール)

「法と社会・アフガンの伝統と法の支配に関する西洋的概念の相互作用に伴う困難」

イタリア外務省特別顧問 ロザリオ・アイタラ

「アフガニスタンにおける国家的司法整備戦略への支援」

アメリカ合衆国国務省 カレン・ホール

「国家的司法整備戦略の進展のための支援の企画と実施—アフガンでの経験」

IDLOフィールドオペレーション法務専門家 スミット・ビスルヤ

「脆弱国家における法の支配と民主的統治」

フランス外務省民主的統治ミッション政策顧問 ヴァレリー・モーギー

(15 : 30－15 : 45 休憩)

15 : 45－16 : 45

第4セッション「貧困削減とリーガル・エンパワメント」

(司会：IDLOフィールドオペレーションユニット管理職 マイルズ・ヤング)

「法制度・統治改革を促進するための世界的な市民社会ネットワークの構築」

IDLO国際研修センター所長 ジュリオ・ザネッティ

「国家的法制度改革にリーガル・エンパワメントを組み込むためのトップダウンの手法及びボトムアップの手法」

キエフ国際ルネッサンス基金 ロマン・ロマノフ

「司法改革における市民社会の役割」

オープン・ソサエティ・ジャスティス・イニシアティヴ

シニア・マネージャー ティエルナン・メネン

16 : 45－17 : 30

第5セッション「結果重視の法・司法改革活動の企画管理」

(司会：アイルランド国際開発庁開発専門家 ドナル・クローニン)

「法整備支援企画に関する日本の経験」

法務省法務総合研究所国際協力部教官 森 永 太 郎

「結果を出す—法分野における改革と人権状況監視のための有意義な指標をつくることの必要性和その困難さ」

アリゾナ州立大学サンドラ・デイ法科カレッジ教授 ダニエル・ローゼンバーグ

17 : 30－17 : 45

特別発表「法分野における開発プログラミング—法の支配と人権のためのパリ宣言及びア

クラ行動計画の実現」

経済協力開発機構（OECD）開発協力本部

政策調整課長 アレクサンドラ・トルゼシアック - デュヴァル

17：45－18：00 総括

IDLO運営委員兼研究企画部長 トーマス・マッキナー

18：00－18：15 閉会の辞

バンコク・チュラロンコーン大学教授 ヴィチット・ムンタルボーン

3 討議内容概観

第1セッション

第1セッションは、アフリカ諸国における支援に関する発表が中心であり、世界銀行のビーベスハイマー氏の司会の下、ウガンダにおける法分野の支援を実施しているアイランド国際開発庁の専門家と被支援国側の視点からウガンダの専門家による共同発表に続いて、スウェーデン外務省担当官によるケニヤ支援の説明、そしてIDLOの専門家による南スーダンとルワンダの比較が行われた。いずれにおいても、ドナー側は「セクターワイドアプローチ」あるいは「プログラムベースアプローチ」の手法の導入を試みており、一部において一定の成果が上がっているとのことであった。良い例として挙げられたのが、ウガンダにおいて既に11年間の実績のある「法と秩序」と題するセクターワイドアプローチで、多数ドナーによるバスケットファンドによる資金手当ての下、裁判所、検察庁、警察等、15の機関の参加と相互協力により、総合的な刑事司法改革プログラムを実施し、未済刑事事件の大幅な減少と、支援前には、捜査官一人当たり93件も抱えていた未済事件を、一人当たり23件にまで縮減することに成功したとのことであった（国際的な適正標準は一人当たり12件とのこと）。これに対し、同種のプログラムも、他の国では必ずしもうまく行っておらず、ルワンダ、南スーダンなどではいまだ到底成功とはほど遠い状況にあるとのことであった。問題は様々な角度から分析可能であるが、被支援国の国内機関の連携の悪さ、一部の機関の幹部の利己的な態度に加え、ドナー側の歩調がそろわないことなども総合的なアプローチによる成果を上げることに對する障害となっていると思われるとのことであった。発表者及び会場からは、何よりもまず、被支援国自身に、パリ宣言やアクラ行動計画の趣旨をよく理解してもらい、国内が一体となって分野内での整合性のある取組をするため、問題の本質をきちんと分析した、質の高い国家戦略を策定する重要性を強調する必要がある旨の意見が多数出た。

第2セッション

第1セッションが主として刑事司法の分野に力点が置かれていたのに対し、第2セッションは、主として経済開発・経済復興を主眼とした民商事分野での法整備支援が取り上げられた。しかし、このセッションは、特定の事例や問題を取り扱うというよりは、

出席各機関の活動紹介のような発表にほぼ終始したといえる。論調としては、最近の法整備支援では、「法の支配」あるいは「人権」といったことを正面から掲げるドナーの活動が多く、勢い刑事司法分野や司法アクセスといったことを取り扱うものが多いが、旧社会主義国などにおける経済開発・復興のための支援もその重要性は変わっていないとするものが多く、経済開発を一つのセクターとして捉え、その中での法整備支援という手法も十分に存在意義を持っていることを再認識させる内容であった。また、このセッションでは、「気候変動対策」を一つのセクターとして捉え、その中の活動の一環としての法整備支援という切り口も紹介された。

第3セッション

第3セッションはIDLOの最も得意とする分野である、紛争後の国家あるいは体制が不安定な国家に対する支援の手法と実際が、アフガニスタンを中心に紹介された。ここでも国家的戦略の策定と、これに沿ったセクターワイドアプローチの重要性が強調されたが、それよりも特に注目を引いたのは、IDLOのアフガン事務所が長期間にわたり経験した、アフガニスタンの西欧法・西欧社会に対するアレルギー的反応と、これをいかに克服してきたかという点であった。論点は多岐にわたったが、被支援国の自主性を確保するための努力を欠いてはならないことや、ドナー自身も国家戦略の策定に協力し、計画段階から、市民社会を含めできるだけ幅広い人々の参加が可能なようなスキームを作り上げる必要があること、そして被支援国側で、このような支援手法に理解を示す人々を早く発見し、そのような人々に他の人々への啓発をしてもらうことの重要性などが論じられていた。アフガニスタンでは、最高裁判所長官など、「西欧的なもの」に極端な拒絶反応を示す人々もいる一方、自国の伝統文化を大切にしながらも、法の支配、人権といった概念に深い理解を示し、その伝統社会への融合を試みようとする検事総長のような人物もあり、最終的には、検事総長が保守的な人々を説得することに成功したことによって、支援活動は大きな進歩を見せたとのことであった。

第4セッション

第4セッションは一般市民、特に貧困層の司法アクセスの問題を主に扱ったセッションであり、ここでは、テーマの性質上からか、NPOの発表が中心となった。法整備支援におけるセクターワイドアプローチに欠くべからざる要素としての法・司法改革への市民社会の取り込みが論じられ、法整備支援活動ももっと市民社会に目を向けたものにならないと論調が会場からも多く聞かれたが、一方で、法整備支援は不可避免的に政府に対する援助が中心となるのであって、外国あるいは国際機関が政府の意向や政策を軽視して独善的な市民社会への支援を展開することにより、政府と市民の対立をおおるような結果となることの危険性を指摘し、市民社会へのケアは第一次的には被支援国政府の任務であり、法整備支援はそのような政府の努力に対する側面支援であることを忘れてはならない旨の見解も少なくなかった。

第5セッション

上記のとおり、アイルランド国際開発庁（IrishAID）のドナル・クローニン氏の司会

により、当職とアリゾナ州立大学のローゼンバーグ教授が発表を行った。当職からは日本の法整備支援の手法が、セクターワイドアプローチやプログラムベースアプローチに対してやや消極的に見える可能性があることとその理由、そして、たとえこれらのアプローチを採用せずにプロジェクト手法をとっているとしても、分野全体にわたる支援の整合性やオーナーシップ、国家戦略への適応などの点には配慮している上、常に他のドナーの活動や隣接する課題に取り組む活動などとは接続点を持ちうるような開かれたプロジェクトを企画するようにしており、実質的にはセクターワイドアプローチやプログラムベースアプローチと性質上類似した活動に取り組んでいることなどを強調したプレゼンテーションを行った。ローゼンバーグ教授からは、主として支援効果測定の指標について話があり、これまでの研修を受けた裁判官の数や、成立した法令の数などといった定量的測定にこだわりがちな指標から脱却し、いずれのドナーも使用することの可能な、共通の定性的指標の考案が急がれることなどが指摘された。

なお、この第5セッションの直後、飛び入りで参加することになったOECDの担当者から、会議の主題に関連したOECDの取組についての若干の紹介があった（詳しくはOECD-DACのウェブサイト：www.oecd.org/dac/governanceを参照されたい）。

4 「第1回法整備支援グローバル・レポート」について

上記の議事進行にもあるとおり、昼食休憩の直前、IDLOが作成した「法整備支援グローバル・レポート」（Legal and Judicial Development Assistance Global Report 2010）が発表された。この報告書は、今回の会議の呼びかけにも深く関わっているアメリカのNGO「権利実現・倫理的グローバリゼーション・イニシアチブ」（Realizing Rights: The Ethical Globalization Initiative）^{*2}の資金協力によりIDLOが作成したもので、報告書本体は16ページ程度の簡潔なものであるが、添付資料において世界中の法整備支援ドナーの活動が一覧表にまとめられた形で紹介されており、IDLOのウェブサイトからダウンロードすることができるようになっているので参照されることをお勧めする。IDLOによれば、この報告書は世界中の法整備支援活動を可能な限り調査して作成したもので、初めての試みであり、今後年次報告の形で世界各国の関係者の協力も得て徐々に内容を充実させ、法整備支援の世界における情報共有ツールとして刊行を続けたいとのことであった。

この報告書は、今回の会議の主題とも密接な関係を持つ内容となっており、これまで世界中の法整備支援が必ずしも相互に整合性を持つ、調和の取れた形では実施されておらず、それがゆえに効果が上がらなかった、特に被支援国の一般市民や社会的弱者の生活の改善に必ずしもつながっていなかったとする問題意識から現状の分析を試みている。その内容

^{*2} 元アイルランド大統領・前国連人権高等弁務官のメアリー・ロビンソン（Mary Robinson）氏が2002年に立ち上げた国際NGO。元アメリカ合衆国大統領ジミー・カーター氏も支援者の一人である。ニューヨークに本拠を置き、貧困者・社会的弱者の保護のための人権規範を国際機関などのグローバル・ガバナンスに関する政策決定に取り込ませるための活動を展開している（ウェブサイト：www.eginitiative.orgを参照されたい）。ロビンソン氏本人も今回の会議に出席する予定であったが、活動スケジュールの都合で急きょ欠席となり、会場では同氏からのメッセージが紹介された。

については実際に報告書に目を通していただきたいが、この報告によれば、現在、IDLOが把握しているだけで、世界では135以上の主体が、途上国の司法機関の近代化と強化、裁判外紛争解決システム及び伝統的紛争解決メカニズムの強化、社会的弱者に対する法律扶助などを目的として資金面、技術面での「法整備支援」(Legal and Judicial Development Assistance^{*3})を実施しており、2008年のデータとしては、総額約26億ドル(約2,132億円)が費やされているが、共通の戦略を欠いているがために、いずれの支援も断片的で、効果の薄いものとなっているとの試論を展開している。

報告書は、更なるその本文において、世界の主要なドナーの動向を分析し、今回の会議でも取り上げられた「セクターワイドアプローチ」及び「プログラムベースアプローチ」の有用性を、パプア・ニューギニア、マリ及びウガンダの実例を紹介しながら示唆し、これらの手法をとる際の留意点及び効果測定の指標などに言及している。そして、これらを踏まえ、今後各ドナーに検討してもらいたい推奨事項として、次の8点を挙げている。

- ・異なる支援実施機関の間での戦略的な協調をより一層促進し、これによる相乗効果を目指すこと
- ・法アクセスにおいて「パラリーガル業務」が持つインパクトを査定すること
- ・法アクセスの分野において慣習法に関するプロジェクトを支援するに際しては、人権の要素を考慮すること
- ・法律扶助プログラムの持続可能性の問題に一層の検討を加えること
- ・法アクセスの分野において、「需要」に根ざした、「下から上への」改革手法に焦点を当てること
- ・貧困層及び社会的弱者が利用可能な無償資金援助の枠組みをもつ「リーガル・エンパワメント・ファンド」の設立を検討すること
- ・地方レベルのイニシアティヴに基づく法アクセス改革を検討すること
- ・「エンパワメント」の実現に向けた実務的な活動を「エンパワメント」とはいかなるものであって、それがいかにして達成されるのかについての更なる研究と結びつけること

筆者には、この報告書が挙げた推奨事項を詳しく論評する資格も能力もないが、あえて感想を述べるとすれば、これらの提案事項は、そのほとんどが「法アクセス」に集中し、国家あるいは政府よりも「市民」、「貧困層」あるいは「社会的弱者」の目線で考えているという態度が現れているところが、いかにも欧米系のNGOらしい感じがする。また、8点の事項が未整理のまま一見無秩序に並べられているかのように見えなくもない。しかし、

^{*3} この報告書は、この用語を「umbrella term」として、「法アクセス (access to justice), 法改革 (justice reforms), 「法的エンパワメント (legal empowerment)」及びその他関連する概念を包摂するもの」として暫定的に使用するとしている。逐語的に翻訳すれば「法・司法開発援助」とでもなるのであろうが、ここではとりあえず便宜上、類似概念として「法整備支援」の語を充てておく。この種の用語の和訳は常に悩ましいところであるが、この報告書の用いている定義づけ(OECDの公式な用語法を基礎としているとのことである)は、今後我が国において「法整備支援」及びこれに関連する用語の厳密な定義づけや適切な外国語訳を試みていくに当たって一つの参考となるのではなかろうか。

いずれの指摘も、当否は別として極めて重要な論点を含んでいることは確かであろう。一番目に挙げられている「戦略的な協調による相乗効果」についてはいわずもがなであり、また、他にも例を挙げれば、慣習法の支援に際して普遍的な人権尊重の観念を忘れてしまつては、固有の文化を尊重する余りに、固有文化自体による個人の尊厳の侵害を許してしまう結果となりかねないことに警鐘を鳴らしているところなどは十分な評価に値すると思われる。

5 総括コメント

会議の最後に、バンコク・チュラロンコーン大学教授で、北朝鮮における人権状況についての国連特別報告担当官（UN Special Rapporteur）でもあったヴィチット・ムンタルボーン博士が会議の総括を行った。会議の論点が多岐にわたり、若干脱線気味の議論もあったことから、総括は困難であったようである（ムンタルボーン博士自身も、苦笑しながら「さあ、大変だ。総括なんぞできるかしらん」と言っておられた）が、大要次のようにまとめられた。

- ・法整備の分野における支援も、パリ宣言及びアクラ行動計画に示された原則に従って進められるべきことはだいたい共通認識となっている
- ・法整備支援は、人権や弱者保護の分野のみならず、経済開発分野での重要性も失っていない
- ・法改革においては、一層の官民連携が必要である
- ・ドナー間協調は困難なものであり、依然として大きな課題として残っているが、ウガンダなどにおける成功例もみられる。良好なドナー間協調は、一支援国のみならず、当該支援国が属する地域における全体的な法改革にも拡張可能である
- ・今後の大きな検討課題として、法改革への市民社会の参画が挙げられる。多くのドナーはいまだに伝統的な、国家及び政府に焦点を当てた支援を継続しているが、市民社会の参加なしには、改革の効果が十分に発揮されないことを実体験したドナーもいる。市民社会を参画させた法改革を実現するには、何よりも被支援国の官民双方との十分な対話が必要であり、そのための戦略が支援効果を上げるための重要な鍵となる。

6 所感

IDLO側の企図としては、今回の会議において、ドナー間の連携強化と、法整備支援プログラムへの被支援国の一層の参加とコミットメントによるセクターワイドアプローチの有用性を世界の共通認識としてアピールし、行く行くはこれを法整備支援のためのグローバルファンドの設立に結び付けたかったようである。しかし、異なる理念や思惑で活動する多数のドナーをまとめることや、様々な利害対立や政治的思惑が渦巻く被支援国側の状況の下で、理想的なオーナーシップを形作っていくことがいかに困難な作業であるかは、いずれの参加者も意識していたようであり、今回の会議では、総論としては

おおむね共通の問題意識は確認されたものの、これを現実にはどのように解決していくかについては、様々なアイデアが順不同で出されたにとどまった。しかし、多くのドナーからの参加者が一堂に会してそれぞれの現状認識を持ち寄ること自体は非常に有意義なことと思われ、筆者にとっては、必ずしも世界へ向けての満足な情報発信をしてきたとは言えない我が国の法整備支援について、少しでも多くの人に知ってもらう機会を得たという点では十分に参加の意義があったと考えている。また、我が国以外における法整備支援活動について新たな情報・知識を取得することができたことも、今後の我が国のあるべき方向性を考えていくに当たって有益であった。

最後に、今回の会議を通して筆者が抱いた感想を2点ほど述べたいと思う。

第1点は、第4セッションでの討議に関して筆者が最も気になったところであるが、主として欧州系のドナー及び非政府組織からの発言を聞いていると、どうも国家と市民を対立軸において考えているらしい傾向がみられることである。この発想は、貧困層や社会的弱者への支援強化、あるいは法アクセスの促進といった、それ自体は問題のない、むしろ推奨すべき事柄につながりやすいものであるが、問題は、一部のドナーの発言の中に、被支援国の市民あるいはマイノリティに対する直接支援の必要性を強調するような意見が散見されたことである。多分に筆者の想像が混じるが、法アクセス支援や社会的弱者支援を行っている一部のドナーは、これまでに被支援国の政府機関を通じてのこれらの分野における支援を実施する中で、政府機関などが政治的な理由や、場合によっては関係者の保身あるいは金銭的利益のために、一向に支援の効果が上がらないのに業を煮やし、これが西欧民主主義社会における「国家からの自由」の観念と相まって、被支援国の政府の頭越しに、政府と利益が対立する者としての市民や社会的弱者を直接支援しようとする発想につながっているのではないかと思われるのである。しかし、これは問題だと思わざるを得ない。このような発想の下に支援を進めていくことは、被支援国の政府と市民の対立をあおることになり、法整備により達成されるはずの社会の安定と国の自立をかえって危険にさらすことになるのではないだろうか。政府がだめだから、公式の制度が機能しないから、という理由で、単純にひきこもりである市民や少数民族社会などを直接の相手にするという発想は、例えば、裁判外紛争解決制度（ADR）の拡充といった支援活動においても、ややもすると見られる発想で、要は、国の裁判所がだらしがないから、能力が低いから、そんなものは相手にせずに民間あるいは自治体のADRを発達させましょう、というのであるが、これが極めて危険なことであることは明白であろう。幸いなことに、今回の会議では、IDLO自体も政府の頭越しに直接の民間支援をすることが適切でないことは意識していたようであるし、このような意見については即座に「市民・社会的弱者の保護は当該国家の責務であって、法整備支援はそのような国家が責務を果たすのを後押しするためのものである」といった強力な反論も数多く、このような発想を持つ者が多数派ではないことが確認できたので多少安心はしたが、よくよく留意すべき点であることは再認識させられた。

第2点目は、これはアメリカのNPOドナーに多かったように思われるが、「法の支配」

や「民主主義」、あるいは「市場経済」といった基本概念が、西欧的な理解あるいは解釈のまま認識されており、それがそのままいかなる被支援国にも通用するかのとき発言がみられたことである。無論、筆者としてのこれらの概念の普遍的価値を否定するものではないが、その理解、解釈は必ずしも一義的ではないはずである。しかし、彼らはどうやら、被支援国において実現しようとしている「法の支配」や「民主主義」あるいは「市場経済」などは誰が考えても同じことであって、それがゆえに、支援はいずれの国が、いずれの国に行っても大差はなく、やるべきことは同じだ、と知っているふしが見受けられるのである。それがためにか、どうもこれらのドナーは、支援国のあるいは支援機関の性格や被支援国の特性などには余り目が行かないらしく、筆者が折りに触れて述べたことのある支援国と被支援国の「相性」については軽視している感があるのである。しかし、筆者の経験に照らすと、実はこの「相性」（今回の会議でこのことについて発言した際、うまい英語での表現を知らなかったため、とっさに「psychological proximity（心理的近接性）」と言ったところ（そんな英語が存在するかどうかは知らないが）、うなずいてくれる人が多かったので分かってはもらえたと思う）は非常に大事なものである。これは何も同じアジア人だとか、似たような顔つきをしているとか、宗教的に共通のものがあるなどという要素ばかりでなく、歴史が似ているとか、法体系に共通のものがあるなどといった様々な要素が絡まりあって「相性」と形成しているものと思われるのであるが、この「相性」が良いほど、被支援国と支援国（又は支援機関あるいは支援担当者）の間でこれらの基本概念についての共通理解が形成しやすく、また、仮に共通理解を得るところまではいかなくても、互いになぜこれらの基本概念について異なるイメージを持つのかを理解をすることが可能となり、コミュニケーションのギャップが回避され、効果的・効率的な支援につながると思われるのである。このことを軽視すると、恐らく、ドナー側の担当者は支援活動をする中で「どうも相手は自分の助言の趣旨を理解してくれない」という悩みがいつまでたっても解消されないのであろうし、被支援国側は「どうもあのアドバイザーは、我が国には不適切な助言しかしない」というフラストレーションが続くであろう。これでは進むはずの支援も途中で頓挫しかねない。これは、ドナー間でも同様であろう。今後、セクターワイドアプローチの下で複数のドナーが手を携えて支援活動を展開するのであれば、この点は十分留意すべき点だと思われる。ただでさえ容易なことではない複数ドナーのコラボレーションによる支援プログラムを進めていく際に、互いに相手がこれらの基本概念について自己と全く同じ理解をしていると思込んでいると、正に「同床異夢」といった状態になるであろう。そうなれば支援活動がうまくいかないのは当然で、しまいにはお互いを非難し始めるような事態になりかねない。

以上、思いつくままに感想を述べたが、結局のところ、法整備支援は一にも二にもコミュニケーションが大事ということである。国際会議に出席してきた法務省の役人の報告として余りにも単純ではないか、とお叱りを受けそうであるが、今回の会議を通じて最初から最後まで問題にされたのは「協調」の問題であった。ドナーとレシピエントの

協調，ドナー間の協調，レシピエント側各機関の協調，そして両サイドの官と民の協調である。その基礎はなにかといえは，対話，すなわちコミュニケーションであり，現在すべてのドナー，レシピエントが頭を悩ましている問題の解決の基礎はここにあるといっても過言ではないように思われる。その意味で，上記のグローバル報告の中でIDLOが「強力なコミュニケーション戦略」を効果的な援助のための最も重要な事項として明記していることは非常に正しいことといえよう。世界各国の法整備支援関係者とのコミュニケーションを絶やさず，情報の発信・受信を頻繁に行い，相互理解に基づいた効果的な法整備支援活動を行っていくためにも，我が国も今後機を逃さず，積極的に今回のような国際的な対話の場に出て行く必要があることを強く感じさせられた会議でもあった。

～ 国際協力の現場から ～

雑感

－ 法整備支援に関わって －

独立行政法人 国際協力機構（JICA）

ガーナ事務所 西 畑 絵 美

2009年5月から2010年11月までJICA公共政策部法・司法課にて、カンボジアやモンゴルの民事法整備支援、中南米やアフリカ地域の刑事司法・矯正案件を担当していた縁で、今回ICD NEWSに寄稿させていただく光栄に恵まれました。

担当をしていたのは1年半と短い期間ですが、振り返って雑感など書いてみたいと思います。なお、本稿の意見に係る部分はJICAの方針や公式見解ではなく、私見であることをあらかじめお断りさせていただきます。また、長年にわたり法整備支援に御尽力されてきた関係者の皆様には、浅薄な考えと受け止められるかもしれませんが、何とぞ御寛恕ください。

■ 技術協力プロジェクトとしての法整備支援

JICAは、2008年10月に国際協力銀行（JBIC）のODA部門と統合し、開発途上国に対する技術協力、有償資金協力（円借款）、無償資金協力を一元的に担う機関となりました¹。技術協力プロジェクトは、JICAの技術協力の形態のひとつで、「一定の成果を一定の期間内に達成することを目的として、あらかじめ合意された協力計画に基づき、一体的に実施・運営される技術協力事業」を指し、原則プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）を案件計画、実施監理・評価といった一連の運営監理のツールとして活用しています。関係者の皆様からは、法整備支援を行う上で、2年から最長5年という短い期間でプロジェクト目標を設定することの難しさ、PDMに基づいたプロジェクト進捗監理あるいは評価の難しさ、有効性について、御意見を頂くことがよくあります。これらの点について、この1年半の間、悩み迷いながら案件担当に携わる中で、内外の関係者の皆様との対話を通して私自身が現在思うことは、法整備に限らず、一国の制度整備をより効果的に支援するためには、技術協力プロジェクトだけでなくオールジャパンとして様々な支援形態を組み合わせながら、取り組んでいく必要があるのではないか、ということです。

¹ 技術協力は、開発途上国に対して専門家派遣、研修員受入、調査等の技術協力を行うもの。有償資金協力は、開発途上国に対して長期・低利の緩やかな条件で開発資金を貸し付けるもの。無償資金協力は、開発途上国に対して返済義務を課さずに開発資金を供与するもの。

JICAの有する技術協力のスキームの中には、あらかじめ成果目標を明示せず、臨機応変に相手方のニーズに応じていく政策助言型専門家や援助調整型専門家という形態（個別専門家）もあります。同様に、研修だけあるいは機材供与だけという個別案件もあります。これらの支援形態、特に助言型の個別専門家の活用が望ましい場合もあり、個別案件と技術協力プロジェクトどちらを適用することが適切かは、相手国からの要請内容によって異なります。

一方、ある程度規模が大きかったり、複数の投入が必要であったり、また2年以上の期間が必要な法整備案件の場合には、日本人専門家の派遣、相手国のローカルリソースや第三国人材の活用、機材供与、そして研修員受入といった複数の投入を柔軟に組み合わせることのできる技術協力プロジェクトが、現行JICAが有している技術協力のスキームの中では最良のスキームだと考えています。

技術協力プロジェクトにおける2年から5年というプロジェクト期間の設定は、確かに、法制度を定着させる、あるいは一定レベルの法曹人材を養成するといった目的には短すぎる期間かもしれません。しかしながら、法整備支援が政府開発援助（ODA）の一環で実施される相手国政府との共同事業である以上、一定の期間内に達成すべき目標を設定し、協力終了後に相手国自身が協力の成果を自立的に広めていけるように自助努力を促すことが、日本のODAの理念であると考えます。また、案件ごとに目標や成果を明確に設定し、一定期間を区切ってそれらの達成状況を確認した上で、更に必要な支援を発展的に継続する、新たなニーズに応えるべく新たな案件を開始する、あるいは相手国側の自立発展性に任せ日本側は手を引く、といった様々な選択肢の中から次のステップを検討することは、日本国内への説明責任という点でも重要なプロセスであると考えています。

技術協力プロジェクトは、限られた期間で限定された範囲で支援を行うものですが、開発途上国の支援ニーズにより効果的に応えるためには、例えば有償資金協力や無償資金協力を技術協力プロジェクトと連携する形で実施する、あるいは日本政府や関連機関が提供している途上国を対象とした各種留学制度を長期的な人材育成のために技術協力プロジェクトと並行して活用する、というように、JICAだけでなくオールジャパンとしてより連携して戦略的に取り組んでいくことが、今後ますます必要となってくるように思われます。

また、近年少しずつ事例が出始めていますが、ODAという形での支援が終了した後に、相手国機関と日本の法務省や裁判所、日本弁護士連合会、大学等の関連諸機関が、対等なパートナーとして交流を続けていくことは、プロジェクト終了後の方向性として理想的であると思います。

PDMに基づく事業計画・実施監理・評価については、私自身は一目でプロジェクトの大枠（目標、成果、活動、投入）を把握できる要約表という点や、カウンターパートと共同でプロジェクトのモニタリング・監理を行うためのツールとして有用性が高いと考えています。また、米国国際開発庁（USAID）、国連開発計画（UNDP）、欧州連合（EU）等多くの援助機関が、プロジェクト運営監理のためにPDMと類似したログフレームを用いているため、カウンターパートだけでなく、ドナーとのコミュニケーションを図る際にも活用で

きるツールだと思います。

もちろん、成果の設定や評価に関しては、法整備のように法令起草作業を通じたカウンターパートの能力強化、司法機関の組織強化、又はある法令ができたことによる公正かつ透明な紛争処理の促進や市民の権利保護の強化といった質的な変化を測る上で、定量的な指標が適していないため、必ずしもPDMは必要十分なツールとは言えないかもしれません。しかしながら、PDMやそれに基づいた活動計画（PO）だけでプロジェクトの進捗監理・評価が難しい場合には、他に補足資料（詳細な進捗表や関係者のインタビュー調査等）を組み合わせることで不足を補いながら、相手国側と日本側プロジェクト関係者との間で円滑に運営監理を行うためのコミュニケーションツールとして、今後も活用していくことが望ましいと考えています。

■ 関係者の皆様の御尽力について

法整備支援に関与するようになって最も驚いた点は、実に多くの国内関係者の方々に御支援をいただいているという事実です。多くのプロジェクトに、学者や実務家等から成る部会が設置され、約80名の委員の方に年間のべ60回～70回程お集まりいただき、現地でのプロジェクト活動に対し、専門的見地から御助言を頂いています。法務省、最高裁判所、国連アジア極東犯罪防止研修所、日本弁護士連合会等からは組織的な御支援をいただいています。また、専門家の皆様には、一国の法律起草、制度設計、人材育成等に助言を行うという、困難でプレッシャーの大きな責務を担っていただいています。

本業を抱えていらっしゃる学者や実務家の先生方、法務省や最高裁の方々、現地専門家の皆様に主に夕方からお集まりいただく部会は、そうそうたるメンバーを目の当たりにしていつも緊張の連続でしたが、そこで交わされる、相手国の法制度の健全な発展、適切な運用を願った真剣な議論については、何度も深い感銘を受けました。また、法整備支援を行う上で、欠かすことのできない大事な存在である通訳者・翻訳者の方々には、希少な人材であるがゆえに、慢性的な過密スケジュールの中で多くの業務を遂行していただいています。

相手国政府のカウンターパートについても、私自身JICA職員として経験の浅い者ですので、他国や他セクターと一概に比較することはできないのですが、それでも法整備案件のカウンターパート（司法省職員、裁判官、弁護士等）に関しては、自国の法制度の発展を願う志の高さ、熱心な取組姿勢には心を打たれる場面が何度もありました。

このように、内外の関係者の皆様から大変熱心な御支援をいただく中で、私がこの1年半常々感じていた気持ちは、大きな感謝の念とともに申し訳なきが入り混じった感情です。JICAは総合的な援助機関として、法整備支援の他にも教育、保健、インフラ整備、農村開発等様々なセクターへの支援を実施しているため、必ずしも法整備案件の担当部署の人員体制が十分ではなく、関係者の皆様からいただいている御厚情に対し、我々の側で十分に行き届いた御対応をすることができないことも多く、申し訳なきが常にありました。この場をお借りして、これまでの御支援に改めて心より感謝を申し上げますとともに、至らな

い点につきましておわびを申し上げます。

最後に、上述した拙見については、JICAにおいてもこれまでのところ試行錯誤を重ねつつ取り組んでいるところですので、必ずしも理想どおりに全ての案件が計画され、進捗しているわけではありません。開発途上国の自立的発展という共通目標のために、より適切な支援手法又は支援内容を検討していく上で、これからも関係者の皆様方には一層の御支援・御指導を賜りたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

～ 国際協力の現場から ～

法整備支援に携わってみませんか

法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門

統括国際協力専門官 田 中 充

- 1 私は、2009年4月に、大阪地方検察庁から法務総合研究所国際協力部の事務部門のスタッフである統括国際協力専門官として異動してきました。異動してきて約2年が経過しました。国際協力専門官の詳しい業務については、過去のICD NEWSの「国際協力の現場から」に、体験記とともに数多く紹介しておりますので御参考ください。
- 2 「国際貢献」って、いい響きをするフレーズだと思いませんか
知人等からどんな仕事をしているのと聞かれたときや、職員研修の機会に国際協力部の業務内容を紹介するとき、私は、「ベトナムやカンボジアなどの主にアジア諸国の開発途上国に対して、①基本法令の起草、②司法関係機関の制度整備、③法曹実務家の人材育成の3つ支援を基本的な柱とする法整備支援を行っています。法整備支援を行うことによって、支援対象国の治安が安定し、その地域の平和と安全、そして繁栄につながります。法整備支援とは国際貢献です。」といつも胸を張って説明しています。そして「国際貢献」って、なんていい響きなんだろうって思っています。少しおおげさかもしれませんが、自分が携わっている業務でこんなに誇れる部署はそうそうありません。
私は国際協力部に異動してくる前には、大阪地検総務部教養課に所属しており、その時、同じく総務部で指導係検事をしておられたN検事（国際協力部の教官として1年在籍され、現在は、JICAの長期派遣専門家としてカンボジアに赴任されています。）とともに国際協力部に異動することになったのですが、国際協力部への異動が決まった時に、N検事から、「人に感謝される仕事がしたいから」という理由で国際協力部への異動を希望していたとお聞きしました。その希望理由がとても印象深く残っています。
当部が行っている法整備支援事業は、まさに支援対象国のカウンターパートの担当者をはじめ、多くの人に感謝される仕事であり、このことは当部の職員だけではなく、法整備支援に携わっている方々皆さんの一致した認識だと思います。
- 3 私は事務部門の統括ですので、例えばベトナム法整備支援研修等の国際研修が本邦で行われても、なかなか出番はありませんが、これまで在籍していた2年間で2回だけ、外国の研修員に講義をする機会がありました。

1 回目は、JICAの青年研修事業のカンボジア法制度整備コースで、カンボジアの青年の方々に対し日本の法制度等について、そして2回目は、ベトナム法整備支援研修で最高人民検察院等の方々に、日本の検察庁における検務事務の概要について講義しました。それまで国際研修で講師を担当することはありませんでしたし、研修員が外国人ということもあり、講義資料の作成等で苦労しましたが、講義が終わったときには、法整備支援業務の一端を担うことができたという思いですごく達成感があり、いい経験をすることができました。

また、2010年3月には、当時のA部長に同行して、ラオスを訪れ、その年の7月から始まるラオスにおけるJICAの新規プロジェクトの事前調査に参加し、また、カウンターパートとの調印式にも立ち合わせていただきました。法整備支援においては、まず支援対象国に赴き、カウンターパートの職員との交流を通じてその国の方々の人となりを知ること、そして現場を見ておくことは、大変重要なことだと感じました。大変貴重な経験となりました。

- 4 このように国際協力部とは、国際貢献に携われることができる素晴らしい部署ではあるのですが、国際協力部が実施している法整備支援という分野の業務について、法務省内でも余り知名度が高くありません。なぜでしょうか。広報が足りないからでしょうか。

私自身、国際協力部で勤務するまで、約30年間検察庁で勤務しておりましたが、国際協力部が、どんな部署か、どんな業務を行っているのかなど、知りませんでしたし特に関心もありませんでした。国際協力部が創設されたのが、2001年4月ですから、約10年と歴史が浅いからかも知れません。

まずは法務省の若い職員の方々に、法整備支援に興味を持っていただきたいと思っています。

- 5 法整備支援に関しては、2009年の海外経済協力会議の下で「法制度整備支援に関する基本方針」が策定されて、政府としても官民連携してオールジャパンによる支援体制を強化していくとのことですので、法整備支援の分野は、今後更に発展が見込まれる分野であることに間違いありません。

私は、国際協力部が今後注目される部署になると確信しています。

若い職員の皆さん、国際貢献ができる業務に携われる国際協力部（国際協力事務部門）に異動希望してみませんか。

－ 編 集 後 記 －

私は、2010年4月に国際協力部に異動してきましたが、それまでは検察庁で「国際協力」や「法整備支援」と縁のない業務ばかり担当してきました。そのような私がこの1年間を何とか無事に乗り切れたのは、ひとえに皆様の御指導、御協力のおかげだと思っています。この場を借りてお礼申し上げます。

私の主な担当国は中央アジアであり、本号に掲載している「第3回中央アジア比較法制研究セミナー」の事務を担当しました。また、同じく本号に掲載している「第12回日韓パートナーシップ（日本セッション）」にも、事務の副担当として関与しました。各研修員は、少しでも多くの知識を得ようという熱意を持って研修に臨んでいるため、議論が白熱して予定時間を超過してしまうことが度々あり、事務担当者としてとても冷や冷やすることもありました。しかし、それと同時に、そのような研修員たちの姿を見て、私も熱意を持って今後の業務に携わっていこうと思いました。

本号の「巻頭言」は、池田裕彦弁護士の「法整備支援のリクルート担当」です。法整備支援に携わる人材の育成や確保の必要性について、御自身の経験を交えて語られていますので、ぜひ御一読ください。

「特集」は、「サマーシンポ 私たちの法整備支援2010」シンポジウム（2010年9月3日開催）です。今回のサマーシンポは、名古屋大学が実施したサマースクールと連携したものとなっています。サマースクール参加者の中から募った学生グループに、架空の被支援国に対する支援についての研究結果を発表してもらいました。また、元長期専門家3名に参加していただき、上記発表についてのパネルディスカッションを実施しました。当日は100名余りの方々の参加があり、記録的な猛暑にも負けない熱い議論が交わされました。

「国際研修」は、2010年10月から12月にかけて実施した研修について、担当教官からの実施報告です。当部の活動が多岐にわたることがお分かりいただけると思います。

また、「国際協力の現場から」では、JICAガーナ事務所の西畑絵美氏に御執筆願いました。これまで法整備支援に関わってこられた経験を振り返り、法整備支援に対する率直な御意見が語られています。

さらに、「活動報告」では、国際会議に出席した当部の森永太郎教官が、会議の内容を報告しています。世界各国における法整備支援への取組状況が分かる大変興味深いものとなっています。

最後になりましたが、お忙しい中、御寄稿いただきました皆様には厚くお礼申し上げます。今後とも更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 田村 充